# 2024年度
# 自己点検・評価報告書

立命館大学

# 目　次

第１章 理念･目的 …… 1

第２章 内部質保証 …… 11

第３章 教育研究組織 …… 17

第４章 教育･学習 …… 25

第５章 学生の受け入れ …… 62

第６章 教員･教員組織 …… 69

第７章 学生支援 …… 83

第８章 教育研究等環境 …… 103

第９章 社会連携･社会貢献 …… 119

第 10 章 大学運営･財務

第１節 大学運営 …… 132

第２節 財務 …… 140

第1章　理念･目的

１．現状分析

**評価項目①**

**大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。**

＜評価の視点＞

・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

＜大学の理念・目的の適切な設定＞

本学は、「自由と清新」を建学の精神として 1900 年に設立され、第二次世界大戦後、「平和と民主主義」を教学理念として、大学の教育研究の展開および運営を行ってきた。これらの到達点のうえに立ち、2006 年に本学も含めた本学園の理念･目的を「立命館憲章」として定め、学内外および広く社会に公表している（資料 1-1【ウェブ】）。

立命館憲章

立命館は、西園寺公望を学祖とし、1900 年、中川小十郎によって京都法政学校として創設された。「立命」の名は、『孟子』の「尽心章句」に由来し、立命館は「学問を通じて、自らの人生を切り拓く修養の場」を意味する。

立命館は、建学の精神を「自由と清新」とし、第２次世界大戦後、戦争の痛苦の体験を踏まえて、教学理念を「平和と民主主義」とした。

立命館は、時代と社会に真摯に向き合い、自主性を貫き、幾多の困難を乗り越えながら、広く内外の協力と支援を得て私立総合学園への道を歩んできた。

立命館は、アジア太平洋地域に位置する日本の学園として、歴史を誠実に見つめ、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立する。

立命館は、教育・研究および文化・スポーツ活動を通じて信頼と連帯を育み、地域に根ざし、国際社会に開かれた学園づくりを進める。

立命館は、学園運営にあたって、私立の学園であることの特性を活かし、自主、民主、公正、公開、非暴力の原則を貫き、教職員と学生の参加、校友と父母の協力のもとに、社会連携を強め、学園の発展に努める。

立命館は、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由に基づき普遍的な価値の創造と人類的諸課題の解明に邁進する。その教育にあたっては、建学の精神と教学理念に基づき、「未来を信じ、未来に生きる」の精神をもって、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努める。

立命館は、この憲章の本旨を踏まえ、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する。

2006 年 7 月 21 日　学校法人　立命館

「立命館憲章」を踏まえ、大学および大学院の目的を学則および大学院学則に次のように適切に定めている（資料 1-2【ウェブ】,3【ウェブ】）。

（大学）
本大学は、建学の精神と教学理念に基づき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。
（大学院）
本大学院は、立命館建学の精神と教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

また、立命館憲章の目的を実現するために、正課・課外を包摂した学生生活全体を通じた学びと成長の支援を通じて、大学としてどのような学生を育成するのかを具体的に示すため、本学では 2017 年度、学部卒業時および大学院修了時における「学生育成目標」を決定し公表した。その具体的な内容は以下のとおりである（資料 1-4,1-5【ウェブ】）。

立命館大学学生育成目標
立命館大学は、「自由と清新」の建学の精神と「平和と民主主義」の教学理念に基づき、「未来を信じ、未来に生きる」の精神をもって、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努めることを教育的使命としています。
立命館大学は、多様なバックグランドや個性を持つ学生達が、「Creating a Future Beyond Borders 自分を超える、未来をつくる」ことができる主体として学び成長していくことを、様々な部署が連携することによって教職協働で支援しています。正課・課外など学生生活全体を通じて、「学びのコミュニティ」の中で相互に学び合い、切磋琢磨し、学部卒業時に次のようなことができる学生の育成を目指しています。
(1)多様な価値を尊重し、他者との対話と協働を重視し、「平和と民主主義」の価値観に裏打ちされた自律的な思考と行動ができる
(2)幅広い教養と専門性を有し、グローバルとローカルの視点を備え、既存の枠組みや境界を超えた「自由」で「清新」な思考と行動で問題発見・解決ができる
(3)自己を理解し、自らの役割や課題を踏まえた責任ある思考と行動ができる
(4)「未来を信じ、未来に生きる」高い志を持ち、生涯にわたって学び、行動し続けることができる

立命館大学大学院学生育成目標
立命館大学大学院は、「自由と清新」の建学の精神と「平和と民主主義」の教学理念に則り、多彩な専門分野を擁し、高度な専門性をきわめることができる先進的な教育と高い研究倫理に基づく研究を行なっています。そして、社会において、「未来を信じ、未来に生きる」の精神をもって、深い学識と明晰な知性に裏打ちされたリーダーシップによっ

て、人類や社会の発展に向けた問題発見・解決ができる人間の育成を目指しています。これらを通じて、大学院修了時に次のようなことができる学生の育成を目指しています。
(1)専門職・研究職としての高い倫理と「平和と民主主義」の価値観に裏打ちされた自律的な思考と行動ができる
(2)高度な専門性に裏付けられた知識・技能・経験を活用し、「自由」で「清新」な思考と行動で問題発見・解決ができる
(3)異なる専門分野や社会・他者との対話・協働とグローバルな連携を通じて、多様な価値を尊重しつつ、知識の創造や目標の達成に貢献する、社会的責任を自覚した思考と行動ができる
(4)「未来を信じ、未来に生きる」高い志を持ち、生涯にわたって学び、行動し続けることができる

＜大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定・公表＞

各学部・研究科においては、立命館憲章および学則の定めを踏まえた教育研究上の目的を学部は学部・学科を単位として学部則に、研究科は研究科・専攻・課程を単位として研究科則において適切に定めている（資料 1-6【ウェブ】）。

本学では、2007 年度の大学設置基準改訂に伴い、「教育研究上の目的および（観点別）教育目標の今後の取り扱いについて」に基づいて、「教育研究上の目的」を「人材育成に関する目標」として策定し、学部則・研究科則への反映等を行った（資料 1-7-1）。さらに、2010 年度には、学部における人材育成目的の検証と大学院における人材育成目的の策定に関する全学方針を定め、各学部・研究科で具体化を図った。その成果を踏まえ、必要に応じて学部則の改正を行うとともに、研究科においても研究科則に人材育成目的（教育研究上の目的）を明記した（資料 1-8）。その後、いわゆる３ポリシーの整備にあわせて、現在では「人材育成目的」として内容がより一層精緻化されている。以上の経緯から、本学においては「教育研究上の目的」と「人材育成目的」は同義である整理している（資料 1-7-2）。

2018 年度の機関別認証評価受審をきっかけに本学では、自己点検・評価活動の１つとして、2023 年度まで毎年度「基礎要件確認シート」を作成してきた。「基礎要件確認シート」は、大学が満たしておかなければならない基礎的な法令要件を確認するため、大学基準協会が認証評価受審時に提出を求めるものである。その作成過程は、全学の内部質保証組織である自己評価委員会から、学部・研究科事務局の会議である教務担当者会議を通じて作成要請がなされ（資料 1-9）、最終的には自己評価委員会での全学的観点での点検を経て、議決している。2024 年度からは、「基礎要件確認シート」の位置づけに代わるものとして「基本情報一覧」を毎年度作成することを確認している。このように、学部・研究科担当者を含めて組織的に作成する過程を整えることで、学部・研究科の目的の適切な設定・公表を毎年度点検・評価する体制を整えている。

理念・目的の本学の全構成員、特に学生への周知は重要である。2019 年度以降は、全学生に対して実施する主観的調査である「学びと成長調査」の中に、これら理念についての学生の認知度を測定する項目を新たに設け、年次モニタリングを開始している（資料 1-10 p.1-2,1-11-1,1-11-2）。具体的には、「学びと成長調査」のアンケート項目に、「問 0_01 立命館憲章を知っているか」「問 0_02 学生育成目標を知っているか」を設け、モニタリングを継続

している。

回答結果において、取り組みを始めた 2019 年度に比べ、「知っている」と答えた学生の割合が大きく改善されたものの、十分とはいいがたい（「立命館憲章を知っているか」は 2019 年度 33.0%→2024 年度 48.7%、「学生育成目標を知っているか」2019 年度 22.8%→2024 年度 34.6%、いずれも２回生の回答を例示）（資料 1-11-1 p.40）。他方、上回生（３～４回生）の周知度向上については、2019 年度の自己点検・評価報告書の改善計画で明示した、理念・目的における大学としての意識的な取り組み（オリエンテーションでの説明、「学びと成長調査」への設問設置、「未来を拓く-ようこそ立命館へ-」での周知）や 2021 年度より「学修要覧」へ掲載したことの成果であると考えられる。これにより、第３期機関別認証評価受審時の質問のひとつであった「大学や学部・研究科の理念・目的に対する理解度・認知度の検証」の仕組みは、一定程度整えられたと考えている。今後は、よりいっそう「未来を拓く」等を活用して周知度向上に取り組むとともに、「学びと成長調査」を通じて、認知度の経年変化について検証を行っていきたい。また、認知度に加えて、「教育目標達成度」に関連した設問に対する肯定的回答率を、チャレンジ・デザインにおける KGI（Key Goal Indicator, 重要目標達成指標）のひとつに設定し、中期の目標値および到達状況について公表を行っている。

**評価項目②**
**大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。**
＜評価の視点＞
・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

＜大学としての中・長期計画、その他諸施策の策定＞

立命館学園（以下、本学園）は、1900 年の創設以来、建学の精神を「自由と清新」、教学理念を「平和と民主主義」とし、さらに 2006 年には立命館憲章を策定し、世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献するという教育・研究機関としての根源的な使命と役割を明示し、その具現化に努めてきた。2011 年には、その使命と伝統を引き継ぐべく、学園ビジョン R2020「Creating a Future Beyond Borders 自分を超える、未来をつくる」を掲げ、様々な学園改革に取り組み、さらに 2018 年にはそれを引き継ぐ新たなビジョンの策定に向けて、常任理事会の下に「学園ビジョン R2030 策定委員会」および「学園ビジョン R2030 基本政策委員会」を設置し、「学園ビジョン R2030・学園像・人間像・政策目標」（以下、「学園ビジョン R2030」）を策定し、「社会共生価値」を創出する「次世代研究大学」の実現と「創発性人材」の育成に向けた取り組みを推進することとした（資料 1-12【ウェブ】）。この理念・目的は、R2020 後半期に重点的に取り組んだ大学院政策の成果を踏まえ、さらに大学院教学を充実させることで、「次世代研究大学」を実現するため、効果検証（資料 1-13）を経て策定されたものである。

学園ビジョン R2030

挑戦をもっと自由に
Challenge your mind Change our future

いま 世界と社会は 大きく 急激に 変わっています

先を見据えることが極めて難しい局面を迎えています

このような時代のなかで
未来のあるべき姿を積極的に社会に提起していくとともに

柔軟に 粘り強く 変化に対応できる力を育み
多様な人々が集う学園の創造を通じて社会に貢献します

このために 異なる価値観を認め合い
摩擦を恐れず 高め合い これまでの限界を超えていく

あらゆる人の自由な挑戦が
希望に満ちた未来につながる社会を目指して

私たちはこれからも挑戦を続けます

この「学園ビジョン R2030」には、2030 年に向けて急激に変化する予測困難なこれからの社会において、未来のあるべき姿を積極的に提起し、その実現に挑戦していくことにより、平和で希望に満ちた未来社会を実現することのできる学園になることを目標に、新たな価値の創造にこれまで以上に自由な発想で、今までよりも「挑戦をもっと自由に」していくという強い意志を込めている。こうしたテーマを掲げているが、その「自由」な「挑戦」はどのように支援、評価されるのか、本学の全構成員、特に学生にとっては重要な問題だと考えている。具体的には、大学として教員の優れた授業実践を支援するとともに、評価方法においても学生の知識だけでなく、コンピテンシーについても適切に評価することで、学生の「挑戦」を実質化し、創発性人材を育成する取り組みとして、コンピテンシー・フレームワークの検討を進めていることが挙げられる（資料 1-14)。

この「学園ビジョン R2030」は、２大学、4高等学校・中学校・１小学校を包含するビジョンとしている。このビジョンに基づき、学生・生徒・児童はもとより、教職員、校友に至るまで、個々人がそれぞれの立場から社会の在り方を考え、平和な社会の実現に向けて果敢に、自由に挑戦する人々が集う学園創造を進めるために、学園像・人間像・政策目標を策定した。

〇学園像
- ・学び続ける社会の拠点としての学園
- ・人類社会における様々な課題に挑む学園
- ・ダイバーシティ&インクルージョンを実現する学園

〇人間像
- ・チャレンジ精神に満ちた人間

・社会の変化に対応し、自ら考え、行動する人間
・グローバル・シチズンシップを備えた人間

〇政策目標
・新たな価値創造の実現
・グローバル社会への主体的貢献
・テクノロジーを活かした教育・研究の進化
・未来社会を描くキャンパスの創造
・シームレスな学園展開
・多様性を活かす学園創造

「学園ビジョン R2030」では上記のように学園像として「人類社会における様々な課題に挑む学園」と「ダイバーシティ＆インクルージョン（以下、D&I）の実現する学園」を、人間像として「グローバル・シチズンシップを備えた人間」を掲げている。

「人類社会における様々な課題に挑む学園」については、中・長期計画チャレンジ・デザインの最終年度である 2030 年が国レベルでの SDGs（持続可能な開発目標）の達成目標年度でもあることから、SDGs の達成に向けて立命館ならではの挑戦を宣言することも期待される。SDGs はチャレンジ・デザインが掲げる「社会共生価値の創出」とも密接に関連する。そのため、2019 年４月 17 日に総長を本部長とする「立命館 SDGs 推進本部」を立ち上げ、世界に共通する課題解決に向けて研究、人材育成、連携システムの構築に取り組むことを確認した。これらは現在の教育・研究においても重要なキーワードである。

「D&I」と「グローバル・シチズンシップ」は、これまで本学園が大切にしてきたさまざまな指向性、多様性を認め合う校風を、さらに明確にする形で設けられた。「D&I を実現する学園」とは、個人、組織、地域、国、宗教、風習、文化、世代をはじめとする社会のあらゆる多様性を前提とし、個人の意見や考え方の違いを理解・尊重し、他者と協働しながら多様な「つながり」を育む学園のことであり、「グローバル・シチズンシップを備えた人間像」とは、自分がグローバル社会の一員であることを自覚し、他者の立場と意見を尊重し、調和のとれた解を導き出すことにより、多文化共生社会の実現に挑戦する人のことである。

また、これらを実現するための政策目標のなかには、「多様性を活かす学園創造」として、「児童・生徒・学生から、校友に至る多様な個人と多様な組織が交わる学園の多様性を『総合力』としてプロデュースする学園創造に挑戦する」と明記し、「グローバル社会への主体的貢献」として、「グローバル化に伴う世界の変化が益々複雑化するなかで、地に足をつけて理念を掲げ、他者への共感と信義を重んずる主体として、世界がより良い方向に進むことに貢献するために教育・研究のグローバル化に挑戦する」と明記している。

なお、「学園ビジョン R2030」は 2018 年７月 27 日の理事会で議決され、それを実現するための課題やアクションプランを明確化した中・長期計画として、各設置校等で策定された「チャレンジ・デザイン」は 2020 年 11 月 27 日の理事会で議決され、広く学園構成員、社会に公開がなされている（資料 1-15-1,1-15-2【ウェブ】）。

学園として、チャレンジ・デザインの取り組みを財務面から促進するために、R2030 前半期における財政運営基本方針（資料 1-16）に基づいて「特別（推進）予算」を新たに設定するとともに、チャレンジ・デザインは、学園内の複数組織が協同して取り組む方策等がある

ことから、事業計画委員会において、方策の目標・計画の策定とその実績等の検証を通じて進捗の確認を行っている。

立命館大学のチャレンジ・デザインは、社会の大きな変化を背景に 2030 年に向けた立命館大学全体のチャレンジ・デザインと各学部・研究科の将来計画の方向性、各キャンパス・部門の「基本課題」を示す中・長期計画である。「立命館大学チャレンジ・デザイン」(以下、「RU チャレンジ・デザイン」) の目標を端的に示したのが、次の図式 1-1 である。

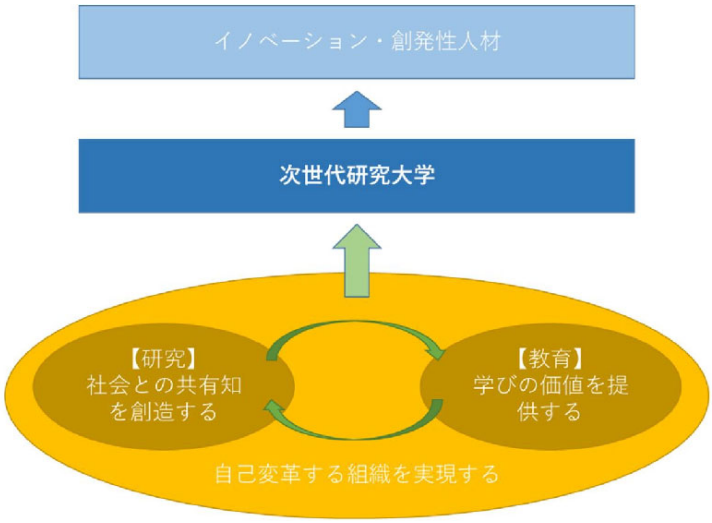


図 1-1　チャレンジ・デザイン２つの柱と３つの重点課題の検討図

イノベーション・創発性人材を生み出す「次世代研究大学」は、「社会との共有知を創造する」「学びの価値を提供する」、そして「自己変革する組織を実現する」という３つの重点目標達成に向けた取り組みを通して実現するものである。「次世代研究大学」が「研究と教育の拡大的再結合」を解釈の指針とするならば、この３つの重点目標は単に並列ではなく、研究の重点と教育の重点を往還する構成が核にあり、組織についての重点がその往還を支えるという構図が導かれる。

この構図に基づいて「RU チャレンジ・デザイン」の課題領域は、下の５点によって体系的に示されている。

１．Ritsumeikan Knowledge Nodes 構想を核とした次世代研究大学の構築
２．研究力の向上と教育の高度化をつなぐ教育の展開
３．多様化する学習者に向き合う学びのシステムの適応性の向上
４．オープン・イノベーションを推進する多元的な連携の構築
５．多様な個を新しい価値の創出へと導く組織変革

＜大学としての中・長期計画、その他諸施策の進捗及び達成状況の検証＞

R2030 期間における毎年度の事業計画の策定とその進め方として、R2030 期間(2021～2030 年度) を前半期・後半期に分け、年度ごとの具体的施策を記載した５年間の工程表 (資料 1-17) を作成し、事業の進捗や社会情勢を踏まえて見直しを図るローリング方式にて運用を行っている。

＜全構成員自治の考え方に基づく大学運営＞

チャレンジ・デザインのみならず、学園の様々な政策は、学園の文化であり、歴史となって学生にも深く浸透している。そのため、本学では、「平和と民主主義」の教学理念に基づき、大学運営における学生参画と、学生との「学園共創活動」を重視している。

本学では教育と研究や学生生活の改革・改善について、大学の「全構成員自治」の考え方に基づき、他大学に先がけて議論を積み重ねてきた歴史がある。その協議の場として設けられたのが「全学協議会」である。全学協議会とは、大学という「学びのコミュニティ」を構成する、学生の自治組織である学友会（資料 1-18【ウェブ】）の代表、大学院生の自治組織である院生協議会の代表、教職員組合、大学（常任理事会）、立命館生活協同組合（オブザーバー）が、教育、研究、学生生活の諸条件の改革・改善に主体的に関わり、協議するために設置された機関である。1948 年に設置された全学協議会とその先進的な理念は、現在では欧米の主要な大学で「学習と教育の質向上」のために必須の機関・取り組みとして認知されている。

学習・教育・研究の分野における学生参画については、2000 年に文部科学省から出された「大学における学生生活の充実方策について－学生の立場に立った大学づくりを目指して－」（通称、廣中レポート）を契機に、国内の多くの大学でピア・サポート活動が開始された。そのような中、本学には約 3,000 名を超えるピア・サポーターが活動しており、関連組織や教職員と連携を取りながら、多様な分野で活動している。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

### （１）長所・特色

本学は、「自由と清新」の建学の精神、「平和と民主主義」の教学理念の下、先進的で民主主義的な取り組みを、学生・教職員がともに挑戦し、議論し、協働で創り上げてきた。今次の中・長期計画についても、全構成員の意見を丁寧に集約しながら策定を進めてきたことは、本学ならではの強みであり、最大の長所・特色であると考えている。

「学園ビジョン R2030」で掲げた「SDGs 達成と D&I の実現」は、本学の理念を体現する重要な取り組みであり、同時に中・長期計画「RU チャレンジ・デザイン」が示す「社会共生価値の創出」とも密接に関係している。総長を本部長とする「立命館 SDGs 推進本部」では、世界に共通する課題解決に向けて研究、人材育成、連携システムの構築に取り組むことを確認した。

こうした立命館の理念を体現し、また象徴する学園像として掲げるのが「D＆I を実現する学園」である。また、「グローバル・シチズンシップを備えた人間」とは、自分がグローバル社会の一員であることを自覚し、他者の立場と意見を尊重し、調和のとれた解を導き出すことにより、多文化共生社会の実現に挑戦する人のことである。

これらの学園像・人物像は、学園の文化であり、歴史となって学生にも深く浸透している。そのため、本学では、「平和と民主主義」の教学理念に基づき、大学運営における学生参画と、学生との「学園共創活動」を重視している。

本学では教育と研究や学生生活の改革・改善について、大学の「全構成員自治」の考え方に基づき、他大学に先がけて議論を積み重ねてきた歴史がある。その協議の場として、全学協議会がある。1948 年に設置された全学協議会とその先進的な理念は、現在では欧米の主

要な大学で「学習と教育の質向上」のために必須の機関・取り組みとして認知されている。2022 年度の全学協議会での議論を経て、教学部と学生部が連携して、全学自治会や学部自治会の代表者との懇談を開催し、教学諸制度改革の全学での議論状況を逐次報告するだけでなく、ワークショップを開催するなど、教学課題や学生支援などについて、議論する仕組みを導入している。具体的には、2025 年度に導入する新学年暦や、学部英語教育における専門架橋型教育の導入を促す試み、教養教育改革などについて懇談を実施した(資料 1-19～21)。

一方、学習・教育・研究の分野における学生参画については、本学ではアメリカ、カナダと同様、1960 年代よりオリター・エンターが活動を始め、現在では約 3,000 名を超えるピア・サポーターが関連組織や教職員と連携を取りながら、多様な分野で活動している。授業でさまざまな学びの支援をする ES（Educational Supporter）や留学生支援のための多種多様なバディ、ボランティアなどもすべて本学で活躍するピア・サポーターである。コロナ禍において、最も影響が大きかったと考えられるのが、1 回生を中心とする学生のコミュニティ形成が妨げられたことであった。そのなかで、ピア・サポートの重要性も改めて認識されたと考えられる。コロナ禍で対面授業が制限されるなか、授業の形態や方法について、教員も様々な試みに取り組んだ。そのベースとなったのは、コロナ禍以前から試みていた、従来の学生が一方的に聴く講義とは異なる授業の形態や方法の蓄積であった。学習における学生参画、いわゆる、アクティブ・ラーニングである。サービスラーニングや協調学習、問題解決型授業、プロジェクト型授業など、本学においては各学部・研究科、そして共通教育で数多くの実践が行われ、学生の主体的な学びを促進している。

このように、本学では建学以来の理念を礎に、全構成員が対話と協働を通じて改革を推進してきた。中・長期計画の策定においても、その姿勢は貫かれ、全構成員による意見集約と合意形成を丁寧に重ねたことは、他に類を見ない本学独自の取り組みである。こうした共創の精神と実践こそが、立命館の持続的な発展を支える原動力であると言える。

（２）問題点

理念・目的の本学の全構成員、特に学生への周知は課題である。全学生に対して実施する主観的調査である「学びと成長調査」の中に、これら理念についての学生の認知度を測定する項目を 2019 年度から新たに設け、年次モニタリングを開始した。

回答結果において、取り組みを始めた 2019 年度に比べ、「知っている」と答えた学生の割合が大きく改善されたものの、十分とはいいがたい（「立命館憲章を知っているか」は 2019 年度 33.0%→2024 年度 48.7%、「学生育成目標を知っているか」2019 年度 22.8%→2024 年度 34.6%、いずれも２回生の回答を例示）。

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学の理念・目的およびそれを踏まえた学部・研究科の目的は適切に設定されている。ただ、設定された大学や学部・研究科の理念・目的に対する学生の理解度・認知度を向上させるための取り組みは、継続していく必要がある。この間、上回生（３～４回生）の周知度向上については、2019 年度の自己評価報告書の改善計画で明示した、理念・目的における大学としての意識的な取り組み（オリエンテーションでの説明、「学びと成長調査」への設問設置、『未来を拓く-ようこそ立命館へ-』での周知）や 2021 年度より「学修要覧」に掲載し

たことの成果であると考えられる（資料 1-11-1）。第３期機関別認証評価受審時における質問内容のひとつであった「大学や学部・研究科の理念・目的に対する理解度・認知度の検証」の仕組みは、一定程度整えられたと考えているが、今後はよりいっそう、『未来を拓く』等を活用して新入生からの周知度向上に取り組むとともに、「学びと成長調査」を通じて、認知度の経年変化について検証を行っていきたい。

また、2018 年度に理事会で議決された「学園ビジョン R2030」およびその実現を目指す中・長期計画として、具体的な工程を示したチャレンジ・デザインは、本学の理念・目的を具体的な将来構想実現のための政策として具体化したものである。それは立命館の文化・歴史を適切に踏まえ、全構成員の意見集約を経て策定された。それを実現するため、事業計画と KGI・KPI を常任理事会で審議、策定し、毎年度その進捗についても確認している（資料 1-22）。直近では、各学部・研究科の学部長・研究科長全員が出席する 2024 年７月 24 日の常任理事会サマーレビューにおいて、事業計画委員会で策定した KGI および KPI 指標に着目して進捗や課題に関わる分析を行った（資料 1-23）。

R2030 期間（2021～2030 年度）における事業計画の策定とその進め方として、前半期・後半期に分け、年度ごとの具体的施策を記載した５年間の工程表を作成し、事業の進捗や社会情勢を踏まえて見直しを図りながら、ローリング方式にて運用している。

また、立命館憲章について、基本的な理念は堅持しつつ、学園を取り巻く情勢の変化や学園が目指す方向性を反映するために、一部改正の検討を進めている（資料 1-24）。

第２章　内部質保証
１．現状分析

**評価項目①**
**内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。**

＜評価の視点＞

・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
　※　具体的な例
　　・３つの方針の策定の調整・支援。
　　・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
　　・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
　　・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
　　・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

＜内部質保証方針の適切な設定＞

本学では、大学基準協会の第３期認証評価基準（2016 年 10 月公表）、文部科学省中央教育審議会大学分科会の審議まとめ（2016 年３月公表）等における内部質保証の位置づけ、また 2016 年度に学長の諮問により実施された大学評価委員会による評価結果（2017 年１月受領）等を踏まえ、質保証に関するこれまでの取り組みの蓄積とこれからの方針を整理し、2017 年３月に内部質保証に関する方針を定めた。

内部質保証方針（資料 2-1【ウェブ】）は、「基本的な考え方」「組織体制」「教学に関する行動指針等」の３部から構成されている。

「基本的な考え方」では、大学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・向上を推進することを規定したうえで、自己評価委員会が全学内部質保証推進組織である旨を明記している。また、委員会の下に分野毎の部会を置き、その下に学部・研究科が位置するという階層構造を明示している。さらに、大学レベルでの外部評価（大学評価委員会）、学部・研究科レベルでの外部評価（専門分野別外部評価）、質保証に関する理解の促進および組織文化への定着等について規定している。

「組織体制」では、教学を担当する副学長が自己評価委員会委員長を務めること、自己点検・評価結果を学長に報告し、報告を受けて学長が各組織に必要と思われる事項の改善の実施を求め、当該組織が改善計画・改善結果を自己評価委員会に報告するというサイクルを通して全学の内部質保証を推進することを規定している。また、自己評価委員会の下で全学的観点から自己点検・評価を行う幹事会、分野ごとの自己点検・評価を行う部会、事務局を務める大学評価・IR 室、そして学部・研究科（教職課程を実施する全学的組織等の教育系機構を含む）は教学分野を所管する教学部会の下で「教学総括・次年度計画概要」の作成を通

して自己点検・評価を行う体制とすること等を定めている。
「教学に関する行動指針等」では、教学改革・改善・実践・検証の方向性を示す指針として位置付けられている「教学ガイドライン」（資料 2-2-1,2-2-2）を行動指針とする旨を定めている。
上記のとおり、本学では、大学として内部質保証のための方針を適切に設定している。

＜教育の充実、学習成果の向上のための内部質保証システムの整備、適切な機能＞
本学では、各種規程（自己評価委員会規程、大学評価委員会規程、大学評価・IR 室規程）および前述の内部質保証方針に基づいて、図 2-1 のとおり、内部質保証システムを整備し、自己評価委員会幹事会（事務局：大学評価・IR 室）・各部会や全学横断の機構（教育開発推進機構等）等の支援や調整の下で点検・評価等の活動を行っている（資料 2-3～5）。

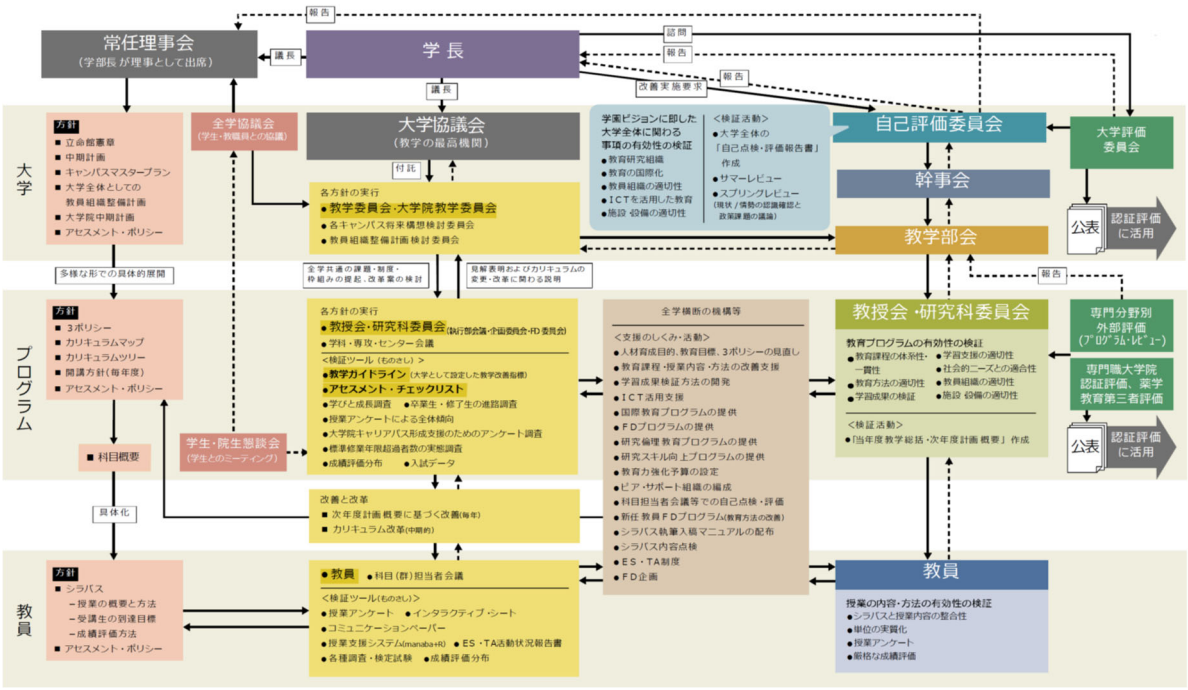

図 2-1　教育に焦点を当てた内部質保証システム体系図

また、内部質保証システムを機能させるため、中期的な方針を定めたうえで（資料 2-6）、毎年度の活動方針を確認し、各種取り組みを実施してきている（資料 2-7～12）。
2019～2025 年度の中期方針では、自己点検・評価に関する本学の到達水準を踏まえたうえで、内部質保証と学習成果を中心に据えながら、大学としての質文化の醸成および目標の達成に向けた継続的な改善を効率的・効果的に推進することを重視している。
そのための基本的な設計として、「モニタリング」と「レビュー」の考え方を取り入れ、毎年度行うデータ収集等による効率的な点検・評価（モニタリング）と、そこで得られた点検・評価結果を総合的に評価（レビュー）して改善・向上に繋げる取り組みを連続的に行うことにより、内部質保証の推進を図っている（表 2-1 参照）。

表 2-1　中期方針（2019～2025 年度）期間における取り組み概要

| 年度 | 自己点検・評価 | | 年度別テーマ | 専門分野別外部評価 | 大学評価委員会 | 認証評価機関別 | 認証評価 専門職大学院、薬学教育 第三者評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | モニタリング | レビュー | | | | | |
| 2019 | ● | | ● | ● | | | |
| 2020 | ● | | ● | ● | | | 経営管理 |
| 2021 | ● | | ● | ● | | | 教職 |
| 2022 | ● | | ● | ● | | 改善報告 | 法務 |
| 2023 | ● | ● | | ● | ● | | |
| 2024 | ● | ● | | ● | | | |
| 2025 | ● | | | | | ○ | 経営管理 薬学教育 |

「モニタリング」としては、各種指摘事項の改善状況（学長改善要求、認証評価、薬学教育第三者評価、専門分野別外部評価、設置認可留意事項等）や定量的な確認（「大学基礎データ」「基礎要件確認シート」）、中期計画に基づく事業計画の点検結果等を用いながら、当該年度の成果や進捗を中心に「長所・特色」「問題点」について効率的な点検・評価を行い、簡潔なとりまとめを行っている。また、各学部・研究科等における自己点検・評価として毎年度作成する「教学総括・次年度計画概要」は、教学部会においてとりまとめられ、これを踏まえて全学的な自己点検・評価を行っている。

「レビュー」としては、モニタリングによる効率化によって捻出されたエフォートを活用した年度別テーマレビュー：2019 年度学習成果（資料 2-13）・2020 年度社会連携・社会貢献（資料 2-14）・2021 年度コロナ禍対応（資料 2-15）・2022 年度 DX 推進（資料 2-16）と、２巡目となる学部・研究科の自己点検・評価に基づく専門分野別外部評価（資料 2-17【ウェブ】）、さらには 2023 年度に実施した大学全体の自己点検・評価に基づく大学評価委員会（資料 2-18）等を位置づけている。また、制度としての認証評価受審もレビューのひとつとして位置づけている。レビューの結果は、自己評価委員会で共有するとともに、各評価における指摘事項の改善状況について毎年度確認することを通じて、改善・向上に活用している。

このように、「モニタリング」と「レビュー」による自己点検・評価活動を通じて、改善・向上のサイクルをまわしている。

また、本学には、大学レベルでは「全学協議会」、学部・研究科レベルでは五者懇談会や院生懇談会等、学生・院生の声を反映させる仕組みがあり、教育の質保証や質向上に向けて、学生の参画が制度化され、機能している。

2018 年度の機関別認証評価受審や同年の全学協議会での学生との対話等を契機として、大学運営等に関わる IR 機能の強化・充実に向けて、自己評価委員会事務局を担う大学評価室を大学評価・IR 室に改組した（資料 2-19）。また、2021 年度に教育・研究 DX 推進室を設置し、データ分析基盤である立命館データプラットフォームの構築やデータ利活用のための規程の整備等を進めている（資料 2-20,21）。

上記のとおり、本学では、教育の充実、学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させている。

**評価項目②**
**大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。**
＜評価の視点＞
・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

＜大学の諸活動の状況等の適切な公表、社会に対する説明責任＞

学校教育法、私立学校法等の法令、学校法人情報公開規程等の学内規程に基づいて、法人および学校の基本的情報、財務および経営に関する情報、事業計画書・事業報告書、教育研究活動に関する情報、評価に関する情報、コンプライアンス等に関する情報、ガバナンス・コードに関する情報、監査に関する情報、学生・生徒・児童の活動に関する情報、公費の助成に関する情報、情報公開に関する情報等について、法人および大学のウェブサイトを通じて広く社会に公表している（資料 2-22,23【ウェブ】,24【ウェブ】）。

また、自己点検・評価、外部評価、大学評価委員会評価、認証評価で得られた内部質保証や IR 等の評価に関する情報は、近日の取り組みに関するブログ記事での発信等を含めて、大学評価・IR 室のウェブサイトを通じて詳細に公表し、説明責任を果たすとともに、透明性を高めている（資料 2-25【ウェブ】）。

さらに、学生調査「学びと成長調査」の結果について、本学の学生全体における学びと成長の結果の報告、調査結果をもとに学生の学びと成長の共通理解を生み出し、振り返りを通じて学生自らの学びと成長を考える一助となること等を目的として、2019 年５月より「学びと成長レポート」を発行し、教育開発推進機構のウェブサイトを通じて社会に公表している（資料 2-26【ウェブ】）。加えて、BI ツールを活用して可視化した「学びと成長調査」の集計結果についても、2024 年８月より学生をはじめ広く社会に公表している（資料 2-27-1,27-2【ウェブ】）。

上記のとおり、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

**評価項目③**
**内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。**
＜評価の視点＞
・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

＜内部質保証システムの有効性・適切性についての定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組み＞

内部質保証システムの有効性および適切性を点検・評価する取り組みとして、以下の４点をあげることができる。

１点目として、中期方針の策定を挙げることができる。

制度としての認証評価受審をひとつの節目として、認証評価受審翌年度から次期認証評価受審年度までの７年間の中期的な方針を策定している（資料 2-6)。方針の策定にあたっては、自己点検・評価から外部評価、認証評価結果までの一連の仕組みや取り組み等について、外部からの指摘を含めて、大学の内部質保証に関する到達水準を確認し、大学にとって必要と考えられる次期（７年）の各種取り組みを全学の自己評価委員会において検討することによって、中期の改善サイクルが機能している。

２点目として、アセスメント・ポリシーの策定を挙げることができる。

学生の育成に関する目的・目標の検証・評価およびそれに基づく教育研究や学生支援等の改善・改革を方向付けるものとして、大学レベル、学部・研究科レベル、授業レベルでのアセスメント・ポリシーが策定され、学部・研究科レベルでは具体的なアセスメントの実施方法等について、アセスメント・チェックリストの作成を行い、毎年度の自己点検・評価や改善・向上に向けた取り組み（教学総括・次年度計画概要）において活用されている（資料 2-28)。

３点目として、学生の参画の取り組みを挙げることができる。

学生調査「学びと成長調査」の実施等に加えて、大学レベルでは全学協議会、学部・研究科レベルでは五者懇談会や院生懇談会等、大学または学部・研究科と自治組織等を中心とする学生・院生との対話の機会が一定の周期で設けられている。これらは教育研究等の環境改善に向けて、学生・院生の意見を検討する際の経路のひとつとして定着している（資料 2-29【ウェブ】)。2022 年度全学協議会代表者会議や大学と学友会との意見交換を踏まえた、財政の公開・可視化の取り組みとしての財政運営のウェブサイトの刷新や、院生協議会からの要望を踏まえた外国語学習ツールの導入等が挙げられる（資料 2-30　p.2-3・6,2-31【ウェブ】)。

４点目として、外部評価の活用を挙げることができる。

前述の中期方針に基づいて、７年間のサイクルの中で、学部・研究科レベルおよび大学レベルにおいて外部評価を実施し、自己評価委員会でその評価結果を共有するとともに、各評価における指摘事項の改善状況について毎年度確認することを通じて、改善・向上に活用している。

専門分野別外部評価が前者にあたり、2013～2016 年度の第 1 サイクルに続いて、2019～2024 年度の第２サイクルを実施している（資料 2-32,33)。

大学評価委員会が後者にあたり、前回の 2016 年度に続いて、2023 年度にも実施した（資料 2-34,35)。2016 年度大学評価委員会において、社会と接続した検証の仕組み構築についての指摘を受けたことを踏まえ、専門分野別外部評価において学生の進路に関わる関係者を外部評価委員に含めるなど、制度自体の改善・向上に繋げている（資料 2-33)。

上記のとおり、本学では、内部質保証システムの有効性および適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

### （１）長所・特色

内部質保証に関する長所・特色として、以下の４点を挙げることができる。

１点目は、中期方針の策定およびモニタリングとレビューによる効率的･効果的な自己点検・評価と改善・向上の取り組みの実施である。大学としての質文化の醸成等に向けた持続的な取り組みであるとともに、年度別テーマレビューによる組織横断的テーマへの焦点化によって内部質保証に関わる改善の契機ともなっている。

２点目は、アセスメント・ポリシーの策定と、これに基づく自己点検・評価および改善・向上の実施である。アセスメント・ポリシーは、組織目標の検証・評価、教育研究・学生支援等の改善･改革を方向づける大綱的な方針として確認され、学部・研究科レベルではアセスメント･チェックリストが作成され、毎年度の自己点検･評価と改善･向上に活用されることによって内部質保証の実質化に寄与している。

３点目は、学生の参画である。大学および学部・研究科と学生・院生との対話の機会が、教学改善、学生支援策等、学生・院生の教育研究環境等の改善の経路として定着していることが重層的な内部質保証の実現に寄与している。

４点目は、外部評価の活用である。中期方針で定めている学部・研究科レベルおよび大学レベルでの外部評価の実施が、当該評価結果の活用、また自己評価委員会における指摘事項の改善状況の確認等を通じて、内部質保証の改善に繋がっている。

（２）問題点

特になし。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、内部質保証のための方針を適切に設定している。

また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、自己評価委員会規程等の各種規程および内部質保証方針に基づいて内部質保証システムを整備し、さらに７年の中期方針および毎年度の活動方針を策定し、それに基づき適切に機能させている。

さらに、法令および学内規程等に基づいて、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

内部質保証システムの有効性および適切性については、中期方針、年度別テーマレビュー、アセスメント・ポリシー、学生の参画、外部評価の活用等によって、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

今後に向けては、アセスメント・ポリシーの策定を受けた大学レベル、授業レベルのアセスメント・チェックリストの策定および各アセスメント・チェックリストに基づく評価指標･評価基準のあり方について継続的な検討を行う。また、立命館データプラットフォーム等の DX 環境の進展にあわせ、教学、学生支援、研究など各分野における IR 機能との連携のもと、全学横断的な IR 機能のさらなる強化・充実を図る。

第３章　教育研究組織
１．現状分析

**評価項目①**
**大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。**
＜評価の視点＞
・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

＜大学の理念・目的に照らした学部・研究科、研究所、センターその他の組織の設置状況の適切性＞

○教育組織

本学では、建学の精神や教学理念、立命館憲章に基づき、教育研究や科学技術の動向、社会の要請を踏まえて、教育研究組織を設置している。本学は、京都市北区にある「衣笠キャンパス」（以下、KIC）、滋賀県草津市にある「びわこ・くさつキャンパス」（以下、BKC）、大阪府茨木市にある「大阪いばらきキャンパス」（以下、OIC）、および京都市中京区にある「朱雀キャンパス」等からなる。2018 年度食マネジメント学部および人間科学研究科を設置、2019 年度グローバル教養学部を設置ならびに応用人間科学研究科を廃止、2021 年度食マネジメント研究科を設置ならびに公務研究科を廃止し、2024 年４月 1 日現在、16 学部 21 研究科を設置している。各学部・研究科の教育研究上の目的は、それぞれ学則、大学院学則、各学部則・研究科則に規定し、それに基づき教育研究活動を展開している。さらに、大学全体の教育（教職課程を含む）やその改善を横断的に推進・支援する組織として、教育開発推進機構、共通教育推進機構、教職教育推進機構等の５つの教育機構を整備している（資料 1-2【ウェブ】,3【ウェブ】,大学基礎データ表 1）。

「RU チャレンジ・デザイン」において掲げる教育研究の質向上を軸とする教学改革をさらに推進するために、次のような教育組織のキャンパス移転や新設、改組等を行った。

第一に、2030 年に向けて、うめきた二期開発や大阪・関西万博開催を契機に大きな社会変化が予想される大阪に位置する OIC は、「アジアのゲートウェイ」「都市共創」「地域・社会連携」のキャンパスコンセプトを高度化する中で、2024 年度の映像学部・研究科、情報理工学部・研究科の OIC 移転を契機に、ソーシャルコネクティッド・キャンパス展開を先導し、社会連携型の新たな教育、研究モデルを確立することに取り組んでいる（資料 1-15）。また、経営管理研究科では、「RU チャレンジ・デザイン」における前半期（2025 年度まで）に取り組むべき政策のうち、社会人教育の展開の事業戦略の一つとして新たな専攻設置による展開をまとめている。これに従い、2024 年４月に経営管理研究科に入学定員 70 名、収容定員 140 名を擁する観光マネジメント専攻を開設した（既設経営管理専攻：入学定員 80 名、収容定員 160 名）（資料 3-1）。

第二に、SGU の事業展開（2014 年度採択－2023 年度終了）における 10 年間の取り組みを通じて、本学におけるグローバル化の取り組みを促進させている。具体的には、多文化協働人材の輩出を目指し、国際系教学の新たな創造、留学生の受け入れ、国内学生の海外派遣、外国人教員、外国人職員の採用、国際協力事業の推進など、グローバル環境の整備に邁進してきた。英語基準コースについても、国際関係学部グローバル・スタディーズ専攻、政策科学部 CRPS 専攻、情報理工学部 ISSE コースの設置をはじめ、多くの学部・研究科において英

語基準コースが設置されてきた。2024 年度現在、４学部５プログラム、大学院 19 プログラムが設置されており、大学全体のグローバル化への波及効果を生み出している。

各学部・研究科においても、学部教学の特性を活かした文部科学省の世界展開力強化事業（文学部、政策科学部、国際関係学部、経済学部、経営学部、理工学部、情報理工学部、生命科学部）をはじめ、情報理工学部の「大連理工大学・立命館大学国際情報ソフトウェア学部」や、学士課程としては日本で唯一のジョイント・ディグリー・プログラムである「アメリカン大学・立命館大学国際連携学科」を国際関係学部に開設している（資料 3-2【ウェブ】）。なお、文学部の「キャンパスアジア・プログラム」は、世界展開力強化事業に３期連続で採択され、１期・２期では最終評価で S 評価を獲得するなど、高い注目と評価を得ている（資料 3-3【ウェブ】）。さらに、世界有数の研究大学であるオーストラリア国立大学とのデュアル・ディグリー・プログラムを核としたグローバル教養学部の開設は、本学のグローバル教育の国内外におけるプレゼンスを飛躍的に高め、多文化コミュニティの形成に資するグローバル大学として発展を遂げる教学創造であった。このような各学部・研究科・教育機関におけるグローバル教育の取り組みによって、グローバル社会で活躍する多文化協働人材の輩出に繋げている。

〇研究組織

立命館大学学則第８条に基づき設置している６つの研究機構のうち、衣笠総合研究機構、総合科学技術研究機構、BKC 社系研究機構、OIC 総合研究機構は、キャンパス別、研究分野別のガバナンス体制を構築し、各キャンパスの特色を活かしながら、学部・研究科という教学組織の枠を超えた多様な研究活動を展開している。立命館グローバル・イノベーション研究機構（以下、R-GIRO）、立命館アジア・日本研究機構は、学長が機構長を兼任し、前述した４研究機構とは相対的に独立し、特色ある異分野融合型研究拠点の形成に特化した活動を展開している。R-GIRO は「21 世紀に持続可能で豊かな社会を構築する」ことを理念に、未来に先駆けたグローバル研究拠点を生み出す研究組織として、立命館アジア・日本研究機構はアジアを主題とする研究活動の知見を集約し、各機関を繋ぐハブの役割を担う研究組織として位置づけている。各研究機構は、その下に置く常設の研究所と有期限の研究センター・研究プロジェクト等を統括し、研究所・研究センターが行う学外共同研究等の事業や、所属研究員の研究活動をマネジメントする。各研究所・研究センターの理念・目的は、各研究機構規程で定め、それに基づき活動している（資料 3-4～10,11【ウェブ】）。

本学の研究センターが社会的ニーズに沿った活発な研究組織であるかを検証すべく、設置から一定期間経過後（原則 5 年後および 10 年後）には、活動状況を総括したうえで後継となる新規研究センターの設置や廃止、継続等の見直しを行っている（資料 3-10）。

前述した取り組みを受けて、2019 年度以降、衣笠総合研究機構の下に「クリエイティブ・メディア研究センター」「中東・イスラーム研究センター」「東アジア平和協力研究センター」「間文化現象学研究センター」「ゲーム研究センター」「法政基盤研究センター」「環太平洋文明研究センター」、総合科学技術研究機構の下に「スポーツ健康科学総合研究所」「防災フロンティア研究センター」「知能化社会デザイン研究センター」（2024 年度に OIC 総合研究機構へ移管）「バイオメディカルエンジニアリング研究センター」「琵琶湖・環境イノベーション研究センター」「IoT セキュリティ研究センター」（2024 年度に OIC 総合研究機構へ移

管）「創薬科学研究センター」「宇宙地球探査研究センター」「古気候学研究センター」「先端材料研究センター」「ロボティクス研究センター」「半導体応用研究センター」、OIC 総合研究機構の下に、「医療介護経営研究センター」「ものづくり質的研究センター」「日本バイオ炭研究センター」「デザイン科学研究所」の設置を決定した。

2024 年５月１日時点において、６つの研究機構の下に 16 の研究所と 33 の研究センターが設置され、活発な研究活動を推進している（資料 3-11【ウェブ】）。

＜衣笠総合研究機構＞

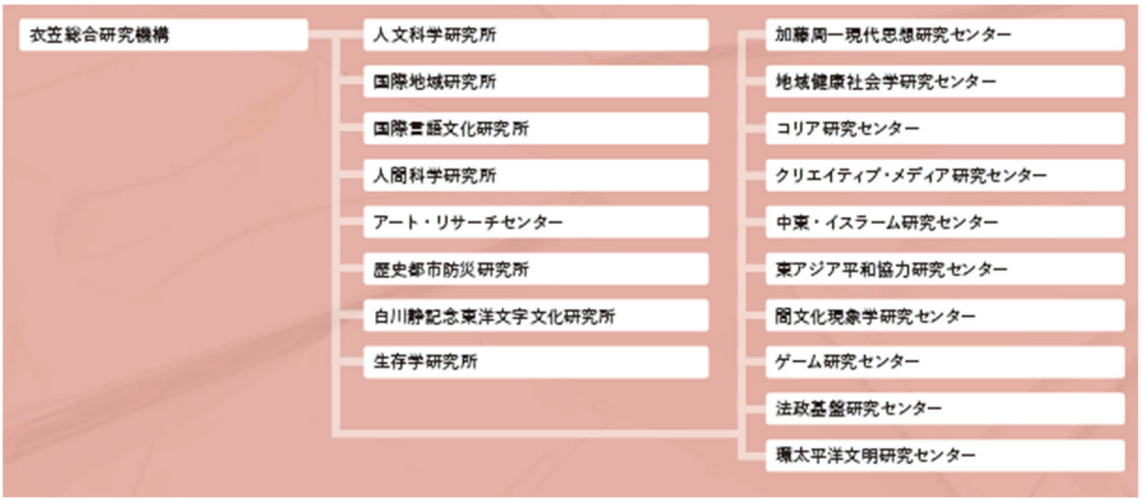


＜BKC 社系研究機構＞

＜総合科学技術研究機構＞

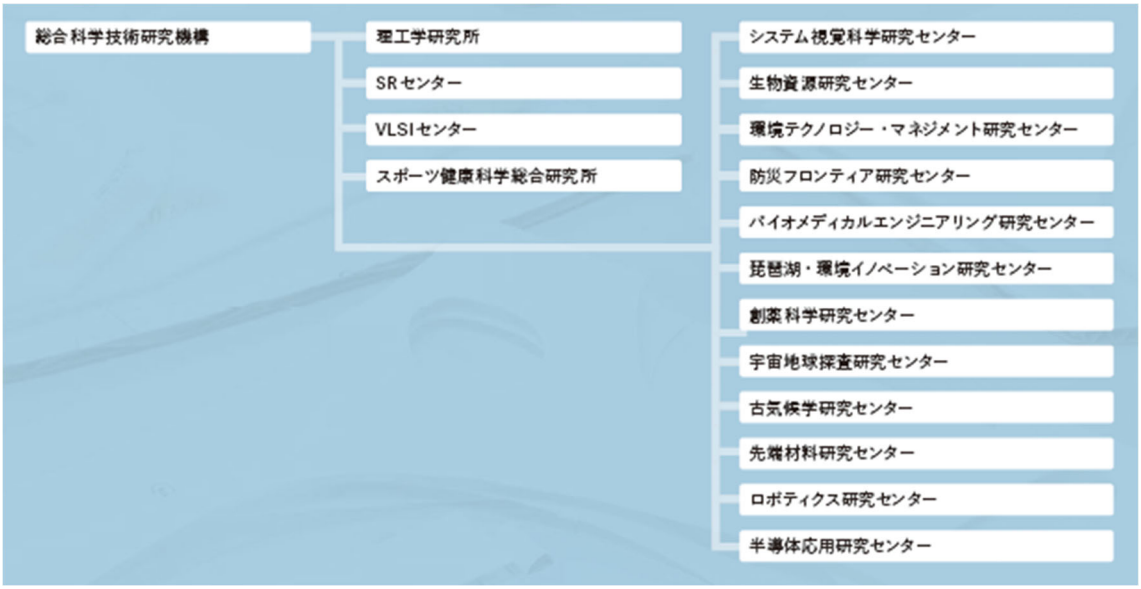

＜OIC 総合研究機構＞

＜立命館アジア・日本研究機構＞

＜立命館グローバル・イノベーション研究機構＞

図 3-1　研究組織

次世代研究大学をめざす本学の中・長期計画として「RU チャレンジ・デザイン」が策定され、そこに内包化される形で「立命館大学第４期研究高度化中期計画（2021～2025 年度）」が策定された（資料 3-12）。特に「RU チャレンジ・デザイン」内で示された「研究と教育の拡大的再結合」を高いレベルで実現するため、大学院教学との結びつきによる展開を企図し、専門研究員や博士課程後期課程（以下、後期課程）学生などの若手研究者への支援を重点課題の１つとした。研究所や研究センターなどの研究組織に、優秀で意欲の高い大学院生（特に後期課程学生）が参画することで、研究所や研究センターなどの研究組織の研究活動を活発化・高度化させるとともに大学院生のキャリアパスの支援にも繋げている。

**評価項目②**
**教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。**
＜評価の視点＞
・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組み＞
○教育組織

大学や学部・研究科、機構等の各組織では、新設時や再編時を中心に教育組織の適切性を検証し、教学展開を図っている。具体的には、新たな学部・研究科を設置する場合は、常任理事会の議を経たうえで、その下に新学部・研究科の設置委員会を設けて、同委員会が学部・

研究科の基本構成、教育課程、教員人事計画、施設整備、入学・進路就職政策、学費など、設置に向けた諸準備を進めている。また教育組織の新設に関する決定は、大学協議会、常任理事会の議を経て、理事会で行っている。既存の学部・研究科は、毎年度、当該学部・研究科の「教学総括・次年度計画概要」を軸に見直しを行い、再編（学生募集停止や廃止を含む）が必要な場合は大学協議会、常任理事会の議を経て、理事会で決定している（資料 1-2【ウェブ】,3【ウェブ】,3-13)。

教育組織の開設以降は、年度ごとの「教学総括・次年度計画概要」ならびに専門分野別外部評価において教育内容や学生の受け入れ状況を点検している。完成年度を迎えるまでは、設置時等に付された留意事項について当該学部・研究科で改善に取り組み、設置計画履行状況等報告書において履行状況を報告している（資料 3-14【ウェブ】)。これらの点検・評価結果が、次の中・長期計画における改善・向上への取り組みに繋がっている。こうした取り組みの結果のひとつとして、本学の教育に対する社会からの期待と評価が、志願者数や外国人留学生数等の高い水準に表れている。また、学生・院生の進路・就職状況は、ともに良好である（資料 1-22 p.56・57)。

「RU チャレンジ・デザイン」の策定を踏まえ、既存の組織や検討体制を横断する重点的な課題の領域を定め、チャレンジ・デザインのコンセプトや方向性を明確化し、具体的施策を検討する必要性と、次世代研究大学を牽引する研究拠点・教育プログラム開発の必要性が常任理事会・学園ビジョン R2030 基本政策委員会において提起された。これを踏まえ、「理系教育研究のあり方」および「アート・デザイン分野」の課題等について検討を進めることとし、関連する部会を設置した。

部会における検討状況を踏まえ、2021 年４月には「R2030 チャレンジ・デザイン前半期（2021 年度～2025 年度）の主な事業戦略（「工程表」）について」を常任理事会で審議、議決した。ここでは、「理系分野を中心とした先端・融合領域の研究・教育拠点（大学院）の設立」を「次世代研究大学の実現に向けて、研究力の向上に直結し、主たるひとつの指標としての世界大学ランキング 200 位台を目指すうえで取り組むべき政策」と位置付けた。また同様に、「アート領域の世界的研究・教育拠点形成」を「研究力向上と教育高度化を繋ぎ、創発性人材育成に取り組むうえで実施すべき政策」と位置づけた。

このように、各部会における検討およびそれを踏まえた「工程表」を、事業計画委員会、常任理事会で審議、議決したうえで、これらの内容に基づき、「RU チャレンジ・デザイン」の具体化を検討する委員会・部会を再編し、具体化に向けた取り組みを進めてきた。

新領域展開に関わっては、理系研究・教育展開構想具体化委員会において理系分野を中心とした先端・融合領域の研究・教育拠点構想の検討と、「Design & Art Research 領域（仮称)」検討部会においてデザイン・アート領域の研究・教育拠点構想の検討を開始した。理系分野においては立命館大学宇宙地球探査研究センター（ESEC）を設置、デザイン・アート領域においては「デザイン・アート学部、デザイン・アート学研究科（仮称）設置委員会」を設置し、関連部門において検討を進めている。今後さらに関連する課題の具体化を進め、次世代研究大学・次世代探究学園としての教育の挑戦的・創造的展開を推進する。

〇研究組織

各研究センターの日常の取り組みや年間の活動状況については、各研究センターを統括

するそれぞれの研究機構運営委員会において、定期的に進捗確認を行っている。

各研究機構に属する研究センターは、「立命館大学研究機構研究センター規程」に基づき、あらかじめ定めた設置期間を経過する際に、研究機構運営委員会および研究委員会において延長・廃止の判断を行っている。研究センターは、(1) 中長期的な活動を展望するセンターと、(2) 特定のプロジェクト単位で設置されるセンターに大別される。(1) は、設置から一定期間後に見直しを行うなど、あらかじめ定めた設置期間を経過する際に変更・廃止を行う。(2) は設置の際に定めたプロジェクト期間の終了に伴い廃止する。これにより、研究センターの形骸化を防ぎ、常に最先端の研究活動を推進することを目指している（資料 3-10)。

これらの取り組みにより、例えば、学外からの研究費受入件数は 2018 年度から年々増加しており、2023 年度は約 72.5 億円（1,674 件）となり、2018 年度比では、受入金額が 94%増、受入件数が７％増となっており、研究機構・研究センターの研究活動が活発に行われていることを示している（資料 3-15)。

定期的な点検・評価の結果を踏まえ、研究組織全体の改善・向上に向けた取り組みの一つとして、新しい研究領域への取り組みも積極的に進めている。「RU チャレンジ・デザイン」の策定を踏まえた具体化検討の経緯については上述のとおり、理系分野を中心とした先端・融合領域の研究・教育拠点構想の検討を継続しており、研究分野における具体化として、学術研究・産業・ビジネス分野をはじめ様々な観点から関心が高まりつつある宇宙・地球領域において、人類の生存圏の維持と拡大への貢献を目指し「立命館大学宇宙地球探査研究センター」を 2023 年７月に設置し、関連する研究推進を図っている。この「立命館大学宇宙地球探査研究センター」を基盤に、宇宙航空研究開発機構による「宇宙戦略基金事業」の SX 研究開発拠点に本学が採択されたことは、不断の改革に取り組んでいる本学の特徴的な事例といえる（資料 3-16【ウェブ】)。定期的な点検・評価の結果を踏まえ、社会の最新の要請に応える体制がいち早く構築できる仕組みが整備されており、拠点への採択という今回の成果に繋がっている。さらには、2023 年度より大学院キャリアパス支援機能を教学部から研究部に移管し、大学院生への研究支援やキャリア支援の体制強化を行った。また、大学院キャリアパス推進室の組織体制をあらため、新たに大学院キャリアパス推進室長は副学長から任命することを規定するなど、研究と教育の拡大的再結合を進めるために、実効的な組織構成にあらためた（資料 3-17,18)。

今後さらに関連する課題の具体化を進め、次世代研究大学・次世代探究学園として研究力向上に向けた取り組みを推進する。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

### （１）長所・特色

教育組織では、現在、英語基準コースを４学部５プログラム、大学院 19 プログラム設置しており、大学全体のグローバル化への波及効果を生み出している。また、「大連理工大学・立命館大学国際情報ソフトウェア学部」、ジョイント・ディグリー・プログラムの「アメリカン大学・立命館大学国際連携学科」、オーストラリア国立大学とのデュアル・ディグリー・プログラムを核とした「グローバル教養学部」の開設など、立命館憲章に謳う国際相互理解を通じた多文化共生の実現に向け、意欲的に教育組織の構築に取り組んでいる。本学の教育に対する社会からの期待と評価は、志願者数や外国人留学生数等の高い水準に表れている。

また、学生・院生の進路・就職状況は、ともに良好である（資料 1-22 p.56・57)。

研究組織では、キャンパス単位に研究機構を設置し、キャンパスの特色を踏まえた地域社会への貢献や産学官連携の推進を図り、柔軟性、即応性および機動性に富んだ研究活動を追求している。学部・研究科の枠を超えた横断的な共同研究活動を推進し、学際的かつ柔軟な複眼的視点から斬新で多面的な研究を進展させるため、研究所・研究センターは特定の学部または研究科に依拠しておらず、多様な研究者が参画することによって、活発な産学官連携や研究交流を行っている（資料 3-4～9)。

（２）問題点

特になし。

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

これまで述べてきた内容を要約すると、本学の教育研究組織に関する主な特徴を以下の４点にまとめることができる。

・持続可能で豊かな社会を支える教育研究組織

本学は、建学の精神や教学理念、立命館憲章に則り、2024 年４月 1 日時点で 16 学部 21 研究科を持ち、京都、大阪、滋賀のキャンパスで、社会的要請や科学技術の動向を考慮した教育研究組織を展開している。「学園ビジョン R2030」を基盤に、次世代研究大学を目指し、教育研究の質を高めている。６つの研究機構を擁し、これらは多様な研究を推進している。R-GIRO は持続可能な社会構築に注力し、立命館アジア・日本研究機構はアジア研究を軸に異分野融合型研究を行う。これらの機構は、2019 年度以降に設立された 16 の研究所と 33 の研究センターを統括し、学外共同研究や研究員の活動を支えている。特に OIC は、2030 年に向け、大阪・関西万博を含む社会変化を背景に「アジアのゲートウェイ」「都市共創」「地域・社会連携」のキャンパスコンセプトを高度化するとともに、2024 年度の映像学部・研究科と情報理工学部・研究科の OIC 移転を契機とし、ソーシャルコネクティッド・キャンパス展開を先導し、社会連携型の新たな教育、研究モデルの確立を目指している。

・グローバル大学としての教育研究連携ネットワーク

グローバル大学への取り組みでは、多文化協働人材育成、国際連携、英語基準コース設置、オーストラリア国立大学とのデュアル・ディグリー・プログラムなどが進行中である。現在、英語基準コースが４学部５プログラム、大学院 19 プログラム設置されており、大学全体のグローバル化への波及効果を生み出している。現在、本学では、志願者数や外国人留学生数が高い水準で推移し、学生の進路・就職状況も良好である。今後、さらにさまざまな国々から留学生を確保して教育研究の多様性を高めていきたい。また研究部では、研究所・研究センターを対象として、海外のトップ大学との研究協力協定や国際的な研究連携を促進するプログラムを提供しており、その成果としての MOU や共同研究契約の締結も増えている。

・研究と教育の拡大的再結合

現在研究部と教学部は、「立命館大学第４期研究高度化中期計画（2021～2025 年度)」の

下、両部が密接に連携することで、「RU チャレンジ・デザイン」内で示された「研究と教育の拡大的再結合」に向けた多様な施策の立案と実施を行っている。例えば専門研究員や後期課程学生などの若手研究者への支援を重点課題の 1 つとしている。研究所や研究センターなどの研究組織に、優秀で意欲の高い大学院生（特に後期課程学生）が参画することで、研究所や研究センターなどの研究組織の研究活動を活発化・高度化させるとともに大学院生のキャリアパスの支援にも繋げている。これら「研究と教育の拡大的再結合」に向けた組織的な取り組みは、2023 年度大学評価委員会でも長所として取り上げられ高く評価されている（資料 2-18 p.11）。

・次世代研究大学への取り組み

「RU チャレンジ・デザイン」に基づき、次世代研究大学の実現に向け、教育組織は理系とアート・デザイン分野の課題を定め、具体的施策を検討している。2021 年４月の常任理事会で、次世代研究大学の実現を通じた世界大学ランキング 200 位台の目標達成に向けて、理系分野を中心とした先端・融合領域の研究・拠点設立と、アート領域の世界的研究・教育拠点形成を創発性人材育成政策として議決し、これを理系研究・教育展開構想具体化委員会および「Design & Art Research 領域（仮称）」検討部会で進めている。一方、研究組織は研究センターの評価に注力し、2018 年度から研究費受入が増加、2023 年度は約 72.5 億円となった。また、宇宙・地球領域の世界トップ水準の研究を目的とした「立命館大学宇宙地球探査研究センター」を 2023 年７月に設置し、研究力強化を目指している。

本学では教育研究組織に関するこのような特長やそれをさらに進化させる持続的な取り組みが行われており、社会共生価値を生み出す次世代研究大学としての発展が期待される。その一方で、現在急速に進んでいるグローバル化のトレンドの中で、本学も国内の多くの大学と同様の課題を抱えている。それらの主なものとしては、カリキュラムの国際化と英語による授業の拡充、国際学生のさらなる受け入れ、教員の多国籍化と国際共同研究の推進などである。本学が国内の他大学に先駆けてこれらの課題に取り組むことで、世界的に高いレピュテーションを持つ次世代研究大学として発展を遂げ、多様な学生や研究者が集まるグローバルなハブを形成できるよう、さらに積極的な取り組みが求められている。

## 第４章　教育・学習
### １．現状分析

**評価項目①**
**達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。**
＜評価の視点＞
・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

＜学位授与方針における学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果の明示＞

本学では、学位授与方針において学習成果を教育目標の形で明示し、その策定・公表は、全学的な方針に基づいて行われている。具体的には、学部教授会・研究科委員会での審議・承認および教学委員会（資料 4-1）での最終的な決定を経て実施されている。本学では、2010 年度に全学的な基本方針を策定（資料 4-2）し、各学部・研究科はこの方針に基づいて３つのポリシーの検証・公表を開始した。その後、2011 年度の「大学院教学改革の基本方針」（2024 年度に大学院教学ガイドラインを策定。詳細は後述）および 2014 年度の「学部（学士課程）教学ガイドライン」において、学部・研究科の人材育成目的・教育目標・３ポリシーの策定・運用・検証に関する全学的指針を示し、さらに 2015 年度には「カリキュラム改革時の検証および点検項目について」を定めた（資料 4-3,2-2-1,4-4）。これにより、すべての学部・研究科において、カリキュラム改革時には必ず人材育成目的・教育目標・３ポリシーの適切性を検討することとしている。

こうした方針および中央教育審議会大学教育部会の「３ポリシーの策定運用に関するガイドライン」（2016 年３月 31 日）を踏まえ、2016 年度には、教育課程の編成・実施方針および学生受け入れの方針をあわせた３ポリシー全体の整合性・体系性を高める観点から、改めて各学部・研究科に学位授与方針の点検と必要な見直しを要請した（資料 4-5）。あわせて、「人材育成目的・教育目標・３ポリシーの策定と運用」を作成し、基本概念の理解の共有や用語法の統一を図り、教学部および教育・学修支援センターを通じて、学部・研究科との懇談会等を開催しながらポリシー改訂作業を継続的に支援した（資料 4-6）。こうした継続的な取り組みを経て、現在すべての学部・研究科において学位授与方針を策定・公表し、卒業または課程修了までに学生が修得すべき知識・技能・態度等を、数項目の教育目標として明示している（資料 4-7【ウェブ】）。

第３期機関別認証評価とそれ以降の自己点検・評価活動において、学位別のポリシー策定と公開および教育研究上の目的と人材育成目的の文言の整理、公開しているポリシーの公開媒体ごとの齟齬などの課題が確認された。これらの課題に対する対応は着実に進めることができた。例えば、理工学部と生命科学部・研究科は第３期認証評価において授与する学位ごとに学位授与方針を設定していない、また、生命科学部・研究科は授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を設定していないとの指摘を受けたが、理工学部では授与する学位ごとに学位授与方針を明確に書き分けて「学修要覧」やウェブサイト上に記載することで対応している。また、生命科学部・研究科でも学位別にポリシーの整理を行ったが、2023 年度に実施した大学評価委員会からの指摘により表記上に不備があることが認められたため、改めて修正を行い学部・研究科で議決した（資料 4-8）。「学修要覧」やウェブサイト等を順

次変更し、2024 年度内に対応を完了した。その他、自己点検・評価活動において確認された事案についても 2024 年度中に解消した（資料 4-9）。

＜教育課程の編成・実施方針における学習成果を達成するために必要な教育課程および教育・学習方法の明示＞

教育課程の編成・実施方針の策定・公表は、全学的な方針に基づき、各学部・研究科が策定・検証を行い、最終的には全学的な教学分野における意思決定機関である教学委員会（資料 4-1）で決定されている。2010 年度以降、３ポリシーの策定と改訂は一体として取り組まれており、その過程については前項で述べた学位授与方針と同様である。

現在、すべての学部・研究科において教育課程の編成・実施方針を策定・公表しており、教育課程の基本的な体系と内容、並びに教育課程を構成する授業科目の区分を示している（資料 4-7）。また、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、学部則・研究科則において、科目ごとに授業形態を示している（資料 1-6）。

また、教育課程を構成する科目の区分および科目（群）の配置と学位授与方針に明記された教育目標がどのように関連しているか、個々の教育目標で定めた知識・技能・態度等が主としてどの科目（群）の履修を通じて形成・修得されるのかを明らかにするために、2014 年度の学部（学士課程）教学ガイドライン策定時にすべての学部・研究科にカリキュラム・マップの策定を要請した。さらに、2016 年度には３ポリシー整備との関連を明確にしたうえで改めて 2017 年度中の策定を呼びかけた（資料 4-5）。2017 年度には、人材育成目的、教育目標、３ポリシーに加えて、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、科目概要を「教育課程に関わる基本文書」と位置づけ、各文書の位置づけについて理解の共有を図った（資料 4-10）。また、2024 年度に策定した「大学院教学ガイドライン」においてカリキュラム・マップは修士課程においては必須、後期課程においては推奨事項、カリキュラム・ツリーも推奨事項としてルールの明確化を図った。これを受け、カリキュラム・マップは 2024 年度時点で、学部では 16 学部すべてで作成、大学院では未作成の研究科も修士課程については作成することで整備を進め、2025 年度には修士課程全研究科で作成される見込みである（資料 4-11）。学部・研究科のカリキュラム改革を行う際には、原案の作成の段階から当該学部・研究科と教学部の間で懇談を行うとともに、必要に応じて教育・学修支援センターがポリシーの策定等に関わる専門的見地からの支援を行っている。

学習成果は、教育目標の到達度として位置づけ、毎年度検証を行い、その結果は各学部等の自己点検・評価報告書である「教学総括・次年度計画概要」の第２章にまとめられている。2020 年度からは、教学マネジメント指針（2020 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会）に基づき、自己評価委員会で議論したアセスメント・ポリシーを踏まえ、現在ではすべての学部・研究科において学習成果検証で使用するデータエビデンスを中心としたアセスメント・チェックリストを作成している（資料 4-12～14）。アセスメント・チェックリストは、「教学総括・次年度計画概要」の当年度作成方針とともに更新提案がなされ、各学部・研究科が総括を行い、必要に応じて更新を継続している。これにより、学習成果および学位授与の適切性を主観・客観データを用いて、定められた検証活動等に基づいて、内部質保証を推進する基盤が整っている（資料 4-15～17）。また、学習成果を達成するために必要な教育・学習の方法については、科目ごとにシラバスの「授業の概要と方法」において明記されている。

そこでは、科目概要を踏まえた授業の概要、その概要を受けた講義形式や演習・実習形式などの講義スタイル、課題に対するフィードバックの方法などを記載しており、2020 年度より運用している（資料 2-17,2-33,4-18）。

＜学位授与にふさわしい学習成果の適合性評価＞

学習成果が各学位プログラムの専門的見地からみて授与する学位にふさわしいかについては、各学部・研究科で実施している専門分野別外部評価において外部の専門家からその妥当性について確認・評価を受けている（資料 2-33,4-9）。

**評価項目②**
**学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。**
＜評価の視点＞
・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
※　具体的な例
・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。
・グローバル化に対応した教学の充実

＜学習成果の達成に向けた教育課程の体系的な編成＞

教育課程の体系的編成については、教学ガイドラインにおいて学部・研究科の教育課程を、体系性・系統性や回生・セメスター進行に沿った段階的な構成に留意して編成すべきことを全学的指針として定めている。また、カリキュラム改革にあたってこの点の検証が十分に行われ、その結果が改革案に反映されるように、「カリキュラム改革時の検証および点検項目について」および「R2020 後半期計画における大学院改革中期計画について」を定め、学部・研究科に参照を求めている（資料 4-4,19）。

さらに、「教学ガイドラインに沿った学部の３つのポリシーならびに大学院教学改革方針に基づく研究科の教学ポリシーの精緻化の取り組みについて」（資料 4-20）および「教育課程に関わる基本文書の策定と運用」（資料 4-10）において、前項で述べたカリキュラム・マップの作成と並行して、カリキュラム・ツリーの作成を学部・研究科に要請し、教学部および教育・学修支援センターを通じて、懇談等を実施しながら作成の支援を行っている。本学では、カリキュラム・ツリーを、個々の科目区分・科目群と全体の教育目標の達成との関係を時間軸（学年進行、セメスターなど）との関係で示すことにより、カリキュラムの体系性を明確化するものと位置づけている。ただし、研究科については、標準修了年限が短いことや、必ずしも積み上げ型の学修形態をとらないことを考慮し、一律にカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップの作成は求めていないが、学位取得までのロードマップを「学修要覧」上に定め、入学時のオリエンテーションで説明を行うことを要請し、全研究科が対応している。また、カリキュラム・マップを作成する学部・研究科についても、それぞれの学問特性に応じた多様な表現スタイルを認めている。カリキュラム・ツリーは 2023 年度時点で、学部では 16 学部すべてで作成、大学院では 21 研究科中、教育課程においてツリー構造で示

すことができる６研究科で作成している（資料 4-11）。教育・学修支援センターでは、カリキュラム・マップおよびツリーの作成と活用をテーマにしたフォーラムを開催することや、各学部・研究科からの作成相談を受け付けるなど、学部・研究科での経験の共有を図っている（資料 4-17-2）。

また、本学では、教学ガイドラインにおいて各科目の分野や学修順序を示す科目番号制（科目ナンバリング）の導入を課題としてきた。第３期認証評価の受審を契機に、2018 年度の教学委員会において科目ナンバリングの提案を行い、各学部・研究科から実施集約を行った（資料 4-21）。この結果、2019 年度からは 11 学部・９研究科において、科目ナンバリングを導入する意向が示された（資料 4-22）。以降、カリキュラム改革のタイミングで導入の推進を行い、2024 年度現在、全学部・14 研究科において導入されている（資料 4-23）。

教育課程の編成・実施方針を各科目レベルに貫徹していくためには、個々の科目の基本的な内容と到達目標・授業方法などを教育課程における科目の位置づけや教育目標との関連に基づいて定めることが重要である。また、教員による授業を、学問的・教育的な創意を十分に尊重しつつも、大枠としてはこの概要に沿ったものとすることが必要である。この観点から本学では、学部（学士課程）教学ガイドラインおよび「『学部（学士課程）教学ガイドライン・開講方針に基づく検証指標の明確化について』意見集約を踏まえた整理と修正案」（資料 4-24）において、科目概要の作成を全学方針として提起し、「教育課程に関わる基本文書の策定と運用」（資料 4-10）において作成の手引きを示している。また、カリキュラム改革時には、教授会・研究科委員会および教学委員会において、科目概要もあわせて提起し、審議・決定することを原則としている。科目概要については、すべての学部・研究科で整備され(資料 4-11)、「学修要覧」等で公開されている。

本学では、教育課程の体系性強化の一環として、授業科目の精選にも取り組んでいる。学部（学士課程）教学ガイドラインでは、学科・専攻ごとに設置単位（科目）数を卒業に必要な単位数の２倍以下に抑えることを基準に設定している（資料 2-2-1）。しかし、同一の学位プログラムの中での専攻・コース等の履修上の区分が増加し、それによって、カリキュラムが複雑で分かりにくいものになる傾向がある。今後、学位プログラムを基準として、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針に沿って科目を精選していくことが必要である。また、大学院については大学院教学改革の基本方針策定から 10 年以上経過していることもあり、昨今の高等教育政策の状況を踏まえ、内容の改訂を行い、大学院教学ガイドラインを策定した（資料 2-2-2）。あわせて、「RU チャレンジ・デザイン」において掲げる次世代研究大学の理念を実現すべく、学環構想と大学院の将来像について集中的に議論することを目的とした大学院政策検討委員会を設置し、全学で議論を進めている。各学部・研究科の次世代研究大学における高度化計画も可視化、発信していくことも検討している（資料 4-25）。

各学部の教育課程は、それぞれの専門教育とともに、教養教育をその構成部分として含んでいる。本学では、2020 年度の教養教育改革において、下記の５つの方針をもとに具体化を図った。

方針１　教養教育の優位性の発揮
方針２　教養教育で身につける力量の明確化・可視化
方針３　「立命館スタンダード」のさらなる内実化と実践
方針４　教養科目での学習の質保証の強化

方針５　社会の動きを先読みした教養教育のコンテンツへの改訂

教育目標においても、11 項目から９項目に精査を行い、これらの到達目標を達成するために、教養教育センターは以下の科目群を設置することとした（表 4-1)。各学部は、それぞれの教養教育の位置づけに基づいて、これらから８～24 単位の修得を卒業要件としている（資料 4-26)。

表 4-1 教養教育科目群

| | | |
|---|---|---|
| A 群 | 教養基盤科目 | 思想と人間、現代と文化、芸術と創造、社会・経済と政治、世界の史的構成、自然・科学と人類、数理と情報の７分野により構成 |
| B 群 | 国際教養科目 | 国際教養科目（英語により講義)、異文化交流科目、海外留学科目の３区分により構成 |
| C 群 | 社会で学ぶ自己形成科目 | キャリア教育科目、インターンシップ科目、サービスラーニング科目の３区分により構成 |
| D 群 | スポーツ・健康科目 | スポーツの歴史やスポーツ振興を通じた健康づくり･地域コミュニケーション、ヘルスケアなどの生活文化をテーマとする講義科目 |
| E 群 | 学際総合科目 | 教養ゼミナール（学部横断型の小集団演習)、超領域リベラルアーツ |
| R 群 | 立命館科目 | 近現代を理解する自校史教育、現代の平和と戦争の歴史、シチズンシップ教育、人権・D&I、平和・人権、ピア・サポート実践など、立命館大学生として現代を生き抜くために必要な知的羅針盤となるような科目で構成 |

今次の教養教育改革の特徴的な内容として、新たに「立命館科目」を導入した。本科目は、2012 年度まで教養教育の A 群（教養基盤科目）の第７分野「平和と民主主義」に配置していた科目を中心としつつ、A 群以外からも総合的な科目群となるように移設し、全学協議会で議論してきた現代的な教養の学びの要求にも配慮し、本学で学ぶことに誇りと自信をもち、「立命館大学生」として成長を遂げる礎を築くことのできる知的鍛錬となるような科目群へと再編したものである。その具体的な内容として、歴史の中で本学を理解する自校史科目、平和教育、人権教育、主権者教育を中心とした第７分野「平和と民主主義」を軸に再編・統合した科目、本学の教育の特長としてのピア・サポートの意義を理解し実践しうる科目（ピア・サポート論）等を展開している。

また、AI およびデータサイエンスに関する知識・技能を修得できる新たな教育プログラム「データサイエンス+R プログラム」を、2022 年度より開講している。本プログラムは、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」において、基礎・応用基礎の２つのプログラムとして認定され、現在も展開を続けている。

〇データサイエンス+R プログラム

本プログラムは数理・データサイエンス・AI を活用するための基礎的な知識・技能を修得する「基礎」と、自らの専門分野への応用基礎力を修得する「応用基礎」の２段階で構成している。専門分野との往還により、新たな価値を見出すことができる「イノベーション・創発性人材」の育成を目指している。それぞれの修了要件は、所属学部において開講しているプログラム対象科目を単位修得することとし、「基礎」および「応用基礎」の双方の修了要件を満たした学生には「オープンバッジ」を発行している（資料 4-27【ウェブ】)。

表 4-2　データサイエンス+R プログラム開講科目

| 基礎 | 応用基礎 |
|---|---|
| 情報技術と社会 | データサイエンス・AI 基礎 |
| 情報倫理と情報技術 | データエンジニアリング基礎 |
| IR18-AE114 Data literacy for research design | Foundations of Data Science and AI |
| Introduction to Experimentation | Foundations of Data Engineering |
| Professional Ethics | |
| Algorithm and Programming | |
| Social Change With AI | |

2023 年度「データサイエンス+R プログラム」自己点検・評価報告書では、「データサイエンス+R プログラム（基礎)」の受講者数は 1,570 名であり、授業アンケートにおける「シラバス遵守度」「能動的学習態度」「学びの役立ち度」「学習意欲の増進」において高い数値を示している。他方、「データサイエンス+R プログラム（応用基礎)」の受講者数は 494 名であり、こちらも「シラバス遵守度」「能動的学習態度」「学びの役立ち度」「学習意欲の増進」において高い数値を示している。なお、自己点検・評価報告書は、データサイエンス+R プログラムウェブサイトにて学内外に公開している（資料 4-28【ウェブ】)。

〇学生の学習時間の把握

本学では、学生の学習時間の確保も学習成果達成のための重要な要素として捉え、その実態を後述する「学びと成長調査」や「授業アンケート」を通して継続的に把握することに努めてきた。それらの結果を見ると、本学では 2020 年度から学生の授業時間外の学習時間に顕著な伸びが認められる（資料 4-29【ウェブ】,30【ウェブ】)。これは、コロナ禍の影響により対面授業や定期試験による成績評価が困難になり、レポートなどを活用した平常点評価に多くの科目が移行したことを直接の契機とはしていたが、ただそうした一過性の現象にとどまらず、その後も学生の授業時間外の学習時間はコロナ禍以前と比較して高い水準を維持している。これは単位の実質化の前提として、予復習を含む授業のあり方および成績評価の方針を全学的に共有してきた本学の取り組みが、一定浸透してきた成果とみなすことができる（資料 4-31【ウェブ】)。

＜グローバル化に対応した教学の充実【学部】＞

2014（平成 26）年度より開始されたスーパーグローバル大学創成支援（SGU）事業は、10 年間の事業期間を終えて 2023（令和５）年度に終了した。本学は「グローバル・アジア・コミュニティに貢献する多文化協働人材の育成」という構想を掲げ、個別目標の達成に向けて堅実な成果を挙げ、２度の中間評価でいずれも A 評価を受け、最終評価では S 評価という高い評価を受けた（資料 4-32～34,35【ウェブ】)。SGU 事業において高い評価を受けた海外大学との共同・連携による教育プログラムの展開や留学プログラムの実施は、コロナ禍の影響により 2020～2022 年度は停滞したが、オンライン授業の展開など学生への選択肢を豊富化させ、2023 年度の日本人留学経験者の数は採択校中 1 位の実績であった。2024 年度には、同じく SGU 事

業を契機に開設されたBeyond Borders Plaza（BBP）において留学プログラム提携先のUCデービスの学生・院生との交流プログラムが開催されるなど、SGU事業の期間終了後も発展的に継承されている（資料4-36【ウェブ】）。

「RU チャレンジ・デザイン」の課題達成のため、過年度より課題となっていた全学の英語教育改革については、2023年度に教学部より改革案が示された（資料4-37）。2022年10月に開かれた2022年度全学協議会では、学友会から提出された議論テーマとして英語教育の改善が挙げられた。この中で、本学の一部の学部で実施されているプロジェクト発信型英語プログラム（Project-based English Program：PEP）について、その取り組みを評価する声がある一方で、「なぜ、実践的な英語学習のプログラムの導入が４学部に止まり、他学部では導入が検討されないのか」という疑問が学生側より示された（資料2-30）。2022年８月には文部科学省が日本人英語学習者の表現力・発信力を重視する方針を発表しており、大学にとってはポスト SGU と言える新たなマイルストーンになる可能性がある。こうした背景を踏まえ、教学部では学部英語教育の改革案をまとめ2023年度に全学部を対象に意向の集約を行った。PEPを導入している既存学部のほか、カリキュラム改革を控えた学部の一部からは同案に沿った方向性が示されている。

今次の意見集約を踏まえ、各学部は英語学習目的のさらなる明確化・精緻化を進め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた専門架橋型語学教育の実現のため、不断に教育内容を見直していくことが期待される。

＜グローバル化に対応した教学の充実【大学院】＞

大学院教育のグローバル化に関しては、SGU事業の採択を受けた取り組みの一環として、海外協定の拡充、外国語のみで修了できるコース・授業の拡充、研究成果の発信・国際シンポジウムの参加、語学力基準を満たす大学院生の増加等の取り組みを行っている（資料 4-34）。

海外協定（資料4-38）については、いくつかの事例を紹介すると、2024年４月時点において文学研究科では海外３大学院、国際関係研究科では７大学院、社会学研究科では２大学院とのデュアル・ディグリー・プログラムの協定を結んでいる。

外国語のみで修了できる課程・コースについては、修士課程・博士課程前期課程（以下、前期課程）は、理工学研究科、経済学研究科（Master's Program in Economic Development）、国際関係研究科（Global International Relations Program）、政策科学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科に存在し、多くの外国人留学生を受け入れつつ、高度な理論的・実証的分析を遂行できる国際的高度専門職業人や研究者の育成に発展的に取り組んでいる。後期課程については、特定の制度をもたない研究科を含めて、英語による論文指導が日常的に行われている。

大学院生の語学力向上については、「RUチャレンジ・デザイン」に掲げる「次世代研究大学」の実現において、国際的に活躍できる高度専門人材の育成の重要観点であり、各研究分野において取り組む必要がある。このため、「特別（推進）予算」を活用し、R2030の下で大学院生の在学中・修了後のグローバルな活躍に向けてニーズ調査、語学力向上対策を実施してきた。具体的には、大学院生のグローバルキャリアパスと英語運用能力に関するニーズ調査を2021年度秋学期に、「学びと成長調査（大学院生版）」にて、英語運用能力に関する調

査を 2022 年度秋学期より継続して実施している（資料 1-11-2)。また、大学院生の語学力向上を推進する取り組みとして、2022 年度春学期から、パソコン、タブレットやスマートフォンでの学習を可能とするマス型の学習支援ツール（ランゲージアカデミー社「goFLUENT」）の導入、TOEIC®・TOEFL®オンラインテストの受験料全額補助の実施、CLA 外国語講座受講料補助について補助額の拡大を実施してきた（資料 4-39)。また、2023 年度春学期より、大学院生が行う研究活動の高度化・グローバル化をさらに促進するため、高精度な外国語機械翻訳（みらい翻訳）を導入した（資料 4-40)。

**評価項目③**
**課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。**
＜評価の視点＞
・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
・ＩＣＴを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。
※　具体的な例
・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。)。
・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

本学では、課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態や方法を実践し、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を行っている。以下で、それらの取り組みについて説明する。

＜学部・研究科の教育研究上の目的達成に向けた授業形態・方法の適合性と効果検証＞

学位授与方針で示している教育目標の実現を図っていくためには、学生の学習を活性化させること、効果的な教育を行うこと、すなわち、教育と学習の質向上を図っていくことが不可欠である。そのために、本学が目指す学生の学びについて次の３点を「学びの立命館モデル」（図 4-1）として掲げている（資料 4-41)。

(1) 立命館憲章の精神、教学理念、各学部・研究科の３つのポリシーに基づく正課での学び、正課外や社会との繋がりの学び
(2)「専門的素養」と「Border を超えて主体的に学ぶ力」を基盤に総合的人間力を持った学生へと成長していくための学び
(3) 問題を捉える力、俯瞰して捉える力、解決へのプロセスを主体的に構築し、他者と共同で学び、社会的諸関係の中で自分の成長を自己評価して他者に語ることのできる学び

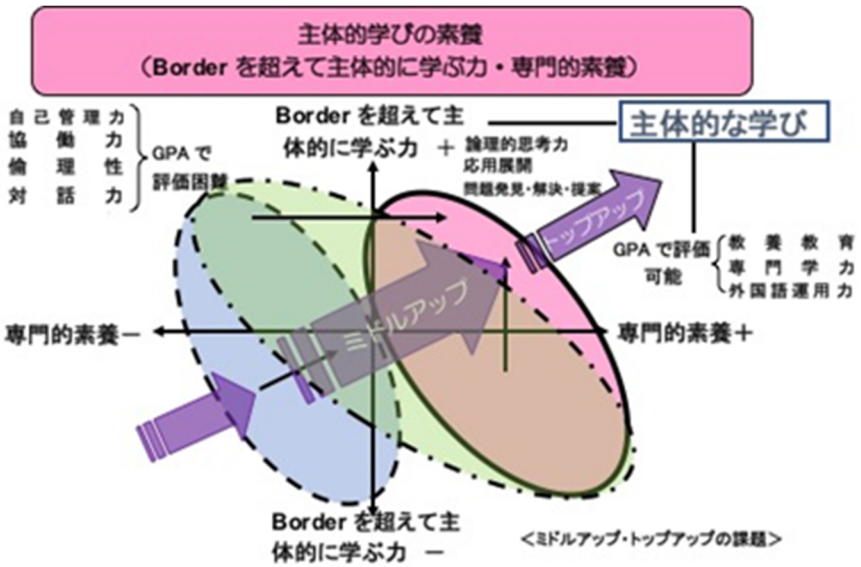


図 4-1 学びの立命館モデル概念図

また、2017 年度に「学びの立命館モデル具体化検討委員会」を設置し、正課だけに限定されないより広い学びと成長の課題を集約した「学生育成目標」を、全学的議論の上、策定した（資料 1-4)。本項目では対象を正課の範囲に限定し、正課以外の学習支援、学生生活や学生諸活動の支援については、第７章で記載する。ただし、様々なピア・サポートの取り組み、双方向型の授業、グループワークやサービスラーニングをはじめとするアクティブ・ラーニング型の授業、学生自身が自らの学びを振り返る取り組みなどは正課での取り組みと関連して実施されているものであり、本項目においても触れる。

学生の学習を活性化するためには、

・学生の主体的な学習を促進する特色ある授業の展開（初年次教育等におけるグループワークやピア・ラーニングおよび PBL 等のアクティブ・ラーニング導入など）
・効果的な教育を行うための取り組みの支援や環境整備（ICT を利用した遠隔授業のための環境整備など）
・学習を活性化するための制度整備（受講登録上限単位数の設定、シラバスの充実など）
・学生に対する履修指導、学習支援、学生相互の学び合いなど学生の状況に応じた支援の実施（系統的履修支援、TA・ES などのピア・サポート制度など）

などが重要である。以下、これらについての取り組みの現状を説明する。

〇初年次教育

学生の学習を活性化する上で、高校までの学びから大学の学びへの移行を円滑に図ることは極めて重要である。そのため、本学では、学部（学士課程）教学ガイドラインにおいて、学部として初年次教育の到達目標と、それとの関係で初年次教育を構成する各科目の位置づけおよび到達目標を明確にし、学生に公表することとともに、到達度を評価する指標と基準を明確にすることを全学的な指針として示している。この指針に沿って、各学部において１回生専門小集団科目を基軸としつつ、それぞれの教育課程の編成・実施方針を踏まえた初年次教育の取り組みがなされている。

1回生専門小集団科目については、全学方針として、大学での学びへの転換や専門教育への導入として位置づけ、共通テキストの作成を学部に求めるなど、初年次教育に力を注いできた。こうした到達点の上に立って、学部（学士課程）教学ガイドラインにおいて「大学での学びへの切り替えを目指した初年次教育の実施」を大項目として設定し、組織的に初年次教育を推進する枠組みをつくり、毎年度の「教学総括・次年度計画概要」において点検・評価と改善方針の策定を行っている。その中で、(1) 1回生専門小集団科目の担当者は原則として教授会構成員である専任教員が担当すること、(2) 1回生専門小集団科目の到達目標は学部内で統一設定し、授業の実施や成績評価方法・基準等のガイドラインの策定や担当者会議・FD 等による組織的教育を実施すること、(3) 1回生専門小集団科目は、グループワークやピア・ラーニング等の学生同士の学び合いや PBL 等のアクティブ・ラーニングにより学生の主体的な学びを促進すること、などの全学方針を示している（資料 2-2-1)。この方針に基づき、共通シラバス・共通テキストおよび教員向け手引きを作成し、担当者会議で共有された学部の共通方針に基づいて、1回生専門小集団科目の運営を行っている。また、1回生専門小集団科目に限らず、本学ではアクティブ・ラーニング型の授業を実施している科目の割合は全体で 40％を超えており（2024 年度 47.5%)、２回生以降も継続して学生が主体的に取り組めるよう科目の配置が行われている（資料 4-42)。

〇系統的履修と一貫した小集団教育科目

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行っていくためには、体系的なカリキュラムに基づく系統的な履修が重要である。その際、次のステップの学習に進むためのマイルストーンを設定したり、一貫した小集団教育を通じた学習を支援したりすることが必要である。学部（学士課程）教学ガイドラインでは、大項目として「各年次における一貫した専門小集団教育の充実と学習・学修支援」および「各学部のコアとなる科目および専門の基礎となる科目の明確化」を設定し、年次進行に応じた学生の学びの選択・展開を集大成へと繋げていく取り組みを学部に求めている（資料 2-2-1,4-24)。人文科学系・社会科学系の学部では、一貫した専門小集団科目を軸とした教育が最終的に卒業論文、卒業制作へと繋がるように設計されている。自然科学系の学部では、学びの集大成である卒業研究を履修するための要件を設定している。

〇期待された効果が得られているか

「学びと成長調査」の学部生版および大学院生版の集計（基礎集計、ローデータ、クロス集計、肯定比率集計）は、毎年度、それぞれの学部・研究科に返却しており、それらに加え、学部・研究科の独自のアンケートなども加味し、各学部・研究科が作成する「教学総括・次年度計画概要」において、課題やカリキュラム改革後に期待された効果と結果などについて検証がなされている。しかしながら、大半の学部・研究科では過年度との数値の比較や回生間比較を通した効果の検証にとどまっており、より具体的にカリキュラム改革前後での「期待された効果」と結果を全学的に検証・確認していくにはカリキュラム改革時に効果を測定する明確な指標を定め、かつ、その指標に沿って時系列で計測することが必要である。そうした学部・研究科と連携したカリキュラム改革の効果検証については今後の課題である。

＜ICT を利用した遠隔授業の運用方針の策定・適用および教育効果の最適化の検証＞

本学では、2022 年度より「メディアを利用した授業実施ガイドライン」を定め、変化の激しい当該分野に対応するため、文科省の方針を注視しつつ、状況に応じて適切かつ迅速に改訂を検討する、としている（資料 4-43）。

「メディアを利用した授業実施ガイドライン」には、メディアを利用して授業を行う場合の手続き的な内容、教育的な内容が定められている。具体的には、メディアを利用して行う授業は、「ライブ配信型授業」または「オンデマンド型授業」のいずれかの方法で実施する。一定の要件を満たした場合、通常の対面授業の実施に相当する授業として認めること、メディアを利用して行う授業を実施するにあたって、面接授業（対面授業）に近い環境で行うとともに、教育の質保証に努めることが必要であること、メディアを利用して行う授業を実施するにあたっては、対面授業により得られる教育効果を有する必要があることから、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と、②学生の意見交換の機会などの双方向性を確保すること等が定められている（資料 4-44）。このガイドラインは教務支援ページで公開され、授業を担当する全教員が閲覧できる環境が整っている。

また、同ガイドラインでは、遠隔授業を実施する場合の措置についても定めており、遠隔授業を実施する場合については学則（立命館大学学則第 33 条（授業の方法））および大学院学則（立命館大学大学院学則第 20 条（授業の方法））に従うこと、遠隔授業の具体的な実施方法や対象となる授業科目については、学部則に定めること、遠隔授業の科目を設置する各学部・研究科は事前に教学部と調整し、教学委員会に起案して審議・承認を受けることが定められている。2024 年度の授業においては、13 機関（４学部、８研究科、１センター）から申請があった（資料 4-45）。

効果的な授業とするための工夫を講じているかについては第6章にて記述する。

メディア授業の効果検証は、教育・学修支援センターが中心となり、授業アンケートを中心に効果検証がはかられている。特に「学びと成長レポート第３特別号」では、授業アンケートを分析し、以下の結論を得ている（資料 4-31-4）。

１つ目は、学生の学習充実感は授業の質次第であるということである（図 4-2：授業の質から学習充実感へのパス係数が 0.81）。また、授業の質を決めるのは、授業の内容（学び役立ち度、シラバス遵守度）、教員の技量（学習意欲促進、フィードバック）、そして、それらが学生の学びのスタイルにどれだけ適合しているかの３要素であることが指摘されている。なお、学習充実感とは、能動的に取り組むことで、到達目標を達成し、「この授業を受講してよかった」という満足感を得ることを意味している。

２つ目は、授業が対面授業かメディア授業かは、学生の学習充実感や授業外学習時間に大きな影響を及ぼさないということである（図 4-2：対面性は授業外学習に-0.06 と弱い影響を及ぼすのみ）。これはニューノーマルの時代においては授業の形態はあまり意味を持たず、１つ目に示したように、それよりもその授業の質が重要だということである。

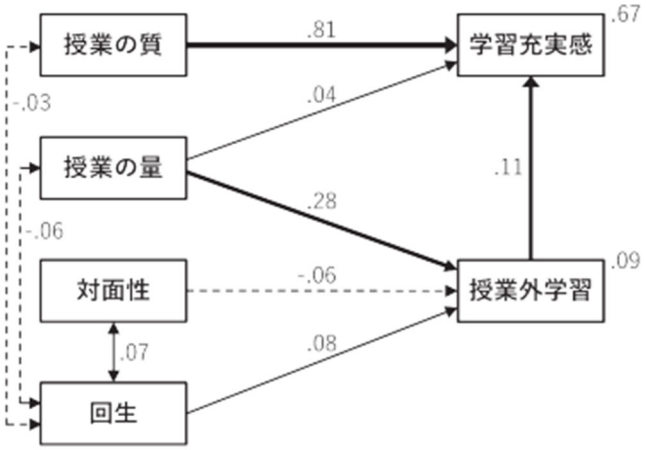

図 4-2　授業指標と回生が学習指標に及ぼす影響

「学びと成長レポート」は 2024 年度末現在第８号まで作成されており、学生には「学び支援サイト」を通して、教職員には教育開発推進機構のウェブサイトを通して公開されている。

＜授業目標の達成と学生の主体的・効果的な学習の促進＞

授業の目的達成および学生の意欲的かつ効果的な学習を実現するために、以下のような学びの枠組みを設けるとともに、個別最適な学習支援を行うための支援体制・制度を整備している。

〇受講登録上限単位数の設定

学生が、登録している科目を集中してより効果的に学ぶためには、学ぶ科目数を適切に設定することが必要である。そのため、本学では、学部においては、学部（学士課程）教学ガイドラインで年間の受講登録単位数の上限を標準で 40 単位、最大でも 50 単位未満に抑えることとしている（資料 2-2-1）。2018 年度からは、学ぶ科目数のいっそうの適正化を図る趣旨から、年度ではなく学期（セメスター）を単位として受講登録単位数の上限を定め、原則として 1 学期あたり 24 単位を上限とすることを決定した（資料 4-46）。ただし、一部の学部はカリキュラム構造との関係で、2018 年度以降も年度単位で受講登録上限単位数を設定している。

〇シラバスの充実と活用

シラバスは、科目概要に基づいて個々の授業の具体的な内容を学習方法や成績評価方法を含めて学生に明示するものであり、この内容を充実させることは授業内容を充実させる出発点である。本学では、シラバスは全学統一様式で作成されるとともに、同一科目を複数の教員が別々に担当する授業については、基本的に科目概要、到達目標、成績評価基準を統一している。シラバスの作成に際しては、毎年度、シラバスの編集・公開方針・スケジュールを教学委員会で確認し、シラバス入稿マニュアルを提供している。作成されたシラバスは教学委員会で確認された点検項目に沿って各学部・研究科・教学機関の執行部が点検し、その結果が教学委員会で報告されている。シラバス公開後の成績評価方法の変更は禁止して

おり、やむをえない事情により変更する場合は、学部・研究科執行部の承認が必要である（資料 4-47）。

学部において授業内容を標準化している 1 回生専門小集団科目や外国語教育科目などの科目については、シラバスを科目内で統一している。学部（学士課程）教学ガイドラインでは、 1 回生専門小集団科目、コアとなる科目、専門の基礎となる科目は複数クラス開講の場合であっても統一された到達目標により実施するとともに、成績評価方法・基準等の標準化や FD の実施等による組織的な教育を行うことを求めており（資料 2-2-1,4-24）、この方針に基づいて、各学部で当該科目の担当者会議が開催されている。各授業におけるシラバスの遵守度も高く、シラバスに示された目標に沿った授業になっていたかとの授業アンケートにおける問いには９割以上の肯定的回答が得られている（資料 4-30）。

シラバスの役割の 1 つは、授業外での学習の促進である。本学では、参考文献は図書館の書誌情報へのリンクを貼り、統一様式において毎回の授業スケジュールや授業外学習の指示を記載（2018 年度より記載必須事項）している。シラバスの毎回の授業スケジュールは、学習支援ツール manaba+R に引き継がれ、事前学習課題等を提示できるようにしている。

また、2025 年度から 95 分 14 回に加えて、20 分（以上）のビデオ・オンデマンド（VOD）授業を行う授業時間割を核とする新学年暦に移行することになっている。この 20 分のメディア授業を「＋R 授業」と称し、＋20 分の授業を実質化するため、シラバスにその授業内容や目的・目標を詳細に明示し、授業の特性に応じて、

・授業の全体像を事前に提示する
・授業回の中途でリフレクションに活用する
・評価物の講評や目標に対する到達度検証に利用する

など、単位および授業の実質化に繋げる契機とするよう、全学的 FD を進めている。

〇学習支援の考え方と重点的な取り組み

学習支援には授業の一環として行われるものや授業外の取り組みとして行われるものなど、様々な形態がある。それらはすべて、各学部の教育目標の実現のための教育課程の編成・実施方針に基づいて展開されるべきものであるが、同時に、学習支援についての基本的考え方を全学的に整理し、重点課題を明確にしたうえで、全学的な観点から各学部における学習支援を支えていくこともまた重要である。

以上の観点から、本学では、学習支援についての基本的な考え方として、

（1）学習支援は、学生が学部の教育目標を達成するために行うことを目的とすること
（2）学部カリキュラム体系の中での正課（授業外学習を含む）および学生自身が自らの学びを計画し、振り返る節目における教職員からの組織的なアドバイジングを基軸に据え、資格取得のための学習等正課外での学びや課外活動における学びまでも射程に入れた支援を展開すること
（3）特定分野における学びの支援（海外留学、実験・実習、フィールドスタディ、大学院進学、資格取得など）では、学部教学の中での位置づけや進路を視野に入れた低回生からのキャリアパスの明示等の課題を明確にすること
（4）一定の特徴を持った学生群（優秀層、基礎学力困難層など）に対しては、正課での学びや学部としての組織的なアドバイジングと関連づけつつ、学生の到達点や課題に応

じた支援を行うこと
の４点に整理している。具体的な支援方策の重点は、次の４点である（資料 4-48)。
（1）正課授業との関連性を持った支援
（2）学期ごとの学びの計画化・振り返りとアドバイジング
（3）コモンズ等の活用
（4）ピア･ラーニングによる支援とピア･ラーニングの支援

○系統的履修促進のための情報提供と相談・指導や学生の学習を活性化する支援制度等
学生の学習を教育目標の達成に繋がる形で支援していくために、系統的な履修を促進するための情報提供および履修相談・指導の充実に取り組んでいる。特に、履修する科目の広がりと系統性を考慮した年次的な計画を学生が立てられるよう支援している。この面での支援は、次の２点に大別できる。
（1）教育課程の編成・実施方針を踏まえた系統的な履修を行うための枠組みの提示
（2）学生の学修状況を踏まえた履修相談・指導
系統的な履修を行うための枠組みは、各科目の履修上の分野や配当回生を示したカリキュラム表の掲載、各科目の関連性を示したカリキュラム・ツリーの策定、履修分野を明確にしたコース等の履修上の区分の設置、学修目標・分野に即した履修モデルの提示などを「学修要覧」やウェブサイトを通じて行っている。履修相談・指導については、学部（学士課程）教学ガイドラインにおいてその役割を、学生自身が自ら学修計画を立てることを支援し、学生のキャリア形成に繋がる計画的な履修を支援することと定めている（資料 2-2-1)。
上述のような学生の学習の活性化や効果的な教育を行う取り組みを支えるため、
（1）教員一人あたり学生数（以下、ST 比）の改善をはじめとする教員組織整備
（2）学生同士の相互の学び合い、教え合いを促進するためのピア・サポート
（3）組織的な教育力を高めるための教育力強化予算をはじめとする予算措置
（4）アカデミック・アドバイザー等の職員の能力および資質を向上させるための職能別研修プログラムの実施など
を行っている。このうち、ST 比の改善と職員の職能開発については、第６章で述べる。
ピア・サポートについては、大学院生による TA やその学部生版とも言うべき ES が授業に配置されている。TA･ES それぞれに手引きを配布するとともに、開講直後に研修を行い、授業の中での果たすべき役割について丁寧な説明を行っている（資料 4-49)。2023 年度の ES 基本研修の受講後アンケート結果によると、「ES の役割や業務内容について理解できましたか」に対する肯定的回答は春学期 99.7%、秋学期 100.0%であった（資料 4-50)。また、2024 年度からは授業担当教員の監督・指導の下で大学院生が授業の一部を担当する TF（ティーチング・フェロー）制度の運用も開始している（資料 4-51)。その目的は、大学院生に教育能力・指導能力を身につけさせ教育歴をつけるとともに、TF による授業の補助・援助を通して教育の質をいっそう向上させることにある。TF については、TA 経験があること、Preparing Future Faculty（大学教員準備セミナー）の研修の受講を修了していることを要件とし、TA･ES と同様にガイドラインを策定して学生に公開している（資料 4-52,53【ウェブ】)。2024 年度の TF の任用数は 31 名で、10 学部 43 科目程度で授業を担当する。このほかにも、レポートの作成支援を行うライティング・チューター、情報システムのサポートを行

うRAINBOWスタッフ、図書館のサポートを行うライブラリー・スタッフ、キャリア支援を行うプレイスメント・リーダーやジュニア・アドバイザー、留学支援を担う留学アドバイザー、外国人留学生の支援を行う留学生支援スタッフやバディ、外国語の教え合いを進めているSUP！など多様な分野で学生相互の学び合い、教え合いを促進しているが、これらは主として授業外での支援であるため、第７章で述べる。

〇学生の社会的・職業的自立のための能力育成【大学院】

大学院キャリアパス推進室の下、研究部・キャリアセンター・教学部が連携し各種スキルアップを図るためのセミナーを2007年度から継続して開催している。

修士・前期課程学生向けの企画である「文系院生対象 就活ガイダンス」や「キャリアマネジメントセミナー」などに加え、後期課程（特に文系）向けの支援強化として「博士後期課程学生のための進路就職キャリアガイダンス」を博士人材に特化したキャリア支援に強みを持つ企業の協力を得て、毎年度実施している。この他、本学独自の企業を知るためのセミナーや博士人材の活用に積極的な企業等とのマッチングセミナーなどを、年間を通じて開催することで、本学大学院生の社会的・職業的自立のための能力涵養を図っている（資料4-54【ウェブ】）。さらに大学院キャリアパス推進室では、グローバル化に対応した大学院生の能力育成に向けた支援として、個別研究科を越えて、英語での学会発表・論文作成のための個別指導や、海外での研究活動に参加するための補助制度、コミュニケーション力を磨くプレゼンテーションセミナーを運用している。

大学院キャリアパス推進室では、「学園ビジョン R2030」における人材像を念頭に置きつつ、Society 5.0時代に求められるスキル（「採用と大学教育の未来に関する産学協議会中間とりまとめおよび共同提言」より引用）やトランスファラブルスキルを活用した、スキルを選定・統合した習得マッピングを2022年度に策定した（資料4-55）。各種セミナーと修得可能なトランスファラブルスキルとの関連性を示すマップで大学院生に分かりやすく明示する取り組みを引き続き継続するとともに、セミナーの参加状況や満足度を考慮し、定期的にラインナップの見直しを行っている。

〇大学院の学修や研究活動における取り組み

大学院生が安心して学修や研究活動に取り組むための支援施策についてまとめる。2016年度からスタートした第４期キャリアパス形成支援制度においては、これまでの支援策を考慮しつつ、①研究者・教育者・高度産業人の基礎認識と社会環境理解の支援、②後期課程の基礎認識と社会環境理解支援、③後期課程のキャリア開発支援という３つの領域に分けて取り組みを行ってきている。特に様々な背景を持つ大学院生に対して、教学部、研究部、キャリアセンターが連携し、大学院キャリアパス推進室として一体的な支援を進めてきた。さらに2022年度には、第４期研究高度化中期計画（2021～2025年度）において、後期課程学生のキャリア支援を主としながら、研究助成制度はじめ研究環境支援について研究部として取り組むことを提起した。2023年4月よりキャリアパス推進室の主管を教学部から研究部に移管することを決定し、若手研究者の養成の観点からこれまで以上に経済的支援・研究助成制度の拡充や修了後のキャリアパス獲得に向けた企業とのマッチングやトランスファラブルスキルの養成に向けた各種プログラムの提供に力を入れてきた（資料3-

17,4-56)。

以下に、提供されている奨学金の概要の支援内容を示す。これらの奨学金や支援制度を通じて、大学院生の研究活動やキャリア形成の促進に取り組んでいる。

・１年次対象成績優秀者奨学金：入試成績が優秀な修士課程、前期課程入学者を対象とし、学修・研究の奨励と援助を目的とする制度
・２年次対象成績優秀者奨学金：修士課程、前期課程の２年次学生を対象とし、学修・研究の奨励と援助を目的とする制度
・学生学会奨学金：学会発表・参加の活動分類に応じて定額で奨学金を支給することにより、学会発表・参加の奨励を目的とする制度
・前期課程研究実践活動補助金：研究科の教育プログラム（研究実践活動）参加に係る費用を補助する制度。学外の研究実践活動への参加を奨励し、国内外での活動の支援を行う制度
・研究奨励奨学金：優秀な研究業績を有する後期課程学生の授業料の全額もしくは半額相当を給付することを通して、研究活動を奨励する制度
・博士論文出版助成制度：博士論文の公刊を助成・促進するため出版に要する経費の一部を支援する制度
・博士課程院生研究支援奨学金：優れた研究計画を有する後期課程学生に対し、在学中の学位取得に資する研究活動に要する研究費用を支援する制度（国際的研究活動促進研究費、国内研究活動促進研究費、インターンシップ奨学金、国外共同研究奨学金を整理・統合し、2023 年度から開始した制度）
・学生研究会活動支援制度：複数の研究科の大学院生による自主的な研究会活動を支援する制度
・外国語論文投稿支援制度：国際学会やジャーナル等へ外国語の論文を投稿する際に必要となる校正費や投稿費を支援する制度

また、研究に専念するための経済支援として以下を実施している。

・RARA 学生フェロー：「立命館先進研究アカデミー（Ritsumeikan Advanced Research Academy：RARA)」を基盤に、経済支援や様々なセミナー・イベントを通して、選抜された後期課程学生が、自らの専門分野を深めるだけでなく、分野を異にする他の研究者・後期課程との協働を通じてソーシャルインパクトを発揮できる人材を育成するフェローシップ制度

このような形で、第４期キャリアパス形成支援制度では大学院生の研究活動に応じた支援制度を複数創設し、経済的な負担が大学院生の学習や研究活動の停滞に繋がることなく、研究活動の後押しができるよう取り組みを進めてきた。しかしながら、大学側が想定した活動ごとに区分や申請要件を設けたことで、申請が多い制度と数年に１度しか申請が無い制度に二極化し、結果的に想定よりも申請数が伸びない状況となった。そこで、申請条件の見直しなどの改善を図ってきたが、抜本的な解決には繋がらず、年度当初に予算化したものの執行がない制度もあり、奨学金予算の有効活用の観点からも、第４期キャリアパス形成支援制度の総括では、制度を抜本的に見直し、統廃合を行うことを確認した（資料 1-13)。

そして 2023 年度から、後期課程・４年制博士課程・一貫制博士課程３回生以上を対象

に、大学院生個々の多様な研究テーマ・研究活動に対して幅広く柔軟な支援が可能となるように、現行の研究活動の種類に応じて支援する多様な制度を大括り化し、大学院生自身の研究活動のさらなる促進を目的とした「博士課程院生研究支援奨学金」を開始した（資料 4-57)。具体的には、上述のとおり、国際的研究活動促進研究費、国内研究活動促進研究費、インターンシップ奨学金、国外共同研究奨学金の４つを統合・廃止した。本奨学金は、大学院生の優れた研究計画に対して、その実現に向けた経済的な負担を軽減し、在学中の研究活動を促進することで、博士論文の早期完成に繋げ、標準修業年限内での修了を後押しするものである。また、大学院生の研究活動を活発化、研究成果を最大化することで、次世代研究大学における研究の高度化・グローバル化の実現に寄与することを目指している。本制度の開始のインパクトは大きく、開始初年度の 2023 年度においては、予算執行率が 95%を超えることとなった。

〇学生の学びと成長に関する実態把握

毎年度、全学部生を対象に「学びと成長調査」を実施しており、その肯定的回答率をもって経年的および学年（回生）進行に伴う変化についても捉えている。この調査において学部生版では「学びと成長に対する満足度や意欲、将来の見通し」なども問うており、特に「正課での学びに対する満足度」においては新型コロナウイルスのパンデミックを受けた 2020 年度に大学に入学した 2021 年度の２回生で急激に満足度が低下したが、いずれの学年についても回生を重ねるにつれ満足度は向上している。また、「正課での学びに対する意欲」に関しては、新入生を示す入学当初ではいずれの年度も非常に高い意欲を有しているものの、２回生に低下がみられる。ただし、こちらについても回生を重ねるにつれ意欲も向上している。

2021 年度からは「学びと成長調査（大学院生版)」も開始した。まだ、2021～2023 年度の３回に調査は限られるが、これまでの傾向としては大学院での授業および研究に対して非常に高い満足度となっている。文理別にみると、授業での学びについては文系が高く、研究活動は理系が高い傾向がみられる。

また、「学びと成長調査」と「授業アンケート」を通して授業外学習時間についても分析している。2019 年度「学長からの改善実施要求」項目である授業外学習時間の増大に向けては様々な施策・分析が実施されてきた。2020 年度以降はメディア授業が多く実施され、学生の学び方に大きな変化があった。2019 年度調査との比較では、「予復習をある程度しているが自主学習はほとんどしていない層」と「予復習をある程度以上行い、自主学習もしている層」の合計が 31.8%から 60.1%と大きく上昇し「授業外学習をほとんどしていない層」が 28.7%から 10.4%に大きく減少している。これはメディア授業の導入に伴って授業外学習時間が大幅に増加したことを意味していると考えられ、結果的に、当初目標としていた授業外学習時間のさらなる増大が高い水準で達成されたこととなる。2021 年度から 2024 年度調査においても、授業外学習時間は比較的高い水準を維持しているが、この状況は学生の課題過多の可能性に加え、フィードバックの充実化と学生の満足度や、実質的な授業外学習時間も含めて多面的に分析する必要がある。引き続き、「授業アンケート」と「学びと成長調査」を通した分析を継続する。さらに、立命館では学園全体において「立命館学園コンピテンシー・フレームワーク」を整備し、2025 年度からの試行的運用を予定している。「コンピテンシー」とは、一般に優れた成果を創出する個人の能力・行動特性を示すが、立命館では

学園での学びによって伸長する「資質・能力」と定義し、その運用の枠組みとなる「コンピテンシー・フレームワーク」を整備することで、①一貫教育、多様な専門・研究分野、教育課程やカテゴリー（正課・準正課・正課外）を有する立命館の統合的な学びの価値の概念化、②学びの軌跡（複数の学びの関係性等）の可視化による、児童・生徒・学生など「学習者」による自己省察と主体的な学びの促進、③教育課程およびカテゴリーの視点と学園（小・中・高・大・院や正課・準正課・正課外を超えた学び）の視座を有機的に連携する枠組みの構築による、学びの質保証・質向上への寄与などの目的実現を目指している。構成としては、８つのコンピテンシーとそれらを通貫するコア・コンピテンシーからなり、既存の成長指標（ディプロマ・ポリシーや到達目標等）と並行して運用する。このコンピテンシー・フレームワークの整備により、学習者が自身の学びの軌跡を把握し、自らの成長を複眼的・重層的に捉え、未来の創り手になるために必要な資質・能力を育むための一助となる、「学習者に開かれた教育課程」の実現に資することが期待される（資料 1-14）。

**評価項目④**
**成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。**
＜評価の視点＞
・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

＜客観的かつ公正・公平な成績評価と単位認定の厳格な実施＞

大学における成績評価は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた当該科目・授業の位置づけにふさわしい到達目標に照らして、学生の学習到達度を評価して行うものである。本学では、評価項目②でのカリキュラム・マップおよび評価項目③でのシラバスの箇所で記述しているとおり、各授業の到達目標および成績評価方法・基準は全学方針に基づいて策定または点検を行った上で確定している。また、いったん学生に公開した成績評価方法・基準の変更は不可としており、やむをえない事情により変更せざるを得ない場合は文書による理由説明を作成して学部・研究科執行部に届け出る必要がある。成績変更については、学部・研究科ごとに件数を一覧にして教学委員会に報告している（資料 4-58）。

成績のグレードについては、学則において素点との対応関係を明記し、絶対評価として行うこととしている。具体的には、100 点法で、A+は 90 点以上、A は 80～89 点、B は 70～79 点、C は 60～69 点、F は 60 点未満に対応し、このうち F は不合格として単位を授与しない（資料 4-59【ウェブ】）。学生の学習を活性化するために日常的な課題を課す授業が増えていることから、日常的な課題の素点管理が行いやすいよう、学習支援ツール manaba+R に素点管理機能を設けている。

GPA については、A+を５、A を４、B を３、C を２、F を０として、全学統一の計算式により算出している。GPA の算出方法は「学修要覧」や学び支援サイト等において学生にも周知している（資料 4-59【ウェブ】）。GPA は、成績優秀者を対象とする西園寺記念奨学金や、大

学院の２年次対象成績優秀者奨学金の選考の中心的な材料としてすべての学部・研究科（専門職大学院を除く）で活用されている他、交換留学派遣者の選考や法学部早期卒業制度における卒業判定、法学研究科修士課程の早期修了制度における修了判定、法務研究科進学希望者貸与奨学金の選考などにも用いられている。

＜成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）の学生への明示＞

本学では、2009 年まで運用していた疑義照会制度を「成績確認制度」と改め、運用している。「成績確認制度」の目的は、次の項目に該当する学生自身の成績を確認することを目的とし、異議申し立ての制度として運用していない。一部の学部・研究科では独自ルールを定めているところがあるものの、すべての学部・研究科においてこの制度は運用されており、「学修要覧」や学び支援サイトを通じて、広く学生に明示している（資料 4-60【ウェブ】,61)。

成績確認制度の申請の要件は下記①～⑤のとおりであり、学生は、成績発表日を含めて３日以内（土・日・祝日を除く）にオンラインで申請を行う手続きとなっている。以下要件うち、⑤は 2020 年度に経営管理研究科が認証評価を受審した際、大学基準協会から、従来の制度は学生が履修した科目の成績評価に疑問を持った際に照会できる制度になっておらず、あらゆる科目について成績評価の根拠の問い合わせを可能にする制度とすべきと指摘されたことを受け、「学習者中心」の考え方から成績評価の公正性・厳格性を担保するため、全学的に制度を見直し 2023 年度から導入したものである（資料 4-62)。

① 受講登録が行われているにもかかわらず、成績評価の記載がない科目
② 受講登録していないにもかかわらず、成績評価が記載されている科目
③ シラバスにもとづく成績評価基準を満たしていないにもかかわらず、有効評価が記載されている科目
④ 受講登録が行われており、シラバスにもとづく成績評価基準を満たしたうえで定期試験を受験もしくはレポート試験を提出したにもかかわらず「F」評価となった科目
⑤ 受講登録が行われており、有効評価となっているが、シラバスの評価基準に基づく点検の結果と明らかな乖離がある科目

＜既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等の適正実施＞

留学時の単位認定や海外等大学外で実施する科目については、１単位あたりの基準授業時間数を設定し、それに基づいた単位数の認定を行っている。具体的には、授業形態により、講義・演習 1 単位 675 分以上、外国語 1 単位 1,350 分以上、実験・実習 1 単位 2,025 分以上である(資料 4-63)。認定する科目区分については、当該科目のシラバスの精査に基づいて、各学部・研究科において慎重に判定を行っている（資料 4-64)。

留学以外の既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定については、立命館大学学則（第 37 条 他大学等における授業科目の履修等、第 38 条 大学以外の教育施設等における学修、第 39 条 入学前の既修得単位等の認定）において定められており、これらに関する単位認定は、教授会・研究科委員会の議を経て学部長・研究科長が決定している。加えて、第 41 条において「編入学、転入学および学士入学の単位認定」、第 42 条において「転籍の単位認定」が定められており、すべて学則に基づいた単位認定を行っている。

＜学位授与方針に則した適切な学位授与【学部】＞

学士の学位授与は教授会の議を経て学長が決定する（資料 4-65）。本学では、学部則に定める卒業要件の充足をもって、当該学部の教育目標を達成したとみなし、学士学位の授与を行うことを、各学部の学位授与方針において明記している。教授会は対象となるすべての学生について、この要件に基づいて厳正に卒業合否の判定を行っている。卒業要件についてはウェブサイトおよび「学修要覧」において学生に周知し（資料 4-66）、履修ガイダンスにおいて繰り返し説明を行っている。評価項目①での教育課程の編成・実施方針の項目で述べたように、卒業要件の充足、より具体的には科目区分ごとの所定の単位の修得により教育目標を達成したとみなす根拠として、カリキュラム・マップにより、個々の科目および科目群の修得が主として教育目標のどの項目に関わるものであるかを示すことを求めており、現在すべての学部で策定されている。また「学修要覧」の図表やカリキュラム・ツリーにおいて、カリキュラムの全体像を、科目区分や回生進行との対応においてできるだけ分かりやすく学生に提示することに努めている。

学部（学士課程）教学ガイドラインでは、学士課程での学びの最終的な到達点を明確にする観点から、各学部に「卒業時の質保証を行う手立て（卒業論文、卒業研究、卒業制作等を含む）の必修化もしくはそれに代わる検証可能なシステムを明確にする」ことを求めている（資料 2-2-1,4-24）。2024 年度の時点では、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、文学部、政策科学部、映像学部、総合心理学部、理工学部、食マネジメント学部、グローバル教養学部、情報理工学部、生命科学部、薬学部、スポーツ健康科学部は卒業論文（卒業研究・制作等を含む）を必修化している。必修化を行っていない法学部においても、論文執筆を成果物とすることを含め、卒業時の質保証に関する議論が継続されている（資料 4-67）。

卒業時の質保証の一環として、いくつかの学部は、学習の到達度を踏まえた系統的・段階的履修の観点から、卒業論文あるいは卒業研究の受講に一定の要件を課している。また、論文の審査において、卒業論文について主査・副査を定め、専攻や学科ごとに口頭試問を実施している学部も存在する。

卒業論文の審査基準については、ルーブリック型で基準を作成している学部も存在する。学部の卒業論文は学位論文ではないという点で大学院の修士論文・博士論文とは性格を異にするとはいえ、学びの集大成という位置づけに照らせば、教育目標を踏まえた評価方針を学部として制定・共有・公表することが必要であり、この観点から引き続き基準の整備に取り組んでいく。

＜学位授与方針に基づく適正な手続と体制の整備および適正な運用【大学院】＞

本学では、学位論文を修了要件とする 18 研究科のすべてが、学則に定める所定単位の修得および学位論文等の提出と審査の合格をもって、当該研究科の教育目標を達成したとみなし、それぞれの課程に応じて修士または博士の学位の授与を行うことを各研究科の学位授与方針において明記している。

学位論文等の作成にあたって、各研究科は学位論文の作成等に対する指導（研究指導）計画を策定し、体系的に教育課程を編成することが、大学院設置基準で求められている。本学においても、専門職大学院を除く全研究科において、2016 年度より、大学院生一人ひとり

への指導方針を記載した「研究指導計画書」の運用を開始している。具体的には、「研究指導の方法」や「スケジュール」の両方をあらかじめ大学院生に示し、教員と学生がともに合意した計画に従って進められるよう、その活用の手順は「学修要覧」および研究科ウェブサイト等において明示されている（資料 4-68)。「研究指導計画書」を活用することで、研究の進捗状況を教員と学生間で共有でき、特に学生にとっては、「研究指導計画書」を介した複数回にわたる教員とのコミュニケーションを通して、研究に関するモチベーションを維持・向上できる効果が得られる。「研究指導計画書」の取り扱いに関する「申し合わせ」では、標準修業年限超過者への対応方針、大学院生・指導教員の署名欄を設けること、「研究指導計画書」の適切な管理、保存年限の設定と保管、「学修要覧」への「研究指導計画書」と「申し合わせ」の掲載、「教学総括・次年度計画概要」での活用状況の報告、「研究指導計画書」の様式などを定めている（資料 4-69)。文学研究科の事例では、春学期または秋学期の入学時に提出される「研究計画書および研究指導計画書」、それに伴う各年度末の「研究報告書および指導教員の所見」提出の義務化が、教員と学生間のコミュニケーションを促し、研究進捗の適確な判断と将来の研究方針策定に役立っている。この取り組みによって、大学院生が計画どおりの研究を推進し、年度末に成果と課題を振り返り、それが次年度の計画立案の基礎資料となる一体的な運用が可能となっている。

学位論文の審査基準については 18 研究科すべてで作成済みであり、学位授与方針の中で基準またはその概要を明示している。これらの内容については、研究科委員会で適宜確認され、大学院生に対しては新入生オリエンテーションで説明しているほか、「学修要覧」およびウェブサイトにて明示されている。修士論文の提出の前提として、多くの研究科が、構想発表会・中間発表会等への参加や学期・学年末のレポートの提出を大学院生に課している。また、博士論文については、すべての研究科が、予備審査委員会あるいは受理審査委員会を設けることに加えて、公表論文の件数等を含む提出要件を定めることにより、提出される論文の水準の担保を図っている。博士論文についてはすべての研究科に剽窃検出ソフトを用いた点検を要請し、研究倫理に反する論文に学位が授与されることのないよう、慎重を期している。

学位論文の審査は、学位規程に基づき、主査と副査からなる複数（修士課程では２名以上、博士課程では３名以上）の審査委員による口頭試問の実施、審査報告書の作成、研究科委員会における審査報告書の審議と合否の判定という順序で厳正に行われる。博士論文の口頭試問は、公開審査会の形で実施される。修士学位授与は研究科委員会での審議を経て学長が決定し、博士学位授与は、研究科委員会に加えて、学長が出席する全学の大学院学位委員会による審議を経て、学長が決定する。博士論文の審査委員会については、学位規程で「当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる」としており、先端総合学術研究科・国際関係研究科・社会学研究科・スポーツ健康科学研究科においては、他研究科・他大学の研究者を審査委員会に加える慣行が定着している。具体的には、スポーツ健康科学研究科後期課程では 2018 年度に研究科構成員の主査と副査に加えて、研究科に属さない副査を外部から招聘することについて、「立命館大学大学院スポーツ健康科学研究科課程博士学位授与に関わる内規」を変更し、2019 年度の学位審査から導入している（資料 4-70)。

審査基準の組織的共有に関して、スポーツ健康科学研究科では、修士論文の評価基準は

「学修要覧」と実施方針で公示され、その品質は研究発表会や中間報告会で複数教員が同一シートを用いた評価を行うことで保証されている。口頭試問も、主査と副査による評価シートを使った審査を経て合議の上、成績が決定され、全体公聴会でも同様の評価が行われる。評価結果は学生にフィードバックされ、研究計画の改善や論文の充実に活用されている。このようなプロセスにより論文の評価基準が教員、大学院生に対しても組織的に共有されている。映像研究科においては、複数の演習科目が研究指導チームによって運営され、大学院生と教員間で共有される評価基準が最終成果物（修士制作＋解説論文または修士論文）の基盤となっている。研究指導チーム以外の教員も参加する定期的な研究進捗発表会では、この共有された評価基準を念頭に置いて質疑応答が行われている。また修士学位授与審査では、各大学院生の主査は主たる指導教員が担当し、副査は研究指導チームとは別の教員が担当することになっており、主査と副査による修士学位審査委員会が設けられるが、副査は専門分野に近い研究指導教員または研究指導補助教員が指名され、修士論文や制作の品質と客観性を確保する仕組みが確立されている。さらに、口頭試問の前に研究科委員会で修士論文や制作の評価基準が確認、共有されている（資料 4-71）。

学位審査に合格した博士論文については、学位規則（文部科学省令）に基づき、2013 年４月以降、公表を差し控える特別な事情が認められる場合を除いて、全文を立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）において公表し、研究成果の社会への還元に努めている（資料 4-72【ウェブ】）。また、全文公表を行わない場合については、その理由の妥当性について、学位申請者から提出された申請書および根拠となる文書の研究科による点検を経て、大学院学位委員会で最終的な確認を行っている（資料 4-73）。

学位論文を修了の要件としない専門職大学院については、法務研究科では、法曹に不可欠なスキルとマインドの形成のため、所定の単位の修得に加えて、(1) 法律基本科目のうち必修科目の合計単位数（入学時単位認定を除く）の半分以上が「B」評価以上であり、全科目の GPA が５点満点で 2.5 以上であること（2）行政機関等との提携に基づく実習科目であるリーガルクリニックとエクスターンシップのいずれか一方を履修することを修了の要件に課している。また、経営管理研究科は、所定の単位の修得に加えて、課題研究（ゼミに相当）を必修科目と位置づけ、研究成果をまとめた課題研究レポートの作成を単位修得の要件としている。いずれの研究科においても、成績評価について共通の基準を設定・共有し、それを徹底するための FD を継続的に実施している。教職研究科では、所定の単位の修得に加えて、実習での経験（または勤務校での経験）を振り返りながら、アカデミックな視点を加味して各自の実践や勤務校の抱える課題の改善策を検討する科目として「教育実践高度化演習１」（１年次秋学期配当）、「教育実践高度化演習２」（２年次秋学期配当）を配置し、両科目での学びや実習の成果を、「教育実践探究論文」としてまとめ、これを論文審査基準に基づいて評価している。このように、専門職大学院においても、学位の質を保証するための制度が設けられている。

本学の学位規程は、学位の取得に際して「不正の方法によった事実」が認められた場合には学位の取消を含む処分を行うことを定めているが、その具体的な手続については述べていない。そこで、「不正行為に該当する可能性がある場合の博士学位の授与の取消しに関する学位規程の運用細則」として、博士学位授与の取消に相当するような事態が生じた場合への対応（学長の発議による審査委員会の設置、処分あるいは不処分の確定に至る手続き）に

ついて定めている（資料 4-74）。

なお、研究方法の適切性について、本学では、指導教員による研究倫理指導だけではなく、正課科目、課外セミナーによる研究倫理教育の実施や、新入生オリエンテーション等においても研究不正（剽窃、盗作など）に関わる注意喚起等も行い、2016 年度より全大学院生を対象とした研究倫理教育を実施している。「研究倫理プレセミナー」では、大学院新入生オリエンテーションにおいて研究不正（剽窃、盗作など）に関わる注意喚起等を行っている（資料 4-75）。この中で、研究とは何か、研究の魅力を知るとともに、研究活動を進めるためには研究倫理を学ぶ必要があること、研究倫理は大学院生が主体的に考えるべきことを認識させるために、日本学術振興会編集の冊子『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』を新入生全員にデータ等で配布している。さらに、研究倫理 e ラーニング修了を義務付けた「研究倫理共通セミナー」を 2020 年度より VOD 学習として日本語版と英語版で受講可能としている。過年度の受講者アンケート（自由記述）では、「同じチームで研究した内容であっても、講義資料を示す際には、引用をしっかり明記することが印象に残りました。非常にイメージしやすく、身近に起こり得る事例だと感じました。自己のプレゼン発表でも、常に注意したい点だと改めて感じました。」「研究倫理違反ということが、悪意がなくとも不注意で起こりやすい場面がたくさんある、ということに気づけた。」などの意見が寄せられている（資料 4-54）。これらを各研究科における研修、講義、研究指導等を通じた研究倫理教育と組み合わせることで、研究倫理の涵養と研究不正の防止を適切に図っている。

**評価項目⑤**
**学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。**
＜評価の視点＞
・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

＜学習成果の把握・評価に関する目的・指標・方法の明確化＞

学習成果は各学部が学位授与方針に定めている教育目標の達成度であり、かつ、学部が定める教育目標が達成されたか否かは、端的には卒業（学位取得）の認定によって判断される。上述のように、本学ではすべての学部が教育目標を達成した者に学士の学位を与えることを学位授与方針において明記し、この方針に基づいて適切に学位の授与を行っている。その意味で、学習成果の最終的な評価は卒業の認定に集約されるが、そのことを以て、カリキュラムや卒業条件の教育目標との関係の適切性や個々の教育目標の達成の程度・水準の検討、および達成状況の学生間の分布の把握を不要とするものではない。

本学では、1999 年度以来、すべての学部が各年度の「教学総括・次年度計画概要」において、当該年度の取り組みを振り返り、その成果と問題点を明らかにする取り組みを行ってきた（資料 4-16,17）。この取り組みは、内容的には学習成果の評価を含むものであったが、教育目標の達成の度合いを検証する観点は必ずしも明確ではなかった。2014 年度制定の学部（学士課程）教学ガイドラインでは、各学部における教育目標に基づく体系的カリキュラムの確立に関わって、教育目標の達成に関わる到達度検証の課題を提起した（資料 4-20）。

さらに、この検証の具体的な推進のために、2016 年度の「教学総括・次年度計画概要」の加筆修正の過程で、すべての学部に増補として「学習成果の検証」を別個に作成することを要請し（資料 4-76)、これを受けて、すべての学部が検証作業に取り組んだ。その結果は文書にまとめられ、2017 年度から「教学総括・次年度計画概要」に組み込まれ、中長期的なカリキュラム検証としても機能している。

学部への要請文書では、教育目標に照らして「卒業した学生が何をどこまで身に付けたか」を卒業の可否の判定のみにとどまることなく、利用可能なデータやエビデンスを用いて、より深く、より多面的に捉え、その結果をカリキュラムの部分的な見直しや中長期的改革に結びつけることを、本学における教育成果の検証の目的として位置づけている（資料 4-76)。学習成果検証の枠組みは以下のとおりである。

（1）各学部が設定している教育目標の個別目標について（近接するものについては目標群に整理したうえで）カリキュラム上の位置づけ、それを主として担う科目群、進級・卒業要件との関係、当該目標に関わる特徴的制度等を確認する。

（2）各目標（群）の達成状況について、成績等に関わる客観データと、学びの成果に関する学生の自己認識を示す主観データの両面から立体的に検討を行う。実際に客観データとして多くの学部が用いているのは、基礎演習・専門演習などの小集団科目の登録率・単位修得率・成績分布、卒業論文の提出率・合格率、学部での専門的な学びのコアとなる必修あるいは基幹的科目群の受講者数・単位修得率・成績分布、語学試験スコアなどである。また主観データとして多くの学部が用いているのは、後述する「学びと成長調査」の教育目標達成度やその他の設問への回答、授業アンケート、学部で行っている独自調査の結果などである。

（3）これらの検討に基づき、教育目標を形成する個別の設定目標の検証を通じ、総合的な達成状況について学部としての評価を行うとともに、達成度のさらなる向上に関わる課題を検出し、カリキュラムの見直しや中長期的改革に役立てる。

大学院においては、研究科ごとの人材育成目的と教育目標・学位授与方針に基づいた研究指導が大学院教学の根本であり、カリキュラムが厳格に決まっている専門職大学院を除き、「研究指導計画書」の作成を通じて、学生と教員間で研究目的の明確化、進捗状況の共有化を行い、学習成果の達成へ向けた目標確認を行っている。これまでに各研究科では、①学位論文審査プロセスでの教育目標達成度評価、②授業アンケートや研究科が独自に実施するアンケートに基づいた教育目標主観的達成度把握、③研究活動（論文数・学会発表数等）評価、④修了生の動向調査などを通じて、学習成果の検証を行ってきた。毎年度、各研究科において作成される「教学総括・次年度計画概要」の執筆において、学位論文の審査と教育目標を関連づけ、アンケートなどの主観データや進路・研究実績を活用した検証を推進するよう、各研究科に働きかけてきた。この中で、大学院においては、2020 年度まで学部の「学びと成長調査」のような全学横断で定期的に実施している主観データの調査が存在していなかった。そのため、大学院生への成長実感調査を教育・学修支援センターと協力して、全学的に統一した検証の取り組みとして、2021 年度から「学びと成長調査（大学院生版)」を開始した。設問の作成にあたっては学部生版を参考に、研究指導の成果など大学院独自の設問を追加した。調査の実施時期は、１月下旬から２月末にかけて、全研究科ウェブ実施（manaba+R）で行った。これにより大学院特有の学びや成長を明らかにすることができ、研

究科の教学改善に向けた材料を豊富化できると期待する。

2020 年度より、教学マネジメント指針（2020 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会）を踏まえ、自己評価委員会で議論したアセスメント・ポリシーに基づき、各学部が学習成果検証で使用しているデータエビデンスを中心にアセスメント・チェックリストの作成を求めた（資料 4-12)。現在では、すべての学部・研究科でアセスメント・チェックリストの作成がなされている（資料 4-13,14)。アセスメント・チェックリストは、「教学総括・次年度計画概要」の当年度方針とともに更新の提案がなされ、各学部・研究科が総括を行い、必要があれば更新を継続することとしている。これにより、主観・客観データや定められた検証活動等に基づく内部質保証を推進する基盤が整っている（資料 4-15)。

＜学習成果を把握・評価する指標・方法の適正性の検証＞

2023 年度「教学総括・次年度計画概要」による各学部の学習成果検証の概況は以下のとおりである。検証の手法については学部ごとの独自性を伴いつつも、全体としては先述の評価の視点に沿った検証と評価が行われている。検証の結果については、多くの学部が、教育目標がおおむね達成されているという評価を行うと同時に、若干の課題を挙げている。これらの取り組みを通じて、これまで暗黙的・部分的に行われがちであった学習成果の検証を、より明示的・包括的な形で根拠資料（客観データおよび主観データ）に基づいて行うための条件が整っている。

表 4-3　2023 年度「教学総括・次年度計画概要」およびアセスメント・チェックリストに基づく各学部の学習成果検証結果の概要

| 学部 | 学習成果検証結果の要約 | アセスメント・チェックリスト掲載の主観・客観データ |
|---|---|---|
| 法学部 | ７つの教育目標を、①学びの姿勢、②学びのスキル、③学びのための知識修得、④学びの実践の４領域に整理し、各領域についてカリキュラム上の位置づけ、客観データおよび主観データ、到達度の評価を説明し、中期的なカリキュラム検証の観点から若干の課題を挙げている。 | 授業アンケート、成績評価、学生実態アンケート、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、卒業生（校友）調査 |
| 経済学部 | ９つの教育目標ごとに、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データを用い、到達度の評価を行い、十分に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、卒業生（校友）調査 |
| 経営学部 | 新カリキュラムにおいては８つの教育目標を、「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」の４領域に整理し、主観データ・客観データを用いて検証を行っている。旧カリキュラムにおいては、①主体的問題解決能力の養成、②国際（的）感覚の養成、③専門（的）知識の養成、の３領域にまとめ、各領域について、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価を説明し、各目標について、一定程度達成できていると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、卒業生（校友）調査、基礎演習、プレゼミ、専門演習アンケート、卒業論文 |

| 学部 | 学習成果検証結果の要約 | アセスメント・チェックリスト掲載の主観・客観データ |
|---|---|---|
| 産業社会学部 | ９つの教育目標を、「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」の４領域に整理し、カリキュラム上の位置づけ、客観データおよび主観データ、到達度の評価を説明し、目標の全体について、おおむね到達と判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路状況調査、卒業生（校友）調査、自己点検・評価アンケート |
| 国際関係学部 | 国際関係学科、国際連携学科ごとに検証を行っており、教育目標について、カリキュラム上の位置づけ、客観データおよび主観データ、到達度の評価を説明し、各目標や目標の全体についておおむね到達と判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、卒業生（校友）調査 |
| 文学部 | ６つの教育目標を、①知識・理解、②思考・判断、③関心・意欲・態度、④技能・表現の４領域に整理し、それぞれの領域について、カリキュラム上の位置づけ、客観データおよび主観データ、到達度の評価を説明し、各目標および目標の全体について、おおむね到達と判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査 |
| 政策科学部 | ５つの教育目標を検証の対象に設定し、それぞれについて、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価を説明し、各目標について、おおむね達成できていると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路状況調査、卒業時アンケート |
| 映像学部 | ５つの教育目標のそれぞれについて、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価について説明し、各目標について、十分に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、自己点検・評価用アンケート、卒業展アンケート、「映像基礎演習」アンケート、「映像学入門演習」アンケート、「クリエイティブリーダーシップセミナー」アンケート |
| 総合心理学部 | ５つの教育目標のそれぞれについて、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価について説明し、各目標について、十分に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、卒業生（校友）調査 |
| 理工学部 | ３つの教育目標のそれぞれについて、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価について説明し、各目標について、十分に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、卒業生（校友）調査 |
| グローバル教養学部 | ４つの教育目標のそれぞれについて、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価について説明し、各目標について、十分に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、他大学とのベンチマーク、アカデミック・ルーブリック |
| 食マネジメント学部 | ５つの教育目標のそれぞれについて、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価について説明し、各目標について、十分に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査 |

| 学部 | 学習成果検証結果の要約 | アセスメント・チェックリスト掲載の主観・客観データ |
|---|---|---|
| 情報理工学部 | 11 ある教育目標に対し、「基礎学力・数学・自然科学」「情報科学の専門知識・技術・実装力（プログラミングスキル)」「問題発見力・解決力・表現力・協調性・倫理観」「英語運用能力」の４つの観点から、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価について説明し、各目標について目標に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート |
| 生命科学部 | ５つの教育目標のそれぞれについて、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価を説明し、各目標について目標に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、卒業生（校友）調査 |
| 薬学部 | カリキュラムレベル・授業レベルの学習成果検証を包括的に総括した後、４つの教育目標に対し、カリキュラム上の位置づけ、関連する客観データおよび主観データ、到達度の評価を説明し、各目標について目標に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、卒業生（校友）調査 |
| スポーツ健康科学部 | ５つの教育目標のうち、それぞれについてカリキュラム上の位置づけ、基幹的科目の到達目標との関連、関連する客観データおよび主観データ､到達度の評価を説明し、各目標について、十分に到達していると判断している。 | 授業アンケート、成績評価、学びと成長調査、進路希望調査、進路状況調査、卒業時アンケート、卒業生（校友）調査 |

大学院については先述のとおり、研究科ごとの人材育成目的と教育目標･学位授与方針に基づいた研究指導が大学院教学の根本であり、「研究指導計画書」の作成を通じて、学生と教員間で研究目的の明確化、進捗状況の共有化を行い、学習成果の達成へ向けた目標確認を行っている。これまでに各研究科では、①修士論文審査プロセスでの教育目標達成度評価、②授業アンケートや研究科が独自に実施するアンケートに基づいた教育目標主観的達成度把握、③研究活動（論文数・学会発表数等）評価、④修了生の動向調査などを通じて、学習成果の検証を行っている。「教学総括・次年度計画概要」では、当該研究科における学位論文（あるいはそれにあたるもの）の審査基準と教育目標の関係を明らかにすること、論文審査のプロセスにおける研究科内での審査基準の審査員間での共有および合否判定・評価決定への適用の具体的状況を説明することを求めている。大学院の学習成果検証で長年の課題であった「主観データ」の取得についても､「学びと成長調査（大学院版)」の開始により、教育目標の達成度等のデータが徐々に蓄積されている。また人材育成目的の検証という観点からは、教育・学修支援センターにおいて、後述する卒業生（校友）調査に加え、大学院修了生に向けた調査も実施している（資料 4-77)。このように大学院学習成果検証の充実は徐々にではあるものの主観データの取得などその検証基盤が整いつつある。

＜指標や方法を適切に用いた学習成果の把握・評価と適切な活用＞

〇学習成果検証および取り組み総括の手引き

学部・研究科が「教学総括・次年度計画概要」にて学習成果の検証を効果的に進められる

よう、教学部より「学習成果検証および取り組み総括の手引き」を配布している（資料 4-76)。「学習成果検証および取り組み総括の手引き」には、学習成果検証および取り組み総括の考え方、学習成果検証および取り組み総括の進め方、学習成果の検証および取り組み総括で用いるデータ、その他主観データ・客観データを用いた検証方法や明示の仕方などが掲載されており、学習成果検証をはじめとした「教学総括・次年度計画概要」作成時の参考資料として役立てられている。

〇学びと成長調査

「学びと成長調査」は、学びと成長の諸側面（学習経験、学習過程、学習成果）についての学生自身の認識を把握することを目的として、前身である「学びの実態調査」を発展させて 2016 年度から全学部・全学生を対象として実施している（資料 4-78)。2021 年度からは学部生に加え、大学院生にも調査を拡充している。本調査は、新入生調査、在学生調査、卒業予定者調査からなり（大学院生版は在学生調査のみ)、学生は、教育目標の達成度、学習成果についての自己認識、学習への取り組み方（授業外学習時間、授業経験)、正課・学生生活の満足度、正課・正課外活動への意欲、進路・将来への見通しに関わる多岐の設問に対して、４段階で自己評価を行っている。2024 年度調査（卒業予定者調査および大学院生調査は 2023 年度）回収率は表 4-4 のとおりである。

表 4-4　直近の「学びと成長調査」回収率

「学びと成長調査」（学部生版）（直近３区分）

| 学部 | 2023年度 卒業予定者調査 | | | | 2024年度 新入生調査 | | | | 2024年度 在学生調査 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学生数 | 回収数 | 回収率 | 実施媒体 | 学生数 | 回収数 | 回収率 | 実施媒体 | 学生数 | 回収数 | 回収率 | 回生 | 実施媒体 |
| 法学部 | 788 | 147 | 18.7% | W＊ | 725 | 673 | 92.8% | W | 1,495 | 759 | 50.8% | 2, 3 | W＊ |
| 経済学部 | 746 | 353 | 47.3% | W＊ | 790 | 740 | 93.7% | W＊ | 9月下旬～10月中旬実施予定 | | #VALUE! | 2, 3 | W＊ |
| 経営学部 | 807 | 228 | 28.3% | W＊ | 740 | 543 | 73.4% | W | 2,457 | 815 | 33.2% | 2 ,3, 4 | W＊ |
| 産業社会学部 | 766 | 168 | 21.9% | W＊ | 906 | 786 | 86.8% | W | 2,600 | 981 | 37.7% | 2 ,3, 4 | W＊ |
| 国際関係学部 | 297 | 114 | 38.4% | W＊ | 326 | 294 | 90.2% | W | 1,019 | 506 | 49.7% | 2 ,3, 4 | P |
| 政策科学部 | 385 | 105 | 27.3% | W＊ | 391 | 275 | 70.3% | W | 1,245 | 432 | 34.7% | 2 ,3, 4 | W＊ |
| 文学部 | 1,095 | 319 | 29.1% | W＊ | 1,040 | 977 | 93.9% | W＊ | 3,325 | 1,669 | 50.2% | 2 ,3, 4 | W＊ |
| 映像学部 | 146 | 53 | 36.3% | W＊ | 258 | 138 | 53.5% | W | 509 | 136 | 26.7% | 2 ,3, 4 | W＊ |
| 総合心理学部 | 296 | 96 | 32.4% | W＊ | 300 | 284 | 94.7% | W | 927 | 628 | 67.7% | 2 ,3, 4 | W＊ |
| 理工学部 | 972 | 649 | 66.8% | P | 1,007 | 554 | 55.0% | W | 3,251 | 428 | 13.2% | 2 ,3, 4 | W |
| グローバル教養学部 | 27 | 9 | 33.3% | W | 46 | 25 | 54.3% | W | 278 | 22 | 7.9% | 2 ,3, 4 | W |
| 食マネジメント学部 | 291 | 55 | 18.9% | W＊ | 347 | 227 | 65.4% | W | 996 | 197 | 19.8% | 2 ,3, 4 | W |
| 情報理工学部 | 435 | 168 | 38.6% | W＊ | 496 | 426 | 85.9% | W | 1,597 | 757 | 47.4% | 2 ,3, 4 | W＊ |
| 生命科学部 | 295 | 230 | 78.0% | P | 357 | 339 | 95.0% | P | 968 | 866 | 89.5% | 2 ,3, 4 | P |
| 薬学部 | 143 | 122 | 85.3% | P | 172 | 155 | 90.1% | W | 681 | 290 | 42.6% | 2 ,3, 4, 5, 6 | W |
| スポーツ健康科学部 | 226 | 126 | 55.8% | W＊ | 244 | 231 | 94.7% | W | 775 | 459 | 59.2% | 2 ,3, 4 | W＊ |
| 合計 | 7,715 | 2,942 | 38.1% | － | 8,145 | 6,667 | 81.9% | － | 22,123 | 8,945 | 40.4% | - | - |

※実施媒体の記号は、P：紙面での実施、W：Web（manaba+R）での実施を意味する（W は manaba+R の「〇〇学部生のページ」に調査票を実装したケース、W＊ は、対象者が受講している授業の manaba+R コースの「アンケート」機能に調査票を実装し、授業内で回答の呼びかけを行ったケース。）

※2023 年度卒業予定者調査の「学生数」は、2023 年 11 月 1 日時点で 2024 年３月に卒業見込みである在学状態にある学部生数である。

※2024 年度新入生調査の「学生数」は、2024 年４月入学で、かつ 2024 年４月１日時点で第１セメスター回生の学部生数である。

※2024 年度在学生調査の「学生数」は、2024 年５月１日時点で在学状態にある学部生数である（対象回生は表に記載のとおり)。

「学びと成長調査（大学院生版）」（2023 年度実施）の回収率

| 研究科 | 2023大学院生調査 | | | | | | | | | 2022 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前期課程・修士課程・専門職学位課程 | | | 後期課程 | | | 合計 | | | 合計 |
| | 実施媒体 | 学生数 | 回収数 | 回収率 | 学生数 | 回収数 | 回収率 | 学生数 | 回収数 | 回収率 | 回収率 |
| 法学研究科 | W | 57 | 14 | 24.6% | 7 | 1 | 14.3% | 64 | 15 | 23.4% | 35.6% |
| 経済学研究科 | W | 84 | 45 | 53.6% | 27 | 16 | 59.3% | 111 | 61 | 55.0% | 39.3% |
| 経営学研究科 | W | 70 | 26 | 37.1% | 23 | 10 | 43.5% | 93 | 36 | 38.7% | 43.8% |
| 社会学研究科 | W | 60 | 17 | 28.3% | 41 | 10 | 24.4% | 101 | 27 | 26.7% | 14.8% |
| 国際関係研究科 | W | 147 | 37 | 25.2% | 51 | 7 | 13.7% | 198 | 44 | 22.2% | 46.5% |
| 政策科学研究科 | W | 80 | 36 | 45.0% | 25 | 8 | 32.0% | 105 | 44 | 41.9% | 27.5% |
| 文学研究科 | W | 107 | 38 | 35.5% | 81 | 27 | 33.3% | 188 | 65 | 34.6% | 27.1% |
| 理工学研究科 | W | 848 | 263 | 31.0% | 77 | 37 | 48.1% | 925 | 300 | 32.4% | 15.3% |
| 先端総合学術研究科 | W | 30 | 11 | 36.7% | 164 | 28 | 17.1% | 194 | 39 | 20.1% | 18.9% |
| 言語教育情報研究科 | W | 72 | 15 | 20.8% | - | | - | 72 | 15 | 20.8% | 26.0% |
| 法務研究科 | W | 142 | 25 | 17.6% | - | | - | 142 | 25 | 17.6% | 8.7% |
| ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研究科 | W | 141 | 36 | 25.5% | 26 | 9 | 34.6% | 167 | 45 | 26.9% | 36.5% |
| 経営管理研究科 | W | 139 | 61 | 43.9% | - | | - | 139 | 61 | 43.9% | 33.3% |
| スポーツ健康科学研究科 | W | 55 | 29 | 52.7% | 46 | 22 | 47.8% | 101 | 51 | 50.5% | 68.3% |
| 映像研究科 | W | 21 | 10 | 47.6% | - | | - | 21 | 10 | 47.6% | 75.0% |
| 情報理工学研究科 | W | 379 | 190 | 50.1% | 69 | 30 | 43.5% | 448 | 220 | 49.1% | 54.3% |
| 生命科学研究科 | W | 316 | 55 | 17.4% | 30 | 16 | 53.3% | 346 | 71 | 20.5% | 35.7% |
| 薬学研究科 | W | 61 | 11 | 18.0% | 22 | 10 | 45.5% | 83 | 21 | 25.3% | 18.8% |
| 教職研究科 | W | 55 | 29 | 52.7% | - | | - | 55 | 29 | 52.7% | 33.9% |
| 人間科学研究科 | W | 130 | 26 | 20.0% | 93 | 30 | 32.3% | 223 | 56 | 25.1% | 15.7% |
| 食マネジメント研究科 | W | 36 | 13 | 36.1% | 10 | 5 | 50.0% | 46 | 18 | 39.1% | 52.5% |
| 合計 | ― | 3,030 | 987 | 32.6% | 792 | 266 | 33.6% | 3,822 | 1,253 | 32.8% | 29.5% |

※実施媒体の記号は、W は manaba+R の「〇〇研究科院生のページ」に調査票を実装したことを示す。
※「学生数」（休学者含む）は、2023 年 10 月 1 日時点の数字

調査の結果については、データを学部・研究科に提供するとともに、入学試験種類別・回生別・GPA 別・専攻別などに区分した一覧表に整理して教学委員会で報告し、「教学総括・次年度計画概要」での活用を求めている。

また、2024 年度からは従来の PDF 形式だけでなく、BI（Business Intelligence）ツールの一つである Tableau を用いた学部・研究科とのデータの共有も開始し、データの可視化を高め分析を容易にするとともに、Tableau のプラットフォーム機能を利用して集計結果の学生などステークホルダーとの共有を開始した。「学びと成長調査」については、これまで「学びと成長レポート」において一部の分析結果を公開するにとどまっていたが、この BI ツールの活用によりさらに積極的にデータの公開を進めていく（資料 2-27-1,27-2【ウェブ】）。

〇卒業生・修了生（校友）調査

第３期機関別認証評価では、学習成果の測定および評価を組織的に実施していることが高く評価されたものの、第４期に向けたデータを蓄積し分析を行う必要があること、昨今の社会情勢から、特に教育の遅効性も考慮して、卒業後の中長期的な視野に立った学習成果測定を行うことの重要性を増していることから、教育・学修支援センターが中心となり、卒業した「校友」に向けた調査の実施の検討を開始した。2019 年 10 月開催の「100 周年校友大会」での実施を目標とし、調査票の設計を進めた。2019 年 10 月 19 日の 100 周年記念校友大会の約 1 週間前から順次メールによる案内を開始し、11 月 30 日までを回答期間として設定した。本調査での回答数は 5,894 件、回収率は 10.4%であった。調査は、人材育成目的

の達成度・現在の充実度・大学の学びへの満足度の３軸を中心に実施され、結果の一部を表4-5 に掲載している。表 4-5 の左側は人材育成目的の達成度、中央は現在の職業やその他の活動の充実度、右側は大学の学びの満足度についてまとめており、各表での教学関連項目(教養教育、専門教育、語学教育、小集団演習、ゼミ、卒業論文・研究)の貢献度や満足度は、おおむね６～７割の肯定的評価を得ている。ただし、いずれの表でも語学教育に対する肯定的評価が３～４割と比較的低い割合にある。

表 4-5　卒業生（校友）調査

人材育成目的の達成度／現在の充実度／大学の学びを振り返った時の満足度の肯定比

| | | 肯定的評価 |
|---|---|---|
| 人材育成目標の達成度 | | 67.3% |
| 貢献度 | 教養教育 | 64.7% |
| | 専門教育 | 71.4% |
| | 語学教育 | 38.0% |
| | 小集団演習* | 64.0% |
| | ゼミ* | 71.9% |
| | 卒業論文・研究* | 59.5% |
| | 留学* | 73.5% |
| | 部活動やサークル* | 72.7% |

| | | 肯定的評価 |
|---|---|---|
| 現在の充実度 | | 87.0% |
| 貢献度 | 教養教育 | 69.1% |
| | 専門教育 | 69.0% |
| | 語学教育 | 36.7% |
| | 小集団演習* | 59.7% |
| | ゼミ* | 67.0% |
| | 卒業論文・研究* | 57.4% |
| | 留学* | 69.5% |
| | 部活動やサークル* | 72.0% |

| | | 肯定的評価 |
|---|---|---|
| 大学の学びの満足度 | | 86.0% |
| 満足度 | 教養教育 | 72.5% |
| | 専門教育 | 76.5% |
| | 語学教育 | 44.2% |
| | 小集団演習* | 65.3% |
| | ゼミ* | 73.6% |
| | 卒業論文・研究* | 65.0% |
| | 留学* | 74.4% |
| | 部活動やサークル* | 77.8% |

*経験ありのみ

調査の結果は教学委員会で報告がなされ、各学部へローデータが共有された(資料 4-79)。データは各学部の「教学総括・次年度計画概要」や専門分野別外部評価で活用されている。

また、大学院修了生についても、学習成果の検証を行い本学の内部質保証の水準向上に資するため修了生（校友）調査を 2024 年度に実施した（資料 4-80)。具体的には、2024 年２～３月にかけて本学園職員の大学院修了者を対象にパイロット調査を実施し、調査票の修正等を行った上で、８～９月にかけて法人がメールアドレスを把握しているすべての修了生を対象に本調査を実施した。本調査で特徴的なのは、大学院における学び・研究の状況だけでなく、それらを基礎とした現在の生活・仕事の充実度やウェルビーイングの状態も把握できるよう質問表を設計している点である。大学院修了生調査の結果も、分析を終え教学委員会において報告し、ローデータを各研究科に返却した。

〇学習成果の測定結果の適切な活用

学習成果検証の目的は、直接的には、学生の学びと成長を教育目標に照らして評価することである。同時に、検証を通じて確認された成果や課題は、カリキュラムの部分的な見直しや中長期的な改革の材料として役立てることができる。これまでの本学での各学部でのカリキュラム改革は、現行カリキュラムのさらなる発展や新たな展開の実現とともに、現行カリキュラム下で生じている部分的見直しでは対応困難な課題を解決するために立案・実行されてきた。年々の「教学総括・次年度計画概要」はカリキュラム改革を検討するうえでの土台をなすものであり、多くの学部で、１つのカリキュラムが完成年度を迎えた前後から議論を始め、数年の検討を経て次期の改革案を確定するというサイクルが回っている。2016 年度の「教学総括・次年度計画概要」への増補として取り組んだ学習成果の検証は、2017 年

度からは「教学総括・次年度計画概要」の一部として実施しており（資料 4-16,17）、学生が到達すべき能力・状態を規定するものである教育目標の達成状況と課題点を踏まえることで、よりいっそう学習者の視点に立った改革の立案が可能になる。

また、学習成果検証は在学生を対象とするカリキュラムの中間評価という性格をもっており、これを組み込んだ「教学総括・次年度計画概要」は、これまで以上に、短期の視点と中長期の視点を結ぶものとしての位置づけをより強くもつことになる。つまり、短期の視点からは当該年度の個別的な取り組みの、教育目標との関連において設定された到達目標の達成度が評価され、その積み上げとして、中長期の視点からは教育目標の達成度が評価されることとなる。こうした二重の検証の定着に向けて、各学部には、学習成果検証の結果を参照しつつ、取り組みごとの到達目標やその検証方法について検討を行うよう教学部より求めている（資料 4-76）。

こうした学習成果の測定結果を活用した改革の一例としては、薬学部による 2024 年度カリキュラム改革の試みがあげられる。薬学部では 2024 年度から適用するカリキュラムの改革にあたり、現行カリキュラムの検証をアセスメント・チェックリストに即して行い、改革案の提起に繋げている。すなわち、成績評価や授業アンケート、「学びと成長調査」などリストに記載されている各種の主観データ・客観データの検証を通して現行カリキュラムで達成した点および課題について抽出し、それら課題とカリキュラム改革の関連性について整理することで、科目新設などの提案に連動させている。他の学部が同じ進め方でカリキュラム改革等を行うわけでは必ずしもないが、年度ごとの学習成果の測定・検証から中長期的な改革立案へと繋がるサイクルの流れを端的に示す好例である（資料 4-81）。

**評価項目⑥**
**教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**
＜評価の視点＞
・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

＜教育課程・内容・方法についての定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組み＞

本学では、すでに確定している３つのポリシーやカリキュラムを前提に、その点検・評価を行って改善に活かしていくために、

（1）教学部が定めた指針に基づいて各学部・研究科・教学機関が「教学総括・次年度計画概要」を策定し、その内容を教学委員会で共有・確認することを基本とする毎年度の PDCA サイクル

（2）３つのポリシーやカリキュラムそのものの点検・評価を行う中期的な PDCA サイクルの２つの PDCA サイクルを制度化し、後者においては、外部の有識者による専門分野別外部評価を学部・研究科ごとに実施している。また、教育を受ける主体である学生代表とも定期

的な協議を行い、その意見を改善に活かしている。自己評価委員会教学部会は、学部・研究科が自主的な点検・評価を行うための枠組みを設定するとともに、全学的な見地から教学面での到達点の評価や課題の指摘を行っている。

毎年度の点検・評価については、学部（学士課程）教学ガイドライン等に基づく毎年度の検証の枠組みにおいて全学的方針を示している(資料 4-24)。ここでは、教育目標の達成度、科目の到達目標を実現するための成績評価方法・基準の設定、資格課程の教育目標の達成度、毎年度の開講方針の実行について、各学部・研究科において検証指標を定めて検証することとし、その検証指標の例示を行っている。また、上述の学習成果検証の導入に際し、「学習成果検証および取り組み総括の手引き」で検証の方法と指標の例示を詳細化している（資料 4-76)。

毎年度の点検・評価にあたっては、教学委員会において、「教学総括・次年度計画概要」策定の全学方針と統一様式を決定している（資料 4-16,17)。具体的には、学部・研究科・教学機関は、あらかじめ設定している総括項目ごとに、当年度計画、それに基づく実施の状況、到達目標に照らした評価（成果と課題の確認)、評価を踏まえた次年度計画、根拠資料を記載する。各機関での執筆作業を支援するため、手引きの配布に加えて、必要に応じて、副学部長・副研究科長懇談会の開催や教育・学修支援センターによる個別相談等も行っている（資料 4-82,4-17-2)。加えて、学部は 2016 年度、研究科は 2021 年度より、「学びと成長調査」を実施し、その集計結果のフィードバックも行っている（資料 1-11-1,1-11-2)。また、これらの全学方針に基づき、次のように行われる。

(1) 各学部・研究科は「教学総括・次年度計画概要」を策定
(2) 策定された「教学総括・次年度計画概要」は教学委員会に上程し、最終的に教学委員会で承認
(3) 教学部は、学部・研究科から集約した「教学総括・次年度計画概要」を点検し、その結果を教学委員会で教学部コメントとして報告

加えて、「教学総括・次年度計画概要」では、毎年度の点検・評価にとどまらず、前進面のさらなる発展と課題点の解決の方策を盛り込んだ次年度計画を策定することにより、点検・評価を改善に活用している。さらに、本学では、教育課程の編成・実施方針の具体的方針としての開講方針を毎年度策定しており、点検・評価の結果はこの開講方針にも反映している。

開講方針は、教育課程の編成・実施方針の具体的実践として、開講する科目、クラス数、時間割編成方針等を決定するものである。開講方針の策定は次のように行われる(資料 4-83)。

(1) 毎年５月に全学的な開講方針の策定方針を教学委員会で決定
(2) それを踏まえて各学部・研究科が開講方針第一次案を作成し、７月の教学委員会で審議
(3) 各学部・研究科はそれを受けて、10 月に開講方針第二次案をとりまとめ、教学委員会で最終的な確認

開講方針では、クラス規模とともに科目区分ごとの専任率の改善状況、過大講義および過小講義の改善状況を、データを付けて記載することとしている。こうした毎年度の取り組みの中で、点検・評価結果を継続的な改善に繋げている。

中期的な点検・評価の面では、本学ではこれまで、学部・研究科のカリキュラム改革の際や学費改定方式の見直しを行う際に中期的な教学の点検・評価を全学的に行い、改革・改善に活かしてきた。カリキュラム改革を行う際には、学部・研究科内で当該カリキュラムの到

達点と課題、それを踏まえた教育目標や３ポリシーの改善、それに基づく具体的なカリキュラムと教学上の諸政策等を明確にした議論を重ねたうえで、作成された案について学部・研究科執行部と教学部執行部との懇談を行い、教学部会議での審議を経て、最終的に教学委員会で実施を決定している（資料 4-84）。

これらの取り組みも踏まえつつ、中期的な点検・評価のための全学方針として、2015 年 11 月に「カリキュラム改革時の検証および点検項目について」を定めた（資料 4-4）。ここでは、教学ガイドライン等を踏まえた新カリキュラム設計に際しての自己点検項目を示している。具体的には、現行のカリキュラムの検証項目として、

（1）人材育成目的、教育目標、３つのポリシーに基づいて、教育課程・資格課程の達成度および目的・目標・ポリシーの適切性を検証すること
（2）カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーに沿った教育実践、FD、卒業・修了時の質保証を含む学習成果、学習支援などの取り組みの達成度と適切性を検証すること
（3）上記を踏まえて、カリキュラム改革時の目標設定およびカリキュラムの適切性を検証・評価し、次期計画の課題を明確化すること

を挙げたうえで、教学ガイドラインの項目に即して、新カリキュラムを設計する際の点検項目を設定している。カリキュラム改革は、教授会・研究科委員会が主体となって検討を進めるが、その過程では、事務室（職員）との協働や学生代表との懇談も行われる。本学では、このような準備･検討･承認のプロセスを経て、カリキュラム改革を実施している（資料4-85）。

＜自己点検・評価の客観性向上に向けた外部視点・学生意見の活用＞

○学生参画の取り組み

本学では、1948 年より学生代表等と教学・学生生活・学費等についての協議を行う機関として全学協議会を設置している（資料 2-29【ウェブ】）。全学協議会では、おおむね４年ごとに、それまでの教学政策、学生支援政策等の検証・協議を集中して行い、その到達点を確認文書としてまとめている（資料 2-30）。また学部では、学部執行部と学生代表とが協議する懇談会を毎年度開催し、学部独自の教学上の課題の検証・協議を行っている。大学院では同様の役割を研究科懇談会が担っている。学部・研究科の懇談会で協議の対象となるテーマは多岐にわたり、授業運営の改善、施設の整備や学生への情報発信の強化など、教育・学習環境に関わる幅広い事項に及ぶ。

本学では、こうした協議を、教育課程やその内容・方法の検証に際して、主体的な学習者である学生の意見を取り入れるための制度として位置づけている。直近の例をあげれば、英語学習において、その運用基準である CEFR B1 以上というスコアから見れば学生の英語力は着実に向上しているにもかかわらず、「学びの実感がない」と受け止めている学生が一定数存在することについて全学協議会で学生側から問題提起があり、それを受けて教学部では探究型の英語学習を進める研究・専門架橋型の英語教育の全学的展開の取り組みを進めている（資料 4-37）。また、学部・研究科の懇談会においても、上記のような各種課題に対する学生からの要望について、各学部・研究科は積極的に受け止めて改善に努めている。このように本学における学生参画の取り組みは、その長い歴史に支えられながら、教学改善において重要な役割を担うものとして定着している。

〇大学評価委員会

大学評価委員会は、本学が行う自己点検・評価に関する評価を行うため、学長の諮問機関として設置されており(資料 2-4)、2023 年度には７年ぶりとなる全学外部評価を実施した。本学の自己点検・評価の客観性・妥当性および内部質保証の有効性に関する評価、高等教育情勢および学内の文脈において重要と考えられる事項等に関する評価を行うことを目的として、今後の高等教育情勢や第４期認証評価等を見据えて実施した（資料 2-35)。

〇専門分野別外部評価

専門分野別の外部評価は、本学独自の内部質保証の一環として教育プログラムの質の継続的な改善・向上に結び付けるために、各学部・研究科がその状況を客観的根拠に基づいて定期的に把握・検証する活動として位置づけ、それぞれの教育の有効性を検証することを目的として実施している。第１サイクルは 2013～2016 年度、第２サイクルは 2019～2024 年度に、完成年度を迎えているすべての学部・研究科で専門分野別外部評価を実施した。当該分野の専門家に加え、第２サイクルからは学生の進路に関わる関係者も含めて４名程度に外部評価委員を委嘱し、各学部・研究科が作成した自己点検・評価報告書に基づく書類審査と実地調査により実施している。指摘事項については、自己評価委員会において指摘事項ごとに対応方針を明確にしたうえで、それぞれの改善状況を確認している（資料 4-9)。

学部・研究科における目的、教育課程、教育方法、学習成果等は、専門分野ごとに特色を持つものであり、専門分野の特質に即して専門分野の観点から点検・評価を行うことは重要であり、各学部・研究科の課題や強みが外部有識者によって明らかになり、改善・向上の契機となる取り組みとなっている。

〇教育課程連携協議会

「専門職大学院設置基準」により、専門職大学院は産業界との連携により教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、「教育課程連携協議会」を設けることが義務づけられており、本学では大学院学則第 10 条の４に教育課程連携協議会の設立、運用について定めている（資料 1-3)。

経営管理研究科、法務研究科、教職研究科ではそれぞれ年に１、２回程度、学外委員も交えた教育課程連携協議会を実施し、現況の報告とともに、意見交換を行っている。また、教育課程連携協議会の審議結果・意見を「教学総括・次年度計画概要」に記載し（資料 4-16)、開催報告を実施年度内に研究科ウェブサイトに掲載している（資料 4-86【ウェブ】)。

2023 年度における教育課程連携協議会の取り組み実績は、法務研究科、経営管理研究科、教職研究科それぞれにおいて年１～２回の会議が開催され、教育課程や入試結果、学生の学習成果に関する報告が行われ、学外委員との意見交換を通じて教育内容の改善に向けた具体的な方針が議論された。特に、法務研究科では司法試験対策、経営管理研究科では国際認証取得、教職研究科ではカリキュラム改善に焦点を当て、次年度に向けた施策が検討された。これらの協議会の成果は、各研究科の運営やカリキュラムの改善に反映されており、継続的な改善に寄与している。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

（１）長所・特色

・教学総括に基づいた内部質保証の推進

すべての学部･研究科が毎年度、全学共通の様式に基づいて「教学総括･次年度計画概要」を作成し、１年間の教育実践の結果を前年度末に立てた計画および到達目標に照らして点検を行って前進点と課題を明らかにすると同時に、前進点のさらなる発展および課題への対処を含む次年度計画を立案し、教学委員会に報告を行っている。授業の具体的な開講方針は、この次年度計画に基づいて策定されている。

・アセスメント・チェックリストの策定と活用

すべての学部・研究科において「教学総括・次年度計画概要」と連動させた形でアセスメント・チェックリストの策定を行っている。アセスメント・チェックリストに基づき、「教学総括・次年度計画概要」で総括・検証がなされ、適宜見直し等も行っている。教育課程レベルの内部質保証の推進が積極的になされている。

・カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー整備推進と完了

第３期機関別認証評価の際には途中であったカリキュラム・マップ等の教育課程基本文書の策定がほぼすべての学部・研究科で完了し、学生に向けて「学修要覧」等で公開している。

・卒業生・修了生（校友）調査を用いた教育の遅効性を検証する取り組み

教育の遅効性、人材育成目的の検証という観点から卒業生･修了生(校友)調査を実施し、結果を全学で共有した後、各学部・研究科レベルの PDCA サイクルにおいて主観データの１つとして検証が進められている。

・学部生ならびに大学院生と縦断的に「学びと成長」を検証する取り組み

2016 年度から始めた学部生向けの「学びと成長調査」を拡張し、2021 年度に初めて「学びと成長調査（大学院生版)」を実施した。大学院生の学習と成長を理解するために、３種類のデータ（1）大学院・研究科・教員のデータ、(2）大学院生の客観データ、(3）大学院生自身の主観データを用意し、これらを組み合わせて学生の学びと成長を立体的に把握している。2021 年度の「学びと成長調査（大学院生版)」では、授業や研究活動の満足度や意欲度を前期課程・後期課程、専門職学位課程、文系／理系、国内／国際学生別に調査を行った。さらに、各データを構造方程式モデリングにより大学院生の学習と成長をモデル化した（資料 4-87【ウェブ】)。

「学びと成長調査（大学院生版)」の結果として、大学院生は学部生よりも授業や研究に対する満足度・意欲度が高いことが判明している。特に、文系は授業、理系は研究の満足度が高く、後期課程の学生の満足度も高い。国際学生は国内学生よりも授業・研究に対する満足度が高い。また研究時間の比較では、理系の時間が長く、国内学生と国際学生で研究時間の違いが見られた。統計的な分析からは、さまざまな研究関連の学習機会を通じて、学生の満足感や意欲が向上し学会参加が促進されること、学びへの満足度が高いと、より意欲的に

取り組むようになり、この意欲はポジティブな学びの態度の形成に繋がること、そしてその態度を持つことで、研究に必要な多岐にわたるスキルが習得され、学生はその成果を実感することが示唆された。

・グローバル化の促進に向けた英語教育改革や研究環境整備の充実

全学の英語教育の改善に向けて 2021 年度に探究力高度化検討委員会（D 委員会）内に設置された英語教育改革タスクフォースでは、2022 年度から学部ごとの英語教学実施状況のヒアリングを行った。ヒアリングでは各学部の執行部教員に加えて英語担当の専任教員も同席した。2023 年６月のタスクフォース会議において最終報告がまとめられ、全学英語教育改革に向けた具体的な提案が盛り込まれた。同報告は７月の教学委員会において報告され、各学部にタスクフォースの提案に対する意見集約を依頼した（資料 4-37）。大学院においては全研究科を対象に「goFLUENT」および「みらい翻訳」が導入され、研究促進・発信のための環境整備が行われた。

（２）問題点

2024 年度「学びと成長調査」の回収率は、2023 年度卒業生：38.1%、2024 年度在校生：40.4%、2024 年度新入生：81.9%と一定の回収率はあるものの、回答者の GPA 分布等から、学びへ積極的な層が回答している可能性が否定できない。幅広い学生実態を捉えるための施策について、引き続き検討が必要である。

一方、2021 年度から開始した「学びと成長調査（大学院生版）」の回収率は、2022 年度は全体で 29.5%（前期課程で 32.6%、後期課程で 33.6%）であった。2024 年度学部生版（在学生調査）の 40.4%には及ばなかったが、平均を上回る研究科もあり、回収率に研究科間で大きな差が出た。本調査は、大学院生自身が自らの学びと成長について評価した結果としてもたらされる主観データとして、学生の学習成果を適切に把握・評価するうえで貴重なデータとなっている。その十分なサンプルが得られなかった研究科は多変量解析の対象から除外せざるを得ず、全学的な傾向を把握することが困難となる。今後の実施において、学生への manaba+R や指導教員等を通じてアナウンスすることで回収率向上の効果が見られた周知方法を研究科間で共有するなどして、回収率の向上を目指していくことが必要となる。

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、立命館憲章で掲げる理念および立命館大学学則・立命館大学大学院学則に定める教育研究上の目的（人材育成目的）に基づき、それらに照応した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を、教学委員会で決定した全学方針（とりわけ教学ガイドライン）に基づいて、学部・研究科ごとに策定・公表し、継続的な点検と改訂を行っている。学生の学びの活性化の面では、本学は、「主体的学びの素養」を形成する「学びの立命館モデル」の構築に向けて、単位数やシラバスに関わる制度・枠組み、大学での学びの起点となる初年次教育、入学から卒業までの一貫した小集団科目、主体的な学びの組織的支援として多様な取り組みを行っている。

学習成果については、各学部は教育目標の各項目について成績・履修に関わる客観データと学生の自己認識を示す主観データの検討に基づいて達成度を総合的に評価するとともに、

相対的に達成度が低い項目について課題の検出を行っている。研究科においても、学位論文の評価を中心に据えつつ、教育目標の全体的な達成度を検証する取り組みが始まっている。学習成果の検証結果は、カリキュラムの見直しや改革の検討材料として活用される。カリキュラムの定期的な点検・評価という点では、学部・研究科は毎年度末に作成する「教学総括・次年度計画概要」で、年度単位の点検・評価を行っている。

これまで大学院の教学運営において大学院教学改革の基本方針をベースに、学部（学士課程）教学ガイドラインの準用や各種申し合わせで対応していたが、現在では、21 研究科を擁する国内でも稀に見る多様な研究・複数の課程を展開する大学院となっており、「RU チャレンジ・デザイン」に掲げる次世代研究大学を実現すべく、大学院全体の教育の質を組織的かつ体系的に向上させるため、大学院運営の基本的な合意事項を定めた大学院版の教学ガイドラインの策定が必要な時期となっている。そこで、大学院教学改革の基本方針を踏襲しつつ、最新の高等教育行政の動向を踏まえた大学院教学ガイドラインの策定に向けて、各研究科から意見集約を行うなど丁寧に議論を始め、2024 年 12 月に議決した。本議決を受けて、2024 年度教学総括の項目とガイドラインの整合性を図るなど実質化に向けた取り組みを進めている。

第５章　学生の受け入れ
１．現状分析

**評価項目①**
**学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。**
＜評価の視点＞
・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

＜学生の受け入れ方針に基づく学生募集・入学者選抜制度・運営体制の適切な整備、入学者選抜の公平、公正な実施＞

各学部・研究科は、学位授与方針および教育課程編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を学位課程ごとにアドミッション・ポリシーとして定め、求める水準等の判定方法とともに入学試験要項に示してウェブサイトで広く公開している（資料 5-1【ウェブ】）。加えて、各学部・研究科のウェブサイト、大学案内等にも掲載し、受験生に対し広く周知している（資料 4-7【ウェブ】,5-2）。

この間の幾つかの新たな取り組みについては、次のとおりである。

新学習指導要領への対応として、2025 年度入学試験は新教育課程への移行に伴う入学試験方式の変更を行い、必履修科目となった教科「情報」を活用する方式を一部の学部において新たに導入した。なお、経過措置として旧課程履修者にも配慮した出題としている（資料 5-3）。

仕組みの改善に関しては、2023 年度入学試験から一部の学部における新たな取り組みとして、多様な学習歴を持った学生を受け入れられるよう、AI 学習ツール（atama＋）を使ったプログラムと連動する AO 選抜を導入した。高校での科目の履修状況や学習成績の状況を出願要件として設定するのではなく、各学部が最も重要として指定した高等学校の科目の単元を AI 学習ツールで学ぶプログラムを課し、プログラムを修得認定された者に対して出願資格を与える仕組みである。これにより、アドミッション・ポリシーに基づいた学力の質保証を実現しつつ、日本国外や IB 校などを含む多様な学習歴を持った受験生もチャレンジできる入学試験を実現できた。また、出願前に入学後にも重要となる単元を明示することで、受験生が将来に向けた自己実現のために必要な学びを具体的に伝えることができ、主体的な学びへの意欲も高めることができた。導入当初は文系３学部で実施したこの AO 選抜は、2025 年度入学試験においては文系５学部、理系３学部の計８学部まで拡大した。また対象科目として数学に加え、情報や英語、物理、化学を実施している（資料 5-4,5）。

また、同じく 2023 年度入学試験より、総合型選抜、帰国生徒入学試験、留学生入学試験、英語基準入学試験において、オンライン入学試験システム「TAO（The Admissions Office）」を導入した。TAO は出願から合格発表までをオンラインで完結することが可能な世界標準モデルのシステムであり、日英２言語に対応している。2024 年度入学試験から一部の方式に

てエントリーシート、志望理由書等の項目について、PDF での作成から TAO に直接入力できる形式にて提出可能とし機能改善を行った。TAO の導入により、日本国内のみならず、海外からの志願者に対しても、一部書類郵送は残るものの、出願から合格発表までの工程の殆どをオンラインで行うことができるようになったことでユーザビリティの向上を実現した（資料 5-6）。また、TAO を利用することで出願がオンライン中心で出来るようになったことで志願者の負担を軽減し、その副次的な効果として TAO を利用する入試の出願者増にも繋がった。

さらに、18 歳人口の急激な減少や受験生を取り巻く環境変化に対応するために、機動的な意思決定を行い、入試戦略を構築できる場として、単年度の入試企画の議論を行う入学試験委員会や入試企画委員会に加え、常任理事会の下に、「2025 年度から 2030 年度を見据えた入学政策委員会」を立ち上げ、入試担当副総長を委員長に、常務や各学部の学部長、関連部局の部長職等で構成されたメンバーシップの下で議論を行う場を設けている。

上述のような改善や新たな取り組みを行いつつも、入学者選抜にあたる全学的体制は良好に機能していることから大きくは変えておらず、全学組織である入学試験委員会で入学試験要項および入学試験執行の手順を明確化した実施要領の審議を行い、入学者選抜の公平性・適切性を確保している。また、公正な入学者選抜のための取り組みとして、一般選抜の試験問題の公開、解答例の公開や成績開示を行っている。特別選抜においては総合型選抜（AO 選抜、文芸選抜、スポーツ選抜）および帰国生徒入学試験で試験内容、出題の意図、評価のポイントや解答状況を公開している。個人向けの開示以外の情報については、ウェブサイトで公開し、入学者選抜の透明性の確保に努めている（資料 5-7【ウェブ】）。

受験生に対しての入学試験の情報は、日英それぞれで入試関連の情報サイトを中心に提供している。入試情報サイトでは、各入学試験の入学試験要項だけではなく、上述の一般選抜の試験問題や総合型選抜の試験講評などを公開しており、受験生が必要な情報を同サイトから取得できるようにしている。また同サイトでは、動画やオンラインによる説明会を案内し、より広い地域の受験生に対して情報を提供するとともに、予約が必要なイベントでは、同サイトで予約受付も行っている（資料 5-8【ウェブ】）。

各研究科では、学生の受け入れ方針に基づく入学者選抜を行うために、多様な学生像に沿った入学試験方式を設定したうえで、選考方法や選考時期、選考基準、ならびに募集広報の状況等を毎年度末に検証し（入試総括）、改善策を検討している（入試実施方針策定）。入試総括および入試実施方針は、全学で設定するサイクルに基づき各研究科委員会での議論を経て研究科内で策定され、全学の会議である大学院教学委員会において共有、確認している。これらのプロセスにより、多様な学生を受け入れる公正な入学試験方式が設計されている（資料 5-9,10）。

入学者選抜の実施にあたっては、全学で統一した「入学試験要項標準記載例」を定め、各研究科が適切に入学試験要項を定める仕組みを構築している（資料 5-11）。また、入学試験要項作成から入学試験執行、合否判定に至るまで、入試執行に関わる諸ルールについては「大学院入学試験執行ガイドライン」として全学で定め、毎年度必要な修正を行った上で大学院教学委員会において確認している（資料 5-12）。各研究科は本ガイドラインを踏まえて適切な体制・仕組みを構築し、公平、公正な入学者選抜を実施している。2019 年度末からのコロナ禍では様々な側面から各種の対応を求められたが、入学試験執行に関わる特例措

置については、「大学院入試の出願・選考・入学手続における例外対応」（資料 5-13）および「大学院入学試験執行ガイドライン」の補足（資料 5-14）を全学で確認し、公平性・公正性を担保するよう努めた。

大学院入試の情報提供については、「立命館大学大学院入試情報サイト」（資料 5-15【ウェブ】）を整備し、各研究科のウェブサイトや本学の英語基準学生向けサイトとも連動しながら、入学試験要項や進学説明会の実施情報、過去の入試結果（方式ごとの志願者・合格者・入学者等の情報）、および過去の入試問題など、入学者選抜に関わる各種の情報をわかりやすく提供している。本サイトは日英２言語で展開しており、国内外から確認することを可能としている。

学部・大学院ともに、入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対して配慮の申し出を受け付けており、入学試験要項等で申し出の手続きを案内している（資料 5-1【ウェブ】,16）。申請された配慮事項に対し、学部は入学試験委員会、研究科は大学院教学委員会の審査を経て合理的な受験上の配慮内容を決定する仕組みを整備しており、公正な入学者選抜となるよう対応している。

**評価項目②**
**適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。**
＜評価の視点＞
・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

＜適切な定員設定・学生の受け入れ、収容定員に基づく在籍学生数の適正な管理＞

学部においては、過年度の入学試験結果および入学者数を踏まえ、入学者数・在籍学生数が入学定員・収容定員と大幅に乖離することがないよう、教授会において合否判定を行っている。一般選抜の合否判定にあたっては、合否判定ガイダンスを実施し、過年度の入学手続きの状況や受験動向など、適宜必要なデータを入学センターから各学部へ提供している。多くの学部において、おおむね適正な水準を維持しており、これまで大学基準協会の定員管理に抵触していたグローバル教養学部について、2024 年９月入学を含めた５か年平均入学定員充足率は 0.97、収容定員充足率は 1.00 と改善し、結果、基準を満たすことができた。一方、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（以下、国際関係学部国際連携学科）の５か年平均入学定員充足率は 0.82（６月入学者を含む）、収容定員充足率は 0.71（６月入学者を含む）であり、過年度から改善傾向にあるが、依然として大学基準協会の指摘対象となる水準である（大学基礎データ表２）。入学定員充足率の改善に向けて、IB 校、グローバルコースを有する高校、帰国生受入を積極的に行っている高校への訪問や、説明会の実施、帰国生徒に向けた広報展開を強化している。また、国際関係学部国際連携学科の入学時期は４月のみであるため、学年暦の関係から海外の高校から直接出願を見込むことが困難であるが、それら海外の高校からも出願しやすい日程を別途設けた入学試験を 2025 年度入学試験より実施しており、2025 年度以降は改善に向かう見込みである。

大学院の収容定員管理については、前回受審した 2018 年度機関別認証評価において指摘を受けたことを踏まえ、「大学院の定員管理に関する課題改善の方針について」において、全学的な収容定員管理の PDCA サイクル・スキームを確立し、2020 年度前半期から運用して

いる（資料 5-17）。具体的には、前述の入試総括・入試実施方針において収容定員の充足状況について検証し、毎年度の全学の自己点検・評価に繋げている（資料 5-18～21）。自己点検・評価では、入試部会における入学定員充足率の確認に加えて、教学部会において収容定員充足率および標準修業年限を超えて在籍する学生の全在籍者数に対する比率についても確認し、実態の把握に努めている。収容定員充足率が基準を下回っている研究科については入学定員（入口）管理の観点から、基準を上回っている研究科については、入学定員（入口）管理と収容定員（出口）管理の両方の観点から、適宜教学部との懇談も実施しながら改善の方策を検討している。

大学院の適切な定員設定については、「R2020 後半期計画における大学院改革中期計画」総括において、上記に記載した PDCA サイクル・スキームに則って改善策を進めても効果が見られない、あるいは、学問分野の特性や研究科を取り巻く情勢により入学定員充足が見込めない場合は、教員定数にも配慮しつつ適切な入学定員への見直しの検討を始める必要があることを確認している（資料 1-13）。

大学基準協会の示す収容定員基準を下回っている研究科は法学研究科であり、前期課程 0.42、後期課程 0.13 である（大学基礎データ表２）。法学研究科については、研究科の教学内容が時代の要請に適合しているかどうかを検証する作業が不可欠であることを法学研究科の自己点検・評価において確認しており（資料 2-17-5 p.205【ウェブ】）、2025 年度にカリキュラム改革を実施することが決定している（資料 5-22）。2022 年度以降の前期課程の入学者数に改善傾向が見られており、2025 年度からの新カリキュラムの効果を含めて、引き続き注視する。また、後期課程学生については、ティーチング・フェロー制度による支援や、研究活動に要する経費を研究科独自に支援する取り組みなどを開始することとしており、その効果について注視する（資料 5-23）。

一方で、大学基準協会が示す基準を上回っている研究科はテクノロジー・マネジメント研究科後期課程であり、収容定員充足率が 2.07 である（大学基礎データ表２）。テクノロジー・マネジメント研究科については、教授会において定員充足状況を確認するとともに各研究室の受け入れ人数の調整も含めて毎年度丁寧に確認しながら、入学者選抜、研究指導の両面で組織的に対応してきている。それらの取り組みを継続していくとともに、将来的な定員増も含めた検討を開始している（資料 5-24,25）。

その他の研究科についても、出口管理の観点からは、標準修業年限を超えた学生の在籍状況に引き続き留意する必要がある。標準修業年限を超えて在籍する学生の全在籍者数に占める割合は、修士課程（前期課程および専門職学位課程含む）では５%未満となっている。博士課程（後期課程含む）については、全体的に修士課程よりも標準修業年限を超えて在籍する学生の比率が高くなっており、収容定員充足率が 1.50 を超えている研究科が複数ある（経済学研究科、国際関係研究科、スポーツ健康科学研究科、人間科学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、薬学研究科（薬科学専攻））。

2022 年度の自己点検・評価において収容定員充足率の低さを指摘した文学研究科前期課程については、2022 年度 0.46、2024 年度 0.67 となり、高さを指摘したスポーツ健康科学研究科後期課程については、2022 年度 2.04、2024 年度 1.96 といずれも基準内に改善したが、さらに改善を進める。

なお、大学院全体の 2024 年９月 26 日時点の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士

課程（前期課程含む）、博士課程（後期課程を含む）、専門職学位課程でそれぞれ 0.96、1.03、0.84 となっている（大学基礎データ表２）。入学定員充足率を注視するとともに、個別面談や「研究指導計画書」などを活用した状況把握、進捗管理を充実させ、標準修業年限内での修了に向けた指導体制の強化を図ることが必要となる。

**評価項目③**
**学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**
＜評価の視点＞
・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜学生の受け入れ状況についての定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組み＞

学部の入学試験については、入学センターが全学の事務局となり、入学試験委員会や入試企画委員会において入学試験の方式や、執行・方法に関する点検・評価を行い、改善の必要な点については方策を検討した上で、次年度および次々年度の入学試験の企画・執行に反映している。入学者数が確定した後に、入学試験結果を入学試験委員会や常任理事会などで報告し、全学的に情報を共有している（資料 5-26）。

大学院では前述のとおり、入試総括・入試実施方針策定、全学の自己点検・評価の PDCA サイクルに基づき定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組みを行っている。各研究科の入試総括を全学会議で確認することで、各研究科の課題や成果が上がっている取り組みを全学で確認・共有し、効果的な取り組みへと繋げることができる仕組みを整備している。課題がある研究科については教学部が懇談を行い、他研究科の取り組み事例を紹介するなど、改善・向上に向けて全学で取り組んでいる。具体例として、前期課程の入学定員充足率に課題があるとして、この間４研究科と懇談し、それぞれ法学研究科（2022 年度 0.29、2024 年度 0.42）、社会学研究科（2022 年度 0.68、2024 年度 0.62）、文学研究科（2022 年度 0.46、2024 年度 0.67）、言語教育情報研究科（2022 年度 0.61、2024 年度 0.71）となっている。課題が残る研究科、新たに課題が発生した研究科については、引き続き現状の PDCA サイクルに基づき改善を進めていく。

広報活動においては、全学共通的に実施する大学院入試広報の取り組みについて毎年度末に総括し、次年度の入試広報上の基本方針を全学で確認・共有するとともに、研究科ごとに毎年度の入試広報方針を入試実施方針の一部として策定し、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に繋げている（資料 5-27）。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

（１）長所・特色

学部の入学試験において、できる限り受験情報を開示し、受験生に受験しやすい環境を提供している。単純に志願者数などの倍率を提示するのではなく、総合型選抜等では講評を公開し、一般選抜では学部別・入学試験方式別の合格最低点を公開することで、受験生が合格までの学習計画を立てやすくしている（資料 5-28【ウェブ】）。

大学院の収容定員管理においては、課題改善の方針として全学的な収容定員管理の PDCA サイクル・スキームを確立し、2020 年度前半期から運用している。個別研究科において、大学基準協会の基準に対して課題を有しているが、全体としては着実に入学者を増やしてきている（大学基礎データ表２）。PDCA サイクルを継続し、引き続き入学定員充足率の改善に向けた取り組みを進めていく。

（２）問題点

学部では国際関係学部国際連携学科において、入学定員充足率の５か年平均が 0.82、収容定員充足率が 0.71 と低いことが課題である。日本国内におけるジョイント・ディグリー・プログラムの認知度が低いことなどに加え、昨今の円安の影響による米国での学費や留学費用の高騰などの外的要因の影響も大きいと分析している。上述の評価項目②の対策により改善を図る。

大学院では、法学研究科において大学基準協会の示す収容定員基準を下回っており、前期課程 0.42、後期課程 0.13 である。また、テクノロジー・マネジメント研究科後期課程において大学基準協会の示す収容定員基準を超過しており、2.07 である。

法学研究科については、研究科の教学内容が時代の要請に適合しているかどうかを検証する作業も不可欠であることを法学研究科の自己点検・評価においても確認しており、2025 年度にカリキュラム改革を実施することを決定している。2022 年度以降の前期課程の入学者数に改善傾向が見られており、2025 年度からの新カリキュラムの効果を含めて、引き続き注視する。また、後期課程学生については、ティーチング・フェロー制度による支援や、研究活動に要する経費を研究科独自に支援する取り組みなどを開始することとしており、その効果について注視する。

テクノロジー・マネジメント研究科については、教授会において定員充足状況を確認するとともに各研究室の受け入れ人数の調整も含めて毎年度丁寧に確認しながら、入学者選抜、研究指導の両面で組織的に対応してきている。それらの取り組みを継続していくとともに、将来的な定員増も含めた検討を開始している。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、学生の受け入れ方針の策定と公表について、学部・研究科の学位課程ごとにアドミッション・ポリシー、出願要件、「求める学生像」を明確に規定し、それぞれのウェブサイト、大学案内、入学試験要項において公表している。

特別な配慮を必要とする志願者への対応については、入学試験要項等に明示するとともに、対象者から申請がなされた場合は、入学試験委員会または大学院教学委員会で審議し、合理的な配慮に基づいた公正な入学者選抜を学部・大学院ともに実施している。

学部においては、各学部が定めるアドミッション・ポリシーに基づき、全学委員会である入学試験委員会の下、入学試験要項や実施要領をはじめとする入学試験の執行・企画・広報における案件を審議・議決した上で実施していくことで、公平・公正性を担保している。

受験生に対しての入学試験の情報は、入試情報サイトを中心に、各入学試験の入学試験要項だけではなく、本学を志望し、受験するにあたって必要かつ有益な情報を展開している。発信する情報は動画やオンラインで参加できるコンテンツを豊富化し、より広い地域の受

験生に対して具体的な情報の発信を行っている。

定員管理においては、一般選抜では合否判定ガイダンスを実施し、学部が適切な合否判定を行えるように必要な情報を提供しつつ、場合によっては密にコミュニケーションを取りながら適正な定員管理を行えるよう努めている。一方、学部では国際関係学部国際連携学科の入学定員充足率が低い点については、米国での高額な学費、為替などの経済的要因をはじめとする外的要因も深く関係しており、改善には困難を伴うが、教学プログラム自体は国際的にも高い水準のものを提供しており、引き続き、学部・アメリカン大学・入学センターが協力しながら、改善に努める。

大学院においては、各研究科の入試総括および入試方針の全学での確認をはじめ、学生募集に関わる各種のガイドラインや標準的対応を全学統括組織の大学院教学委員会の下に定め、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施している。情報提供については「立命館大学大学院入試情報サイト」を整備し、各研究科のウェブサイトや本学の英語基準学生向けサイトとも連動しながら、入学者選抜に関わる各種の情報をわかりやすく提供している。

適切な定員の設定と収容定員による在籍学生数の適正な管理については、収容定員で基準を満たしていない学部・研究科があり、学生の受け入れの喫緊の課題として改善に取り組んでいる。また、学生受け入れの定期的な点検・評価とその結果による改善・向上の取り組みについては、全学の自己点検・評価の PDCA サイクルに基づき定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、学生の受け入れに関してはおおむね適切に行っているが、入学者数や在籍学生数を定員に基づき適正に管理する点において課題があり、改善に向けた点検・評価の仕組みにより、さらに取り組みを進める必要がある。

第6章　教員･教員組織

１．現状分析

**評価項目①**

**教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。**

＜評価の視点＞

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

・教員が担う責任の明確性。
・法令で必要とされる数の充足。
・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。

・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

＜教員組織編制方針に基づく教育研究活動の安定的・十全な展開を可能とする教員組織の編制、学習成果の達成につながる教育の実現、大学として目指す研究上の成果の創出＞

○教員組織編制方針に基づく教育研究活動の安定的・十全な展開を可能とする教員組織の編制

本学は、建学の精神、教学理念および立命館憲章に基づき、教育研究を行うことを旨としており、立命館大学学則第１条および大学院学則第２条においてこれを明示している（資料 1-2【ウェブ】,3【ウェブ】）。そのため教員公募にあたっては、建学の精神、教学理念、立命館憲章に共感し、その下で教育および研究を遂行する熱意を持っていることを求めている。また、「立命館大学教員選考基準」（資料 6-1）および「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」（資料 6-2）に、求める教員像や科目適合性などの要件を明確に定めている。また、各学部・研究科は、それぞれ人材育成目的を定め、その下で教育を行うことを旨としている。

学習成果の達成に繋がる教育の実現を担保する教員組織は、教育の質向上に向けた基礎的な条件を形成するものであり、専任教員の体制の充実は、教学の発展にとって不可欠な課題である。本学では、建学の精神、教学理念および立命館憲章を基礎に、「学園ビジョン R2030」の下で、「RU チャレンジ・デザイン」として具体的な政策課題を設定し、これに対応した教員組織整備計画を策定している。これらの文書は、すべての学部・研究科・教育機構での討議を経たうえで確定されており、学内で共有する仕組みが機能している（資料 6-3,4）。

その指標としては、定量的指標、定性的指標をあわせて以下のように設定している。

| 教員の授業負担の軽減による、より丁寧な教育の実現 | 教育の質保証を図る組織的取り組み |
|---|---|
| ・教員数の増加<br>・教員一人あたり担当授業時間数の減少<br>・ST 比の減少 | ・教員の採用時の教育研究力量の判断<br>・教育の質についての定期的な検証<br>・組織的･集団的な教育力の質向上に向けた継続的取り組み |

こうした指標に基づき、本学では教員組織整備計画を策定している。現行の計画は中・長期計画に基づき、次世代研究大学を目指すという理念を実現するため、2024 年度から 2030 年度まで適用されるものとして以下のとおり策定された。

教員組織整備計画は、常任理事会の下に置かれ、学長を委員長とし、すべての学部長･研究科長､常務理事等により構成される教員組織整備計画検討委員会において審議･決定される。2022～2023 年度までは２か年に限定した計画で対応してきたものの(資料 6-3)､新たに 2024～2030 年度の計画が 2023 年５月に策定された（資料 6-4)。以降７年間はこの新たな計画に基づいて教員組織の充実を図ることとなる。新たな計画の策定にあたって重要な観点になったのが、常任理事会の下に置かれた「大学教員のエフォートのあり方検討委員会」での議論である（資料 6-5)。「エフォートのあり方」の「検討」とは、本学の中・長期計画である「RU チャレンジ・デザイン」が掲げる「次世代研究大学」を実現するため、専任教員の教育研究上の役割を適切に定義することを目的としたもので､これまで授業担当時間を中心に管理していた専任教員の職務や役割について､大学院生の研究指導や社会貢献などにまで視野を拡げて、新たな管理指標を導入すべきとの提言を受け、具体的な施策を教員組織整備計画検討委員会で逐次提案の上、審議することとした。これまでの教員組織整備計画検討委員会では、それまでの計画による教員の充足・増員の状況や、カリキュラムにおける専任率がいかに向上し教育体制が改善されたか等、計画の実施状況やその効果について教養教育、外国語教育、専門教育等の各分野にわたって総括を行い、それに基づき新たな計画を策定するという手順であったが､今後はそれらとともに大学院教学の抜本的拡充に資する教員組織のあり方を追求していくこととなる。

〇ST 比に基づく教員組織の改善

教員の増員は教育改善にとって重要な課題である。学部学生に基づく教員定数については、学部（学科）ごとに係数（ST 比）を設定し、学生数（収容定員）をその係数で割って基礎的な教員定数を定めている。一方で私立大学はその収入を主には学生の学費に拠っており、財政的な条件を踏まえて教員組織を検討する必要がある。両者の関係について、基本的には極力財政的な努力を行いながら、専任教員の増加を図ることが教員組織を整備する上での重要な課題であり、教育の質向上とともに不断の教学改善を進める観点からも検討を行っている。このような観点から、本学では、教員組織整備の重要な指標として、ST 比を整備の基準の基礎に置いている。また教員組織の整備が上記のとおり財政の課題と不可分なこともあり、その整備は単年度ごとではなく、中期的な計画に基づき進めている。

教員組織整備計画に基づく経年的な取り組みにより、全学的には ST 比は着実に減少し、2024 年度 ST 比は 27.68 となり、2017 年度の 27.72、2012 年度の 30.89 から改善された（資料 6-6 p.3)。一方で新学部・新学科の設置や各学部のカリキュラム改革等に伴う開講科目の増加や、卒業時の質保証として卒業論文等作成の必修化を進めていることもあり、専任教員の担当授業時間数が減少していない状況も一部に見られる。

〇教育研究に関わる責任体制

学則第 11 条において、「学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する」としている。また同第 13 条において、全学の「教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関

の審議、決定事項」に関する承認を行う機関として大学協議会を設置している（資料 6-7）。さらに、同第 13 条の２、大学院学則第９条の２において、教務を担当する各学部副学部長・副研究科長からなる教学委員会・大学院教学委員会を設置し、学部および研究科の教学に共通する事項および各学部・研究科固有の事項を審議し、教学課題の共有・解決にあたっている（資料 4-1,6-8）。

各学部の教授会、各研究科の研究科委員会は、教育研究に関する事項の審議を行う基礎的な単位である。各学部・研究科は教授会規程・研究科委員会規程等を定め、その下で当該学位課程に関わる事項、教員人事等を審議する。各学部則・研究科則には人材育成目的（教育研究上の目的）を定め、それを達成するための科目の配置ならびに担当体制を教授会・研究科委員会の審議を経て学部長・研究科長が決定する（資料 1-2【ウェブ】,3【ウェブ】）。その他の学務に関わる事項についても、教授会・研究科委員会の議を経て、役職や役割を決定している。さらに授業、研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を実施することを明示している（資料 1-3【ウェブ】）。

〇教員組織整備計画に基づく各学部・研究科等教育機関の適切な教員組織の編制

教員組織の整備の単位は、基本的には学部・研究科であり、各学部・研究科は、大学設置基準、大学院設置基準ならびに専門職大学院設置基準上の必要専任教員数を満たしている（大学基礎データ表１）。また、本学は、専任教員の多くが学部に所属するが、専任教員が大学院を担当する際には、「大学院担当教員選考基準」「法科大学院教員選考規程」「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」に基づき、各研究科において選考基準の内規を定め、任用時や昇任審査時だけではなく、定期的な大学院の研究指導資格審査を全研究科において行っている。この基準を満たした教員は、全研究科において必要数を満たしている。さらに、教養教育、外国語教育（英語、初修外国語）、教職課程教育等の全学に共通する教育については、全学横断的に教員定数を定めて教員組織の編制を行っており、専門教育とあわせて、大学全体がバランス良く教員体制を整備できるように計画を策定している（資料6-3）。なお、2024 年５月 1日時点における専任教員は、1,435 名である（資料6-9）。

中期計画等に沿った政策的な判断に基づき、2023 年度までの教員組織整備計画においては、それまで策定していた本学の文部科学省 SGU 事業において設定した指標・目標を達成するための教員枠と、全学で推進すべき教学課題を解決するための教員枠を新たに「政策課題発展枠」に統合し、管理してきた。2024年度以降の教員組織整備計画でも政策課題発展枠を保持し、教学における国際化のいっそうの推進、PBL 等のアクディブ・ラーニング型授業の展開をはじめとする教育手法の開発や、「データサイエンス+R プログラム」の担当体制確保、正課外学習支援体制の強化に努めることとしている（資料 6-3,4）。

〇各学位課程の目的に即した教員組織の整備状況

各学位課程の目的に即した教員配置という観点から専任教員を配置している。４年間（薬学部薬学科においては６年間）の中で、各学部の教育目標および３つのポリシーとの関係でコアとなる科目および専門の基礎となる科目を明示し、これらの科目は原則として専任教員が担当することを確認している（資料 2-2-1 p.6）。

今後は 2022 年 10 月に改正された大学設置基準への対応が重要かつ優先事項であると考

えている。具体的には主要授業科目の設定および「基幹教員制度」への対応である。本学においてはテニュアの専任教員だけではなく多様な雇用形態を用いて教員組織を編制している。任期制教員や嘱託講師等、有期雇用教員も大学教育を担う現状があるため、教員組織の具体的な編制にあたっては、テニュアの専任教員１名（教授、准教授）と比して、職種･職位により一人あたりの係数を定め、各学部･機関に配分した教員定数の範囲内で科目編成や教育上の必要性等に応じて教員組織の整備を図っている。大学設置基準の改正を受けて、基幹教員を前提として教員組織再編と規程改正が必要であると考えている。

〇教員組織の整備状況の毎年度の確認

教員組織整備計画に基づく各学部や教学機関における整備の進捗状況については､毎年度､教学部が集約し､教員組織整備計画検討委員会において確認している｡2018 年度との比較で、専任教員の総数（2024 年度）は 1,361 名から 1,435 名へと 74 名増加した（資料 6-6)。一方で 1,435 名の教員総数のうち、テニュアの教授、准教授は 916 名であり、それ以外の教員が任期制教員や有期雇用教員等の、いわゆる多様な雇用形態による教員である（資料 6-27)。その内容は、若手研究者育成のための任期制助教、教育を担う嘱託講師等、職位･役割はそれぞれ異なる。

〇教員の担当授業時間状況の変化

教育の質を向上させるうえで､教員がより丁寧に教育活動を行うことができる条件を創出するために､本学では教員の標準的な担当授業時間を従来の通年平均６授業時間から、５授業時間に減じた（資料 6-10)。その結果､専任教員の平均担当授業時間は 2011～2022 年度にかけて､理系学部を中心にいくつかの学部において減少した（資料 6-6 p.2)。現在､専任教員のエフォートのあり方に関する議論を進めるなかで､学修者本位の原則に基づき､科目精選に努めつつ､担当授業時間を適切に管理することを、全学的に確認している（資料 2-2-1,6-11)。

〇非常勤講師（授業担当講師）等の任用状況

すでに触れたように､授業科目については極力､専任教員が担当する方向で努力を続けているが､専任教員の人員体制のみではすべての授業科目の担当体制の確保が困難な状況がある。したがって非常勤講師・授業担当講師に授業担当を委嘱する部分も一定割合存在する。2016 年度から､本学の他の有期雇用教員と同様に､任用年限を５年と定めた授業担当講師制度を設け､新規の非常勤講師の任用は行わず､授業担当講師の任用年限にあわせて､科目精選ならびに専任教員による担当体制の可能性の検討を目的に､その担当科目のカリキュラム上の位置づけ・あり方を見直すこととした。また､外国語教育において非常勤講師･授業担当講師への依存度が高いため､外国語専任講師制度を設けている。この制度は 2016 年度に発足し､実際の任用は 2017 年度から開始された。これらの教員組織上の取り組みにより､さらに専任教員による教学責任体制の充実を目指す。なお､2023 年度の全授業数に対する非常勤講師比率は 25.9%であり､2019 年度の非常勤講師比率 27.6%から減少した(資料 6-12)。

〇教養教育の運営体制

2020 年度の教養改革においては、次の５つの方針の下で行われた。具体的に示すと、方針１：教養教育の優位性の発揮、方針２：教養教育で身につける力量の明確化・可視化、方針３：「立命館スタンダード」のさらなる内実化と実践、方針４：教養科目での学習の質保証の強化、方針５：社会の動きを先読みした教養教育のコンテンツへの改訂である。この方針の下に具体的な改革内容を提示し、全学共通教育としてのスタンダード化、全学共通教育の理念・教育目標・学習成果・到達目標の改訂、カリキュラム・マップの新規導入などに取り組んだ。また、立命館らしい特徴ある科目群として「立命館科目群」を設け、「芸術と創造」といった新たな分野を設置した（資料 6-13）。

とりわけ方針４においては、教養科目での学習の質保証の強化として、対面授業における過大講義を解消するとともに、担当体制における専任の役割の向上、双方向授業やアクティブ・ラーニングを取り入れた授業手法の確立・推進、学部横断の開講形態の推進、科目精選の追求、基本担当者制度の維持・発展などを推進した。なお、2023 年度においては、教養科目は 138 科目 812 クラスで運営されており、専任率（本務系教員）については、2023 年度は 67.4％となっている（資料 6-14）。ただし当該の専任率においては、近年伸び悩んでいる状況にある。

この基本担当者については、教養科目において複数開講するすべての科目に置くこととし、原則として科目を担当したうえで、複数開講する科目全体をコーディネートし、FD 活動の中心的な役割を担うことを要請している。具体的には、シラバス・講義内容の標準化、授業進捗状況の把握、成績評価基準・方法の調整、授業担当者の斡旋協力などを担当することで教育実践を積み重ねながら、教養教育の改善を図ることを目的としている。また、各基本担当者は、担当科目の授業担当者間の授業状況の共有や意見交換のための科目担当者会議を随時開催している（資料 6-15）。

教養教育の全体に関わる運営については､共通教育推進機構の下に教養教育センターが置かれ、共通教育総合センター会議のなかで、教養教育に関する政策立案、各学部および教学機関における教養教育に関する課題の集約などを行っている（資料 6-16）。あわせて、当該会議の開催前に議題整理や事前調整のために共通教育推進機構執行部会議を開催している。

また、前回の全面的な教養改革においては、副学長を委員長、各学部副学部長を委員とする全学教養教育改革検討委員会を設置し、教養教育における理念や方針を定め、その下でカリキュラム改革の議論をするとともに、多キャンパス下の教養教育運営とそれを支える教員体制上の課題等について検討を行った（資料 6-17）。

〇教育のグローバル化対応

本学は、学園ビジョン R2020 において、教育のグローバル化を基本課題の１つとして取り組みを進めてきた。SGU 採択時に設定した、教育のグローバル化に対応する教員組織に関する取り組みとして、外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等の拡大を重点的に行った。外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等の比率は、2013 年度 39.7％から 2023 年度 39.7％と横ばいも SGU 期間内には最高値で 2020 年度に 41.0％となっている（資料 6-18）。SGU 枠として６名の教員の増員を判断し（資料 6-19）、現在グローバル化に対応する教学の展開をいっそう推進しており、教学の展開を担うことのできる教員層の拡

大に努めている。増員した教員枠はSGU終了後の2030年度までに及ぶ現行の教員組織整備計画においても保持することが確認されている（資料 6-3,4）。また、外国語専任講師制度（資料6-20）の創設により、専任教員による外国語教育の充実を図るとともに、外国語（特に英語）による授業の拡大、当該授業を担う教員の公募および任用を積極的に進めている。

〇教職協働を実現する職員組織および職員の職能開発

教職協働による大学運営をより推進していく観点から、職員組織改革と職員のあり方の改革を目的に常任理事会の下に職員政策検討委員会を設置した。次世代研究大学を目指す上で、大学教員にいっそう本業である研究と教育にそのエフォートを注力できるよう、職員が専門性を高め、学園・大学・学校運営の中核として、行政全般に関わる高度な役割を担っていく必要性が確認されている（資料6-21）。R2030の実現のためには、教員・研究者、学生がそれぞれの本分に専念しつつ、その活動の質向上を図っていくことが必要であり、そのためにも職員が高い専門性と総合性を持つことが求められる。職員の職能開発に関しては、例えば、教学部においては、2023 年度より職能研修プログラムとして、アカデミック・アドバイザー、カリキュラム・コーディネーター、インスティテューショナル・リサーチャー、レジストラーの育成に向けた講座を職員に提供している（資料6-22）。

〇クロスアポイントメント制度の運用

本学では2017年３月に「立命館大学クロスアポイントメント制度に関する規程」を制定し運用を開始した（資料6-23）。本制度を利用し、本学の教員が他大学・企業とのクロスアポイントメントを複数実施している。クロスアポイントメントの実施により企業との大型共同研究やNEDO資金による大型研究プロジェクトへの参画、本学のRARA学生フェローに対する人材育成に繋がるなどの実績が生まれている。本制度における教員の業務範囲については、相手側機関によって異なるため、個別に締結する協定書において確認している。業務状況の把握についても、事前に提出される勤務計画表と事後に提出される出勤簿により管理し、内容に相違がないかを確認し、本制度を運用している。2023 年度の送り出しに関しては、企業に３名、大学・研究機関に５名、受け入れに関しては、大学・研究機関から１名の実績となっている。

**評価項目②**
**教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。**
＜評価の視点＞
・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

＜教員の募集・採用・昇任等の適切性＞

〇適切な教員募集、採用、昇格等

本学は、立命館大学学則および大学院学則に掲げる目的を実現するため、「立命館大学教員任用・昇任規程」「立命館大学教員選考基準」「法科大学院教員選考規程」「立命館大学客員教員規程」「立命館大学特別招聘教員規程」「立命館大学非常勤講師に関する規程」「立命

館大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程」等を大学全体に適用される規程として制定している（資料 6-24-1～7,6-24-8【ウェブ】）。これらの規程は、学校教育法第 92 条および大学設置基準等法令に定められた教員の資格要件等を踏まえて作成されている。各規程に基づき、各学部・研究科では、人事に関する手続きの内規等細目を制定しており、これに基づいて人事手続きを実行している。

教員の募集・採用・昇任は、５か年ごとに策定される教員組織整備計画や、任用・昇任の手続きを規定した「立命館大学教員任用・昇任規程」および各職位の教員の資質・能力を規定した「立命館大学教員選考基準」の規程等に基づき実施している。また、教員の任用案件は、学長を議長とする大学協議会で最終審議し承認する。各学部・研究科等の人材育成目的を踏まえつつ、教学構造・カリキュラムに沿って各機関の教員組織に関する計画を各教授会が策定し、所属専任教員の年齢構成を加味しながら、募集職位を決定し、教員を募集している。教員任用の基本的な手続きは、次のとおりである。

①教員任用に関わる基本手続き（その１）－教授会・選考委員会方式

上記規程に基づき、各学部・研究科は、おおむね次のような手続きを内規で定めている。

| | |
|---|---|
| ① | 教授会において任用方針を策定 |
| ② | 教授会のもとに選考委員会を組織化（教員任用・昇任規程第１条） |
| ③ | 任用に関わる募集要項の承認 |
| ④ | 募集・応募 |
| ⑤ | 選考委員会による書類審査・面接・任用案策定（教員選考基準） |
| ⑥ | 教員の所属機関の教授会等において任用の審議（教員任用・昇任規程第３条） |
| ⑦ | 大学協議会において任用承認（大学協議会規程第２条第３号） |
| ⑧ | 任用通知 |

②教員任用に関わる基本手続き（その２）－全学人事委員会方式

学部・研究科に所属しない教員については、全学枠として、各学部・研究科の人事とは別に全学的な見地から人事政策がとられ、任用が行われている。

| | |
|---|---|
| ① | 独立研究科や教育機構等において任用方針を策定 |
| ② | 全学人事委員会ならびに同委員会のもとでの選考委員会の発足<br>（各全学人事委員会規程および教員任用・昇任規程第１条） |
| ③ | 任用に関わる募集要項承認 |
| ④ | 募集・応募 |
| ⑤ | 選考委員会による書類審査・面接・任用案策定（教員選考基準） |
| ⑥ | 全学人事委員会による任用決定 |
| ⑦ | 独立研究科や教育機構等において任用の審議 |
| ⑧ | 大学協議会において任用承認（大学協議会規程第２条第３号） |
| ⑨ | 任用通知 |

新規任用に関しては、大学協議会における教員任用の年間審議日程を提示し、次年度の授業担当体制に支障をきたさないように教員体制を整備するようにしている（資料 6-25）。教員の任用については、各学部・研究科による人事方針・計画を策定し、その下で募集を行っている。後任補充については、学部教学および共通教育においてその必要性が生じた場合、それを速やかに実施している（資料 4-16,17）。各規程に基づき、上記の手続きに沿って、学

内推薦公募あるいは本学ウェブサイトおよび JREC-IN Portal 等による公募を行っている。公募要領に基づき、書面審査および面接審査、模擬授業を行っている。「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」（資料 6-2）に基づき、各学部等教学機関がその教学特性を考慮しつつ、求める教員像、審査委員会体制、審査方法・基準を内規として定め、これに基づき運用している。教員の授業担当については、専任率の向上を目指しつつ、基礎となる科目群である学部基礎科目は基本的に専任教員が担当することを前提として、学則第 32 条および第 32 条の２に基づき、教授会の議を経て学部長が決定している。

昇任に関しては、「立命館大学教員任用・昇任規程」、「立命館大学教員選考基準」および「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」に基づき、次のように行っている。まず、各学部等で昇任候補者を推薦し、学部長名による案を作成したうえで、学長をはじめ、副学長および全学部長等により全学の最低基準となる形式的要件を充足しているかどうかの確認を行う。その議を経たうえで、各教授会等で実質的な審議を行い、大学協議会において決定している（資料 6-26）。各学部等の審議については、「立命館大学教員任用・昇任規程」に基づき、選考委員会に関する内規を定め、研究実績だけではなく、教育実践や社会貢献等の業績も対象となる。

女性活躍推進法に基づく女性教員の積極的任用について、公募要領の統一化を行い、託児所等の条件を整え、それを任用時に広報している。2018年度169名（テニュア教員）から 2024 年度には 223 名に増加している。また、有期雇用教員についても 2018 年度 114 名から 2024 年度 145 名に増加し、女性教員全体で 283 名から 368 名に達し、女性教員比率は 25.6％に上昇している（資料 6-27）。さらに理工学部・情報理工学部・生命科学部・薬学部等では、女性教員限定公募を実施するとともに（資料6-28）、全学では 2016 年12月よりリサーチライフサポート室（資料 6-29【ウェブ】）を開設して女性教員が働きやすい環境整備を図っている。

○教員の年齢構成および多様性への配慮

教員組織における年齢構成に関する方針は定められていないが、任用にあたっては教員年齢に偏りがないように配慮され、募集する職位の決定や任用が行われている（大学基礎データ表５）。教員組織の多様性の確保については、教員の男女比率の改善への取り組みにより、これまでの女性比率は 2016 年度 16.8％（テニュア教員、有期教員を含む場合は 18.6％）であったが、常任理事会の下に男女共同参画推進委員会を設置し、2020 年度までに 22％に引き上げることを常任理事会で議決し組織的に推進してきた結果、2020 年度には 22.8％と目標を達成し、2024 年度現在、24.3％（テニュア教員 223 名、有期教員を含む場合は 25.6％）にまで上昇している（資料 6-27）。あわせて、女性活躍推進法に関する取り組みを推進するため、各学部・研究科において採用目標値を設定するとともに、公募要項に記載することとしている（資料 6-30）。なお、上述のとおり、理工学部、情報理工学部、生命科学部、薬学部等では女性限定公募も行っている。他方で、外国人教員の任用にあたっても、2018 年度 149 名から 2024 年度 191 名と上昇している（資料 6-6 p.1）。

**評価項目③**
**教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。**

＜評価の視点＞
・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

＜教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みの組織的・多面的な実施、教員の資質向上＞

本学における FD 活動は、個々の教員のみを対象としたものではなく、教員集団による活動、さらにはその枠を超え、職員や学生・院生の参画を得ながらの組織的な活動をも包含したものとして定義している（資料 6-31【ウェブ】）。これを受け、本学を構成する 16 の学部と 21 の研究科では様々な FD 活動が展開しており、その詳細は教学総括を通じて年度ごとに報告されている。その中から全学的に共有すべき実践や取り組みを教育・学修支援センターが抽出・総括し、報告書としてまとめている。2024 年度も過年度と同様に、2023 年度の教学総括から抽出した組織的 FD のグッド・プラクティスの紹介とともに、より効果的な実施や報告に向けてセンターからの提案を付記する報告書が作成された（資料 6-32）。

一般的にアフターコロナ 1 年目に位置づけられる 2023 年度は、コロナ禍のように緊急的に実施された FD は減少したものの、引き続きオンラインサービスやテクノロジーに関わる FD が活発に展開された。特に生成 AI の活用をめぐっては多くの部課で様々な切り口で講演会や学習会が実施され、コロナ禍を経て全学に広がった教育 DX への積極姿勢が示された（資料 6-33）。

教育・学修支援センター主催の全学向け FD 活動も例外ではなく、全国に先駆けて意欲的なイベント（座談会とワークショップ）がオンラインで企画・実践された（資料 6-34）。また、2022 年度から２カ年にわたり実施した「教育開発 DX ピッチ D.I.G.」の最終報告会が 2023 年度末に OIC にて開催された（資料 6-35）。

また、授業を担当するすべての教員に対して、「シラバス執筆マニュアル」を配布し、シラバスの適切な執筆を促しているほか、各学部・研究科の執行部が、シラバス内容を点検している（資料 6-36）。授業運営に関して、基礎演習等複数クラスが開講される科目については、各学部・研究科において科目担当者会議等による教授内容および方法・成績評価の確認・調整等が行われている（資料 4-16,17）。学生からの評価と授業改善については、授業の第６～８回目において、インタラクティブシートによる当該授業の改善（授業内対話）が行われ、第 13～15 回目において次セメスターに繋がる授業アンケートを実施している。このアンケートには全学共通項目に加え、学部・教学機関の教学特性にあわせた独自項目も設定できる（資料 6-37）。アンケート結果は、オンラインシラバス上に学内限定で公開し、また試験結果等を踏まえ、教員が当該授業についての講評を学習支援・教育支援システム manaba+R 上に掲載し、受講者にフィードバックする仕組みをとっている（資料 6-38）。

上記の取り組みとともに、「学びと成長調査」等を踏まえて、学部・研究科等において教育の質向上を目指した議題が教授会等で審議されるほか、FD 活動についての重点方針を策定し、FD 活動を組織的に展開している。例えば、法学部では教授会において、開講方針、各

科目の合格率・成績分布、五者懇談会会談録、学部独自の学生アンケート結果、「教学総括・次年度計画概要」、教学改革等に関する報告が行われ、FD 関連の基礎的情報を共有・議論しているほか、別途 FD 茶話会を毎年度開催している。このように教授会・研究科委員会等において FD に関わる議論を行っているほか、学部・研究科ごとにアクティブ・ラーニングやハラスメント、障害学生や LGBTQ 等の多様な学生支援に関する FD 研修をはじめ、コロナ禍での経験を活かした多様なメディアを活用した授業実践の FD 等が行われている（資料 6-32)。さらに、全学においても教育開発推進機構の下にある教育・学修支援センターが中核となり、「1 分間 FD」による授業実施におけるグッド・プラクティスの発信や授業設計・授業方法等に関する FD 研修「教学実践フォーラム」が開催されている。これらの企画には専任教員だけではなく、非常勤講師（授業担当講師）の参加も促しており、それぞれの教員が有する教育上の課題や実践事例を共有することにより、専任・非常勤講師（授業担当講師）を問わず大学全体での教育の質向上に繋がるよう組織的に取り組んでいる。

また、教育歴の浅い新任教員に対しては、責任授業時間（通年４コマ）を下回らない範囲において担当時間を減じることができる配慮とともに、「新任教員対象 FD プログラム」の受講を強く推奨し、受講修了優秀者に対しては表彰する制度がある（資料 6-39【ウェブ】,40,41～43【ウェブ】)。なお、本プログラムで使用する「実践的 FD プログラム」オンデマンド講義では、教育活動のみならず研究倫理や研究のアウトリーチ活動など研究活動や社会貢献活動に資する幅広いテーマを扱っている。また、「新任教員 FD プログラム」は日本高等教育開発協会より「プログラム認証」(完全認証)を第一号で受領している（資料 6-44【ウェブ】)。

さらに、教員以外の指導補助者への研修として、大学教員準備セミナー（PFF：Preparing Future Faculty）を 2013 年度より大学院キャリアパス推進室と協力して実施している（資料 6-45)。その対象および主旨については「大学院生に限らず広く若手研究者のキャリアパス形成支援」としている。なお、2024 年度から始まったティーチング・フェロー（TF）制度において、TF 希望者の資格付与要件としても位置付けられており、2025 年度より授業科目として開講する予定である。また、TA や ES といった授業補助者向けには、TA 研修および ES 研修を実施している（資料 4-50,6-46)。

各専任教員は、毎年度、研究者学術情報データベース等に、教育活動、研究活動、社会活動等の入力を行うことによって、学内外に発信している（資料 6-47【ウェブ】)。また毎年度の個人研究費申請にあたり、各教員は当該年度の研究実績および成果と次年度研究計画を学部長等所属長に提出することとなっており、これによって各教員の諸活動の進捗を把握することができるようになっている。これらの教育研究業績等は、各教員の昇任審査および大学院指導資格審査等の基礎資料として活用されている。

専任教員の多彩な教育・研究活動の把握は、教員のエフォートを適切に管理するうえで重要であると考えている。教員の研究ネットワークの構築は、教育の質向上にも直接的に寄与するものであり、教員組織整備計画に適切に反映できるよう努めることが確認されている（資料 6-4,5)。

また、研究活動においては、「立命館大学第４期研究高度化中期計画（2021～2025 年度)」を策定し、「新たな社会共生価値と創発性人材を生み出す次世代研究大学の実現」を目指している。本学では研究活動の活性化と質の向上を目指し、副学長（研究担当）を委員長とする研究委員会を中心に、各学部・研究科の意見を集約し、研究政策の策定や実施を行ってい

る。2009 年度から導入した「研究活性度総合指標」（TIRA）を用いて、論文投稿数や外部資金の受け入れ状況などを分析し、自己評価を継続的に実施している。また、科研費申請に向けたガイダンスや申請書作成講座、若手研究者支援やハイ・インパクトジャーナル投稿支援を通じて研究の質向上と国際発信力強化を図っている。さらに、新たな研究支援プログラムの説明や現行制度の意見交換を行い、支援制度の充実を図るとともに、2023 年度には R-TIRA に指標を刷新した（資料 6-48）。詳細は第８章で述べる。

社会貢献活動では、第９章にて詳細は述べるが、社会共創推進本部を設置し、大学を「社会課題発見・解決の場」、課題解決に向けた「実証実験の場」として社会に開く取り組みを行っている。各キャンパスでは地域特性を活かした活動が進められ、BKC での「みなくさまつり」や OIC での「いばらき×立命館 DAY」など、教員をはじめ地域住民や企業との連携による活動を実施し、大学の社会的評価向上に貢献している。

以上のように教員の研究活動および社会貢献活動の活性化と資質向上を目的に、組織的な取り組みを推進しており、外部資金獲得や地域連携が進展し、社会課題の解決に貢献している。

2020 年度からのコロナ禍を契機にメディア授業が浸透する中、上記のような個々の教員や学部・学科にとどまらず、部局を越えた教員同士の相互協力や交流が拡大している。この背景には、人事課が所管する「グラスルーツ実践支援制度」（資料 6-49【ウェブ】）の導入がある。

また、教学部においては、主管する教学政策予算を原資とした「アフターコロナを見据えた教学高度化推進予算」や、学園の特別（推進）予算を原資とする「教育開発 DX ピッチ」など、学部・研究科等の部局を超えた取り組みに対して予算を措置した結果、多くの活動が実施されている（資料 6-50【ウェブ】）。

**評価項目④**
**教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**
＜評価の視点＞
・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜教員組織の適切性の定期的な点検・評価＞

教員組織整備計画検討委員会が常任理事会の下に置かれており、大学の中・長期計画を踏まえ、教員組織を見直している。2011 年度からの５か年計画では、ST 比が大きい社系学部を中心に専任教員の増員を行い、これまでの ST 比を改善する判断を行った。2016 年度からの５か年計画では、まず大学全体の教学の方向性を確認しつつ、専任率の低い分野や強化すべき分野等に対する手当を判断している。こうした取り組みにあたり、教員組織整備計画に基づく教員組織の編制状況や効果について各学部長より年次報告を求め、全学としての成果を点検・評価している。教育の質向上を含む教学全般に対しては、全学協議会および全学協議会代表者会議において、学生・院生との間でも意見交換を行い、教学の改善に活かしている（資料 2-30）。現行の教員組織整備計画は、2016 年度に策定したものに依拠しつつ、改善された ST 比を保持しており、その方針は 2024～2030 年度の教員組織整備計画においても維持される。

また、教学ガイドラインおよびそれをもとにした各学部・研究科の内規に沿って検証を行い、開講科目の適切性を確認するとともに、担当体制の調整、専任率の向上等、適切な専任教員の配置の実現に関する点検・評価を「教学総括・次年度計画概要」の中で行っている。各学部・研究科の「教学総括・次年度計画概要」は、次年度の開講方針策定において活かされ、これら文書は教学委員会で全学的な点検・評価を受けている（資料 6-51）。

また、教員組織に関しては、各学部・研究科が受審している専門分野別外部評価において、毎年度の教学総括に基づき作成された自己点検・評価報告書を、外部の有識者ならびに社会の視点から点検・評価している。

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の到達状況については、教授会・研究科委員会およびその下に置かれた委員会（企画委員会等）等にて審議し、毎年度の「教学総括・次年度計画概要」にまとめられる。これを基礎に、定期的な教学改革検討時期（学部・研究科により異なるが４～８年ごと）に、カリキュラムや教学全般に関する総合的な教学の検証を実施しており、これにあわせて専任教員の配置等についても点検・評価を行い、以降の教員任用計画に反映している。

また、専任教員が大学院を担当する際、または大学院担当教員を任用する際には、全学の「大学院担当教員選考基準」「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」等に基づき、各研究科において選考基準の内規を定め、定期的に資格審査を行っている（資料 6-52）。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

教員組織整備計画の策定およびその着実な実施により、専任教員の平均担当授業時間を減少させ、特に ST 比が高い社系学部の ST 比の改善が行われた。また、教学ガイドラインの執行と「教学総括・次年度計画概要」のサイクルにより、非常勤比率の高い教養教育分野においても専任率の一定の改善がみられた（資料 4-26）。

女性活躍推進法に基づく女性教員の積極的任用について、公募要領の統一化を行い、託児所等の条件を整え、それを任用時に広報している。これによって、2024 年５月１日現在、テニュアの女性教員が 223 名（24.3%）となり、有期教員を含めると 368 名（25.6%）に達している（資料 6-27）。さらに理工学部・情報理工学部・生命科学部・薬学部等では、女性教員限定公募を実施するとともに（資料 6-28,53）、全学ではリサーチライフサポート室（資料 6-29【ウェブ】）を開設して女性教員が働きやすい環境整備を図っている。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

（１）長所・特色

本学の中・長期計画で掲げている「次世代研究大学」を目指して、大学教員の研究時間確保に向けた取り組みとして、教員エフォートを可視化し、学部・研究科の特性を見極めた上で、次期教員組織整備計画にも反映させる、という方向性を全学的に確認したことは、特筆すべき取り組みであると考えている。

また、前述した「グラスル―ツ実践支援制度」の導入により、学部・研究科や部局を超えて、正課授業における新規の取り組みなどの実践支援に加え、広い意味での学生支援・学習支援・課外活動支援等、多岐にわたる取り組みだけでなく、その前提となる課題の顕在化・

共有化に繋がる重要な端緒となった（資料 6-49【ウェブ】）。教学部が主管する教学政策予算を原資とした「アフターコロナを見据えた教学高度化推進予算」や、学園の特別（推進）予算を原資とする「教育開発 DX ピッチ」など多くの取り組みが実施された結果、教育における DX を推進するだけでなく、チームティーチングや新たな授業形態の模索、AI を活用した研究倫理審査申請の簡便化など、今後の教学展開に繋がる契機となった（資料 6-50【ウェブ】）。

（２）問題点

特になし。

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の精神、教学理念および立命館憲章に基づき、教育研究を行うことを旨としており、教員公募にあたっては、建学の精神、教学理念、立命館憲章さらに各学部・研究科・教育機構で定める「求める教員像」に共感し、教育および研究を遂行する熱意を持っていることを求めている。その下で、各学部・研究科は、それぞれ人材育成目的（教育研究上の目的）を定め、その目的の下に教育を行うことを旨としている。

教員組織整備にあたり、2030 年における将来像として掲げる「学園ビジョン R2030」と大学における教学政策に基づいて、学長を中心とする組織の中で、全学的な方針に基づき計画的に策定している。基本的には極力財政的な努力を行いながら、専任教員の増加を図ること、教員組織の整備の重要な指標として、ST 比を整備の基準の基礎においている。2023 年度に策定した 2024～2030 年度までの教員組織整備計画においては、大学教員のエフォートのあり方に関する全学的議論を逐次、反映させるという、これまでにない方針が確認された。大学の中期計画に基づく具体的な政策を着実に実施したうえで、定期的に点検し、かつ、教学課題を踏まえつつ、計画策定に活かしている。こうした計画策定にあたっては、学部長・研究科長等を通じて全教員に広く意見を求めるほか、中期計画や大学の教学方針といった全体方針に関わる考え方を確定するにあたっては、学生・院生の声を聴取する機会を設けている。また全学的な取り組みの中で、教員組織整備を行っているが、学部の教員枠と、全学の共通教育や政策的判断として必要とする教員枠をどのように調整しつつ、大学全体の教育を改善していくかという問題にも取り組んでいる。こうした取り組みによって、ST 比の改善、教員負担の軽減、専任率の向上、教員構成の多様性の保証の取り組みが実施され、成果を出してきた（資料 6-3,4,11）。

教授会を基礎としつつ、教職員の役割を明確化し、教員間の連携を重視し、教職協働を推進している。学部・研究科の教育課程に留まらない教学課題についても、教学部会議で整理、調整の上、教学委員会・大学院教学委員会を通じて課題の共有化と解決にあたっており、各学部・研究科・機構の取り組みと全学の取り組みとの間に協調した形で実施できるような仕組みを整え、実施している。

任用および昇任手続きにあたっては、全学の基準の下、各学部・研究科等の教学特性を活かしつつ課題を克服する人事計画が策定され、学長等全学によるチェックを受ける手続的保証が行われている。また、教員の資質向上の取り組みは、各教授会・研究科委員会等の議論で課題を共有化しつつ、学部・研究科において独自の FD の取り組みを行うとともに、全学

に共通する課題に対しては、教育・学修支援センターが中心となって取り組んでいる。さらに FD 活動を支援する FD 調査・プログラム開発支援制度では、報告書の提出を求め、共通する課題の解決方策の共有化を図っている。これらの取り組みについては、毎年度各教授会により総括が行われ、到達点や次年度課題を全学的に明らかにして、課題の克服に努めている。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織に関する方針を明示して、教育研究活動を展開するため適切に教員組織の編制を行い、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げていると判断できる。

課題として、専任率の向上が挙げられる。私立大学の限界でもあるが、学生の多様な教学的要求に応じる必要もあり、非常勤講師（授業担当講師を含む）の依存度が低くはない。改善に向けて、2016 年度からの教員組織整備計画では専任教員の増員を判断したところであるが、教員組織整備計画の確実な提案と実行および専任率の向上、教員の多様化（男女比の改善および多国籍化）に向けて積極的に取り組んでいくこととあわせて、この点の確実な実行とさらなる増員の可能性の追求にあわせて、カリキュラムと専任教員との関連性に関する点検、年間受講登録単位数の上限の適切な設定や科目精選等による専任率の向上、FD 活動を組織的・多面的に実施することにより、教員の資質向上、教員組織の改善・強化に引き続き取り組む。

第７章　学生支援
１．現状分析

**基準７　学生支援**

**評価項目①**

**学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。**

＜評価の視点＞

・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

［修学支援（学習面）］

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
・遠隔授業をはじめ教育等で ICT を活用する場合は、ICT 機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
・ICT を利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

［修学支援（経済面）］

・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

［生活支援］

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

［進路支援］

・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

［その他支援］

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

［学生の基本的人権の保障］

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

＜学生支援方針に基づく学生支援の体制整備、適切な実施＞

○学生の修学、学生生活の支援体制

2017年度に制定した「立命館大学学生育成目標」や「立命館大学大学院学生育成目標」において、正課・課外など学生生活全体を通じて「学びのコミュニティ」の中で相互に学び合うこと、異なる専門分野や社会・他者との対話・協働とグローバルな連携を通じて、多様な価値を尊重しつつ、知識の創造や目標の達成に貢献すること、社会的責任を自覚した思考と行動ができること等を定め、学生・院生の多様な活動領域を支援する方針を持って

いる（資料1-5【ウェブ】）。本背景を踏まえ、学部･研究科における学生の修学、学生生活の支援体制として、学部･研究科執行部として学部長・研究科長の下に副学部長（学生担当、教学担当）・副研究科長、学生主事等、独立研究科の場合は副研究科長等を置いている。この上で、学部・研究科内に設置された学生主事、学生委員で構成される学生委員会において、学部・研究科ごとの学生実態の把握や修学支援・学生指導を行っている。

全学における学生の指導・支援や奨学金に関する事項については、「学生生活会議」（資料 7-1)において審議・報告を行い、学部・研究科と課題共有を行っている。なお、懲戒に関する事項については、学生委員会の意見を踏まえつつ教授会・研究科委員会で審議を行った上で、全学的な調整を行い、学長が決定する。障害学生支援については「障害学生支援委員会」（資料 7-2)など、課題に応じて全学の会議体を設けており、全学と各学部・研究科での課題共有を意識的に行うことで、適切な支援の実施に努めている。

学園ビジョン R2020 策定以降、「包括的学習者支援体制の構築」を目指すとともに、「正課と課外を通じて学び成長する」という全学協議会での共通認識の下、課外活動や個別学生への生活支援の体系的、組織的な取り組みを進めてきた。また 2018 年に策定された「学園ビジョン R2030」（資料 1-12【ウェブ】）で定めた学園像・人間像を実現するための６つの政策目標に基づき、組織的に学生支援に係る取り組みを進めている。

特に、Student Success Program（以下、SSP）については、2023 年度でプログラム開始以降７年を経過した。この取り組みについては、2023 年度に学生の成長という観点から効果検証の取り組みを行っている（資料 7-3)。

○学生の繋がり形成支援

学生生活における学生の学びのコミュニティの形成を支援するため、例年４月初旬に実施されている学友会主催の新歓企画とは別に、学生が課外自主活動団体と接点をもつことができる企画を学生部と学友会の共催で毎年度実施している（資料 7-4,1-18【ウェブ】)。

＜学生の修学支援（学習面）の適切な実施＞

○新入生への修学支援

新入生が本学での学習や学生生活を送るための支援として「学び支援サイト」を設け、新入生に案内している（資料 7-5【ウェブ】)。

○補習教育、補充教育、学習に関わる相談等

特別入学試験により入学した学生が、入学後スムースに大学での学修に適応できるよう入学前教育を実施している（資料7-6)。また、理工系学部では数学、物理など基礎的科目分野のプレイスメントテストの結果から補習科目の受講の推奨を行うとともに、正課外においてピア･ラーニングルームでの学習支援企画（数学学修相談会、物理駆け込み寺、化学･生物駆け込み寺）を実施し、学生の利用を推奨している。文社系学部では、再履修クラスの設定や入学前に行うプレイスメントテストの結果に応じて補習科目の受講の推奨などを行うとともに、例えば、法学部では学び方支援企画として「まなぶーす」を実施する等、各学部の特性に応じた支援を行っている。この他にも、全学的な支援として、専門分野の共通項となる導入段階のライティング支援を中心に行うライティング･サポート室を設置し、ライ

ティング・チューターによる日英の学生相談・学修支援を行っている（資料7-7【ウェブ】）。

○DX の推進

教育・研究活動の DX 推進においては、2021 年度に設置した教育・研究 DX 推進室を中心に、DX 基盤・インフラの整備、DX プロジェクトを進めている。実証試験等を経て、2022 年度に教育・研究 DX 基盤の整備の方向性について確認し、2023 年度にはデータ分析基盤の構築を完了し、運用を開始した（資料 7-8,2-21）。DX 推進の具体化については、次期学生ポータル構築プロジェクトを整備し、「学生ポータルサイト」「静的コンテンツ」「個人通知・お知らせ」「休補講申請」の各サービスを 2025 年度秋学期中の稼働に向けて構築を進めている（資料 7-9,10）。また、学生から大学への申請をシームレスに進めるために、教学部の業務改革の取り組みとして、Salesforce 環境下において「学生証再発行申請」「成績確認システム」の各種申請のオンライン化を実現している（資料 6-33,7-11）。

○ピア・サポートの充実

本学では、学生同士のピア・サポートを歴史的に重視しており、仲間とともに学ぶピア・ラーニングを含む学びのコミュニティ形成を支える様々な支援活動を行っている。具体のピア・サポーターとしては、新入生の支援を行うオリター・エンター、授業内で学習支援を行う ES・TA、言語学習サポートを行う SUP！、留学生支援を行う TISA、障害学生支援室サポートスタッフ、ライブラリー・スタッフ、学生ミュージアムスタッフなど多様な団体等が存在し、3,002 名（2023 年度実人数）の学生スタッフが活動している。また、大学院生による授業支援である TA は 1,096 名が登録している。

○成績不振学生、留年・休学、退学希望者等の把握・対応

セメスターごとに、学籍異動者（休学・除籍・退学・転籍およびその事由）を各学部・研究科から集約し、教学委員会において報告・情報共有している（資料7-12）。また、各学部・研究科における独自の学生実態把握、単位僅少者面談を実施している。具体的には単位修得状況や授業への出席状況の思わしくない学生への対応として、各学部で学生委員会、基礎演習や専門演習などの小集団演習科目を中心にアンケートによる状況把握、面談・指導を行っている。面談時に、より専門的な支援が必要であると判断した場合は、学部・研究科と学生部、学生サポートルームや保健センター等が連携して適切な支援に努めている。

休学・退学の手続きについては学部・研究科事務室で受け付け、各学部・研究科の学生主事または副学部長等が面接を行ったうえで、教授会・研究科委員会で審議している。病気を理由とした休学については診断書の提出を求め、復学時には当該学生の主治医の診断書に基づいて、教授会・研究科委員会で審議している。

○障害のある学生に対する修学支援

本学では、「障害学生を含むインクルーシブな大学づくり」に向けて、①障害学生の教育を受ける機会の平等を実現すべく支援を行う、②障害学生支援を通してすべての学生の学びと成長に寄与する取り組みを行う、③障害学生支援に関わる FD・SD を通して大学全体の教育力の向上を目指すことを目的に、障害学生支援室を設置している（資料 7-13【ウ

ェブ】)。専門の支援コーディネーター７名が常駐し、障害学生、障害学生をサポートする支援学生（学生サポートスタッフ)、学部等の教職員を支援している。障害学生をサポートする学生サポートスタッフについては、障害学生支援室による研修を行っている。

また 2021 年５月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が公布され、2024 年度に改正法施行を迎え、私立大学等においても合理的配慮の提供がこれまでの努力義務から法的義務へ変更されることになった。本学では学生部と教学部が連携し 2024 年５月に「合理的配慮法的義務化」および「本学の包括的学生支援体制」に関する説明会を実施し、学びの現場である学部において合理的配慮の提供を行う基盤が確かなものかを再点検する目的も含め、全教職員を対象に情報提供し啓発に取り組んだ。

〇遠隔授業等に対する学生への ICT 支援

メディア授業推進に関わる ICT 機器等の基盤の構築についての詳細は、８章で述べる。ここでは、学生向けの支援について記述する。

オンライン授業のためのインターネット環境整備については、学内の施設・設備を充実させることに加え、オンライン学習環境整備のために、株式会社クレオテックと連携した支援を行っている（資料7-14【ウェブ】)。また、学生の自習教室の確保やいわゆるハイブリッド授業を展開するにあたり、全教室棟においてWi-fi環境の改善が進んでいる（資料 7-15)。

遠隔授業の受講にあたっては、manaba+R や Zoom、オンデマンド授業用動画システム（Panopto）等の授業で利用する各種ツールについて、学び支援サイト上で学生向けマニュアル等を公開するとともに、各キャンパス学生窓口で問い合わせの対応を行っている（資料7-16【ウェブ】)。また、ICT を利用した遠隔授業を行う場合には、メディア授業実施ガイドライン（資料 4-44）において、同時性又は即時性を持つ双方向性（対話性）を有することを前提とすることを定めている。学生からの相談に速やかに応じる体制の確保や、ライブ配信型授業における授業中の教員と学生の映像・音声などによるやりとりの実施、学生の意見交換の機会の担保等の対応を行うこととし、教員と受講生、TA・ES と受講生、また受講生同士のやりとりを通じて授業に参画できる環境を整えている。加えて、全学 FD として教学実践フォーラムにおいてメディア授業支援 FD を実施し、ノウハウや事例の共有を行っている（資料 7-17【ウェブ】)。

＜学生の修学支援（経済支援）の適切な実施＞

〇学部生への経済的支援

経済的な支援を行う奨学金としては、学部生約 11,000 名、大学院生約 800 名が受給する「日本学生支援機構奨学金制度」を基本とし、それを補完する制度として、大学独自の奨学金制度を運用している（資料 7-18【ウェブ】)。学生の多様な学びを支援する育英的奨学金制度についても個人・団体を対象として運用している。従来の奨学金制度の到達点と課題を整理し、必要な見直しを行うため、常任理事会の下に全学奨学金委員会を置いて検討し、2021 年度以降の奨学金制度を定めた（資料 7-19)。経済支援型奨学金としては、立命館大学学費減免、立命館大学経済支援給付奨学金（旧減免)、家計急変奨学金等を実施している。また、学外の各種団体による奨学金については、推薦や告知の依頼のあったも

のについては、オンラインで掲載して広く募集を行い、推薦等を行っている。

〇大学院生への経済的支援

修士課程の奨学金制度については、入学試験の成績優秀者を対象に１年次に給付する「１年次対象成績優秀者奨学金」、１年次の学業成績や研究活動等の優秀者を対象に２年次に奨学金を給付する「２年次対象成績優秀者奨学金」および家計急変状況を支援する「大学院家計急変奨学金」を運用している。また、学会発表等の研究活動を奨励する補助金制度を設けている（大学基礎データ表７）。

専門職学位課程においては、法務研究科では成績優秀者を対象とした「法科大学院奨励奨学金」を、経営管理研究科では社会人入学試験の成績上位者を対象に１年次に給付する「専門職大学院経営管理研究科奨励奨学金」を運用している（大学基礎データ表７）。

博士課程では、「研究奨励奨学金」「博士課程後期課程学生学会奨学金」「博士課程院生研究支援奨学金」などの奨学金・研究助成制度を整備している（大学基礎データ表７）。

〇派遣留学生への経済的支援

2017 年度より「海外留学チャレンジ奨学金」（参加奨励型）、「海外留学サポート奨学金」（経済支援型）を整備している。

「海外留学チャレンジ奨学金」は、国際部が主管する全学プログラムと各学部・研究科独自のプログラム（いずれも単位授与される正課の海外留学プログラム）への参加を促す奨学金であり、2023 年度は合計 1,589 名に 217,770 千円を支給した（予算額 355,000 千円に対し、執行率 61％）。なお、2023 年度は短期プログラム派遣者数が過去最高となり、コロナ禍以降、本格的に海外留学が回復した。

「海外留学サポート奨学金」は、海外留学プログラムへの参加または参加継続が困難であることが見込まれる家計困窮者を対象とする経済支援型の奨学金であり、2023 年度は合計 9 名に総額 2,750 千円を給付した（予算額 10,000 千円に対し、執行率 28％）。

＜心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮＞

〇学生の健康管理・疾病管理

保健センターでは、全学生を対象として学生定期健康診断を実施しており、2023年度の受診率（4月～1月）は52.9％（前年度48.6％）、ウェブ問診への回答は53.9％（前年度 73.9％）であった（資料7-20）。また、体育会等に所属して競技活動を行っている学生に対してはスポーツ強化オフィスとともに体育会健康診断を実施し、熱中症対策や AED 使用方法についての情報提供も行っている。さらに、海外から来日する外国人留学生による感染症の持ち込みリスクを軽減し、本学で学修する期間の健康管理を充実させることを目的に、2016年度より正規課程の外国人留学生に加えて短期留学生についても健康診断を実施している（資料7-21）。2018 年の学長による「ヘルシーキャンパス宣言」を受けて、ヘルスプロモーションに取り組んでいる（資料7-22【ウェブ】）。また学生の健康増進行動を支援するため、2023年12月に「第12回ヘルシーキャンパスフォーラム」（学生参加者延べ 209名）を実施した。

保健センターは診療所を併設しており、2023 年度は専任・非常勤あわせて 15 名の医師（精神科医６名を含む）を配置して内科と精神科の診療を提供している。2023 年度の学生

利用者数は延べ 9,536 名で、うち 1,176 名が精神科の診療を利用した（資料 7-23)。また、海外留学する学生を対象としたトラベルクリニックを設置し、渡航に際しての健康相談、抗体検査や予防接種等を実施している。新型コロナウイルス感染症対策として、2020 年 10 月より発熱外来対応（PCR・抗原検査）を行っており、2023 年度は延べ 909 名（一部教職員含む）の対応を行っている（資料 7-24)。

2013 年度より「キャンパス内全面禁煙」を実施し、非喫煙者を喫煙者に転じさせない取り組みを実施してきた。新入生オリエンテーション内での教育、キャンパス内の巡回指導・卒煙指導、キャンパス内全面禁煙と健康被害の周知を目的とした「Smoke Free キャンペーン」の実施など様々な取り組みを継続的に行ってきた結果、当初は 4.9%（2013 年度）であった毎日喫煙率が 2.1%（2023 年度）にまで低下している（資料 7-23,25)。

〇安心・安全・健康のための啓発活動

安全で快適な学生生活を送るための留意事項等については、新入生オリエンテーション期間における全新入生対象の「学生生活ガイダンス」において、成年年齢の引き下げに関わる注意事項、事件・事故防止、交通安全を重点テーマとし、職員が説明・注意喚起を行っているほか、一部のキャンパスでは、地元の消費者センターと警察署の方に登壇していただき、実例を用いた説明を実施している。あわせて、バイク・自転車通学者に対しては、通学登録の際に、オンラインでの安全講習の受講を義務付けている。また、関西四大学薬物防止連絡会において定期的に情報交換を行うとともに、「薬物に関する意識調査」を年に一度関西四大学共同で実施し、実態把握および結果の公表などを通じた啓発活動を継続している（資料 7-26)。そのほか、事件・事故や安心・安全のための取り組みについては、学生生活会議で年度総括を行い、次年度方針を策定している（資料 7-27)。

〇学生サポートルームによる学生への支援

学生サポートルームは、大学生活において学生が当面する諸問題に関し、相談をはじめとする諸活動を通じて学生生活と人格形成を援助することを目的としている。臨床心理士の資格を有するカウンセラー19 名を配置し、学生相談にあたっている（2023 年度延べ相談者実数 1,153 名)。コロナ禍が明けた後も、遠隔相談を継続的に行い、申込や相談をより手軽で身近なものとし、相談者の増加に繋がっている。また、相談に訪れた学生への個別対応に加え、すべての学生が自己を確立するための専門的アプローチ、多様な学生が学んでいることを前提とした居場所づくり企画を実施した。具体的にはコロナ禍に大学生活がスタートした４回生を対象とした「４回生の集い」、さまざまなストレスや不安に対応するためのストレスケア、ヨガ企画、繊細な感覚をもった学生を対象とした「HSP に関心ある人」の集い、アニメを通して人間関係について考える会、留学生向けの会、就活についての会など、特定の相談ニーズや共通の興味関心をもつ学生同士の交流ニーズに応えるためのグループ支援を行った (資料 7-28)。2010 年度から英語で相談が受けられるカウンセラーを雇用し、外国人留学生の相談にもスムースに対応・支援できる体制を整備している。

＜学生の進路・就職支援の適切な実施＞

〇学部・研究科と連携した進路・就職支援

キャリアセンターではR2030進路・就職政策の達成に向け、学部・研究科との連携をさらに強化することを確認してきた。その中で、学部・研究科に対して、正課におけるキャリア教育の充実に向けた支援ならびに、正課外における学部・研究科独自の進路就職支援企画の取り組みの支援のための「キャリア形成支援充実費」の活用を推進してきた。2023年度は19の学部・研究科より申請があり、申請額は20,697千円、執行額は16,330千円、予算執行率65.9%と執行率は前年比7.5ポイント増となった。増加の要因としては、コロナ禍前に行っていた対面企画や学外企画の再開や、学部・研究科の取り組みを活性化させ、予算執行率を高めるため、予算配分の考え方を各学部・研究科一律の「共通予算」と、積極的な活用を希望する学部・研究科に対しての「申請型予算」を設定し、より各学部・研究科の独自性を発揮でき、積極的にキャリア支援を行える制度に変更したことが要因と考えられる。

2024年度は、より機動的に予算執行ができるよう期中の９月と12月に追加申請を受け付けることとし、これまで以上に各学部・研究科の支援方針や学生の状況に応じた執行が期待される（資料7-29）。

〇低回生を対象としたキャリア形成支援策の拡充

「R2020後半期進路・就職政策の総括およびR2030進路・就職政策」（資料7-30）において、早期からのキャリア形成支援はキャリアセンターの重点施策のひとつに掲げられている。2023年度は、幅広いキャリアの選択肢を示し、意志ある選択のための情報を提供するなどの支援コンセプトの下、１・２回生それぞれのターゲット層を分析したうえで14の企画（前年度13企画）を実施、参加者は延べ1,000名（同862名）となり、今期は２回生の参加者に顕著な伸びが見られた。また、一般社団法人「大学生の未来を支援する会」など学外機関との連携を豊富化させた。

2024年度は上記実績を踏まえ、支援の大枠としては継続しつつ、より幅広い層の企画参加促進を行う。具体的には、2023年度に好評であった就活早期化対策企画の展開、オリター団・自治会との連携、大阪・関西万博連携企画の実施、コミュニケーションが苦手な学生、働くことへの不安を感じている学生への支援企画を実施する（資料7-31）。

〇大学院生のキャリアパス形成支援の取り組み

大学院生のキャリアパス形成支援については、研究部・教学部・キャリアセンターの部局連携組織である大学院キャリアパス推進室の下、各種支援を行っている（資料7-32,33）。大学院キャリアパス推進室では、「大学院の人材育成目的の達成およびキャリアパスの明確化に向けた支援」を目的として、第４期大学院キャリアパス形成支援制度予算および大学院高度化政策予算を原資に、大学院生の学修・研究活動を促進するための奨学金・研究助成制度の運用、修了後のキャリア獲得に繋げるためのキャリアパス形成支援プログラムの運用ならびに修了後の研究ポスト拡充に取り組んでいる。

大学院キャリアパス推進室の取り組みは、毎年度、大学院キャリアパス推進室会議において確認した支援方針に基づき、実施している。2023年度は3.66億円規模の予算を確保し、課程、研究活動の目的に応じた奨学金・研究助成制度の運用を行い、大学院生を支援した。また、キャリアパス形成支援プログラムについては、大学院生の基礎的汎用能力および研究基礎力を高めるための支援企画、民間就職に軸足を置いたキャリア支援企画、ア

カデミックポストに軸足を置いたキャリア支援企画、アカデミックライティング・言語学習支援、大学院に関連する情報を社会に向けて発信する支援企画を年間 24 セミナー開催し、延べ 573 名の大学院生が参加した。

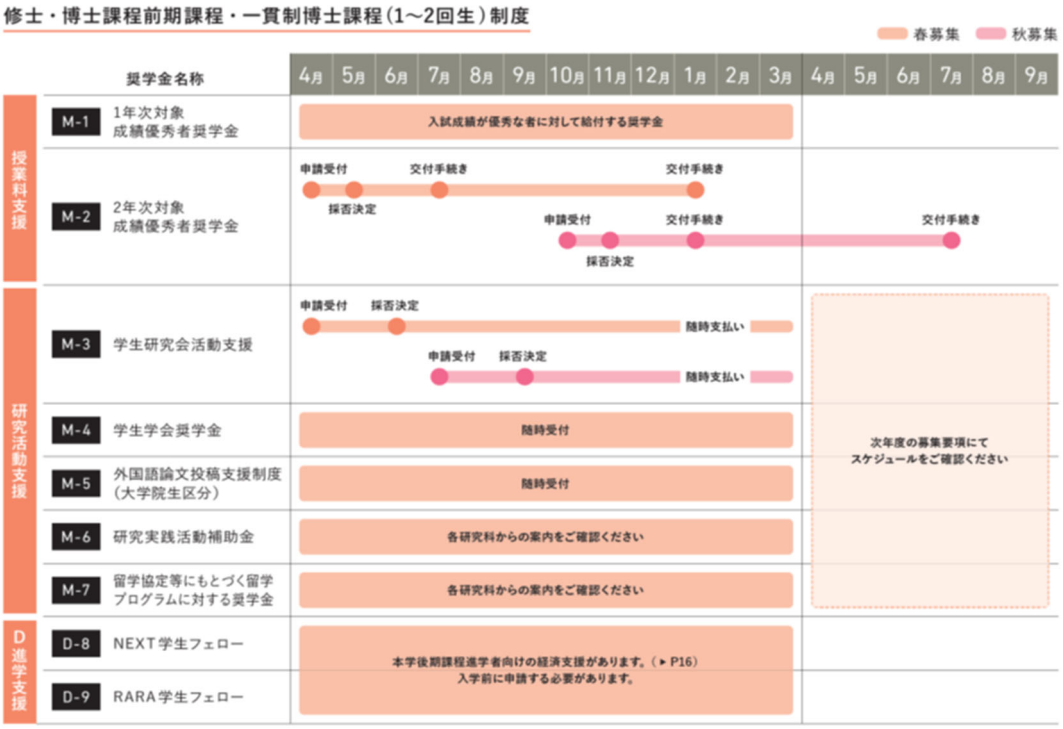


図 7-1　修士・前期課程・一貫制博士課程（１～２回生）制度

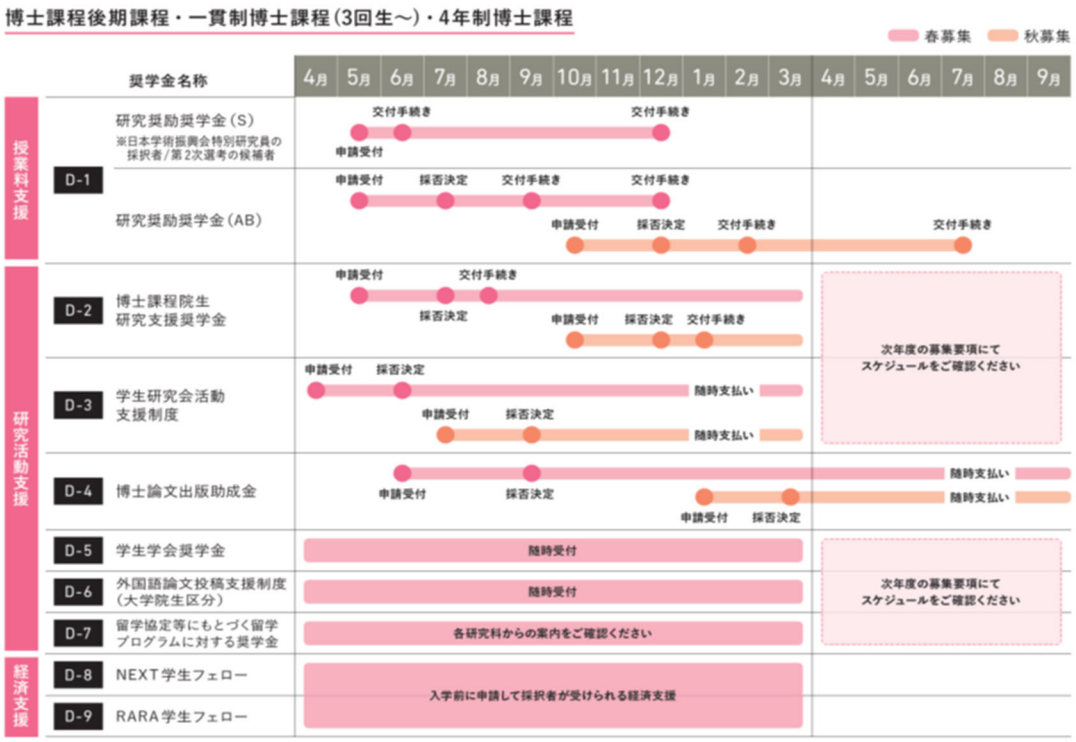


図 7-2　後期課程・一貫制博士課程（３回生～）・４年制博士課程

図 7-3　大学院キャリアパス支援プログラムポジショニングマップ

博士課程修了後の研究ポスト拡充の制度である「初任研究員」「初任助教」は、本学にて博士学位を取得した若手研究者を最長３年間にわたり、専門研究員として雇用する立命館大学若手研究者育成プログラムへ発展的に解消されることとなり、2023 年度は初任研究員が２名任用されるのみとなった。

また、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」に採択されことを受け、立命館大学 NEXT（New Educational Xross-Training）フェローシップ・プログラムを 2021 年度より開始した。後期課程学生の育成を担う学内の研究所・研究センターを 11 拠点採択し、2023 年度までに後期課程学生 45 名をフェローシップ生として採用し、経済支援と学内の研究拠点と連携した「社会共生価値を生み出す創発性人材」の育成に向けた取り組みを強化している。

さらには、JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の採択を受け、本学中核研究者の指導を受ける後期課程学生のうち、特に優秀な学生を RARA 学生フェローとして選抜・認定を行ったうえで、育成支援を行うプログラムを 2021 年度より開始した。2023 年度までに後期課程学生 45 名を採用し、経済的な支援を行うとともに、国際性と学際性、さらに複眼的視野を兼ね備えた国際社会で活躍できる資質と能力を備えた博士人材へと育成していくことを目指している。

表 7-1　NEXT フェローシップ・プログラム・次世代研究者育成プログラム概要

| | NEXT フェローシップ・プログラム | 次世代研究者育成プログラム |
|---|---|---|
| 目的 | 本学の研究拠点等において、優秀で意欲の高い後期課程の大学院生を「立命館大学 NEXT 学生フェロー」として受け入れ、研究活動に従事することで、自らの専門 | RARA を基盤に、国際社会で活躍できる資質と能力を兼ね備えた博士人材を「RARA 学生フェロー」に任命し、挑戦的・融合的な研究を支援 |

| | | |
|---|---|---|
| | 性を深めながら幅広い視点を獲得することを目指す | |
| 特徴 | ①支援期間：後期課程在学中の３年間（４年制研究科所属大学院生も同じ）<br>②学内外の研究プロジェクト等に参加<br>→研究力の向上＋研究ネットワークの形成や社会実装力を獲得<br>③社会で活躍するために必要なスキルの習得や、修了後に向けたキャリア形成に対する充実した支援 | ①支援期間：後期課程標準修了年限（４年制研究科所属大学院生は４年間）<br>②RARA に所属、本学を代表する研究者（RARA フェロー等）と交流<br>③海外における研究活動、他の研究機関等が実施する研修、インターンシップのいずれかへの参加を強く推奨（活動費用を別途支援）<br>④RARA 学生フェローのためのセミナー参加必須 |
| 支援内容 | ①研究専念支援金　18 万円/月<br>②研究費　34 万円/年 | ①研究活動支援金　18 万円/月<br>②研究費　34 万円/年 |
| 支援学生 | 45 名 | 45 名 |

○大学院後期課程学生のキャリア形成支援

後期課程学生のキャリア支援は、大学院キャリアパス推進室にて包括的に行い、マッチングセミナーなどを開催してきた（資料 4-56）。2023 年度からは後期課程学生のキャリア支援を主としながら、研究助成制度をはじめ研究環境支援については大学院全体を対象に研究部として取り組むこととし、教学部から主管部課の移管を行った。これを踏まえ、後期課程学生を対象としたキャリア支援の窓口整備の一環として、キャリアセンターが運用する就職支援ウェブシステムや LMS（manaba+R）を活用し、後期課程学生向けの求人情報を取りまとめ、後期課程学生が求人情報を把握できる体制を整えている。

＜学生の課外活動支援の適切な実施＞

○課外自主活動団体や個人の活動に応じた支援・助成の実施

本学における課外自主活動団体や個人の活動への支援・助成については、「成長支援型奨学金」として運用してきた。経済支援型奨学金と同様に、2020 年度までの制度の到達点と課題を踏まえ、2021 年度以降の奨学金制度について検討を行い、「学生の学びと成長支援奨学金」として再編成を行った。個人対象のものとして、Challenge 奨学金、アスリート・クリエーター育成奨学金等がある。課外自主活動団体やコミュニティ対象のものとしては、校友会未来人財育成奨励金、学びのコミュニティ初年次教育支援活動助成金等がある（大学基礎データ表７）。

○課外自主活動を安全・適切に行うための支援の実施

課外自主活動団体が課外自主活動を安全・適切に行うための支援として、団体幹部学生が交代する時期にあわせて、「課外自主活動ハンドブック」 を Web 媒体で作成して団体へ説明会を実施し、周知・啓発の強化に努めている（資料 7-34【ウェブ】）。

○正課と課外の両立促進のための支援の実施

学生が正課・課外それぞれの学びを連関させて、自立した学習者として成長できるよう支援強化に取り組むため、2017 年度から SSP と称して段階的に取り組みを進めている（資料 7-35【ウェブ】）。

○キャンパス特性に応じた学生活動・学生交流の充実・活性化のための学内外施設の整備

学友会とその傘下の体育会等の本部、各学生団体からの要望も踏まえて、キャンパス整備を行い、課外自主活動施設の充実を図っている。また 2024 年４月に OIC に「学園ビジョン R2030-挑戦をもっと自由に-」、そして社会に開かれたソーシャルコネクティッド・キャンパス構想の実現を目的とする新施設が竣工している。社会と繋がり、学生・教職員をはじめとするあらゆる人々の「やってみたい」という気持ちを刺激し、地域あるいはグローバルな社会に開かれた実践的な学びのハードウェアとソフトウェアを整備するとともに、正課・課外の枠を超え、知的創造のプロセスに学習者が参画する仕掛けを提供する（資料 7-36【ウェブ】）。例えば、新棟 1 階の「TERRACE GATE」は人々が集う「テラス」のような役割を担う場であり、350 インチの大型 LED ビジョンを設置し、本学教員、学生の研究内容の発表やプレゼンテーション、イベント、ワークショップなど様々な取り組みをリアルタイムで発信している。

○学生生活を充実させるために多様な活動を支援する取り組み

全学生を対象とした正課外プログラムとして、イノベーション創出を担い得る次世代の育成を目的とした実践型プログラムとして実施して EDGE+R プログラムを 2014 年度より開始した。2023 年度はイノベーションを興す手法をインプットおよびアウトプットの両サイドより実践的に学ぶ「Triple-Design Scope Program」や、企業協賛ワークショップを実施した他、メタバース空間を活用してデザイン思考を学ぶメタバースコースの実施や附属校との連携企画なども開催した。多様な受講生を受け入れ、イノベーションマインドのいっそうの拡大を図ったことで、各企画の受講生満足度も非常に高かった（資料 7-37,38）。

準正課プログラムとして、正課科目での学びから芽生えた関心事について継続的に学習する学生提案型のゼミ、「未来共創リベラルアーツ・ゼミ」（みらいゼミ）がある（資料 7-39【ウェブ】）。教養科目と同様に学部・回生の異なるメンバーたちが、所属キャンパスも越境し、自らの興味関心に応じて、ゼミを運営している。この取り組みは 2023 年度末まで三菱みらい育成財団からの助成を受け運営をしてきた。助成が 2023 年度末までであったことから、取り組みを開始した 2021 年度から 2023 年度までの総括を行い、その課題を解決すること、さらなる発展を目指すこと、そして本学の特色であるピア・サポートを踏まえて実施することを方針とし、教学政策予算を申請し、取り組みの内製化を行った。みらいゼミ３年間の成果として、ゼミ参加者は合計で 700 名を超え、延べ 100 ゼミナールが立ちあがっている。新しいみらいゼミでは、ゼミ活動を伴走支援するピア・サポーターを立ち上げ、支援を開始している。内製化した 2024 年度が開始したばかりであるが、既に前半期において 18 ゼミナールが立ち上がっており、引き続き学期末に向けて検証を行っていく（資料 7-40）。

正課外プログラムの中で、「多様な国際舞台で活躍する個性的な人材の育成」の一翼を担うべく、国際社会で活躍する人材養成特別プログラム（オナーズプログラム）を展開している。オナーズプログラムでは、論理的思考力・交渉力、英語力、基礎教養・進路突破力、行動力、コミュニケーション能力、ビジョン形成能力の６つの力の涵養を目指し、宮家邦彦客員教授によるゼミナールを４回、外交シミュレーションである RPS（Ritsumeikan Policy Simulation）を８回実施している。これまでの修了生は 600 名を超え、外務省や

防衛省の省庁を始め、国際的な機関や大学院進学など多方面で活躍している。その他、インターンシップや自衛隊伊丹駐屯地での研修会等にも取り組んでいる（資料 7-41）。

このほか、2019年度より私立総合学園の強みを活かした小学校から大学院までの一貫型アントレプレナーシップ教育機能を含む「立命館・社会起業家支援プラットフォーム（RIMIX）」を開始している。学生・生徒・児童の問題意識を深め解決する機会を提供し起業へのプロセスをシームレスに支援している（資料 7-42,43【ウェブ】）。2022年 7 月より、RIMIX プログラムのひとつとして、ソーシャルコネクティッド・キャンパスの基本コンセプトを踏まえたイノベーション・コミュニティ創出プログラムである OIC CONNECT を、一般社団法人Venture Café Tokyo と連携して開催している。OIC CONNECT は、学び（セッション、レクチャー、ワークショップ）と繋がり（ネットワーキング、デモテーブル）の機会を組み合わせたプログラムであり、毎月 1 回 OIC で開催し、活動内容はウェブサイト上で公開している（資料 7-44【ウェブ】）。のべ参加者数は 2023 年度末時点で 3,000 名以上、2024 年 11 月時点では 4,500 名以上であり、学生・院生たちは、他大学の学生はもちろん、起業家や投資家、企業の新規事業担当者、金融機関関係者、自治体職員などとネットワークを構築する場として活用するとともに、そこで出会った先へのインターンシップなど社会共創に繋がる偶発的な活動や連携が無数に生まれている（資料 7-45【ウェブ】）。

また、2024 年度からは、R2030 で掲げる「イノベーション・創発性人材」を具現化するプラットフォーム「QULTIVA」（Quest（探求）＋Cultivate（たがやす）＋場）を展開している（資料 7-46【ウェブ】,47）。QULTIVA では、実際の社会が抱える課題をテーマとし、参加者（仲間）と共にその解決を目指しながら、参加者一人ひとりの可能性を掘り起こすことをベースに、複数のリフレクションの機会を交え、コンピテンシーの習得と客観視化を通じて自身の特性を理解することを目的としたプログラムを実施している。一例として、社会共創パートナーであるカナデビア株式会社（旧：日立造船株式会社）、アドビ株式会社との連携によるキャラクター＆動画制作プロジェクト（正課外）は、各キャンパスから参加申込があり、70 名の応募枠が満員となった。全体としては、2023 年９月のプレ実施から 2024 年 10 月までの期間で、学生・院生を含む延べ約 3,000 名が参画している。今後、社会共創の本格展開に向け、社会共創で「挑戦」したい学生の集団形成を進めていく。

＜外国人留学生に対する支援の適切な実施＞

○国際宿泊施設の整備

KIC では、常盤、宇多野、大将軍の３つの宿舎の運営を行っている（277 名収容）。BKC のインターナショナルハウスは、約 150 室の学生向け居室を兼ね備えている（160 名収容）。OIC は 2019 年度にキャンパス内に寄付を原資とした宿舎を新設し、計２つの宿舎を運営している（368 名収容）。

留学生へのサポートでは、学生サポートスタッフである「レジデント・メンター（RM）」が居住し、留学生の生活支援およびイベント企画等に努めている。効果的な留学生支援が行えるよう、定期的にキャンパス合同での RM 研修を実施している。

○留学生支援コーディネーターの配置

外国人留学生支援のいっそうの充実を目指して 2019 年度より留学生支援コーディネー

ターをKIC・BKC・OICの各キャンパス国際課に各1名配置した。さらに2022年度からKICのコーディネーターを特定業務専門職員（留学生支援シニアコーディネーター）として配置し、不慣れな日本での生活を支援し、学内外の組織の円滑な連携を図っている。

○留学生への経済的支援

本学の外国人留学生の支援制度としては、大きく「授業料減免」と「一括申請による奨学金」の２種類で構成されている。その中で、本学独自の経済支援制度として、授業料減免制度を継続して実施している。学部生においては、学部生Ⅰ種（100%減免）・学部生Ⅱ種（50%減免）・学部生Ⅲ種（20%減免）の３種あり、新入生については、入学試験合格時、在校生については、授業料減免申請による希望者から、減免を適用するものである。いずれも、1年間の採用であり、希望者は次年度に再申請が必要となる。

大学院生においては、院生Ⅰ種（100%減免）と院生Ⅱ種（20%減免）の２種類となる。院生Ⅰ種については、入学試験合格時に、標準修業年限の間において授業料を免除する仕組みであり、前期（修士）課程20名、後期課程（相当）10名で運営している。院生Ⅱ種については、入学直後に募集する授業料減免の申請者で、院生Ⅰ種を除いた者について適用する。適用期間は、院生Ⅰ種は標準修業年限であるが、院生Ⅱ種は1年間であり、希望者は次年度に再申請が必要となる。

○異文化交流支援

日本人学生と留学生、また留学生同士の国を超えての異文化交流活動を促進するための施設「Beyond Borders Plaza（BBP)」を３キャンパスで開設している。2023年度はコロナ禍が収束し、対面での活動が全面的に再開され、３キャンパス合計で年間延べ80,000名の利用があった。BBPでは、季節にちなんだ交流イベント、各国料理を振舞う食イベント、スポーツイベント、所属学生の特性を活かしたイベント、また正課と連動した学術発表であるポスターセッション等、多用な国際交流イベントが実施された。この活動を支えるため、開講期間中、学生スタッフ「BBPマネジメントスタッフ」を配置し、BBPの運営や活動を主体的に担っている（資料7-48)。またこれに加え、学生が主催するキャンパス内外の国際交流企画を支援するため、「異文化交流助成金」（年間予算総額500万円）を運営しており、2023年度の応募は28件、うち18件を採択した（資料7-49【ウェブ】)。

○英語基準学生に対する支援

「学生相談の総合案内」のウェブサイト、学生相談の窓口や案内を日英２言語で整備した。また、英語基準学生の課外自主活動への参加を促進するため、これまで日本語のみでの発行であった、課外自主活動に関する広報冊子「Student Activities」や前述の「課外自主活動ハンドブック」の日英２言語での発行を開始した（前者は2020年度、後者は2022年度から)。さらに新入生オリエンテーション期間における「学生生活ガイダンス」についても英語で実施している。

○外国人留学生を対象とした進路実現の支援

2023年度卒業・修了の外国人留学生の進路決定率は、学部生が61.6%（前年度比8.7ポイ

ント減)、大学院生（修士・前期課程）が 65.8%（同 1.7 ポイント増）となった。就職決定率は学部生が84.6%（前年比 7.8ポイント減)、大学院生が 88.5%（同5.4ポイント減）となった。進路決定率と就職決定率が減少している要因として、1）就職希望者数が増加傾向にあること、2）卒業後も継続して日本就職を目指す学生が増加していることが考えられる。後者では、就職活動のための特定活動ビザが発行されることで、日本での就職活動が最大で 1 年間可能となる制度がある。本学では、2024 年３月卒業対象者より、この特定活動ビザ発給のための大学の推薦状発行の要件を緩和したことで、日本就職を目指す留学生に対して、卒業後にも日本での就業機会が広く担保されるようになったと言える（資料 7-50)。

2023 年度の外国人留学生支援の取り組みとしては、①外国人留学生対象の合同企業説明会の実施、②外国人留学生対象の単独企業説明会の実施、③外国人留学生が対象となる求人開拓、④学外就職サポートによる個別相談の実施、⑤大阪外国人雇用サービスセンター登録・相談会の実施、⑥キャリアセンターによる外国人留学生への採用情報提供および個別支援、⑦電話による進路状況のヒアリングを実施した。実績として、①では 20 社が参加し、うち４社から計６名が内定を獲得（参加者数延べ 278 名)、②では 15 社実施し、うち英語実施は５社、③では７社を新規開拓し、うち３社が企業説明会を行った。④では外部委託し、日英での相談対応体制を整え、44 名が利用登録、うち実利用者数 36 名、総利用件数 158 件、21 名が日本企業から内定を獲得した。⑤では３回実施し 32 名の参加を得た。⑥についての相談件数は算出していないが、⑦においては対象者全員への架電を実施した。また、2022 年度より加入した留学生就職支援コンソーシアム SUCCESS が提供する外国人留学生の就職支援企画への参加を促進し、同コンソーシアムへの総登録人数は 297 名（うち 2023 年度新規登録は 162 名）である。

＜その他の学生支援の適切な実施＞

〇学生との協議を踏まえた学生支援の実施

学生との協議については、2022 年度に大学に所属する学生・院生・教職員すべてに開かれた全学協議会を開催し、学生・院生との対話を通じて確認した「2022 年度全学協識会確認文書」を作成し、全学に共有した。主な内容の概要は、以下の点となる。

2022年度全学協議会では、学費・財政政策の決定プロセスに学生・院生が参画し、教学施策の効果検証や情報共有が行われた。大学と学生・院生が対等な立場で意見交換し、将来の大学づくりに向けた創造的な対話を行うことの重要性を確認した。加えて、全学協議会は立命館の重要な財産であり、質保証を推進する仕組みとして改めてその位置づけを確認した。

上記の議論に加え、「RU チャレンジ・デザイン」の今後の取り組みに向けて、「英語教育やグローバル化」、「教学の DX に向けた取り組み」、「次世代研究大学における大学院生のキャリアパスについて」といったテーマについて議論した。

2022 年度の議論を受けて、2023 年度は各学部での五者懇談会、各研究科での研究科懇談会、各部門との懇談会等を開催の上、２回の全学協議会代表者会議を開催し、意見交換を進めた。これらの議論を踏まえ、2024 年度については、学友会の「学園共創活動」と、「RU チャレンジ・デザイン」の「次世代研究大学の実現」を切り結ぶテーマについて、大学院生・留学生を含めた在学生の実態を踏まえつつ、双方が考える未来の学生像の確立に

向けて議論を継続すること、「Student Success」実現にむけて、多様な成長機会の創出のあり方、既存の課外プログラムの参画や組織のあり方等を検討する(創発性人材の育成、課外活動の再定義、スポーツプロモーション政策の推進等)こと、などが想定される（資料 2-30,7-51,52)。

各学部・研究科では、五者懇談会や研究科懇談会として、学部自治会や研究科クラス会と学部・研究科執行部との懇談会を行っている。教学や学習支援等については、この場で意見交換を行い、その内容を運営に活かしている。全学的な課題については、学友会や院生協議会連合会において集約することで、全学協議会や各種懇談会の論点として取り上げている。この全学協議会は 1948 年に創設され、時代に応じて形態を少しずつ変えながら現在に至っている。このあり方についても、学生との全学協議会での協議を踏まえて、運営面の改善を確認している。

＜学生の基本的人権の保障＞

本学ではハラスメントの防止、個人情報の保護はもとより、プライバシー、その他諸個人の尊厳に配慮することで、基本的人権を保障する運用を行っている（資料 7-53【ウェブ】)。

2020 年には D&I 推進に向けて、総長声明を発信して、教育・研究活動等を進めている。こうした考え方に立ち、例えば、「障害学生を含むインクルーシブな大学づくり」に向けては、障害学生支援室を中心に学生支援策に取り組んでいる。また、正課外プログラムにおいて「多様性」と「チーム」をキーワードとし、自主自律のチーム活動を通して、プログラムを創出・運営するなど、各種取り組みがこの考え方の下で進められている。

加えて、ジェンダー・セクシャリティに関する相談・支援に対応する体制構築については、「立命館大学における性の多様性に関わる学生支援の対応ガイドライン」を 2020 年に策定し、啓発の取り組みを進めている（資料 7-54【ウェブ】)。

このほか、ハラスメント防止については、「立命館大学ならびに学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校ハラスメント防止に関する規程」（資料 7-55【ウェブ】）と「立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止のためのガイドライン」（資料 7-56【ウェブ】）に基づき、ハラスメント防止委員会が、ハラスメントの被害者も加害者も出さないために、学生・院生、役員を含む教職員すべてに対して研修やガイダンスを実施している。相談体制としては、約 120 名の教職員をハラスメント相談員に任命し、学部事務室をはじめとする学生相談窓口がある部署での相談を可能とし、メール等での相談申込みを受け付けている。ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、ハラスメント防止委員会による調査、調整、通知等の対応によりハラスメント事案の解決を図っている。

**評価項目②**
**学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**
＜評価の視点＞
・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜学生支援状況についての定期的な点検・評価＞

学生支援の適切性の定期的な点検・評価は、中・長期計画「RU チャレンジ・デザイン」における点検・評価および次期計画の検討への反映に加え、学友会・院生協議会連合会も構成パートとする全学協議会においても行われている。

年度単位では、自己評価委員会の学生部会で、大学基準に沿った自己点検・評価を行い、関連する取り組みや課題と、その改善状況を継続的にモニタリングしている。また、自己評価委員会における過年度の年度別テーマレビュー（資料 2-13～16）の取り組みでも、社会連携、DX の推進といった年度ごとに設定されたテーマに沿って、学生支援に関わる種々の取り組みをまとめ、全学で共有している。

日常的な運営では、修学支援は主に教学部が所管する教学委員会、大学院教学委員会、生活支援は学生部が所管する学生生活会議、進路・就職支援はキャリアセンターが所管する進路・就職委員会において、各種の実施方針の策定とその総括を通して、必要な改善を行い、次年度の取り組みに繋げている。国際分野については、週 1 回の国際教育センター合同会議、月次の拡大国際教育センター合同会議において、進捗状況について確認している。

また、「自立した学習者」育成を目的に行っている SSP は、学生のニーズや目的に合わせた支援内容の選択ができ、全ての学生に支援を届けるために、①集団支援(講義形式のセミナー等)、②小集団支援、③個別支援、で構成する階層支援を構築し、それぞれ、点検・評価結果を踏まえた取り組みを行っている。①集団支援については、一定数の低回生が、主に学期当初に学修へのつまずきをもつ傾向が見受けられることから、低回生向けの内容を実施した。②小集団支援については、SSP ピア・サポーターが、キャンパスごと・学部ごとに学生の困りごとに引き付けた企画を立案し、主体となって取り組んだ。③個別支援については、SSP の認知が広がり、新規来談が増えている。

〇調査、アンケートによる実態把握

学部生については、教学部による「学びと成長調査」、学生部による「新入生父母アンケート調査」「課外自主活動実態調査」「新入生対象の学生生活実態把握アンケート」、キャリアセンターでは企画ごとにアンケート調査を実施するとともに、「卒業・修了時アンケート」を実施し、点検・評価に活用している（資料 1-11-1,7-57～60）。

大学院生については、大学院特有の学びや成長を明らかにすることを目的に、2021 年度より全大学院生を対象とした「学びと成長調査（大学院生版）」を実施し、各研究科で点検・評価に活用している（資料 1-11-2）。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

〇新たな学生支援施策の検討

これまでの学生支援の取り組みを踏まえ、SSP を含む多様なニーズを持つ学生支援の取り組みとして、2030 年を見据え学生の一人ひとりが「成長実現実感（Student Success)」を感じながら希望する進路を実現するために、学生部や国際部、キャリアセンター等が連携・調整を行い、今後の学生支援の枠組みの検討を 2022 年度より開始し、2023 年度からは学生支援業務改革プロジェクトでの具体化を進めている（資料 7-61）。

○大学院キャリアパス形成支援について

本学における大学院キャリアパス形成支援制度については、定められた支援期間の最終年度に総括・検証を行い、次期大学院キャリアパス形成支援制度の提案を行うこととしている。第４期キャリアパス形成支援制度については、支援期間が 2016 年度～2020 年度であったことから、最終年度の 2020 年度に各研究科からの意見集約を踏まえ総括を行い、2021 年度から支援制度の見直しを予定していた。しかし、コロナ禍の影響や「RUチャレンジ・デザイン」各部会のまとめを踏まえて、今後の大学院政策の具体的検討を行うとし、2022年度までは現行制度を維持することとなった。一方、「立命館大学第４期研究高度化中期計画（2021～2025 年度）」（資料 3-12）において、後期課程学生のキャリア支援を主としながら、研究助成制度はじめ研究環境支援については全大学院生を対象に研究部として取り組むこととなり、大学院生のキャリア支援と研究環境支援のさらなる豊富化を図るため、2023 年４月より大学院キャリアパス推進室の主管を教学部から研究部に業務移管した。

○外国人留学生を対象とした進路実現の支援

キャリアセンター部会議において毎年度総括を行っており、2023 年度総括を踏まえて、2024 年度はこれまでの支援を継続し、以下の点の強化を図る（資料 7-50）。

①英語基準学生に配慮した支援の拡充と他大学や他機関との連携を進める。在籍する多くの英語基準学生に対する支援の重要性は増しており、英語によるマッチング企画の積極的開催、広報での日英併記、学生個別の語学力に合わせた細やかな支援（例えば日本語能力別の「エントリーシート作成講座」の継続的実施）など英語基準学生に配慮した企画運営を行う。また、立命館アジア太平洋大学（APU）との企画相互乗り入れを継続しながら、留学就職支援コンソーシアム SUCCESS による合同企業説明会や、本学を含む９大学連携による企業招聘型セミナーの合同開催など他大学や他機関との連携を一層進めていく。

②早期からの日本就職希望有無の把握と「留学就職支援コンソーシアム SUCCESS」登録促進強化を行う。新入生オリエンテーションでの説明や架電、その他広報を通して、外国人留学生専用メーリングリスト、留学就職支援コンソーシアム SUCCESS、進路希望の３点の登録を促進する。

③個別支援外国人留学生版学外就職サポートの実施時期の前倒しの実施。外部委託を活用し、学部４回生、修士２回生の留学生支援を日英両言語で支援できる体制の充実化を整備してきており、学内のリソースでは不足していた相談時間や相談員の専任担当制が実現できるようになった。2023 年度には委託開始時期を２か月前倒しし、支援の拡充を図ったが、2024 年度は学部３回生、修士１回生の秋学期以降から利用できるよう、さらに委託時期を半年前倒しし、早期からの活動を促進する。

④オンデマンド配信の拡充を行う。これまで実施していた外国人留学生向けのレクチャーについて、実施後にオンデマンド配信を行う。学生個人が活動をスタートさせる時期や視聴する時期に応じ、いつでも視聴できるようキャリアセンターウェブサイト上でオンデマンド配信を行う。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

（１）長所・特色

本学では全学協議会において、学生・院生等と教学・大学づくりに関わる協議を行い、以後の教学・学生生活の支援策の実現に繋げている。こうした取り組みは、大学の諸施策について、自己評価する位置づけにもあたる。学生・院生との協議を踏まえ実現した学生支援策のうち、特徴的なものを以下に挙げる。

第１に、本学は他大学と比して大規模かつ多様な奨学金・助成金制度を設けている。とりわけ、学生の課外自主活動については、個人・団体を対象とした成長支援型奨学金・助成金で複数回（個人は２回、団体は１回）の募集・選考を行い、学生の挑戦の機会を創出している。正課外プログラムについて 2023 年度は、全学に対象プログラムを募ることで８プログラムに 133 名の学生が参加した。

第２に、多様な正課外プログラムを展開している。EDGE+R プログラムは、全学部・研究科の学生、附属校生、社会人、他大学生など幅広く多様な受講生を集め、文理融合チームを作り、本学研究室の技術シーズ、連携企業ニーズ、社会的ニーズなどをもとに、課題抽出・課題形成・課題解決のサイクルを回す PBL 型プログラムとして運用されている。「多様性」と「チーム」をキーワードに、自主自律のチーム活動を通して、新たな価値創造の「意義」と「プロセス」を体験することが出来るプログラムとなっている。

それに加え、 国際社会で活躍する人材を養成するために、「国際社会で活躍する人材養成特別プログラム（オナーズプログラム）」を 2005 年に立ち上げ、日本を代表して国際社会で活躍する総合的な力量を有する学生を育てることを目指し、故・岡本行夫氏を客員教授として招聘し、時々の国際情勢に関する講演会を開催してきた。2006 年からは、宮家邦彦氏を迎え、プログラムを充実させてきた。これまでのプログラム修了者は 600 名を超え、外務省、防衛省、文部科学省、財務省、法務省、厚生労働省に加え、国内外の大学院進学など、国際社会で活躍する進路へ進んでいる。また、本プログラムは客員教員・本学専任教員・専任職員による教職協働で運営が成り立っている。プログラムの主要な学びの場である RPS（Ritsumeikan Policy Simulation）での学生への綿密なアドバイスや指導を、サポートする学生サポーター、事務局からのアドバイス、サジェスチョンなど、総合的なアプローチが学生の成長を促している。

さらに、「未来共創リベラルアーツ・ゼミ」である。本プログラムは 2021 年度より「三菱みらい育成財団」の助成を受け、プログラムを展開している。2023 年度は助成の最終年度ということもあり、本プログラムをどのように展開するか、共通教育総合センター会議の下、３年間の総括を行い、長所と課題を明確にしたうえで、2024 年度からの新たな展開を議論、審議を行った。結果的に助成に頼らない制度設計、総括で浮き彫りになった課題を解決し、新たに「ピア・サポーター」という視点を入れた形での内製化を行うことができ、2024 年５月より新しいみらいゼミが展開されている。

第３に、R2020 で実現を進めてきた包括的学生支援のフェーズを上げる取り組みとして、「学生目線でのワンストップな横断的支援体制の構築」は、「RU チャレンジ・デザイン」の具体化に向けた取り組みとして位置づけられており、新たな学生支援の体制として取り組みが進んでいる（資料 1-15）。

（２）問題点
特になし。

３．改善・発展方策と全体のまとめ
本学の学生支援には、全学協議会をはじめとして学生自治組織と連携して進めているものがある。このため、学生実態の変化に対応した学生自治活動への適切な支援が必要である。この推進に向けて、大学・教学づくりに主体的にかかわり、議論を進める立場にある学生自治組織を励ましつつ、一層の議論を呼びかけることを継続的に進めている。この取り組みは、R2030 の後半期の学生支援施策を含む、教学・大学づくり計画が豊富化、実質化していくことに繋がるものとして位置付けられる。特に学友会は、2022 年度全学協議会において、このような議論に関わることを「学園共創活動」として位置付けて推し進めることを表明した。このように、大学の諸施策の検討・実行を学生・院生が役割を自覚し、主体的に関わりながら共創的に推進する取り組みが始まってきている。

課外自主活動団体において、先輩から後輩への団体運営のノウハウの引継ぎ等を含め、正課外の学びのコミュニティ形成の視点からも、再活性化が重要になる。また、キャリアセンターでは、低回生時からのキャリア形成支援を重視し、学部・研究科およびキャリア教育センターで実施されているキャリア教育に積極的にコミットメントし、学生にキャリア観を醸成させるとともに、学生生活の充実を促し、学生の希望進路の実現に繋げたいと考えている。

他方で、学生自治組織に関わって、従来のように多くの担い手が集まる運営にはなっていない点がある。これは、活動領域が多様になっていることや自治への関心の低下、運営の負担感等が要因として考えられる。本学にとって、全学協議会等で学生・院生と対話を重ねるには、こうした自治組織の存在は重要となる。対話の中で大学の支援策等を充実させる取り組みを積み重ねることを通じて、大学・教学づくりのパートナーとして改めて位置づけ、学生・院生の自治組織の活性化に向けた支援を続けている。

また、各学部・研究科における独自の学生実態把握、単位僅少者面談等を実施し、単位修得状況や授業への出席状況が思わしくない学生への対応として、各学部で学生委員会、基礎演習や専門演習などの小集団演習科目を中心にアンケートによる状況把握、面談・指導を行っている。面談時に、より専門的な支援が必要と判断した場合は、学生サポートルームが学部・研究科と連携して適切な支援を行ってきた。また、未然に防ぐ取り組みとして、各種教学・学生データを分析して、それらの客観的な情報に基づいた個別対応支援を行っている。これらの取り組みをさらに高度にするには、DX 化が重要であり、エビデンスベースのより高度な学生支援を行っていけるよう、取り組んでいく。さらに重点強化クラブを中心とした課外活動団体に対する学業ガイドライン制度を設けており、学生が課外自主活動を行いながら卒業を目指す上で、学期ごとに累積修得単位数の基準を定め、顧問・部長・副部長との面談や SSP との連携等で対応を行ってきた。今後は、実際にこれらの取り組みによる成果、特に標準修業年限内での卒業率との関係性などについても検証し、標準修業年限内での卒業・修了に向けた有効でより能動的な対応に向けて取り組んでいく。

このほか、奨学金制度の改革としては、経済的困難層へのいっそうの支援充実、学生の学びと成長のための支援充実を行ってきた。今後は全学の奨学金制度の取り纏めを行う「全学

奨学金委員会」の下、2026 年度より R2030 の後半期が始まるにあたり、「RU チャレンジ・デザイン」を更に推進する制度の検討を行っていく。

総じてこの間の学生支援については、「RU チャレンジ・デザイン」で策定された方針を基本として、本学の特徴である全学協議会を通じた学生と大学との対話・協議を通じて、学生のニーズを反映した改善と充実を図ることができている。

加えて、本学では学生同士のピア・サポートを重視した学生支援の環境が醸成されており、これまでの到達点を踏まえた、学びのコミュニティ形成に資するピア・ラーニングをいっそう強化してきている。また、キャリア支援では大学院後期課程学生のマッチングセミナー等を開催し、支援策の充実に取り組んでいる。さらに、経済状況や社会状況の変化、学生実態の変化を踏まえた支援策として、大学院キャリアパス形成支援等に取り組んでいる。

以上のことから、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学の方針を定めたうえで明示するとともに、その実現のために諸施策を実施することにより学生支援を適切に行っていると判断できる。

本学は入学政策として多様な学生の受け入れを積極的に進めてきた。多様な才能をもつ入学希望者を評価し受け入れる入学試験制度を実施し、入学者の出身地も全国各地にわたっている。また、外国人留学生の受け入れについても積極的に取り組み、国際化を進めてきた。あわせて、診断書の有無にかかわらず精神的な面で支援を必要とする学生も増加し続けている。学生支援においてもこのような状況に対応して、学生の多様性に配慮した入学から卒業までを通した支援策を具体化してきたが、今後の改善・充実を展望した場合、考慮しておくべき課題も存在する。すべての学生・教職員が今日的な多様性についての理解を深めることを前提に、今後さらに視野を広げた学生支援策に取り組んでいく。

学生支援をより一層大学として高度化・充実化させるための方策として、学生支援に関わる部門が連携して、学生実態に関わる情報を集約的に解析・分析する機能や、それらを踏まえた学生支援総体としての学生支援方針の設定、また、その方針に基づく各個別支援の連携・実行などが挙げられる。2023 年度から取り組みを開始した「学生支援業務改革プロジェクト」の中で、継続して検討を進めていくこととしたい。

第８章　教育研究等環境
１．現状分析

**評価項目①**
**教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。**
＜評価の視点＞
・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

＜教育研究等環境整備方針に基づく学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境の適切な整備＞

○キャンパス特色化を通じた価値創造への取り組み

本学の校地は、京都市北区にある「衣笠キャンパス」(KIC)、滋賀県草津市にある「びわこ・くさつキャンパス」(BKC)、大阪府茨木市にある「大阪いばらきキャンパス」(OIC)、および京都市中京区にある「朱雀キャンパス」等からなる。日常的なキャンパス整備の施策方針については、各キャンパスに将来構想検討委員会を置き、それぞれのキャンパスの特性や教学展開を活かしたキャンパスづくりを重視している。

「RU チャレンジ・デザイン」では、本学の理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえ、「研究力の向上と教育の高度化をつなぐ教育の展開」の重要な要素として、「各キャンパスの特色化を通じた価値創造」を位置づけている。そして次世代研究大学の創造を、新たな研究領域の開拓とともに、各キャンパスをそれぞれに個性を具えた研究と教育のノードの集積地として積極的に特色化を図ることで推進されるべきものとした上で、各キャンパスを各地域に根差し、街づくりの循環に接続する知的生産の拠点と位置づけた、基本的あり方を示している。

さらに、学生間の交流とともに、地方自治体や民間企業、社会的課題に取り組む NPO、生活と地域社会の安寧を守ろうとする自治会など、多様なアクターが物理的・心理的な距離を超え、多様な参画形態でキャンパスに集い、「混ざり合う場」を仕掛けることが次世代研究大学における学生支援の大きな役割と位置づけている。

こうした基本的認識に基づき、各キャンパスの特性に応じた地域との連携・交流を積極的に展開している。KIC においては、地域住民と本学学生・教職員が協力して農園運営を推進する「きぬがさ農園」をはじめ、キャンパス内に日常的に地域住民と大学関係者が協働できる場の整備を進めている。BKC においては「BKC ウェルカムデー」、また OIC においては「いばらき×立命館 DAY」や「Asia Week」をはじめ、地域住民やキャンパス立地地域の自治体・企業等に参加・協力をいただく形での企画を開催している。この様な視点は新たな施設およびキャンパス整備に反映されており、次項に述べる地域に根差したインキュベーション・産学融合拠点となる BKC の新棟（2025 年３月現在、建設中）や、社会のさまざまなステークホルダーが連携・挑戦し、社会共生価値を生み出す「TRY FIELD」となる OIC の新棟（H 棟）（2024 年度竣工）等に取り入れられている。

2015 年に策定した、中・長期的な総合的整備計画の指針としてのキャンパスマスタープランに基づき、「RU チャレンジ・デザイン」の基本的考え方も踏まえながら、計画的なキャ

ンパス整備を進めている。キャンパスマスタープランでは、時代の要請とともに変化する教育研究等の諸課題に対応し、多様性のある環境や自主的な学びの場の創出を進めている。「RU チャレンジ・デザイン」およびキャンパスマスタープランは、冊子または電子媒体を通じて教職員をはじめ、学内外の関係者に配布・共有している。また、R2030 に至る前の「学園ビジョン R2020」計画期間（2011～2020 年度）におけるキャンパス創造の概要についても「R2020 キャンパス整備報告書」を作成・発行し、具体的なキャンパス整備内容を紹介するとともに理念・政策を学内外に周知している（資料 8-1【ウェブ】）。

〇教育研究施設の新展開

BKC では、経済産業省「令和４年度地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備」採択を受け、新施設「グラスルーツ・イノベーションセンター（仮称）」（GIC）の整備を進めている（資料 8-2【ウェブ】）。総合知を活かした研究プロジェクトから生まれるシード期スタートアップ等の支援拠点及びオープンイノベーション拠点となり、多様な企業、滋賀県、草津市、滋賀医科大学、中小企業基盤整備機構、アドバイザリ等と連携し支援を実施する。またプロジェクトへのインターンシップや実践型 STEAM 教育等を検討しており、小学校から大学院までの一貫したイノベーション人材・創発性人材の育成を支える拠点となる。同時に文部科学省「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」にて、スポーツ健康科学、脳神経科学、情報科学、心理学等の学際融合による「身体圏研究」領域の創成が採択され、GIC と合わせて「立命館先端クロスバースイノベーションコモンズ（仮称）」（CVIC）の整備を行っている（資料 8-3-1【ウェブ】）。ここでの創出シーズについては GIC にて支援を実施する。これらにより、既設の BKC インキュベータも含め、研究・教育の高度化と、その成果の実装を通じて社会共生価値を創出する「次世代研究大学」の実現に向けた施設整備の新展開を進めている。さらに、文部科学省が公募する令和６年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」の採択を受け、この事業により、CVIC 等の新施設を活用したスポーツ健康科学を核とする新学術領域「身体圏」の創生に挑戦し、大学全体の研究力強化を推進する（資料 8-3-2【ウェブ】）。

OIC では、2024 年４月の映像学部・研究科、情報理工学部・研究科の移転・新展開を機に新たに整備した未来志向の新棟（H 棟）を軸に、社会のさまざまなステークホルダーをキャンパスに引き込み、学生・教職員とともに社会課題を解決していく、誰もが「挑戦できる場」である「TRY FIELD」を起点にした取り組みを行っている（資料 8-4）。この新たな展開は、「RU チャレンジ・デザイン」における次世代研究大学として、「研究と教育の拡大的再結合」「イノベーション・創発性人材の育成」を推進することを目指したものである。また、これらの新展開を含む大学全体の社会共創の推進・支援を行う「社会共創推進本部」を 2024 年４月に設置した（資料 8-5）。「TRY FIELD」は、研究・教育の高度化とその成果の社会実装を通じて、新たな社会共生価値を創出する次世代研究大学を実現するための実証実験の場として位置付けている。同時に正課・課外を横断し、理論と実践の往還による教育研究によって創発性人材を輩出するための、連続的で多様な学びの仕掛けを用意した。運用面においては、他キャンパスを含めた大学全体の学生・教員や地域社会、産学の多様な人材が集い、その活動を可視化することで、交流とネットワークを強化するとともに、学生の挑戦を後押しするための様々な企画を実施している。例えば、学生と企業・自治体が共に社会課題解決

に取り組むコミュニティの形成や、研究・教育活動を社会に「見せる・試せる」空間での社会との接点創出などを行っている（資料 7-47)。オープンイノベーション、スタートアップ人材を生み出す多彩な仕組みとして、Microsoft Base Ritsumeikan の設置や、Adobe creative campus の認定により、デジタル･クリエイティブスキルの涵養も重視している（資料 8-6,7)。今後、OIC での取り組みを踏まえて、KIC および BKC における取り組みを強化する。

〇施設の維持・管理と教育研究環境の整備

施設・設備等の維持および管理については、BELCA（公益社団法人ロングライフビル推進協会）が推奨する施設設備類更新時期と定期点検や過去の更新実績を総合的に勘案し、更新計画を策定・実施している。バリアフリー対策は、エレベーター、車椅子対応スロープ、車椅子対応多目的トイレ等すべてにおいて対応を順次進めている。また、外国人留学生のために、キャンパスサインはすべて日英二言語化し、エレベーターのアナウンスについても同様の対応を随時進めている。コロナ禍対応については、2021 年度までに教室等の換気設備の設置、教室・コモンズ等へのコンセント設置を完了している。R2030 に基づく施設整備進捗は、カーボンニュートラル推進のため、照明の LED 化、空調の更新を毎年順次実施している他、2022 年 11 月 1 日に環境省から「脱炭素先行地域」に選定された京都市と連携してグリーン人材を育成するとともに、その活動拠点となる大学キャンパス等の脱炭素転換に取り組むなど、2030 年カーボンニュートラル・キャンパス実現に向けて様々な取り組みを進めている（資料 8-8【ウェブ】,9【ウェブ】)。

KIC では、アカデメイア立命 21 リフレッシュ事業が竣工し、2023 年秋より開設している。

BKC ユニオンスクエアリニューアルについては、COVID-19 の影響で、2020 年２月以降、検討が中断していたが、2023 年３月の BKC 将来構想検討委員会において、2026 年の供用開始に向け、検討を再開している（資料 8-10)。

OIC 新展開施設（H 棟）については、国土交通省の令和３年度（第２回）サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 型）に採択されており（資料 8-11【ウェブ】)、ソーシャルコネクティッド・キャンパスの実現に向け、2024 年春に開設した。

その他、安心安全で快適なキャンパスづくりと学習環境の整備に順次取り組んでおり、2024 年度 KIC では、存心館と学生会館のトイレ改修、志学館の外壁改修に着手しており、BKC では、アクロスウイング２階から４階のトイレ改修、プリズムハウスの外壁改修を実施している。また、学生の一人ひとりが主体的で創造的な学びのスタイルを身に付けることができる環境整備として、各キャンパスの図書館にラーニングコモンズとして「ピア・ラーニングルーム」（呼称：ぴあら）を設置している（資料 8-12【ウェブ】)。

〇安全面への配慮

安全管理に関する事項は安全管理室にて取り組んでいる。教育・研究活動において、化学物質管理は非常に重要な課題である。本学では 2011 年に化学物質管理システム（RCRIS）を導入し、薬品、高圧ガスなどの日常的な管理に加えて、薬品棚卸し、消防法上の危険物の把握、各種行政手続き、安全巡視、化学物質リスクアセスメント、作業環境測定、特殊健康診断等にも活用している。特に、薬品の紛失等を防止するとともに、早期に発見するため、

RCRIS に登録されている薬品の在庫状況と現物を確認する薬品棚卸しに重点的に取り組んでいる。薬品棚卸し実施対象は RCRIS を設置している全研究室等である。

表 8-1 薬品棚卸し対象研究室および薬品数

| 年度 | 対象研究室数 | 対象薬品数 |
|---|---|---|
| 2019 | 133 | 25,242 |
| 2020 | 156 | 27,530 |
| 2021 | 148 | 30,533 |
| 2022 | 141 | 32,674 |
| 2023 | 147 | 35,260 |

毒物・劇物の管理に不十分な実態があったり、薬品使用時に使用量が RCRIS に未登録のために RCRIS 上の在庫と現物が一致しない等々、要改善事項を指摘したり薬品管理に関する研修会（ウェブ動画）や対面での説明会を開催することで年々薬品管理の状況は改善されている（資料 8-13～17)。これまでは事務局主導で各研究室の棚卸しを実施してきたが、2023 年度の結果をみると約８割の 123 研究室が自立的に薬品棚卸しをできるように改善され、残りの約２割（24 研究室）は事務局のサポートを必要としながらも薬品管理を行うことができるレベルになったと考えている。後者の 24 研究室に対しては 2024 年度春学期にも薬品棚卸しを実施し、改めて薬品管理の重要性、法令を遵守した取扱いについて周知を行った。

また、事故・ケガの防止も重要な課題であり、動画配信による安全講習会の受講徹底、「安全管理室 NEWS」や「緊急注意情報」の発信による注意喚起にも注力している（資料 8-13～17)。RCRIS、試薬、局所排気装置／作業環境測定・特殊健康診断、化学物質リスクアセスメント、実験系廃棄物・廃液、高圧ガス、液化窒素取扱いなどの各種講習会は、従来、対面方式で実施していたが、コロナ禍で対面での実施が困難になったため 2020 年６月からウェブ配信によるオンライン講習に切り替えた（資料 8-14)。開始当初は視聴・受講完了報告をウェブからダウンロードしメールに添付する形で受理していたが、2022 年２月からは受講終了後に自動的に視聴・受講完了報告ページに遷移して報告書を提出できるよう改良を図った（資料 8-15)。

○ネットワーク環境や ICT 機器等の整備

2020 年度から 2021 年度にかけてコロナ禍への対応として、メディア授業に対応するためのビデオ会議システム（Zoom）の導入（資料 8-18)、Zoom で利用できるウェブカメラやスピーカーフォン等の映像・音響機器の全教室への設置（大教室・中教室 107 室、小教室 457 室、情報教室 48 室）（資料 8-19)、教室で大人数が無線 LAN に接続するための多重接続性向上を目的としたアンテナ増設（約 600 台）（資料 8-20)、通信量増加に応じた学外接続回線の増強（資料 8-21）などを実施し、オンキャンパスとオンラインを柔軟に組み合わせた授業に対応可能な ICT 環境を整備している。また、「メディア授業」の高度化に向けた基盤整備として、2021 年度から 2022 年度にかけて簡易スタジオ、貸出し用撮影機材等を整備した（資料 8-22【ウェブ】)。これらの整備は第一義的にはコロナ禍への対応を目的としたものであ

ったが､｢学園ビジョン R2030｣の実現にとっても不可欠なインフラとして活用されている。

「学園ビジョン R2030」において、次世代研究大学の実現に向けて「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」が政策目標の１つとして掲げられており、ネットワーク・ICT 環境については教育・研究活動のインフラとしてそれらの変革に対応した整備を進める必要があることから、常任理事会の下に設置された情報基盤整備委員会において R2030 前半期（2021～2025 年度）情報基盤整備計画を策定し整備を進めている（資料 8-23)。

同整備計画に基づき現在までに情報教室・マルチメディアルームに設置されたパソコン約 4,200 台の最新化（2022 年４月利用開始）(資料 8-24)、教育・研究施設の無線 LAN アンテナ約 980 台の最新化（内 630 台 2023 年４月利用開始、内 350 台 2024 年 10 月運用開始）（資料 8-25,26）などを実施した。

これらの取り組みは 2023 年度大学評価委員会でも長所として取り上げられ､「オンキャンパスとオンラインを柔軟に組み合わせた授業を実現させるネットワーク・ICT 機器の徹底的な充実・整備には、今後の大学教育の在り方を変えていくような可能性を見いだせる。教育改善の試みとリンクさせつつ、さらなる努力を期待したい」と評価された。

映像学部・研究科、情報理工学部・研究科の OIC 移転に伴う新棟建設において、デジタルテクノロジーを活用した教育・研究活動を支える情報基盤として建屋内に 10Gbps の高速大容量ネットワークを整備し、最新の Wi-Fi 規格(Wi-Fi6/6E)に対応した無線 LAN アンテナ約 270 台を整備した(2024 年４月利用開始)(資料 8-27)。

ICT 環境の活用促進を図るために、ウェブサイト（RITSUMEIKAN IT サポートサイト）のコンテンツの充実化や必読情報の体系化に取り組んでいる（資料 8-28)。留学生や海外研究者への円滑な情報提供のために、ウェブサイトには自動翻訳機能を埋め込み多言語対応をしている。

○学生および教職員の情報倫理の確立を図るための取り組み

情報システムの運用管理および利用に関わる規程として､｢学校法人立命館情報システムの利用および運用管理に関わる基本規程｣｢学校法人立命館情報システム運用管理規程｣｢学校法人立命館情報システム利用規程」を制定している。また、2020 年１月に全学課題として情報セキュリティ対策に取り組む体制として、最高情報セキュリティ責任者（CISO)、最高情報セキュリティアドバイザー、立命館 CSIRT を設置した（資料 8-29)。

情報倫理・セキュリティに関して、メールや各種ポータルサイトでの注意喚起を随時実施している（資料 8-30【ウェブ】,31【ウェブ】)。さらに、学生・教職員が情報倫理・セキュリティを学ぶための冊子（インターネットサービス利用ガイドライン）を作成し、窓口やウェブサイト等で配布することで啓発活動を行っている（資料 8-32-1,8-32-2【ウェブ】)。

**評価項目②**
**図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。**
＜評価の視点＞
・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員

を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

＜図書館、学術情報サービス提供の体制整備、適切な機能＞

本学には現在、４つのキャンパスに７つの図書館が設置されており、収書基準に基づき教育や研究に必要な学術資料の収集に努めている。2023 年度末現在の大学全体の蔵書数は図書 3,484,101 冊、雑誌 64,486 タイトルとなっている（大学基礎データ表１）。

電子ジャーナルについても幅広い分野のタイトルを選定・収集しており、利用可能な電子ジャーナルは 65,304 タイトルとなっている（大学基礎データ表１）。特に Elsevier 社など大手６社とはパッケージ契約を締結しており、ほとんどの最新タイトルおよびバックナンバーが購読できる環境にある。さらに大手６社とは従来からの購読モデルではなく、Read & Publish モデルを締結し、大学全体での購読料と論文掲載料（APC）の総額を圧縮する取り組みを進めている。データベースは Web of Science などの二次情報、EBSCOhost などのアグリゲータ系電子ジャーナル、日経テレコン 21 などの新聞データベース、その他教育・研究に必要な各分野のデータベースを契約している（資料 8-33【ウェブ】）。

こういった学術情報へのアクセスは、学内ネットワークからはもちろん、VPN や学術認証フェデレーション（学認）等の接続により、自宅や外出先などから安全に利用することが可能となっている（資料 8-34【ウェブ】）。

また、本学に所属する教員や研究者によって創造された知的生産物を電子化し、機関リポジトリである「立命館学術成果リポジトリ」（資料 4-72【ウェブ】）に登録し、これらが検索、閲覧できるようにしている。2024 年７月現在の登録件数は紀要論文 15,011 件、学位論文 2,413 件など計 17,456 件となっている。

国内外の学術情報の相互提供システムの構築に関しては、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-CAT/ILL のほか、私立大学図書館協会や大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）等の加盟館として、国内外を問わず他大学・機関と様々な図書館間相互協力を推進している（資料 8-35【ウェブ】）。

学生および教員の利用のための体制として、各図書館には司書資格を有するレファレンス担当者を配置し、利用者に対応している。またレファレンス担当者は後述の各種図書館ガイダンスにも携わっている（資料 8-36【ウェブ】）。

図書館ガイダンスに関して、新入生を対象に各学部・研究科と連携して実施する「新入生図書館ガイダンス」は、2023 年度は全学部にあたる 16 学部と３研究科で実施し、受講した学生数は計 8,606 名となっている。その他、教員からの依頼や申し込みに応じて個別データベースの詳細な利用方法等を説明する「個別クラスガイダンス」を計 122 回、データベースを提供するベンダーから派遣された講師による「ベンダーガイダンス」を対面 1 回に加え、ライブ・録画での配信を行った（資料 8-37）。

図書館の施設環境に関しては、例えば KIC にある平井嘉一郎記念図書館の 2023 年度の開館日数は年間 340 日、開講期間中の開館時間は 8：30 から 22：00 までと、利用者の利便性を確保している。座席数は同図書館だけで 2,000 席、７館合計では 5,438 席となっている。また、入館者数は７館合計で 1,336,574 名と、2022 年度の 1,213,557 名と比較して 10.1%増加した。これは、2023 年度より、「新型コロナウイルス感染拡大に対する立命館大学の行動指針（BCP）」を解除したことに伴い、コロナ禍以前のライフスタイルが定着したことが要因と考えられる。

○コロナ禍対応

図書館ではコロナ禍の対応として、大学の BCP レベルに準じて図書館における BCP レベルを設定し、そのレベルに応じて各種の取り組みやサービスを実施した。具体的には資料の郵送貸出サービス、ウェブによるレファレンス、図書館ツアーの動画掲載、電子書籍の拡充や試読サービスの実施等を行った（資料 8-38,39）。

また、上記の取り組みに加えて、図書館入口にサーマルカメラを設置したほか、各閲覧座席へのアクリルパネルの設置、アルコール消毒液の設置、トイレドアの開放、座席の間引き、入退館ゲートへの滞留者数を制限できる機能の追加など、産業医の指示を踏まえた感染拡大防止対策を行って図書館施設や図書の利用ができる環境を整備した（資料 8-39）。

図書の郵送貸出サービスの 2020 年度の貸出者数は延べ 12,802 名、貸出冊数は 29,553 冊と、当年度の貸出冊数全体（275,071 冊）の 10.7%を占めるに至った。キャンパスへの入構禁止期間中だけでなく、年間通じて多くの利用があるなど、コロナ禍における基本的なサービスとして定着した（2020～2021 年度に実施）。また各種の図書館ガイダンスは、対面だけでなくオンラインによる開催、オンデマンド用の動画提供など、BCP レベルにあわせた多様な形式で実施した（資料 8-40）。

**評価項目③**
**研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。**
＜評価の視点＞
・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

＜研究活動に関わる支援・条件整備を通じた研究活動の促進＞

本学では多様性を活かし、分野、組織、年齢、時間、国境といった研究を取り巻く枠組みを超え、学内外を問わず研究に携わる様々な人たちが集い、互いを高め合うことのできる研究環境の整備を目指している。また、研究活動を通じて得られた知見や成果は教育に還元されていくことから、研究高度化が極めて重要な課題であり、その実現のために基盤的研究と政策的重点研究の両方を重視した施策を展開することの必要性について基本的な方向性を確認し、2006 年度からは研究高度化を推進するための中期計画を定めている。2021 年度には「立命館大学第４期研究高度化中期計画（2021～2025 年度）」を策定し、「新たな社会共生価値と創発性人材を生み出す次世代研究大学の実現」の基本目標の下に、３つの目標を掲げている（資料 3-12）。本学における教員の研究活動を支援する環境や条件の整備は、（1）研究費、（2）研究室などの施設、（3）研究時間・ダイバーシティへの対応、（4）若手研究者育成のための仕組みの整備、（5）オープンサイエンスに向けた環境整備など、大きく５つに区分できる。

○研究費

本学の教員に対して個人の日常的な研究を助成することにより本学の研究水準の維持向

上、研究の高度化に資することを目的として、個人研究資料費および研究旅費を一律に配付している。これに加えて、多様な基盤的研究や政策的重点研究を強化するために、学内公募による研究助成制度を運用している。また、若手研究者育成と研究活性化のために学内予算で雇用する若手研究者育成プログラムを運用している。研究成果の発信に関しては、研究成果国際発信制度、学術図書出版推進プログラムを運用している。さらに、2021 年度からは、ハイ・インパクトジャーナルへの投稿費用を支援する制度など新たに 10 のプログラムを開始した。「RU チャレンジ・デザイン」に掲げた次世代研究大学を実現するために、第４期研究高度化中期計画（資料 3-12）に定めた「中核研究者の育成」「社会実装の推進」「海外研究ネットワーク形成の支援強化」「博士後期課程学生への支援強化」の４つの目標に向けた取り組みを推進している。科研費の獲得状況においては、採択件数 26 位、採択金額 24 位（私立大学件数５位、金額４位）の水準を維持している（資料 8-41)。また、博士課程に在籍する大学院生で受託研究やプロジェクト研究等に従事する者を時給制のリサーチ・アシスタント（RA）として雇用できるよう、就業規則や任用規程、給与規程の整備を行っている。より優秀な学生の確保と育成に向けて制度の拡充を図る一方で、自身の学業・研究に支障をきたすことのないように週所定労働時間は 20 時間未満を上限とする基準を設定している（資料 8-42)。

表 8-2　2018・2023 年度学外資金の導入状況

| 年度 | 2018 | | 2023 | | 年度比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 種別 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | （金額） |
| 科学研究費補助金 | 621 | 139 千万円 | 755 | 150 千万円 | 7.9%増 |
| その他公的研究費 | 120 | 146 千万円 | 151 | 486 千万円 | 233%増 |
| 受託研究 | 308 | 43 千万円 | 199 | 26 千万円 | 39.5%減 |
| 共同研究 | 203 | 24 千万円 | 144 | 26 千万円 | 8.3%増 |
| 奨学寄附金等 | 108 | 9 千万円 | 94 | 11 千万円 | 22%増 |
| 民間財団等からの助成金 | 126 | 8 千万円 | 111 | 24 千万円 | 200%増 |
| 特許等収入 | 28 | 0.4 千万円 | 28 | 0.8 千万円 | 100%増 |
| その他 | 48 | 2 千万円 | 192 | 1.2 千万円 | 40%減 |
| 合計 | 1,562 | 373 千万円 | 1,674 | 725 千万円 | 94%増 |

○研究室などの施設整備

教員研究室は、各キャンパスにそれぞれ設けており、基本備品を設置している。また研究施設としては、超伝導シンクロトロン放射光発生装置を用いた最先端の“光”の研究を行う SR センター（放射光施設）や大規模集積回路（VLSI）の設計と関連分野の先端的な研究と次代の半導体産業を担う人材育成のための教育研究施設（VLSI センター）をはじめ、各キャンパスに研究者や研究所のためのスペースを確保している。

2024 年度には BKC に新しい実験動物飼養保管施設が竣工し、より機能・質・効率に優れた施設において動物実験の福祉と倫理に配慮した環境で教学・研究を展開していくことが期待される。

また、経済産業省令和４年度「地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備」（大学等向け）および文部科学省「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」に係る間接補助事業者に本学が採択され、BKC において２

つの新たな研究施設の設置を進めている（資料 8-43）。

〇研究時間の確保、ダイバーシティなどの環境整備

本学では、「研究専念制度（学外研究制度）」を設け、専任教員が学内外において研究に専念することを認め、研究活動のための旅費・滞在費・研究資料費を支援している。若手枠とワーク・ライフ・バランス枠を設定し、若手研究者支援やライフイベントの諸事情により学外研究が取得できなかった研究者に対しても積極的に支援を行っている（資料 8-44）。研究専念制度においては、科研費（基盤研究 S）等の大型外部資金による研究拠点・研究プロジェクトの代表者等や優れた研究実績をあげた研究者等に対して、授業時間数減免などにより研究時間を保障する制度を設けている（資料 8-45）。

本学の研究高度化を牽引するリーダーシップを有する中核研究者を育成するとともに、研究ネットワーク拡大強化の構想の下、個々の教員が起点となり、研究科を超えた連携や地域や企業との連携を通じて本大学の研究のアウトリーチ等を推進するため、RARA 構想を提起した。次世代研究大学の実現に向けて、研究業績を有し中核研究者・トップ研究者となることが期待される研究者として「RARA フェロー」、これに次ぐ研究者として「RARA アソシエイトフェロー」を、全体で 42 名を任命している。RARA フェローには研究環境整備を目的とした助成の一環として、担当講義を代替する研究者の雇用を認めるなど、研究時間の確保に留意した制度を設けた（資料 8-46）。

また、ダイバーシティ環境のいっそうの推進に向けて、文部科学省の「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」の選定を受けた（2020～2025 年度）（資料 8-47）。これまでも妊娠・育児・介護等のライフイベントで研究時間の確保が難しい研究者のために研究支援員を雇用するための「ライフイベントに伴う研究支援員制度」を設立し、運用を行ってきたが、2021 年度には「テニュアトラック助教プログラム」および「フューチャー准教授プログラム」が提起され、若手女性研究者のキャリアパスを中長期的な視点で組織的に支援する取り組みを開始している（資料 8-48,49）。

〇若手研究者育成のための仕組みの整備

優秀で意欲の高い後期課程学生に対し、キャリアパス支援のために生活費相当額および研究費を助成する「RARA 学生フェローシッププログラム（RARA×SPRING）」と、「RARA 学生フェローシップ次世代 AI 分野プログラム（RARA×BOOST）」から成る「RARA学生フェロープログラム」の制度を整備し、約 100 名の大学院生が支援を受けている。また、学生が本学教員の研究に参画する機会を設けるため、研究推進プログラムのうち、大学院生の参画や支援も認められるような制度を増やした。例えば、研究所重点研究プログラムではRA人件費も支出対象経費とし、大学院生の研究所等へのプロジェクト参画をしやすくするなど、改善を行った。また、博士号取得後の支援については、本学で学位を取得した者のキャリアパス支援として、若手研究者育成プログラムを継続的に実施しており、2023年度は新たに15名の雇用を開始した。さらに、日本学術振興会の新事業を活用した若手研究者の待遇改善・教育方針を決定し、海外研鑽の機会の提供や研究費の獲得に向けたセミナーの実施、キャリアパス構築のための教員向け FD プログラムの提供など 10 以上の支援メニューを用意し、支援を行った。

○オープンサイエンスに向けた環境整備

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和６年２月 16 日決定）が出されるなど、オープンサイエンスの実現に向けた取り組みが求められる。これに対応し、本学では情報公開基盤の確立に向け、立命館大学研究データポリシーおよび研究データの利活用に関する運用方針の策定を行い、機関として研究データの積極的な公開と、これを推進するためのデータの保存および公開基盤を、大学として整備・強化していくことを決定し、運用を開始した（資料 8-50)。また即時オープンアクセス化に向けては、論文購読料や Article Processing Charge（APC）の高騰が大きな課題となっている。そこで、前述のハイ・インパクトジャーナル投稿支援制度による支援に追加して、有力出版社との間で、論文購読に加えて OA 論文投稿料をセットで大学が一括契約し、大学が OA 論文の掲載費用を支援する転換契約（Read&Publish 契約）の締結を行った。この転換契約によりこれまで研究者が負担してきた OA 論文の APC 費用を大学が負担することで、更なる OA 論文の投稿支援環境の整備を進めた（資料 8-50,51,52【ウェブ】)。さらに、文部科学省がオープンアクセス環境を整備するための予算事業として公募した「オープンアクセス加速化事業」に、学術情報部と研究部が連携して申請し採択を受けた。本事業を活用しオープンアクセスに関わる支援を加速することに加え、本学の機関リポジトリ「R-Cube」の機能強化を行うことで研究成果の発信力の強化を進めていく。

その他、オープンアクセス（OA）の最新トレンドおよび粗悪学術誌（ハゲタカジャーナル）への対処についての特別セミナー（2023 年 11 月 22 日）の開催により、オープンアクセス推進の機運醸成を進めることや、Elsevier 社 Scopus データベースの導入など、オープンサイエンス推進環境の整備を行った。

これらの取り組みは、次世代研究大学を目指す第４期研究高度化中期計画において研究環境の充実に資する施策として明記されている。また、コロナ禍においては、研究活動を維持・継続するために、環境整備の一環として、各種申請手続きをオンライン化し、ワークフローシステム（SmartDB）を整備した（資料 8-53)。加えて、研究者に伝えたい情報を整理・統合し、研究者がより迅速に必要な情報を取得するためのプラットフォームを目指し、研究者ポータル（仮称）の構築実現に向けた検討を進めている（資料 8-54)。

＜研究倫理の遵守や研究活動の不正防止への取り組み＞

本学の研究活動は、「立命館大学研究倫理指針」（資料 8-55)、「学外交流倫理基準」（資料 8-56）および「立命館大学利益相反規程」（資料 8-57）などに基づいて推進している。

研究に関する不正行為防止については、文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿う形で、研究者自身の規律や研究機関、科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるように「立命館大学研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程」（資料 8-58）を定めて体制を整備している。

また、研究費の不正使用防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に沿う形で制定した「立命館大学における公的研究費の管理に関する規程」（資料 8-59）に基づき、毎年度、立命館大学公的研究費不正使用防止計画（資料 8-60）を策定し、計画および前年度の実施状況を公表している。2024 年度計画は、上記

計画ならびに文部科学省制定の評価チェックリストに対応した内容を基本フレームとしつつ、2023 年度の実施状況を踏まえた上で策定し、機関内の責任の明確化を図るとともに、モニタリング点検（証憑確認等）を実施している。

研究に関する不正行為防止の研修としては、2015 年度から 2020 年度までは本学で公的研究費に申請または受給する研究活動に携わる全ての教職員を対象に、日本学術振興会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』を精読したうえで、理解度チェックテストを受講し、報告書を提出することを義務付けてきた。2021 年度からは日本学術振興会が作成した e ラーニング（以下、eL-CoRE）を活用して、本学で研究活動に携わる教職員を対象として、少なくとも５年に 1 回の研究倫理の研修受講ならびに修了証の提出を必須としている。その上で、対象者の修了証書提出が 100%となるよう取り組みを進めている（資料 8-61）。一方、大学院生向けの教育・研修に関しては 2023 年度から研究部 RARA オフィスが主管事務局（それ以前は教学部大学院課が主管事務局であった）となり、全新入生を対象とした動画教材「研究倫理プレセミナー」の視聴、全大学院生を対象とした eL-CoRE の受講、動画教材「研究倫理共通セミナー」の視聴を進めている。また、毎年度、立命館大学研究倫理指針や不正行為防止、各種研究倫理に関する審査等を記載した『研究倫理ハンドブック』を作成し、すべての教員・研究者に配布している（資料 8-62）。

研究費の不正使用防止の研修として、2015 年度から 2019 年度までは公的研究費を受給・新規申請する研究者を対象に、本学独自に作成したコンプライアンス教育の動画教材の視聴・理解度チェックを実施の上、学長宛に誓約書を提出することを義務付けてきた。2020 年度には、過去５年間の取り組みや近年の研究不正の事例が動画作成時（2014 年）から変化していることを踏まえ、動画の内容を更新するとともに、５年度ごとの受講と誓約書の提出を新たに定め、運用している（資料 8-63）。受講・誓約書の提出は 100%を目指した取り組みとして進めており、2023 年度は 100%の提出を達成した。また、研究費の適正執行や具体的な予算執行方法について記載した『研究費執行ガイドブック』を毎年度作成し、全ての教員・研究者を対象に配布する等、適正執行に努めている（資料 8-64）。

さらに、立命館大学研究倫理指針の適正な運用を促進し、研究倫理に関する事項を審議、調査、検討する全学的組織として、2007 年度に「立命館大学研究倫理委員会」を設置し、年２回程度委員会を開催している。その下に研究分野ごとの倫理審査委員会を設け、各研究計画の実施・調整に関する審議を行うとともに、研究倫理委員会へ審査状況の報告を行っている（資料 8-65～69）。各倫理審査委員会は、2020 年度に始まったコロナ禍において大幅な入構制限・教育研究活動制限等を行ったことから、ウェブ会議システムでの委員会運営に移行した。ウェブ会議への移行により委員の出席率が向上し、滞りなく運営できている。

**評価項目④**
**教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**
＜評価の視点＞
・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜教育研究等環境に関わる状況についての定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組み＞

教育研究等の環境整備にあたっては、各キャンパスに将来構想検討委員会を置くとともに、各キャンパス環境を日常的に検討・点検する体制として、常務理事（企画担当）、キャンパス計画室長、キャンパス計画室副室長（不在の年度もあり）および事務局（総合企画部、財務部）で構成する打合せを有している。各キャンパス整備課題の進捗状況等について、事務局間の日常的な確認を含めた体制を整備している。

施設課題の評価システムの検討については、存心館改修工事後に作成した施設課題評価システムを 2019 年度竣工の清心館改修工事においても評価できるよう検討・修正し、2020 年度竣工の啓明館改修工事を実例に、より汎用性のある評価システムへの検討・修正を行った。引き続き、評価項目の追加や外部委託企業も含めた検討体制の構築を行い、評価システムの更新に向けた検討を進めている。また、施設予約ステム（TriR）を活用し、稼働率を評価に加えるよう調整中である。

環境負荷削減に関しては中長期目標を立てており、学長を委員長とした地球環境委員会において、エネルギーや一般廃棄物の削減に向けた取り組みや削減目標の達成状況について、点検・評価を行うとともに、「環境報告書」としてウェブサイトで公開している（資料 8-70【ウェブ】）。

また、大学全体の管理指標として北海道大学が開発した「サステイナブルキャンパス評価システム」を採用しており、2020 年度の得点率目標を 70%以上とし、2015 年度の 53.49%から 2016 年度 62.0%、2017 年度 70.5%、2018 年度 73.6%、2019 年度 73.6%、2020 年度 73.3%と目標をクリアしている。新たに 2030 年度にカーボンニュートラルを実現することを目標に掲げ、2019 年度の CO2 排出量を基準にして年度ごとに計測を始めた。2022 年度は 10.0%減となっていたものの、新棟の建設による施設規模の増加、電力の温室効果ガス排出係数の悪化、コロナ禍における換気設備の増強に伴う空調負荷の増大、新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行に伴う施設利用の活性化などの要因により、省エネ改修や創エネを推進しつつも、2023 年度は 0.7%増となっている。今後は電力の温室効果ガス排出係数が改善する見込みであり、さらなる省エネ改修・創エネを推進し、また、再エネ電力の購入等も行いながら目標達成を図る予定である。

「立命館大学理工系安全管理委員会規程」第２条（資料 8-71）、「立命館大学びわこ・くさつキャンパス化学物質等管理規程」第２条等（資料 8-72）に基づき、防火防災と安全管理、薬品・高圧ガス管理の観点から、BKC の実験室・研究室について 2011 年度の安全管理室発足以降、安全巡視を実施してきた。2019 年度までは安全管理室職員等が 1 年間に約 500 室中 150 室程度を巡視するにとどまっていたが、2020 年度からは年間 500 室を巡視すべく業務委託による巡視へと移行した。これにより、2020 年度・2021 年度・2022 年度は年間 500 室、その後、安全管理業務全体の優先度判断などの観点から 2023 年度・2024 年度は 300 室を巡視している。巡視の結果は研究室ごとに報告書を作成し、研究室の責任者（教員）に送付している。要改善項目のあった研究室については、改善後の報告を求めている。また、巡視結果は、各学部の安全管理担当副学部長の出席する理工系安全管理委員会において報告している（資料 8-13～17）。

コロナ禍における「2020 年度の授業支援（主にメディア授業）に関する総括について（2021

年５月 24 日教学委員会)」に基づき、2020 年度以降に実施した学生・教員アンケートから見えてくる課題や予防、各学部事務室等へのヒアリングにおいて出された意見等を踏まえ、「メディア授業」の高度化に向けた支援および整備について検討した(資料 8-22【ウェブ】)。

情報基盤整備計画の策定、計画の進捗の検証にあたっては常任理事会の下に情報基盤整備委員会を設置し審議を行っている（資料 8-73)。情報基盤整備委員会は、副総長（学術・情報担当）を委員長とし、大学全体の情報基盤整備を審議しうる構成となっている。また、近年クラウド環境の利活用が大きな課題となっていることから、情報基盤整備委員会の下にクラウド環境活用整備専門部会を設置している。専門部会は、専門知識を有する教員と事務職員で構成されており、部会長は情報基盤整備委員会の委員でもあるため、専門的な知見を踏まえた課題解決策の提起が可能な体制である。情報基盤に関わる利用者からの問合せは顧客問合せ管理用のクラウドサービスである Zendesk を用いて一元管理しており、情報基盤の改善・向上に向けた取り組みの参考としている。

情報基盤の点検・評価の結果から具体の改善・向上に取り組んだこととして、無線 LAN の利便性向上を目的に、従来は接続の都度利用者操作が必要であったところ、一度初期設定を行うことで以降は自動接続される新たな方式を導入し無線 LAN の活用促進を図った（資料 8-20)。ネットワーク環境において昨今 VR や IoT など多様なアプリケーションの利用要望があることから、従来型の通信制限方法を見直し、一定のセキュリティを担保しながら自由な通信が可能な環境へと改善することで、次世代研究大学に資する学生の学習環境、教員の教育研究環境の実現に取り組んでいる（資料 8-74)。情報セキュリティの観点では ICT 活用の拡大に伴う情報セキュリティリスク増大に鑑み多要素認証を導入し、2023 年３月に学生・教職員全員の必須化を完了し、安全性を向上させた（資料 8-73,75)。

図書館では、図書館に関する重要事項を審議するため、図書館長を委員長とし、各学部の副学部長等から構成される図書館委員会を設置している。図書館委員会は年５～６回開催し、図書館の資料予算や購入資料の選定・承認、その他の重要事項を審議している（資料 8-76【ウェブ】)。

また図書館運営の改善に資する情報を収集することを目的に、2015 年度から 2022 年度まで、学生・院生を対象に図書館利用者実態調査（アンケート）を実施してきた。この調査では、図書館の利用頻度や所蔵資料を利用する際に役立ったツールやサービス、図書館に期待するものなどを回答として得ているほか、「施設・環境」「蔵書」「図書館サービス」に関する満足度、その他自由記述の形で利用実態の把握に努めている。次回は 2025 年度に実施し、意見等を参考に利用者の満足度向上に繋げていく予定である。

過年度の点検・評価の結果などから、自由記述等に記載された意見や要望を参考に、コンセント付き閲覧席の増設、机・椅子など什器の更新、館内放送の変更、蔵書の充実などに取り組んできている。「施設・環境」「蔵書」「図書館サービス」に関する満足度は、2022 年度はいずれの項目も 2020・2021 年度調査結果を上回る 4.1 点以上（５点満点）と高い評価が得られており、継続した各種の環境改善等の取り組みが、利用者の満足度向上に寄与していると考えられる（資料 8-77)。

研究活動については、副学長（研究担当）を委員長とする研究委員会を設置しており、各学部・研究科・研究機構等の意見集約を行うとともに、研究政策の策定およびその実施・調整に関する事項や、研究施設設備の整備に関する事項等の審議や成果検証を行っている（資

料 8-78)。これに加えて、2009 年度より研究分野の自己点検・評価活動の柱として、「研究活性度総合指標」（TIRA）を定め、毎年度集約の上、活用を図ってきた。論文投稿数や外部資金の受け入れ状況等、経年での比較分析・他大学との比較・ベンチマークの設定等が行える定量分析可能な項目を研究評価の指標とすることにより、継続的な自己点検・評価活動を可能とし、研究高度化中期計画（個別の実施施策の効果検証含む）の検証に活用している（資料 8-79)。科研費および国の競争的資金などの学外研究費の獲得状況について、TIRA の集計結果をもとにすべての学部・研究科に対して研究実績のフィードバックを行うとともに、新たな研究支援プログラムの説明や現行制度の意見交換を行い、支援制度の充実に繋げている。この TIRA については、2022 年度から項目追加等の見直し含めた再設計を行い、次世代研究大学に資する効果性に鑑み、2023 年度、新たに立命館大学研究活性度総合指標（R-TIRA）としてリニューアルを行った（資料 8-80)。

また、「RU チャレンジ・デザイン」では QS 世界大学ランキングを次世代研究大学の実現を目指すうえでの KGI として定めており、外部の評価も指標に取り入れた点検・評価と改善・向上のサイクルの構築に努めている。2025 年度までに世界大学ランキング 300 位台を目指すこととしており、先に述べた次世代研究大学実現に向けた様々な施策の成果により、2020 年度の 801～1,000 位から 2024 年度 641～650 位へと大きく順位を上げている（資料 81～83)。THE インパクトランキングについても、2021 年度以降、総合評価 201-300 位を維持している。本ランキングは、SDGs（持続可能な開発目標）に対して、大学が研究や社会貢献活動を通していかに取り組んでいるのかを THE が毎年ランク付けするものであり、本学独自の取り組みが評価され、総合スコアは年々上昇している（資料 8-84～86)。

2023 年度の自己点検・評価における「英語話者を対象とした教育研究資源やサービスの拡充」に関する課題認識から、キャンパス・施設や支援環境の国際化対応について現状把握に努めてきた。とりわけ、2023 年度大学評価委員会で指摘を受けた「国際総合大学を目指すうえでの、研究活動支援環境のさらなる拡大・充実への期待」への対応は、自己評価委員会において課題や取り組みの進捗を共有しながら、キャンパスサインやウェブサイト等の２言語対応を通じた留学生、海外研究者の利便性向上に取り組んでいる。研究部では英訳専門スタッフを配置し、既存のものも含め、研究に関わるコンテンツの２言語対応を進めており、海外研究者受け入れサービス等の既存の制度についても、パンフレット掲載や研究委員会等の会議において詳しい制度説明を実施するなど周知を図っている。制度の拡充については第５期研究高度化中期計画において具体化を目指す（資料 8-87)。

教学面を含む研究支援以外の取り組みに関しても、SGU で目標として掲げていた国際寮の拡充（資料 4-34-1 p.9）や、７章に記載した BBP における各種異文化交流支援の継続的な実施等があげられるほか、新たに英語によるライティング支援の取り組みを進めている（資料 8-88)。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

### （１）長所・特色

充実した研究基盤として、「RUチャレンジ・デザイン」と第４期研究高度化中期計画に基づき、「学外研究制度」「個人研究費」など研究基盤となり裾野を拡げるための施策と、「R-GIRO研究プログラム」「アジア･日本研究推進プログラム」など重点的に支援する施策に大別して

予算を措置している。この予算措置によって、施策目標にあわせた研究推進プログラムが他大学にはあまり見られない規模で実施・充実化され、学外資金の獲得に寄与している（資料8-89)。

（２）問題点

現在本学には、学部・大学院において多くの国際学生が学んでおり、日本語能力を問わない英語基準の学生も増えている。また日本語を話さない海外研究者の訪問や一時滞在も増えている。そのため本学では、英語話者を対象とした教育研究資源やサービスの拡充と提供を進めてはいるものの、日本語に比べて利用できる資源やサービスが少ない状況にある。2023 年度大学評価委員会での指摘においても、とりわけ研究活動に対する支援環境の拡大・充実が期待されており、現在、自己評価委員会で課題と進捗を共有し、研究部を中心に改善に向けた取り組みを進めている（資料 8-87)。

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

これまで述べてきた内容を要約すると、本学の教育研究環境に関する主な特徴を以下の４点にまとめることができる。

・地域と社会の課題に取り組む教育研究環境の形成

本学では、「RU チャレンジ・デザイン」の下、研究力の向上と教育の高度化を目指しつつ、社会共生価値の創出に向けて、各キャンパスが、設置された地域に根ざした形での問題解決などに取り組んでいる。そのために各キャンパスは、地域社会と連携し、学生、地方自治体、民間企業、NPO などの多様な関係者との交流を通して、研究と教育の中心地としての役割を強化している。とりわけ、OIC ではソーシャルコネクティッド・キャンパスのコンセプト実現を目指し、「社会共創推進本部」の下、さまざまなステークホルダーとともに研究・教育の高度化とその成果の社会実装に向けて取り組んでいる。企業と学生・教職員が交わる拠点である Co-Creation Hub の設置をはじめ、ハード面・ソフト面の整備を通じた教育研究環境の形成に取り組んでいる。

・コロナ対策をきっかけとした教育研究 DX の推進

「学園ビジョン R2030」では、「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」を政策目標の一つに掲げており、そのビジョンの下で情報通信環境の整備を進めてきた。その中で、2020 年度から 2021 年度には、全教室におけるウェブ講義対応やネットワーク環境向上に取り組んだ。これらは主にコロナ禍対策として始められた取り組みであったが、結果的に「学園ビジョン R2030」の「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」という目標実現の加速化に貢献することとなった。図書館では、感染防止対策に加えて、資料の郵送貸出サービス、ウェブによるレファレンス、図書館ツアーの動画掲載、電子書籍の拡充や試読サービスを提供した。結果として、2021 年度で運用を停止した資料の郵送貸出サービス以外は、キャンパスへの入構禁止期間中だけでなく、コロナ禍が落ち着いた現在でも多くの利用があるなど、利用者の利便性を高める基本的なサービスとして定着した。

・カーボンニュートラル・キャンパスの実現

本学は、2030 年カーボンニュートラル・キャンパス実現に向け、照明の LED 化、空調の更新等を順次実施してきた。さらに OIC 新展開施設（H 棟）については、国土交通省の令和３年度（第２回）サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 型）に採択されており、ソーシャルコネクティッド・キャンパスの実現に向け、2024 年春より利用を開始している。

・次世代研究大学にむけた研究活動の支援

本学では多様性を活かし、分野、組織、年齢、時間、国境といった研究を取り巻く枠組みを超え、学内外を問わず研究に携わる様々な人たちが集い、互いを高め合うことのできる研究環境の整備を目指し、基盤的研究と政策的重点研究の両方を重視した施策を展開してきた。2021 年度には「立命館大学第４期研究高度化中期計画（2021～2025 年度）」を策定し、「新たな社会共生価値と創発性人材を生み出す次世代研究大学の実現」の基本目標の下、(1) 研究費、(2) 研究室などの施設、(3) 研究時間・ダイバーシティへの対応、(4) 若手研究者育成のための仕組みの整備、(5) オープンサイエンスに向けた環境整備などを進めてきている。今後、2023年度大学評価委員会で指摘を受けた「国際総合大学を目指すうえでの、研究活動支援環境のさらなる拡大・充実への期待」に応えるための発展方策として、現状取り組んでいる２言語対応の促進や海外研究者受け入れサービス等、既存制度（資料 8-89）の周知強化に加え、支援体制や制度の拡充等に関して、第５期研究高度化中期計画での具体化を目指す。

本学においては、「学園ビジョン R2030」を基盤として、上述した様々な取り組みを着実に進めてきたが、同時にこれらは、本学が持続的に取り組んでいくべき重要な課題でもある。特に、コロナ禍で進んだ教育研究 DX の流れは、ポストコロナ時代においてもさらに加速していくことが見込まれる。例えば、現在、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）、複合現実（MR）、あるいはメタバース関連技術が、社会活動全体に広がりつつあり、それらの教育研究への応用事例も蓄積されつつある。そのような中で、2024 年度の映像学部・研究科、情報理工学部・研究科の OIC 移転を契機に、ソーシャルコネクティッド・キャンパス展開の一環としてこれらの先進技術の利活用を進め、革新的な事例や成果を社会に発信し続けることで、本学が社会共生価値創出のハブとしての新たな役割を担っていくことが期待される。

第９章　社会連携・社会貢献
１．現状分析

**評価項目①**
**社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。**
＜評価の視点＞
・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

＜社会連携・社会貢献方針に基づく社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施＞
〇各キャンパスの特色を通じた価値創造

本学では、学園の理念である立命館憲章において、「立命館は、アジア太平洋地域に位置する日本の学園として、歴史を誠実に見つめ、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立する」「立命館は、教育・研究および文化・スポーツ活動を通じて信頼と連帯を育み、地域に根ざし、国際社会に開かれた学園づくりを進める」「立命館は、教職員と学生の参加、校友と父母の協力の下に、社会連携を強め、学園の発展に努める」と定めている。

また、「学園ビジョン R2030」において、「このような時代の中で　未来のあるべき姿を積極的に社会に提起していくとともに　柔軟に　粘り強く　変化に対応できる力を育み　多様な人々が集う学園の創造を通じて　社会に貢献します」と定めている。さらに、「学園ビジョン R2030」の政策目標においても、「未来社会を描くキャンパス創造」では、「キャンパスと地域社会の境界をなくし、豊かな教育研究資源を社会に開放し、魅力に満ちた未来の社会と地域文化の創造に貢献します」と定めており、「シームレスな学園展開」を推進していくにあたって、「産業界、自治体、NPOをはじめとする社会の様々な組織との多様な連携により、教育・研究と新たな展開を推進します」と定めている。これらは学園ウェブサイトでも掲載しており、広く社会に公開している。

「学園ビジョン R2030」の実現に向け中・長期計画「RU チャレンジ・デザイン」では、各キャンパスの特色化を通じた価値創造を定めており、その目標を実現するために各キャンパスや活動地域を主な拠点として、多様な社会連携活動を行っている。こうした取り組みは、地域や社会にあるニーズをベースに展開されており、SDGs などにも対応していることは特筆すべきことである。

KIC は、歴史的・文化的環境に恵まれ、人文科学ならびに社会科学系の学問・研究の場にふさわしいキャンパスであることから、従前より周辺の世界文化遺産をはじめとする多様なフィールドにおいて社会連携・文化活動に取り組んできている。

例えば、2020 年度よりキャンパス内に農園を整備し、キャンパス内の落葉を活用した腐葉土を使って、地域住民とともに農作物を栽培する取り組みを開始した。収穫したサツマイモや水菜、ほうれん草などは生協食堂にも提供し、所謂「地産地消」を実践することで、学生が食文化や食と農業について理解を深める機会を創出している。本活動は、2023 年２月「第 12 回毎日地球未来賞」において、準グランプリに相当する「第 12 回毎日地球未来賞クボタ賞」を受賞するなど、社会的にも高い評価を受けている（資料 9-1【ウェブ】）。他にも、2020 年度に公益財団法人京都市都市緑化協会から京都府の絶滅寸前種である「フジバカマ」

の新芽 50 株を譲り受けたことをきっかけに、2021 年度からはフジバカマを挿し芽で増やす取り組みを継続的に実施している。本取り組みは、教養教育科目に位置付け、学生の成長の機会になるとともに、近隣小学校をはじめとする地域や、本学と連携協定を締結している京福電気鉄道も参画するなど社会連携も柱に据えている。本取り組みは、毎年、新聞各紙にも取り上げられ、本学の社会的評価を高めることに寄与している（資料 9-2【ウェブ】,3)。

これらの取り組みは、「持続可能な世界」を実現するべく、SDGs 達成に向け、単に学生による活動だけにとどまらず、地域や企業等とパートナーシップを築きながら社会連携・社会貢献を進めてきており、本学の存在価値を高める活動であるといえる。

また、本学施設の活用としては、2023 年 11 月に開催された「2023 年京都モダン建築祭（主催：京都モダン建築祭実行委員会、共催：京都市)」に参加し、以学館・末川記念会館・旧堂本印象邸の３棟を公開した（資料 9-4,5)。本学にも全国各地から延べ 300 名近い見学者があり、松本記念ホール陪審法廷や以学館外壁（泰山タイル)、旧堂本印象邸の茶室・日本庭園など、建築物を通じて本学の歴史や魅力について幅広く知ってもらえる機会となった。加えて、イベントの運営にあたっては、サービスラーニングセンター「現代社会とボランティア」科目の受講学生 17 名が、準備段階も含めボランティアで参画し、貴重な学習機会となった（資料 9-6【ウェブ】)。2024 年 11 月に開催された第３回モダン建築祭においても、13 名の学生の参画を得て実施した。

BKC は、1994 年に開設され 2024 年は開設 30 周年記念の節目の年である。地域の皆様のお力添えによって開設することができた BKC では、「地域に開かれたキャンパス」を旨として教育、研究、社会貢献に取り組んできている。開設 30 周年を節目に、いっそう教育研究の充実・高度化と地域貢献の取り組みを進めている。

その一環として、BKC 周辺の小・中学校との教育連携を推進し、小・中学生がキャンパスを訪れ知的資源に触れる機会を創出している。中学生を対象としたものでは、2024 年度は「BKC キャンパス体験・SDGs 企画」として、草津市立の全中学校（６校）の 1 年生全員が BKC に来訪した。小学生と学生団体との交流企画である「リツクラ」や、小学校６年生を対象とする「薬学部スペシャル授業 in BKC」も実施している。また、キャンパスの最寄り駅で開催される市民祭りである「みなくさまつり」において、本を紹介するコミュニケーションゲーム「くさつビブリオバトル」を草津市教育委員会との連携で開催している。

また、市民参加型の大規模イベントを開催として、2022 年度よりクオリティ・オブ・ライフ(以下、QOL)を追究した「BKC ウェルカムデー びわこ・くさつ健幸フェスタ」を開催している。「大学や学部を超え、地域の方や学外の方が訪れることを想定した、学び・交流・生活の場」と掲げているキャンパスフロントゾーンにおいて、学生・地域住民・企業・行政・教職員が集い、多様なコンテンツを体験できるイベントであり、初年度の 2022 年度は約 5,000 名、2023 年度は約 13,000 名、2024 年度は 14,000 名を超える来場があった。2024 年度は BKC30 周年事業の一環として、BKC６学部による企画や研究部による体験企画等 133 団体 168 企画を実施し、BKC の持つ知的財産を地域社会に発信・還元する場となっている(資料 9-7)。

さらに、学生が SDGs の取り組みを積極的に行っている滋賀県内の企業を訪問し、講義、ワークショップ、施設見学、成果発表、社員との交流等を通して、企業の第一線における SDGs の実践について学ぶとともに、卒業後の進路やキャリアについて考えるきっかけとな

ることを目指す「ディスカバリープログラム in 近江八幡」を実施した（資料 9-8）。

OIC は、「地域・社会連携」「アジアのゲートウェイ」「都市共創」「地域・社会連携」をキャンパスコンセプトに掲げ、地域・社会と共同した多様な活動（教育、研究、学生活動、キャンパスづくり等）を推進しており、地域・社会の持つ課題の解決、新たな価値の創造により、地域・社会の発展に貢献すること、国際交流・異文化理解を促進することを目指し、取り組んでいる。その象徴的な取り組みとして、市民参加型の大規模イベントとして「いばらき×立命館 DAY」と「Asia Week」を開催している。2024 年度は「いばらき×立命館 DAY」では約 23,000 名、「Asia Week」では約 5,000 名が来場した。これらのイベントでは、学内（教員・学生）と学外団体（茨木市・企業等）との共同の取り組み、研究所・研究センターや学部・研究科の研究成果、課外自主活動などからの情報発信に加えて、国際交流や異文化理解の促進、学生の学びと成長の機会創出にも寄与している（資料 9-9,10）。また、キャンパスを開設した 2015 年から現在に至るまで、コミュニティ共創プロジェクトを継続して実施している。本プロジェクトは、市民・学生・教職員などが、様々な立場を超えてコミュニティを創り、新たな気づきや学びを得ることを目標とし、「育てる里山プロジェクト」「ガーデニングプロジェクト」「まちライブラリープロジェクト」の３つのプロジェクトにおいて、定例活動や公開講座などの取り組みを行い、市民や学生、教職員等が様々な立場や世代を超えて繋がる取り組みとなっている（資料 9-11）。

また、OIC では、ソーシャルコネクティッド・キャンパス構想の先駆けとして展開を進め、2023 年度には日本マイクロソフト株式会社と連携・協力に関する協議書を締結し、日本の大学として初めて OIC に MicroSoftBase を設置した（資料 9-12【ウェブ】）。また、アドビ株式会社とも Society5.0 時代における新たな価値創出を担う人材育成を目指す協定を締結した（資料 9-13【ウェブ】）。2024 年４月には、①政府・自治体、産業界、地域社会、世界の大学・研究機関との連携を強化し、新たな価値創出を推進すること、②大学を「社会課題発見・解決の場」、課題解決に向けた「実証実験の場」として社会に開く各種取り組みを実践すること、③従来組織やキャンパスの枠組みを超えた協働により各種取り組みの高度化を全学的に展開・強化することを目的とし、大学全体の社会共創の推進・支援を行う「社会共創推進本部」を設置した。さらに、2024 年前半期には、創発性人材の育成および未来の大学・キャンパス創造に資する取り組みとして、新たな共創パートナーを開拓するべく、カナデビア株式会社（旧：日立造船株式会社）およびボーネルンド株式会社と連携・協力に関する協定を締結した（資料 9-14,15）。また、企業・団体・自治体との協力体制構築を進め、新たな共創活動を推進するための共創・交流拠点・制度を整備する取り組みを推進している（資料 9-16）。

学生の課外自主活動による地域連携や社会貢献活動として、地域からの依頼を受けて、本学の課外自主活動団体が地域の祭りやイベント等に参加してきた。新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されたことを受けて地域のイベント等が各地で開催されるようになり、2023 年度は地域からの依頼数は 338 件（前年度の 2.5 倍）となり、コロナ禍前（2019 年度）に比べて 70％程度まで回復した。また、近隣の小学生を対象に、キャンパスにおいて学生たちが立案・運営する企画も実施している。BKC と OIC では、小学生を対象としたオンキャンパスの地域交流イベントとして「立命の家」を実施している。BKC では科学実験や

プログラミングなど理系の興味関心を喚起する企画が行われ、OIC ではクラブやサークル計８団体が日頃の活動で培った専門性やノウハウを活かした企画が行われるなど、各キャンパスの特性を活かしたイベントを実施した。「立命の家」には 2023 年度は BKC で 173 名、OIC で 150 名の小学生が参加した（資料 9-17）。

○国際連携・交流

国際協力事業の基本方針を、①国際貢献の使命に基づき、持続性と発展性のある国際協力事業の推進、②財政基盤を学納金におく私学として、外部資金に基づく持続可能な国際協力事業の構築、③国際協力事業を通じた教育研究の国際化、大学の国際連携へのシナジー効果の追求と定め、国際協力事業に邁進している。（資料 9-18）。

政府間合意に基づく教育機関への支援として、主にエジプト日本科学技術大学（以下、E-JUST）の支援を JICA から受託し、大学事務機能強化支援に取り組んでいる。2020・2021 年度はコロナ禍により、オンラインミーティングを通じて支援を継続した。2022 年度からは現地出張を再開し、E-JUST の自立化に向けて取り組んでいる。また、E-JUST 職員を対象とした留学関連業務の研修を、2021 年度はオンラインで５名参加、2022 年度は３名が来日する形で実施した。2023 年度は「E-JUST 中間管理職（および管理職候補）能力開発研修」を実施し５名が参加した。３私大・１企業を視察・訪問をするなど、本邦研修を行った（資料 9-19～23）。

外部組織からの受託事業としては、JICA や企業等との連携を図りながら取り組みを行っている。2019 年度から 2021 年度は、JICA 関西課題別研修「世界遺産の適切な管理を通じた観光振興」を受託し、計 46 名の研修員を受け入れてきた。2020・2021 年度は、オンラインでのオンデマンド講義配信やリアルタイム討議を実施し、コロナ禍でも継続して支援を行った。また、2022 年度は JICA 関西課題別研修「文化遺産および地域社会と共生する持続可能な観光開発」を受託し、エジプト４名、ヨルダン４名の研修員が来日し、３年ぶりに対面での研修を行った。2023 年度も同様の研修を実施し、８名（東ティモール、ブータン、エジプト、ヨルダン、エチオピア、ペルー、ジョージア）の研修員が参加した（資料 9-19～23）。

他国や産業界との連携・協働による人材育成事業として、コスモエネルギーグループとアラブ首長国連邦（UAE）との将来に亘る総合理解と協力関係構築の一助となることを目的としたアブダビ首長国王立科学技術系高等学校生の附属校受入を行っている。2024 年度は 19 名を受け入れ、サマースクールとして OIC 見学や英語基準コースを持つ学部との交流を実施した。サマースクールは、受入生徒の日本語学習継続のモチベーション維持だけでなく、本学にとっても国際理解を深める機会となっている（資料 9-19～23）。

＜大学の国際化、高等教育の国際化＞

大学の国際化促進フォーラム（以下、フォーラム）は、SGU 事業や大学の世界展開力強化事業等を通じて国際化を牽引する大学群の多様な実績の横展開・連携を強化し、高等教育の更なる国際通用性・競争力の強化を目指して令和３年に設置された。2023 年度で文科省の支援期間は終了したが、現在も 132 大学・機関が加盟し、18 大学の幹事校が 20 プロジェクトに取り組んでいる。フォーラムは、事業終了後も「海外における日本の高等教育に対する国際的な評価の向上を図り日本の大学全体として国際化を推進」することをミッションとし、教育未来創造会議第２次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（J-

MIRAI)」を踏まえ、留学生の派遣・受入の推進や教育の国際化等に取り組む団体として自走化を目指して議論を進めている。本学は事務局幹事校として、フォーラムの運営、自走化に向けた中心的な役割を果たしている。

＜海外事務所を中心とした国際社会貢献＞

現在、本学の海外拠点として７つの海外事務所を設置している（資料 9-24【ウェブ】）。それぞれの海外事務所では、現地での社会貢献、高等教育への貢献を独自に進めており、以下は一例として、英国事務所の実績である。

・在英日本国大使館にて、過去３回、日・英大学シンポジウムを本学単独主催
・毎年 11 月に英国の高校生向け日本紹介イベント The Sixth Form Japan Day を日英友好協会 The Japan Society of the U.K.と共催し、120 名前後の高校生が英国各地より参加、本学教員によるレクチャー・ワークショップ、大学紹介を実施
・時事通信社が主催する会員制「トップセミナー」（年間 10 回）へ本学教員を中心に複数のスピーカーを派遣・紹介（参加者は主に在英日系企業トップの方々。在米や在アジア企業の会員にも動画配信）

＜国際社会への貢献＞

2022 年２月 24 日に端を発するロシアによるウクライナ侵攻を受けて、同年２月 28 日に仲谷善雄総長による「反戦」「国際社会の協力による早期解決」「被災者支援」への思いの込もったメッセージを学園ウェブサイトにて発信するとともに、以下の５項目にわたる支援活動に取り組んでいる（資料 9-25,9-26-1【ウェブ】,9-26-2【ウェブ】）。

（１）ウクライナの方々を支援する募金活動

2022 年３月 18 日からウェブサイト上でウクライナの方々を支援する募金を呼びかけ、集まったお金を UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）へ送金し、ウクライナの避難民への救援活動に活用していただいている。

（２）現地の大学との協力協定の締結

2022年７月20日にウクライナのボリス・グリンチェンコ記念キーウ市立大学と協力協定を締結し、①教員の交流、②学生の交流、③共同の研究プロジェクト、④共同研究会、⑤共同の文化活動などに取り組んでいくこととした。

（３）留学生の受入れ

本学では、KICで４名（非正規生）、BKCで１名（正規生）を受け入れた。受け入れに際しては、校友の分林保弘氏（株式会社日本M&Aセンター取締役会長・創業者）から日本への渡航費や日本滞在期間中の生活費の支援をはじめ、多大なるご支援をいただいた。

（４）学生の取り組み

学生が、各々自分たちでできる支援を考え、実行した。①の取り組みについては校友からのご厚志を受けて実現した。

①体育会相撲部がウクライナ代表チームと合同稽古を実施
②ウクライナからの留学生が甲子園で始球式を実施
③ミサンガづくりによるウクライナ支援チャリティー企画を実施
④ウクライナに冬服・防寒具を届ける支援企画を実施

＜教育研究成果の適切な社会還元＞

〇地域への教育研究成果の還元・連携

研究活動では、大学で創出された研究成果を積極的に発信し、社会の課題解決に貢献するという方針に基づき、本学の研究成果や保有する知的財産に関する情報を、様々な機会を通じて学外へ提供してきた。また、研究の背景・目的、成果の内容、応用例をまとめた「立命館大学研究シーズ集」を毎年度作成し、企業、官公庁、産学連携支援機関などに提供している。また、専門外の方にも本学の研究活動を広く紹介し、研究成果の社会還元の促進を目的として、研究活動報（RADIANT）を年３回発行し、地域の自治体にも提供している（資料 9-27【ウェブ】）。

社会実装を促す取り組みについては、オープン・イノベーションを推進するため、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、産総研）と連携した「産総研融合シーズ・スプラウトプログラム」を運用した。本プログラムは、産総研と本学の両組織からの研究ファンド措置により、融合シーズのブラッシュアップと民間企業への研究訴求力の向上をめざし、2020 年度の試行期間を経て 2021 年度より実施されている。2021 年度は７件、2022 年度は 15 件、2023 年度は 11 件、2024 年度は 10 件のプロジェクトを採択した（資料 9-28～37）。

また、地域の課題解決に取り組む草の根型の研究プロジェクト「グラスルーツイノベーションプログラム」を 2021 年度より新たに開始した。人文社会や自然科学といった研究分野を問わず、本学の研究成果を利用した地域での実証実験や地域課題の発見・抽出のためのワークショップ・調査等により「総合知・実践知」の蓄積に資する活動を広く支援の対象としている。ここで取り組んだ研究から事業化に結び付いた取り組みも生まれている（資料 9-38～43）。本プログラムの研究成果については、草津市共催の下、地域社会とともに Well-being を体感できるイベントとして開催した「2024 年度 BKC ウェルカムデー」（11 月 10 日開催）において体験・展示スペースを設け、地域社会に広く発信・還元した。

研究分野における地域との連携事例としては、滋賀県、滋賀医科大学および龍谷大学との連携・協力の推進に関する基本協定書の締結が挙げられる。びわこ文化公園都市は、一つの地域内に多くの研究者や学生、スポーツ施設や文化施設、自然環境があることから研究拠点やその実証フィールドとして高いポテンシャルを有しており、それらの資源を基盤に、2022 年６月に本学および上記２大学と滋賀県の４者にて同公園都市の活性化に関する連携協力の協定を締結した。身体・精神の健康状態の可視化に関する研究を推進することで、地域における健康寿命の延伸や Well-being の実現を目指している（資料 9-44）。

サービスラーニングセンターが開講するサービスラーニング科目の一つである「シチズンシップ・スタディーズ」は、NPO や住民組織、自治体等、地域社会で行われる事業に参加し運営を支えることを通じて、そこに携わる人々の役割や責務を体験的に学ぶ科目である。授業外学習として 15 時間以上のボランティア活動を組み込んでいるという特徴があり、地域において学生の学びの場を創出する授業となっている（資料 9-45,46）。

「漢字」を切り口とした社会貢献・連携活動である白川静記念東洋文字文化研究所（以下、白川研）（資料 9-47【ウェブ】）の文化事業は、漢文学・東洋学の権威である白川静を生んだ立命館こそがなしえる、他に類を見ない事業である。体験型漢字講座「漢字探検隊」は、これまでに全国 20 都道府県で開催しており、オンライン形式も含め 238 回の講座を開催してきた。のべ参加者数は 13,000 名に上る。2022 年度は感染症対策を講じたうえで、ハイブリ

ッド（対面とオンラインの併用）による開催などに取り組んだ。また、「漢字教育士」養成講座事業は、(公財) 日本漢字能力検定協会などとの連携により 2011 年度に開始し、2024 年 11 月末時点で全都道府県および海外６ヵ国に 1,090 名の漢字教育士が誕生しており、漢字文化の伝播を目的とした活動を行っている。漢字教育士の有志により制作した漢字成り立ちの歌「おしえて 漢字くん！」は、動画投稿サイト YouTube にて 2023 年 11 月から公開し、約 1 年間で 3,500 回以上再生されている（資料 9-48,49【ウェブ】）。また、OIC での「Asia Week 2023」や京滋地区の附属中高３校および小学校で「白川静」巡回展示を開催した。その他、産経新聞社との共催事業「創作漢字コンテスト」を継続的に開催しており、また、白川静生誕地である福井県をはじめ、姫路市や兵庫県多可町、西宮市など、自治体と連携した事業にも取り組んでいる（資料 9-50,51【ウェブ】,52【ウェブ】）。

国際平和ミュージアムの機能の一つとして、平和教育研究センターを設置し、平和創造に寄与する教育・研究活動を展開している。同センターを中心に、様々なテーマの下、オンライン、対面でのワークショップ、講演会、セミナーなどを開催してきた。本学在学生、一般市民が数多く参加し、平和への想い、考察を深めていただいている（資料 9-53）。また、同センターが主管となり、平和研究に関わる紀要（論文集）を毎年度発刊している（資料 9-54）。

〇社会人教育の展開

立命館アカデミックセンター（ACR）は、2015 年４月に「学齢期以外のすべての方を対象とした学びの拠点」として開設された。コロナ禍の 2020 年度からは対面講座を休止し、新たに「立命館オンラインセミナー」を開始した。この取り組みは、ACRが立命館での学びを初めて体験する「立命館のタッチポイント」の機能を持ち、R2030 の目標である「学齢期だけでなく、人生の長きにわたり、学び続けることができる『場』を提供していく」ことの実現を目指すうえで、本学の存在意義を高めることの一助になっている。2021 年度からは、「R2030 第６部会社会人教育具体化検討委員会」（以下、第６部会）の議論を踏まえ、幅広い層への「社会開放型『教養』講座を展開するNon-Degree の一拠点として位置づけ、立命館の有する多様な学びの発信を目的に、各種講義を展開してきている。また、第６部会の「審議まとめ」を踏まえ、①「社会人が学びやすい仕組みとしてオンライン（オンデマンド含む）を全面展開し、そのうち、無料講義を拡充し受講生の拡大を図る」、②「学内諸機関、企業及び校友との積極的な連携を図る」、③R2030 にある「『社会人教育研究総合プラットフォーム 立命館オープン・ユニバーシティ（仮称）』のコンセプトに基づいたウェブサイトの構築および学習支援の前提となるデータベースを整備する」、という３つの基本方針の下、事業を推進している。2023 年度は申込者数 58,157 名（JMOOC 7,716 名含む）で、過去最多であった。特に立命館オンラインセミナーは申込者が初めて５万人を超え、無料講義は定員 1,000 名を超える講義が16 あり、広く定着したと言える。開講講座数は 146 講座（うち新規は 87 講座）であった。従来のウェビナーに加え、過去の人気コンテンツの再配信、他機関との連携講座などを行った結果、開講講座数は前年度の約 1.5 倍（2022 年度95講座）であった。新規制作コンテンツ数は 67、2020 年度からの累計は 287 となった（資料 9-55）。

KIC で展開している「立命館土曜講座」は、戦後の1946 年から70 年以上続けられている。大学の講義を広く市民に開放し、様々な研究内容をテーマに掲げることで「開かれたアカデ

ミズム」を実践的に追求してきた。2024 年度８月で通算開講数 3,410 回目を迎えている（資料 9-56【ウェブ】）。

BKC では、開学以来、草津市と草津市教育委員会との共催の「立命館びわこ講座」、2015 年度より滋賀県との包括協定による「『びわ湖の日』連続講座」を毎年開講している。これらは、大学の知的資源・研究成果等を地域の生涯学習支援に活かすことを目的に、身近な近江や草津の文化・歴史または琵琶湖などをテーマとした取り組みである（資料 9-57）。

国際平和ミュージアムでは、平和を脅かす世の中の様々な課題について考察を深めるべく、学内外へ向けたセミナーを開催してきた。近年では、2023 年 10 月に勃発したパレスチナとイスラエル間での武力衝突を踏まえ、当地での出来事を正確に理解するための緊急 Web セミナーを開催した（資料 9-58）。

「明日の京都 文化遺産プラットフォーム」は、2010 年 10 月に発足した任意団体であり、研究者・京都府・京都市・宇治市・京都仏教会・京都府神社庁・企業・団体等によって構成され、学校法人立命館総務部社会連携課が事務局を担っている。団体理念として、千年前に想いを馳せ、百年後に思いを巡らせながら、京都の文化遺産を守り育み、創造することを掲げている。主な活動は、文化遺産の持続可能な在り方についての調査・研究や提言、文化遺産を自然災害から守るための施策の具体化の検討や歴史都市の将来の課題を解決へと導く若人の育成等が中心で、京都の文化遺産に関する民間によるシンクタンクのような役割を果たしている。団体発足当初は 10 名程度の構成員によってスタートしたが、現在では産官学民の計 52 名が所属する委員会に発展し、活発な議論や意見交換・人的交流が行われる団体に成長している（延べ 120 名在籍）。

**評価項目②**
**社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**
＜評価の視点＞
・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜社会連携・社会貢献活動状況についての定期的な点検・評価＞

本学では自己評価委員会の下、毎年度自己点検・評価を実施しており、社会連携に関わる部課の活動が毎年度報告され、点検・評価を行っている（資料 2-6）。

地域向けの大型イベントにおいては、地域イベントや公開講座の開催時に市民アンケートを実施している。アンケート項目には、イベントの内容に関したものだけでなく、大学・キャンパスへの意見・要望も記載してもらい、イベント開催ならびに大学・キャンパス運営の改善に向けた取り組みの参考にしている（資料 9-7,9,10）。

研究部では 2016 年度以降、５カ年ごとに産学官地連携や社会連携の取り組みを含む中期計画（研究高度化中期計画）を策定し、当該計画に基づく部の運営を行っている。中期計画策定時には、実施した取り組みの評価・検証を行うなど組織的に部全体の取り組みを総括し、点検・評価したうえで、次期計画に反映できるサイクルを整えている。例えば第４期研究高度化中期計画の策定時には、効果的な取り組みに繋げるために、第３期研究高度化中期計画

の中間評価および外部評価を実施した（資料 9-59）。なお、「産総研融合シーズ・スプラウトプログラム」や「グラスルーツイノベーションプログラム」をはじめとする各種プログラムについて、公募開始時に研究部会議および研究委員会での確認を経ることとしており、前年度の評価を次年度の制度に反映する仕組みを整えている。

社会連携・社会貢献活動に関する点検・評価は、年度ごとの教育プログラムに関する点検・評価である「教学総括・次年度計画概要」においても行われている（資料 4-17-1）。これらと並行して、サービスラーニングセンターが開講している正課科目「シチズンシップ・スタディーズ」では、評価指標の策定および運営支援・支援に関するアドバイザーの委嘱を継続的に行うことで、適切な評価指標を用いた点検を行っている（資料 9-60）。あわせて、「シチズンシップ・スタディーズ」の受入団体（NPO や住民組織、自治体等）との振り返りを活動報告会時に行っており、次年度の授業計画に反映させている（資料 9-61）。

国際平和ミュージアムの年間活動の総括と次年度の活動計画を、ミュージアムに関する機関会議で審議し、評価を行っている。ミュージアムの重要なミッションの一つは、本学園構成員および一般市民への平和考察の場と機会の提供であり、これに関わる具体的な取り組みをどれだけ実施出来たかを検証している（資料 9-62）。

＜点検・評価に基づく改善・向上に向けた取り組み＞

研究部では、「RU チャレンジ・デザイン」において掲げられた目標を踏まえて「新たな社会共生価値と創発性人材を生み出す次世代研究大学の実現」を基本目標とし、第３期研究高度化中期計画（2016～2020 年度）までの外部評価を踏まえ、第４期研究高度化中期計画（2021～2025 年度）を策定した。この基本目標を達成するため、３点の目標を立て、特に社会連携・社会貢献に関わっては「特色ある学際共創研究と社会実装の推進により、社会・人類的課題の解決に貢献し、『総合知』を創出・活用する大学」となる大学像を確認し、地域社会の課題解決を産学官地連携や社会実装等により進めている（資料 9-29）。

時の流れとともに東日本大震災の被災地支援の形態が変化する中で、災害復興支援室は 2021 年３月にこれまでの 10 年の取り組みの総括を行った。この総括を踏まえた活動方針として「福島県、岩手県大船渡市等連携拠点（パートナー）との関係の深化」が挙げられる。特に、帰還困難区域をはじめ復興が進んでいない地域を抱える福島県とは、包括協定に基づき、課外の活動として 2017 年から被災地支援に取り組んでいる「チャレンジ、ふくしま塾。」などの活動を展開している。コロナ禍が収まった 2022 年度以降は、学生が原発被災地域を中心として、イベントの運営やまちづくり活動に参加し、被災地と協働していく形での取り組みを行っている（資料 9-63）。また、2024 年 1 月 1 日に発生した「令和６年能登半島地震」を受け、学園は関係者（学生・院生・生徒・児童・教職員・校友等）の安否・被災状況の確認、支援制度・相談窓口の案内、授業・定期試験への配慮、復興+R 基金への寄付募集のお願い等、発災直後から対応策を協議し、実施している。

京都市北西部地域の活性化を目的に 2004 年に設立された京都歴史回廊協議会は、寺社と大学が連携し、次世代へと発展させながら歴史・文化を伝承していく活動を展開している。2021 年度には仁和寺と北野天満宮の協力の下、両寺社でガイド活動を行う「学生ボランティアガイド」育成研修を実施した。以降、７名の学生がガイド活動を行っているが、全員が 2024 年度で卒業予定であるため、持続的な活動のための組織的強化が課題となっていた。

2023 年度後半期より新たな学生ガイドの募集に注力した結果、2023 年度末時点で新たに両寺社での研修を受講した 17 名が活動を行っている。本活動を持続させる基盤となるガイド学生の確保に今後も継続的に取り組む（資料 9-64,65【ウェブ】）。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

（１）長所・特色

立命館憲章や「学園ビジョン R2030」で掲げられている社会・地域連携方針に関連する方向性の下、学部・研究科、研究所・研究センター、そして社会連携課を含むさまざまな学内の組織が、それぞれ目標と方針を定め、自律分散的あるいは互いに連携し合いながら社会・地域連携活動を推進しているのが、本学の社会・地域連携の大きな特徴・長所といえる。

・キャンパスごとの特色ある活動展開

本学は学部生が在籍する３つのキャンパスを有するが、それぞれのキャンパスが目標と方針を定め、お互いに連携し合いながら社会・地域連携活動を推進している。

KIC では、歴史的・文化的環境を活かし、京都歴史回廊協議会、白川研の文化事業、「明日の京都 文化遺産プラットフォーム」などの特徴的な事業において、継続的な関係構築や活動の発展的継続性をはかりながら、学外機関や地域社会との連携活動に取り組んでいる。

BKC では、QOL やウェルフェア向上の社会デザインを志向する取り組みをキャンパス全体で推進し、新展開を図っている。理系や「スポーツ・健康」「食」といったキャンパスの特性から、「健康長寿国としての食や健康に関連する研究・教育を地域に還元し、環びわこ地域との共生、健康で豊かな生活創造への貢献」など、地域に開かれた大学として展開している（資料9-57）。

OIC では、都市型の立地を活かし、産業界や行政機関などとの一層の連携による教学展開を進めるとともに、本学園の社会連携のフロントライン・共創・交流拠点としての機能を整備し、学生のさらなる成長を目指している。キャンパスコンセプトの下、学部・研究科の特徴やキャンパスの特性を活かしたキャンパス創造・教学展開を進めており（資料 9-9,10）、コミュニティ共創プロジェクトにおいては、活動を通じて、地域住民、学生、教職員などの様々な立場、世代の人々が大学のキャンパス創造に参画し、「大学を拠点とした地域のコミュニティづくり」に大きく寄与できた（資料 9-11）。また、ソーシャルコネクティッド・キャンパス構想の実現に向けて、社会共創推進本部の設置や企業・団体・自治体との連携・協力体制の構築を行い、新たな共創活動を推進している（資料 9-12～16）。

上記以外の特色ある取り組みとして、地域と連携した各キャンパスでの防災活動が挙げられる。具体的には、KIC では地域で防災・防犯活動を行う課外自主活動団体（立命館 FAST）の支援ならびに部員確保に取り組むとともに、総合防災訓練において近隣２町内から 20 数名の避難者を体育館に受け入れ、自衛消防隊本部隊と避難者数の報告のやり取りを行うなど大学と地域と連携し、より実践的な防災活動を行っている（資料 9-66,67）。

BKC では滋賀県と連携した防災リーダー養成講座、滋賀県危機管理センターでの防災カフェ開催などが行われており、キャンパス内のみならず、地域全体としての防災という視点から活動を展開しているという点で、本学ならではの社会貢献の取り組みであると言える（資料 9-68【ウェブ】,69【ウェブ】）。

・教育・研究活動を通じた全学的な社会・地域連携活動の推進

本学は各キャンパスだけでなく教育・研究活動を通じて全学的に社会・地域連携活動を展開しており、それぞれの部署が目標と方針を定め、お互いに連携し合いながら社会・地域連携活動を推進している。

研究部門においては、産学連携による共同研究・受託研究の導入拡大を目標に置き、民間企業からの受託研究実施件数では、2018年度から2023年度にかけて企業や民間財団からの外部資金の伸び率が順調に増えている（資料3-15）。2022年度の受入額は約1億8,000万円となり、社会課題を捉えニーズに即した産学官連携に取り組んでいる。引き続き共同研究・受託研究のさらなる拡大を目指す。また、研究者が組織を超えて活躍し、産学連携のさらなる発展を目的とするクロスアポイントメント制度では、2023年度は企業に３名、大学・研究機関に５名を送り出し、大学・研究機関から1名を受け入れた（資料9-70）。なおクロスアポイント先企業との共同研究実施にも繋がっている。本制度の利用者は増加傾向にあり、2023年12月には適用対象となる雇用種別を雇用期間に定めのない大学教員に加え、有期雇用教員のうち、特別招聘研究教員および研究教員まで拡大した。これにより2024年度から新たに1名の研究教員が本制度を利用している。

「サービスラーニング」は、大学と現場での学びの融合を目指すものであり、他者の支援を通した学びや現場（フィールド）での学びを重視する点に特長がある。社会連携・社会貢献に関する教育実践をサービスラーニングセンターが統括している点も本学の長所であり、正課科目のみならず、正課外プログラムなどを含めて総合的に展開している点も特色である（資料9-45,71【ウェブ】,72～74）。

1992年に開館した国際平和ミュージアムは、大学が運営する平和博物館として世界的にも類を見ないものであり、その特色を活かしながら、次代を担う本学園構成員、また社会市民への平和教育・研究の機会提供に貢献してきた。また、第２期のリニューアルを終え2023年９月に再開館した。時代考証の幅も、1840年のアヘン戦争から2021年のミャンマークーデターまで幅広く設定し、紛争のみにとどまらず、平和を脅かす様々な事象（要因）を取り上げている（資料9-75【ウェブ】）。

東日本大震災から13年が経過したが、大学として災害復興支援室による被災地の支援を続けている。特に、包括協定を締結している福島県は帰還困難地域を今でも抱えており、復興に手が付けられていない地域も存在している。福島県とともにこの地域の復興活動を行っていることは、本学の地域連携の特徴の一つと言える（資料9-63）。

「明日の京都 文化遺産プラットフォーム」は、これまでに取り組んできた教育・人材育成事業において、累計約4,000名の児童・生徒・学生が企画への参加・参画しており、一般公開事業は累計約45回の企画を開催し、約22,000名の参加があった。教育・人材育成事業の受講学生のなかには、授業での体験を通じて京都に貢献していきたいという強い意志を抱き、卒業後に京都市役所に就職した学生もおり、様々な関係者がそれぞれのかたちで京都に貢献する、思いを寄せるといったことが目に見えるものになってきたことはこれまでの成果だといえる（資料9-76【ウェブ】）。

（２）問題点

特になし。

## ３．改善・発展方策と全体のまとめ

改善・発展方策としては、これまでの記載内容を踏まえ、以下５点を挙げることとする。

・ポストコロナ時代のサービスラーニングの新展開

ポストコロナ時代のサービスラーニングにおいては、コロナ禍でのオンラインによるプログラム展開の実績や経験を活かしつつ、対面とオンラインでの参加者の経験差を考慮した適切な支援を行うことで、体験学習による学習効果が高まるよう、教職協働による企画立案はもとより、学生のピア・サポーター（本学サービスラーニングセンターの学生コーディネーター等）の運営参画による改善・向上を図っていかなくてはならない。また、コロナ禍による海外渡航制限を受け、数年に渡り海外スタディ等の中止やオンラインでの実施、国内フィールドワークへの変更となっていた国際サービスラーニングについても、コロナ禍での経験を踏まえつつ新たな展開を検討する（資料 9-60）。

・社会連携を支える財政基盤の構築

小・中連携事業においては、財政の厳しさから予算面が課題となるケースが多い。草津市においては 2023 年度から草津市教育委員会による予算化によって連携企画を実施できることとなったが、草津市以外については、今後も予算面が課題となる。また、連携先が増えると、大学側の体制面の課題も出てくることが考えられるため、限られた予算の中での効率的な外部業務委託のあり方などを検討する（資料 3-15）。

・国際平和ミュージアムの広報・啓発活動の展開

国際平和ミュージアムは 1992 年の開館以来現在に至るまで、110 万人の来館者を迎えてきた。小学校・中学校・高等学校の教育旅行の受入、各自治体関係者による団体見学受入を始め、市民の個人での訪問も多く迎えてきた。社会連携・社会貢献の視点から大きな成果を上げて来たと言える。他方で、本学学園構成員のミュージアム来訪については、広報等のより積極的な取り組みをする余地がある。今後は、学園構成員もまた日本・国際社会の一員であるという視点から、平和に関するアウェアネスを向上させるような広報や啓発活動を展開する（資料 9-77）。

・社会的なニーズに対応した社会連携・社会貢献の実現

「RU チャレンジ・デザイン」前半期計画に挙げられている、「社会共生価値」を創造する「次世代研究大学」の実現に向けて、めまぐるしく変化する社会において、総合大学としての豊富な知的資源・人的資源をもとに、多様な社会ニーズや課題を的確に捉えながら社会連携・社会貢献活動をしていくことが課題となっている（資料 1-15）。ACR など順調に成長しているプラットフォームを活用し、社会的なニーズに対応した社会連携・社会貢献のあり方を検討する。

・社会連携・社会貢献の「見える化」の推進

BKC においては地域連携事例集で 153 事例の紹介ならびに 88 記事＋３特集記事を取り上げることができた（資料 9-57）。一方で、毎年度、自己評価委員会の下、各部課の社会連携

活動の点検・評価を行っているが、必ずしも大学全体の社会・地域連携活動が網羅できているとは言えない状況である（資料 2-14）。「立命館×SDGs」「国際平和ミュージアム」「災害復興支援室」「衣笠キャンパス地域連携課」「BKC地域連携課」「OIC地域連携」など各課の取り組みについて、ウェブサイトのリニューアルや SNS 活用を促しており、今後も更なる「見える化」を追求する。

最後に全体のまとめとして、立命館憲章や「学園ビジョン R2030」で掲げられている社会・地域連携方針に関する方向性の下、学部・研究科、研究所・研究センター、そして社会連携課を含むさまざまな学内の各組織が、それぞれの目標と方針を定め、自律分散的、あるいは互いに連携し合いながら社会・地域連携活動を推進しているのが、本学の社会・地域連携の大きな特徴といえる。本学で展開されている教育・研究が、さらに社会・地域貢献に寄与できるよう、活動、コーディネートの幅を広げるとともに、各キャンパス地域連携室を通じて、地元の自治体等との様々な取り組みを進めていきたいと考えている。また、各キャンパスの拠点にこだわらない各学部における PBL、フィールドワークの一環として、研究所・研究センターの研究プロジェクト等々、全国の自治体、団体、民間企業等との連携を深め、世の中の諸課題に立ち向かう、立命館らしい社会に貢献できる大学づくりを一層推進していく。

第 10 章　大学運営・財務（１）大学運営
１．現状分析

**評価項目①**
**大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。**
＜評価の視点＞
・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

＜大学運営方針に基づく役職・組織の設置、権限等の明示、適切な大学運営＞

本学では、次のように大学運営を行っている。

第一に、学長と役職者の選任方法と権限の明示という点である。本学の学長は学校法人立命館総長が兼務しており、この総長の候補者は規程に基づき決定し、教職員や学生等から選出された選挙人による間接選挙を行い、理事会はその決定結果に基づき総長を選任することになっている（資料10(1)-1,2)。また学則第11条２項には学長が「本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する」ことを規定している。さらに役職者の任免や学部長等の選任も規程に基づき行っている（資料10(1)-3,4)。

第二に、学長による意思決定や執行等の整備、学長との関係を含む教授会の役割の明確化という点に関しては、2015年度の学校教育法等の改正に伴い、同年度から一部変更・施行した学則等の諸規程でこれらを明らかにした。毎年度、学長が副学長に権限を委譲する事項、学長がつかさどる教育研究に関する事項、教授会が学長に意見を述べることができる事項等について「学長決定」として定め、教職員に公開している（資料10(1)-5)。

第三に、学生や教職員からの意見への対応については、学生に対しては全学協議会の開催等を通じて学生生活の実態を把握したうえで要求に応えている。全学協議会は、大学という「学びのコミュニティ」を構成する学生・院生、教職員および大学が、教育・研究、学生生活の諸条件の改革・改善に主体的に関わり、協議するために設置された本学独自の仕組みである。全学協議会に関しては、学園共創活動に位置づけ直し、取り組みが進められている（資料2-29【ウェブ】,30,7-51,52)。また、教職員に対しては新たな政策に対する全学意見集約を行うことを通じて、より精緻化した政策を練り上げている。教員は教授会等を通じて、職員は、各課の業務会議を出発点に、上位の機関会議を経て政策を常任理事会に諮ることができる。

このような全学の意見を多面的かつ重層的にすくいあげる仕組みは、学園ビジョンの豊富化に寄与し、大学運営方針に基づいた政策の具現化に活かされている。具体化された計画はより実効性あるものとして全学が一致して取り組むことができ、適切な大学運営に繋がっている。

＜大学を設置・管理する法人運営の適切性＞

本学は2022年度の総長選挙においても上述した学長選任に関する規程に則った手続きを経て実施した。その結果、2022年11月６日の選挙人会において翌2023年からの総長候補が選出され、総長候補者の総長就任受諾の後、2022年11月25日理事会において2023年１月からの総長が選出された（資料10(1)-6)。

大学と法人組織である理事会等との権限と責任の明確化については、本学では理事会の下に常任理事会を置き、学部長理事制により各学部・研究科の意見を反映して大学を運営している。また、常任理事会では春と夏の年２回、まとまった時間を設定し、大学全体の課題を共有・議論している。

大学運営上不可欠となったリスクマネジメントでは、リスクマネジメント推進室の下、「新型コロナウイルス感染拡大に対する立命館大学の行動指針（BCP)」を策定し、大学全体で迅速な対応を進めた（資料10(1)-7)。その他にも巨大地震発生リスクの高まり、台風の強大化、豪雨の過激化・広域化などの大規模災害発生後のBCPの策定を次の優先課題とし、その前段階として、2022年７月にはリスクマネジメント委員会の下、「リスクマネジメント基本要綱」を改定した（資料10(1)-8)。また、防災の観点では、各キャンパスに共通するマニュアルとして「防災（震災)・防火マニュアル【共通編】」を2023年３月に策定した（資料10-(1)-9)。その後、災害時における「事業継続計画（BCP）第一版」を2024年３月に策定し、2024年４月より運用を開始したことで、リスクマネジメントに関する環境が進展した（資料10(1)-10)。

ガバナンス面では、本学は立命館アジア太平洋大学とともに学校法人立命館として日本私立大学連盟の定める「私立大学ガバナンス・コード」に準拠して、その実施状況の点検結果を公表している。2023年度も法人として、すべての「基本原則」および「遵守原則」を遵守できており、この結果は2024年５月22日常任理事会で議決し、2024年５月31日理事会・評議員会において報告した（資料10(1)-11)。遵守状況は日本私立大学連盟に報告の上、情報公開ページにて大学別に公表している（資料10(1)-12【ウェブ】)。

なお、私立学校法の一部改正（2025年４月施行）に伴う寄附行為の変更は2024年９月27日理事会、内部統制システムの基本方針および運用等については11月29日理事会で決定している（資料10(1)-13,14)。

このように、大学を設置・管理する法人として、法令および規程等に基づき、組織および役職者の権限と責任を明確にし、チェック機能を果たしながら、適切な運営を行っている。

**評価項目②**
**予算編成及び予算執行を適切に行っていること。**
＜評価の視点＞
・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

＜予算編成・予算執行の適切性＞

予算編成手続きは私立学校法、寄附行為、経理規程および経理規程施行細則に基づいて行っている（資料 10(1)-15～18)。

次年度予算編成方針は事業計画委員会を経て理事会で決定し、各部はその予算編成方針および財務部（後述の「特別（推進）予算」は事業計画委員会事務局)・各部間で行われる予

算ヒアリング結果に沿って、次年度事業計画に基づく予算要求書を財務経理課へ提出している。財務経理課は、提出された予算要求書を整理、試査したうえで予算案を作成し、予算編成中間報告として事業計画委員会を経て理事会・評議員会へ報告する。最終的な次年度予算案は、事業計画委員会を経て評議員会への諮問後、理事会で決定している（資料10(1)-19～21)。

支出予算については、主な区分として、「学園ビジョンR2030」を推進する「特別（推進）予算」と、各設置校・各部における恒常的・基盤的な予算を統合した「一般（基盤）予算」を設定して編成、執行管理を行っている。このことにより、法人全体の観点から中期計画の推進・実現を図りつつ、各設置校・各部単位でより俯瞰的に事業・予算の編成・効果検証を行うこととしている。

予算執行にあたっては、経理規程、経理規程施行細則および経理業務専決規程に基づき、各予算単位に予算単位責任者を置き、専決決裁者が権限の対象範囲内で決裁を行う（資料10(1)-22)。収入予算の執行については、収入となるべき債権に基づき、金銭の収納手続きが完了した後に、入金預金伝票を起票し、決裁することにより実施している。支出予算の執行については、支払を行うべき債務に基づき、金銭の支払手続を行う前に、出金依頼書を起票し、決裁することにより実施している。

日常的な予算管理および執行は、会計システムを使用している。予算残高や執行明細等の各種照会等、システムが備える機能によって、予算執行が適切に行われるよう、学内諸規程に則った予算執行の承認・決裁、配付予算を超える執行防止を行っている。

また、私立学校法、私立学校振興助成法、監事監査規程、内部監査規程および経理規程に基づき、後述する監事による監査、監査法人による会計士監査、内部監査（三様監査）を行うとともに、情報公開規程に基づき、収支計算書等を公表している（資料 10(1)-23～25)。

これらのことから、予算編成および執行の適切性および透明性を担保しているといえる。

**評価項目③**

**法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。**

＜評価の視点＞

・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）活動を組織的に実施しているか。

＜法人・大学の運営業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織の設置、人員の配置、組織の適切な機能＞

法人・大学の運営に関わる組織については、毎年度事務体制・要員体制文書をとりまとめて、学園全体での政策課題や、各教学・研究機関の運営上の課題などを念頭に検討を行い、これに基づいて事務職員の人事異動を実施している。近年では、教育・研究DX推進室や起業・事業化推進室等の設置を含め、「学園ビジョンR2030」の実現に向けた組織およびその体制の整備を行っている（資料10(1)-26,27)。

これらの体制を担う職員の力量形成に向けては2015年度より育成型人事制度の育成・研修制度を整備し、毎年度「職員のための力量形成ガイドブック」を発行して、職員の力量形成に努め、スタッフ・ディベロップメント（SD）を行っている。本学ではSDについて「学校法人立命館スタッフ・ディベロップメント（SD）実施に関する基本方針」を2017年４月19日(常任理事会)に定めている（資料10(1)-28【ウェブ】）。このなかでSDの対象は役員・教員を含め、職種等のいかんにかかわらず、大学の運営を担う者と定めている。教員については、教育者集団による組織的活動として、さらに現在では職員や学生・院生の参画を得た大学横断的な活動として、第６章で触れたとおり、教育研究におけるFD活動を実践的に推進（資料6-31【ウェブ】,32）している。また、日本私立大学連盟の学長会議、財務担当理事者会議、教学担当理事者会議に教員役員が参加し、法人経営や大学運営に関して研鑽できるよう努めている（資料10(1)-29【ウェブ】）。加えて、日本私立大学連盟のPDCAサイクル修得プログラムの受講を推奨し、例年教学部役職者を中心に教職員が参加している（資料10(1)-30）。学内では、教員向けに法務・コンプライアンス研修や教育開発推進機構やハラスメント防止委員会等による研修等を実施している。専門的な知識・技能を有する事務職員については、これらの研修制度のなかで育成を行うほか、学生支援や保健衛生、法人各種業務等の特定分野に限定した無期雇用の専門的スタッフを、特定業務専門職制度を運用して計画的に採用することで、現在30名の特定業務専門職が学内で専門性を発揮しており、専門性と総合性の両軸を持つ柔軟な要員体制を確保している(資料10(1)-31,32)。次世代研究大学を目指すうえで、大学教員がいっそう本来業務である研究と教育にそのエフォートを注力できるよう、学園・大学・学校運営の中核として、行政全般に関わる高度な役割を担う職員の育成・確保や、それらを育成するSDについてもさらなる高度化を行う予定である。これらを進めるため、「R2030チャレンジ・デザインを遂行するための職員政策具体化委員会」を設置して職員のさらなる成長と役割発揮を促すための人事制度改革等に取り組んでいる（資料10(1)-33～35)。

女性の活躍等を含むD＆Iの課題については、D＆I推進室が学園全体で多様な人材が活躍する組織づくりに取り組んでいる一方で、主として研究者を支援している男女共同参画推進リサーチライフサポート室においては「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特色型)」の取り組みが「S評価」（最高評価）を受けている（資料10(1)-36【ウェブ】,37【ウェブ】)。

また、2022年度にはグラスルーツ実践支援制度（GPSP）を設け、教学、研究、学生活動、地域連携の新展開や業務改善などの課題に草の根的に取り組む150件のプロジェクト（参加のべ775名)に対し、予算・運営支援を行った。この制度によって、大学教員、附属校教員、職員が所属や職位を越えて連携し、教職協働による教学・研究の高度化や、学生活動の充実、新規事業の創出、業務効率化等の成果を創出した。2023年度にも継続した募集を行い、236件（参加のべ1,342名）に対し、予算・運営支援を行った。また、２年度の取り組みを受けて、「学園ビジョンR2030」実現に向けた教職員の能動的・創造的な実践を促し、その取り組みを励ます制度の目的は概ね達成されたとの評価の下、第２期として、2024・2025年度の同制度の実施を判断した（資料6-49【ウェブ】)。

このように、法人および大学運営に必要な組織の設置および人員の配置を行い、組織が適切に機能しているといえる。

**評価項目④**
**大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**
＜評価の視点＞
・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜三様監査を通じた大学運営に関わる状況についての定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組み＞

本学では監事監査、会計士監査、内部監査の三様監査を計画的に実施し、上記、予算執行の適切性に加えて、それぞれの監査を以下に述べるとおり有機的に機能させることで業務および財政の健全性をあわせて担保している（資料10(1)-16 寄附行為第16条）。

監事監査は「監事監査規程」に基づき、常勤監事１名、非常勤監事２名の体制で、毎事業年度の初めに監査計画書を策定し、学内の主要会議等への出席や理事および各部門の長へのヒアリング・懇談会等の実施および施設や授業の見学等により適切な情報把握を行い、年度末に監査報告書を作成して常任理事に対する監査報告会を実施し、監査報告書を理事長に提出している（資料10(1)-38）。

会計士監査は「内部監査規程」および「学校法人立命館経理規程」に基づき、監査法人が計算書類および重要な会計方針等についての監査を実施し、理事長、総長、専務理事、常務理事等を対象とする監査法人報告会を実施し、監査法人による監査実施報告書を理事長に提出している（資料10(1)-39）。また、「監査法人とのコミュニケーション」として、定期的に（年間３回）監査法人と監事および業務監査室によるミーティングを実施し、監査計画や監査実施状況および監査結果に関する情報共有や意見交換を実施している。

内部監査は「内部監査規程」に基づき、年度の初めに業務監査室が内部監査計画書を作成し、計画に基づいて学内各部署に対する業務監査（定期監査、臨時監査、実施済み監査フォローアップ等）を実施して内部監査報告書を作成し、理事長に提出している。また、監事との日常的な情報共有を行い、監査法人とのミーティングを年間３回開催して情報共有や意見交換等により、監事・監査法人・業務監査室間の連携に努めている。

それぞれの監査は独立性を持って実施され、監査結果（監査報告書）の指摘により、大学運営に関わる事項の改善・向上に機能的に結びつけている。

なお、2025年度からは私立学校法の一部改正（2025年４月施行）に伴う内部統制システムの整備に関わって、内部統制システムの運用状況について監事による独立的監査、業務監査室によるモニタリングの推進および監査を行う予定としている（資料10(1)-14）。

そのために、理事会の下に内部統制委員会を設置するとともに、業務監査室を内部監査室とする機能強化と組織体制整備に向けた対応を完了した（資料 10(1)-40,41 p.19）。

＜事業計画および自己点検・評価を通した大学運営に関わる状況についての定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組み＞

常任理事会の下に法人の事業計画および予算等を所管する事業計画委員会が設置され、大学を含む法人の計画推進に関する役割が担われている（資料10(1)-42,43)。事業計画委員会では「学園ビジョンR2030チャレンジ・デザイン」に基づいて、毎年度の事業計画を策定、事業ごとに期中および期末点検を実施し、課題把握と改善に向けた対応などを総括した上で、それを次期計画へ反映させることで、マネジメントサイクルを機能させている（資料10(1)-44～46)。また、事業と予算の一体的な運用に向けて、2021年度より特別（推進）予算等による取り組みを進めている（資料10(1)-47)。特別（推進）予算については前年度の実績を翌年度の予算に反映させており、必要に応じて事業計画委員会事務局によるヒアリングも実施している。このように前年度の実績を翌年度の予算に反映させることで、事業計画同様にマネジメントサイクルを機能させている。

大学運営に関わる事項は、各組織および委員会等の自己点検・評価を踏まえて、全学の自己評価委員会の下に設けられた「大学運営部会・財務部会（部会長：総務部長および財務部長)」が毎年度、自己点検・評価を行い、長所および問題点の把握・対応等を行っている（資料2-10)。この間のモニタリング（2019～2023年度）を通して、リスクマネジメント、コロナ禍、D&I、事務体制・職員政策、業務基盤高度化、ガバナンス・コードへの対応等、大学運営に関わる諸課題およびその継続的な改善の状況に関する確認を通じて、組織的に現状の到達点を確認することができている（資料10(1)-48【ウェブ】)。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

### （１）長所・特色

本学では、大学運営の方針や関係法令に基づき、必要な大学運営組織を整備し、適切な大学運営を行っている。また、特徴的な取り組みとしては、教学や大学づくりに関わって、全学協議会等を通じて学生・院生が議論に参画する仕組みを有している。全学協議会システムは、本学の長所と言える。2023年度においては、大学の教学政策である新たな「学年暦」や「英語教育改革」などテーマに議論してきた。

また、本学は常任理事会を中心に「学園ビジョンR2030」の具体化に関わる諸政策の審議・決定を行っている。春と夏の年２回の集中的な議論の場の設定等を通じて、大学を取り巻く情勢や国内外の政策動向を踏まえながら、学園・大学全体の政策課題の実現や教育・研究に関わる改革の推進を行っており、常に積極的な改革に取り組む組織文化とそれを支える体制が構築されている。また、大学教員と事務職員とが目的・目標の達成に向けて協働して取り組む「教職協働」が定着しており、本学の優れた組織文化の一つとなっている。さらに、常任理事会には、法人役員のほか、立命館大学、立命館アジア太平洋大学の役職者や各附属校校長が参加しており、大学・学校の枠組みを超えた課題の共有や連携・共同の取り組みが進展している。

予算編成においては編成方針を明確にし、関係法令および規程に基づいて適切に手続きを行うとともに、中・長期計画「学園ビジョン R2030 チャレンジ・デザイン」を推進する予算を設定する等、有効性を高める取り組みを行っている。また、予算執行においては、権限や執行手続き等の規程整備、会計システムによる牽制機能、各監査の実施、財務情報の公表等によって適正性・透明性を担保している。

D&I課題については、事業計画等においても女性活躍推進をはじめとする数値目標を設

定し、学園全体の組織の多様性を重視する意識は広がってきている。グラスルーツ実践支援制度について、これまで他の既存の制度・予算（研究費、教育力強化予算、経常経費等）の執行が難しかった、大学の枠や大学教員・附属校教員・職員の枠を超えた取り組みを支援し、多様な人と組織が結びつく機会を創出し、それを可視化することで、総合学園としての強みを引き出すことにも寄与するものとなった。

毎年度の事業計画策定および特別（推進）予算の運用については、PDCA のマネジメントサイクルが機能している。それらは個別のものではなく、事業と予算の一体的評価、事業の計画に基づく予算要求という一体的運用を推進している。

大学運営についても毎年度の自己点検・評価を通じて長所・問題点の把握を行い、課題についてはモニタリングによる継続的な状況改善の確認を行っている。

（２）問題点

特になし。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

これまで述べてきたとおり、本学は2021年度から2030年度に亘る10年間の中・長期計画「RUチャレンジ・デザイン」に基づいた大学運営を行っており、現在４年目を迎えている。この「RUチャレンジ・デザイン」は各年度の事業計画へと具体化され、毎年度の予算とも連動している。学内構成員には会議報告をはじめ、ウェブサイトを通して周知・共有している。

中期計画や事業計画を適切に実行していくための大学運営に関しては、学長をはじめとする役職者や教授会の役割と権限等を明確化し、組織や諸規程を整備することで対応している。学長や役職者の選任方法と権限は規程によって明確にするとともに、「学長決定」および諸規程で学長による意思決定や教授会の権限を明確化している。

全学協議会に関しては、学友会活動の位置づけ自体を見直し、これまでの「要求実現活動」から「学園共創活動」に転換することが確認された。今後は、学園共創活動として、大学とともに解のない課題に向き合い、未来の学生に向けた課題設定や大学の各種施策に取り組むなかで、学生参画型の大学づくりに向けて、引き続き協議を進めていく予定である（資料7-51,52）。

予算執行においては2024年８月の購買システムのリプレイスにより、業務の電子化を通じたプロセスの見える化、内容照合の自動化を進めている。これにより、さらなる予算執行の適正化、透明性の向上を図る。

大学業務を遂行する事務体制は、基本方針の下、全学の課題を踏まえて取りまとめられる「事務体制文書」に基づいて年次計画的に整備している。職員の役割を高め、さらなる成長を促すために、「R2030チャレンジ・デザインを遂行するための職員政策具体化委員会」を設置して人事制度改革等に取り組んでいる（資料10(1)-33～35）。

大学は、役員をはじめとする教職員の管理運営力量の向上を目的としたSDを推進するとともに、職員には体系的な育成や研修情報を記載したガイドブックやアニュアルレポートを作成し、経験交流とともに今後の改善に活かしている。また、教員には、研究倫理や研究費の執行に関わるコンプライアンス研修を実施し、研究に携わる職員とともに研究分野における教職員の育成に取り組んでいる(資料8-61,63)。

本学を含む学園の大学・学校の教職員を対象として、教学、研究、学生活動、地域連携の新展開や業務改善などの課題に草の根的に取り組むプロジェクトに対して予算・運営支援を行うグラスルーツ実践支援制度を実施した。2023年度は236件（参加のべ1,342名）の取り組みが行われた。これまで他の既存の制度・予算（研究費、教育力強化予算、経常経費等）の執行が難しかった、大学・学校の枠や大学教員・附属校教員・職員の枠を超えた取り組みを支援し、多様な人と組織が結びつく機会を創出し、それを可視化することに繋がった。その成果を踏まえ、2024･2025年度を第２期として継続実施することを判断した(資料10(1)-49)。

事業計画の策定および特別（推進）予算の運用については、PDCA のマネジメントサイクルが機能しており、かつ、事業と予算の一体的評価、事業の計画に基づく予算要求という一体的運用を推進している。また、課題についてはモニタリングによる継続的な状況改善の確認を行っている。

事業計画の策定・報告、特別（推進）予算の申請・報告について、今後、DX や AI の導入（オンライン上での入力、データベースの活用等）による業務負担の軽減、内容の標準化を目指している。

以上のことから、大学の理念・目的や大学の将来等を見据えた中・長期計画を実現するための大学運営方針を明示・周知し、適切な大学運営のための規程整備や権限・役割の明確化を行っているといえる。そして、大学の課題に柔軟に対応できる事務組織を常に改編し、教職協働やSDの推進、定期的な点検・評価により、大学運営を効果的かつ効率的に行っていると判断できる。

第 10 章　大学運営・財務（２）財務

１．現状分析

**評価項目①**

**教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。**

＜評価の視点＞

・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

＜教育研究活動の安定的な遂行のための中・長期財政計画の適切な策定＞

本学では、「学園ビジョン R2030」および各設置校のチャレンジ・デザイン（以下、R2030 計画）（資料 1-15）の実施期間（10 年間）を視野に入れつつ、当面の５年間（2021～2025 年度）を対象とする R2030 前半期財政運営基本方針（以下、基本方針）（資料 1-16）を策定し、その下で財政運営を行っている。

基本方針は、社会情勢や学園の存在意義等の観点からも、R2030 計画の実現にむけた教育・研究の価値向上を支える財政基盤を確立することを目的としている。基本方針には、財務指標、財政運営課題等を明示し、それら財務指標等を R2030 計画の KGI として進捗管理を行っている（資料 10(1)-46）。基本方針に定める財政運営課題を遂行するための具体方策等は毎年度の事業計画・予算編成で確認を行うとともに、中期的な財務見通しとして基本収支試算を作成し、この見通しを踏まえて各年度の支出予算編成を行っている。こうした財政運営の下、基本方針に定める財務指標については、次のとおり、一部を除いて設定した水準を維持・確保できている。

また、ウェブサイトでは、学校法人立命館情報公開規程に定める決算および予算の計算書類等のほか、財政運営の考え方について公表を行っている（資料 2-31【ウェブ】）。

【R2030 前半期財務指標】

① 収支に関する資料

| 指標 | 2023 年度 |
|---|---|
| 経常収支差額プラスの確保 | +24 億円 |
| 学納金比率（＝学納金÷経常収入）75%を上回らない | 71.3% |
| 予算段階における教育活動収支差額プラスの確保（一般（基盤）予算ベース）※ | △9 億円 |

② 貸借対照表に関する指標

| 指標 | 2023 年度 |
|---|---|
| 引当特定資産Ⅰ保有率（第2号～第4号基本金、退職給与引当金に対するそれぞれの引当特定資産の割合）＝100% | 100% |
| 引当特定資産Ⅱ（※）保有率（＝引当特定資産Ⅱ÷減価償却累計額）＝50%～100% | 67.4% |
| 流動比率（＝流動資産÷流動負債）≧100% | 102.5% |
| 純資産構成比率（＝純資産÷総資産）≧85% | 86.4% |

※　一般（基盤）予算については後述。予算書ベースの教育活動収支差額は△25 億円。

※　引当特定資産Ⅱは、引当特定資産Ⅰ以外の引当特定資産。

**評価項目②**
**教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。**
＜評価の視点＞
・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

＜教育研究活動の安定的な推進に必要十分な財政基盤の確立＞

本学の財政状況は「事業活動収支計算書関係比率」、「貸借対照表関係比率」（大学基礎データ表９、10、11）に示すとおりである。恒常的な収支状況を評価するうえで重要性が高く、財務指標にも用いている経常収支差額は、法人全体および大学部門ともに安定的にプラスを確保している。なお、2020 年度の経常収支差額がほぼ収支均衡の水準となっているのは、コロナ禍が広がる中で学生生徒等の学びを継続するための大規模な支援策やオンライン・ハイブリッド授業実施および感染症拡大防止のための環境整備等を実施したことによる。貸借対照表関係比率では、特に財務の安定性・健全性を評価するうえで重要な比率である純資産構成比率は全国平均（「令和４年度版今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）より、医歯系大学を除く数値）をやや下回るものの良好な水準を維持している。資産の構成を全国平均と比べると、固定資産の構成割合が高くなっている。これは施設設備の整備事業を行いつつ、永続的な教育研究環境の維持のために必要となる資金（引当特定資産（固定資産））の形成を並行していることによる。このことにより流動資産構成比率は低くなっているが、流動比率や前受金保有率にあるとおり、負債に対して必要な流動性は十分に担保されている。なお、第４号基本金に対応する資金についても引当特定資産として保有している。

収入の多様化は、学納金への過度の依存を抑制するためにも、継続して取り組む必要がある課題であり、学納金比率は 75%を上回らないことを財務指標に設定している。具体的な取り組みとして、これまで長期間をかけて段階的にリスク分散を図ってきた資金運用では、毎年度 20 億円程度の受取利息・配当金を確保できる状況にあり、この一部を財源とする予算枠（特別（推進）予算）を 2021 年度に新設し、R2030 計画を遂行するための事業予算に充当している。また、研究高度化の一環として申請・採択を促進している科学研究費補助金の受け入れ件数や受託研究費等を含めた学外研究費の受け入れ金額が伸長している（大学基礎データ表８）。さらに、R2030 計画との関係では、次世代研究大学の実現にむけてメルクマールとなる補助事業の積極的な調査・申請を行い、「地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に採択されるなど、本学の研究、産学連携やスタートアップ創出等の成果と社会的な期待が多様な財源による財務基盤の強化に繋がっている。

## ２．分析を踏まえた長所と問題点

（１）長所・特色

持続的な教育研究の価値向上を支える財務基盤を維持・強化するためには、事業予算・支出が単純に膨張することがないように一定の規律の下でマネジメントすることが基本となる。その一方で、R2030 計画の遂行や社会環境・情勢変化等へ対応するために、時機を捉えて、取り組みの新規着手や強化を可能にする機動性を併せ持った財政運営が必要となる。

これらを同時並行するために、基本方針に基づいて、支出予算を一般（基盤）予算、特定（収支見合）予算、特別（推進）予算、学習・教育・研究環境整備予算の４つに区分し編成・

管理している（資料 1-16）。

一般（基盤）予算は、各設置校における学納金を主な財源として、恒常的・基盤的な教員体制整備や事業活動等を安定して実施するための予算として設定し、過年度実績や予算年度の計画を踏まえつつ、各年度の予算編成において業務効率化や経費節減等による見直しを継続的に行っている。また、R2030 計画の実現や環境変化への対応等に資する取り組みを機動的に推進するために設定している特別（推進）予算は、事業計画委員会において、学園全体の視点から計画や期待効果等を精査して対象の施策を選定し、あらかじめ定めた各施策の検証指標や予算執行状況等に基づいて実績評価を行っている（資料 10(1)-47）。

収入多様化については、財務指標に学納金比率の具体的な数値を定めて取り組んでおり、R2030 前半期を通じて学納金への依存低減が進んできている。主要な方策である資金運用は、一定の規模の収入を安定的に確保し、特別（推進）予算の財源として R2030 計画の推進に活用している。また同時に、社会起業家（学生・教職員・校友等）への投融資を行う独自ファンド（立命館ソーシャルインパクトファンド）の設置を通じて、スタートアップ創出を促進するとともに、投資先との共同研究やキャンパスでの実証実験が展開されるなど（資料 10(2)-1【ウェブ】）、学園の教育・研究事業との関連においても効果が現れ始めている。

また、学費・財政は、学部生および大学院生の自治組織の代表等が参画する全学協議会における重要なテーマのひとつであり、学生等との間で、学費政策の検討プロセスにおける協議や、財務に関する情報公開の方法・内容等についての懇談等を行っている（資料 2-29【ウェブ】）。こうした取り組みを通じて、学生等と直接的な対話をしながら、財政運営を行い、財務状況や財政運営に対する学生等の理解促進を図っていることも本学の長所・特色といえる。

（２）問題点

財務の全体的な状況としては、教育研究活動を安定的に推進するための基盤を有しているといえるが、2020 年度以降、教育活動収支差額がマイナスの状態にある（そのマイナスを教育活動外収支差額（受取利息・配当金等）で補填し経常収支差額のプラスを維持する財政構造になっている）。このことに関わっては、基本方針において、「一般（基盤）予算ベースでの教育活動収支差額プラス」を確保する予算構造とすることを課題としており、また、教育活動収支差額の改善のために必要な対策を講じることを 2023 年度大学評価委員会において指摘されている（資料 2-18）。

一般的にわが国の学校法人の財務は、公費助成の国際的また設置者間（国私間）の格差から、学納金に依存せざるを得ない条件の下にあり、収入基盤の確実な強化を図るには学費政策が不可欠な要素である。本学の学納金は、2010 年度から 2020 年度にかけてほぼ横ばいで推移し、増加がなかったが、教育研究の持続的な発展を支える収入基盤を確立するために、常任理事会において複数回にわたる厳しい議論を重ねて、2023～2026 年度入学者に適用する授業料改定方式として、物価上昇に加えて定額の授業料改定を行うことを判断した（資料 10(2)-2）。この授業料改定を反映した 2024 年度予算において、基本方針で課題としている「一般（基盤）予算ベースでの教育活動収支差額プラス」を確保する予算構造とすることができた（資料 10(1)-21）。また同時に、学納金への依存を可能な限り低減することは学費の重みに応える学園の経営努力として恒常的に取り組むべき課題であり、収入多様化や経費

節減にいっそう強力に取り組む必要がある。その中で、2025 年度に迎える学園創立 125 周年を契機とする寄付政策（資料 10(2)-3）は、恒常的な財源確保にむけた方策としても特に重要な課題であり、周年事業のみならず各設置校等の教育研究活動等とも連動させながら積極的に推進していかなければならない。

### ３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、持続的な教育研究の質向上を支える観点から、中期的な財政運営基本方針を定め、その下で、財政運営課題の遂行、財政基盤の確立・強化に取り組んでいる。

R2030 前半期においては、収入多様化や経費節減の取り組みを継続しながら、厳しい議論を重ねたうえで収入の根幹である授業料改定を判断・実行することで、財政運営課題である教育活動収支差額の改善に見通しを立て、教育研究活動の安定的な推進に必要な財政基盤を確立することができている。

2026 年度から始まる R2030 後半期期間における財政運営基本方針は、2025 年度中に策定する予定であるが、前半期から連続するものとして、R2030 計画に掲げる次世代研究大学の実現にむけた研究成果の社会発信・還元、生涯教育、地域・行政・企業等との連携による教学プログラムやオープン・イノベーションの展開等を財政的に支えるとともに、これら R2030 計画の事業展開に伴う将来的な財政モデルの追求・構築を目指して今後検討を進めることとする。